# 熊本市公報

**第１３７４号**

発行所　熊本市中央区手取本町１番１号
　　熊本市総務局総務厚生課
発行日　毎月　１５日・末日


## 目　　次

### 条　　例


○高遊原南消防組合の消防事務の移管及び宇城広域連合からの脱退に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第 2 号）…… 265
○熊本市職員定数条例の一部を改正する条例（条例第 3 号）…… 270
○熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第 4 号）…… 271
○熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例（条例第 5 号）…… 272
○熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第 6 号）…… 275
○熊本市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第 7 号）…… 277
○熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第 8 号）…… 278
○熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 9 号）…… 279
○熊本市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例（条例第 10 号）…… 280
○熊本市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例（条例第 11 号）…… 281
○熊本市消防長及び消防署長の資格を定める条例（条例第 12 号）…… 282
○熊本市社会教育委員条例の一部を改正する条例（条例第 13 号）…… 284
○熊本市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例（条例第 14 号）…… 285
○熊本市民生委員定数条例（条例第 15 号）…… 287
○熊本市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例（条例第 16 号）…… 288
○熊本市特別会計条例の一部を改正する条例（条例第 17 号）…… 290
○熊本市植木地域整備基金条例を廃止する条例（条例第 18 号）…… 291
○熊本市火災予防条例の一部を改正する条例（条例第 19 号）…… 292
○熊本市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 20 号）…… 294
○熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 21 号）…… 296
○熊本市消防事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（条例第 22 号）…… 297
○熊本市立高等学校条例の一部を改正する条例（条例第 23 号）…… 299
○熊本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例（条例第 24 号）…… 300
○熊本市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例（条例第 25 号）…… 301
○熊本博物館条例の一部を改正する条例（条例第 26 号）…… 302
○熊本市老人憩の家条例の一部を改正する条例（条例第 27 号）…… 303
○熊本市住宅改造居宅介護支援員派遣手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第 28 号）…… 304

○熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第 29 号）…… 306
○地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第 30 号）…… 308
○熊本市立子育て支援センター条例の一部を改正する条例（条例第 31 号）…… 327
○熊本市立保育所の延長保育事業及び一時預かり事業利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例（条例第 32 号）…… 329
○熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例（条例第 33 号）…… 331
○熊本市公共交通基本条例の一部を改正する条例（条例第 34 号）…… 333
○熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例（条例第 35 号）…… 334
○熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例（条例第 36 号）…… 337
○熊本市税条例の一部を改正する条例（条例第 37 号）…… 338

## 規　　則

○熊本市職員職名規則の一部を改正する規則（規則第 10 号）…… 339
○熊本市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 11 号）…… 340
○熊本市公営企業主要補助職員の指定に関する規則の一部を改正する規則（規則第 12 号）…… 342
○地方公営企業法第３９条第２項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則（規則第 13 号）…… 343
○熊本市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則（規則第 14 号）…… 344
○熊本市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則（規則第 15 号）…… 347
○熊本市危険物規制に関する規則の一部を改正する規則（規則第 16 号）…… 348
○熊本市消防団の組織に関する規則の一部を改正する規則（規則第 17 号）…… 387
○熊本市火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則（規則第 18 号）…… 390
○熊本市火災予防規則の一部を改正する規則（規則第 19 号）…… 400
○熊本市消防吏員の階級及び服制に関する規則の一部を改正する規則（規則第 20 号）…… 403
○熊本市在宅福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 21 号）…… 406
○熊本市老人デイサービスセンター条例施行規則を廃止する規則（規則第 22 号）…… 408
○熊本市立養護老人ホーム等設置条例施行規則及び熊本市立雁回敬老園管理規則の一部を改正する規則（規則第 23 号）…… 409
○熊本市はなぞの学苑条例施行規則を廃止する規則（規則第 24 号）…… 410
○熊本市平成学園条例施行規則を廃止する規則（規則第 25 号）…… 411
○熊本市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則（規則第 26 号）…… 412
○熊本市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第 27 号）…… 414
○熊本市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第 28 号）…… 416
○熊本市児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の措置に関する規則の一部を改正する規則（規則第 29 号）…… 418
○熊本市児童措置費負担金徴収規則の一部を改正する規則（規則第 30 号）…… 419
○熊本市母子生活支援施設及び助産施設の入所等に関する規則の一部を改正する規則（規則第 31 号）…… 421
○熊本市児童福祉法に基づく療育の給付に関する規則の一部を改正する規則（規則第 32 号）…… 423
○熊本市小児慢性特定疾患治療研究事業における負担金等に関する規則の一部を改正する規則（規則第 33 号）…… 424

○熊本市障がい者福祉相談所条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 34 号）…… 426
○熊本市立子育て支援センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 35 号）…… 427
○熊本市子ども総合相談室規則の一部を改正する規則（規則第 36 号）…… 429
○熊本市保育園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（規則第 37 号）…… 430
○熊本市児童発達支援ルーム条例施行規則（規則第 38 号）…… 431
○熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第 39 号）…… 436
○熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例施行規則（規則第 40 号）…… 437
○熊本市自動車運送条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第 41 号）…… 440
○熊本市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第 42 号）…… 441
○熊本市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 43 号）…… 442
○熊本市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 44 号）…… 443
○市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則（規則第 45 号）…… 444
○熊本市予算決算規則の一部を改正する規則（規則第 46 号）…… 451
○熊本市会計規則の一部を改正する規則（規則第 47 号）…… 452
○熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則（規則第 48 号）…… 456
○熊本市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則（規則第 49 号）…… 480
○熊本市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則（規則第 50 号）…… 482
○熊本市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則（規則第 51 号）…… 483
○熊本市児童相談所事務分掌規則の一部を改正する規則（規則第 52 号）…… 485
○熊本市会計管理者の補助組織設置規則の一部を改正する規則（規則第 53 号）…… 486
○熊本市職員等の旅費支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 54 号）…… 487
○熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 55 号）…… 490
○熊本市職員安全衛生規則の一部を改正する規則（規則第 56 号）…… 492
○熊本市地域コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 57 号）…… 493
○熊本市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第 58 号）…… 495
○熊本市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第 59 号）…… 497
○熊本市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及び柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則（規則第 60 号）…… 512
○熊本市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 61 号）…… 526
○熊本市動植物園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 62 号）…… 528
○熊本市富合地区嘱託員設置規則を廃止する規則（規則第 63 号）…… 529

## 訓　　令

○熊本市消防局事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 2 号）…… 530
○熊本市消防表彰に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 3 号）…… 535
○熊本市消防職員被服等貸与に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 4 号）…… 537
○熊本市例規の制定改廃の制度設計等に関する訓令（訓令第 5 号）…… 541
○熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 6 号）…… 558
○熊本市区役所等事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 7 号）…… 572
○熊本市会計管理者の事務専決に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 8 号）…… 574
○熊本市公印に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 9 号）…… 576

○熊本市文書に関する訓令の一部を改正する訓令（訓令第 10 号）…… 577
○熊本市職員に対する被服貸与訓令の一部を改正する訓令（訓令第 11 号）…… 580

# 告　　示

○不動産の最高価申込者の決定等通知書の公示送達（告示第 127 号）…… 582
○屋外広告物法による保管した広告物又は掲出物（告示第 128 号）…… 582
○第３０回熊本市都市計画審議会の傍聴（告示第 129 号）…… 583
○放置自転車の移動及び返還（告示第 130 号）…… 583
○地縁による団体の認可（告示第 132 号）…… 584
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 133 号）…… 585
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 134 号）…… 585
○介護保険法による地域密着型サービス事業者の指定（告示第 135 号）…… 586
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定更新（告示第 136 号）…… 586
○介護保険法による地域密着型サービス事業者の指定（告示第 137 号）…… 589
○介護保険法による指定居宅サービス事業の廃止（告示第 138 号）…… 589
○介護保険法による指定居宅サービス事業等の廃止（告示第 139 号）…… 589
○介護保険法による居宅介護支援事業の廃止（告示第 140 号）…… 590
○土壌汚染対策法による形質変更時要区域の指定の全部解除（告示第 141 号）…… 590
○市道の認定（告示第 142 号）…… 590
○市道の廃止（告示第 143 号）…… 593
○市道の区域変更（告示第 144 号）…… 594
○市道の供用開始（告示第 145 号）…… 597
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定（告示第 147 号）…… 600
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 148 号）…… 600
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 149 号）…… 601
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 150 号）…… 601
○生活保護法等による介護機関の指定（告示第 153 号）…… 602
○生活保護法による指定介護機関の変更（告示第 154 号）…… 603
○生活保護法による指定介護機関の廃止（告示第 155 号）…… 604
○生活保護法等による医療機関の指定（告示第 156 号）…… 604
○生活保護法による指定医療機関の変更（告示第 157 号）…… 605
○生活保護法による指定医療機関の廃止（告示第 158 号）…… 606
○介護保険法による指定居宅サービス事業所の廃止（告示第 159 号）…… 607
○配当計算書の公示送達（告示第 160 号）…… 607
○平成２５年度市税督促状の公示送達（告示第 161 号）…… 607
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 162 号）…… 608
○放置自転車の売却等（告示第 163 号）…… 608
○上益城郡益城町と熊本市との間における消防事務の委託に関する規約（告示第 165 号）…… 609
○阿蘇郡西原村と熊本市との間における消防事務の委託に関する規約（告示第 166 号）…… 610
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 167 号）…… 611
○介護保険法による指定地域密着型サービス事業等の廃止（告示第 168 号）…… 611
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による共同生活援助事業者の指定廃止（告示第 169 号）…… 612
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による就労継続支援Ａ型事業

者の指定廃止（告示第 170 号）…… 612
○介護保険法による指定地域密着型サービス事業等の廃止（告示第 171 号）…… 613
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 172 号）…… 613
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 173 号）…… 613
○道路の指定（告示第 174 号）…… 614
○市道の区域変更（告示第 175 号）…… 614
○市道の供用開始（告示第 176 号）…… 646
○県道の区域変更（告示第 177 号）…… 662
○県道の供用開始（告示第 178 号）…… 663
○介護保険法による指定居宅サービス事業の廃止（告示第 179 号）…… 664
○県道の区域変更（告示第 180 号）…… 664
○市道の区域変更（告示第 181 号）…… 664
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 182 号）…… 665

## 公　　告

○開発行為に関する工事の完了（公告第 222 号）…… 665
○都市公園に存する工作物の除却（公告第 223 号）…… 666
○開発行為に関する工事の完了（公告第 224 号）…… 666
○開発行為に関する工事の完了（公告第 225 号）…… 666
○開発行為に関する工事の完了（公告第 226 号）…… 667
○開発行為に関する工事の完了（公告第 228 号）…… 667
○開発行為に関する工事の完了（公告第 229 号）…… 667
○農業振興地域整備計画の変更及び縦覧（公告第 230 号）…… 668
○開発行為に関する工事の完了（公告第 250 号）…… 668
○開発行為に関する工事の完了（公告第 251 号）…… 668
○開発行為に関する工事の完了（公告第 254 号）…… 669
○開発行為に関する工事の完了（公告第 256 号）…… 669
○開発行為に関する工事の完了（公告第 258 号）…… 669
○開発行為に関する工事の完了（公告第 259 号）…… 670
○開発行為に関する工事の完了（公告第 261 号）…… 670
○開発行為に関する工事の完了（公告第 262 号）…… 670

## 中　央　区

○住民票の職権消除（中央区告示第 6 号）…… 670
○住民票の職権消除（中央区告示第 7 号）…… 671
○住民票の職権消除（中央区告示第 8 号）…… 671

## 東　　区

○住民票の職権消除（東区告示第 4 号）…… 671

## 西　　区

○住民票の職権消除（西区告示第 2 号）…… 671

## 北　　区

○住民票の職権消除（北区告示第 2 号）…… 671

## 議　　会

○熊本市議会事務局処務規程の一部を改正する規程（議会規程第 1 号）…… 672

## 消　防　局

○防火対象物に係る表示制度の実施に関する規程（消防局告示第 1 号）…… 672
○熊本市火災予防規程の一部を改正する規則（消防局告示第 2 号）…… 684

## 交　通　局

○熊本市電 IC カード取扱規程（交通局規程第 1 号）…… 691
○熊本市電 IC カードポイント規程（交通局規程第 2 号）…… 695
○熊本市交通局遺失物取扱規程の全部を改正する規則（交通局規程第 3 号）…… 696
○熊本市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程（交通局規程第 4 号）…… 698
○熊本市交通局事務分掌規程の一部を改正する規程（交通局規程第 5 号）…… 698
○熊本市交通局事務決裁規程の一部を改正する規程（交通局規程第 6 号）…… 698
○熊本市交通局文書規程の一部を改正する規程（交通局規程第 7 号）…… 699
○熊本市交通局公印保管使用規程の一部を改正する規程（交通局規程第 8 号）…… 699
○熊本市交通事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（交通局規程第 9 号）…… 700
○熊本市交通局就業規程の一部を改正する規程（交通局規程第 10 号）…… 701
○熊本市交通局被服貸与規定の一部を改正する規程（交通局規程第 11 号）…… 701
○熊本市電気軌道安全管理規程の一部を改正する規程（交通局規程第 12 号）…… 702
○熊本市軌道条例施行規程の一部を改正する規程（交通局規程第 13 号）…… 705
○熊本市自動車運送条例施行規程の一部を改正する規程（交通局規程第 14 号）…… 706
○熊本市交通局会計規程の全部を改正する規程（交通局規程第 15 号）…… 709

## 上下水道局

○熊本市上下水道局契約事務取扱規程の一部を改正する規程（上下水道局規程第 4 号）…… 729
○熊本市上下水道局就業規程の一部を改正する規程（上下水道局規程第 5 号）…… 729
○熊本市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程（上下水道局規程第 6 号）…… 729
○熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（上下水道局規程第 7 号）…… 730
○熊本市上下水道事業企業職員職名規程の一部を改正する規程（上下水道局規程第 8 号）…… 731
○熊本市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程（上下水道局規程第 9 号）…… 731
○熊本市水道条例施行規程の一部を改正する規程（上下水道局規程第 10 号）…… 733
○熊本市上下水道局電気工作物保安規程の一部を改正する規程（上下水道局規程第 11 号）…… 735
○熊本市上下水道局会計規程の一部を改正する規程（上下水道局規程第 12 号）…… 744
○熊本市下水道条例施行規程の一部を改正する規程（上下水道局規程第 13 号）…… 751
○排水設備指定工事店の指定の効力の停止（上下水道局告示第 22 号）…… 756
○排水設備指定工事店の指定の取消し（上下水道局告示第 23 号）…… 757

## 病　院　局

○熊本市病院事業企業職員職名規程の一部を改正する規程（病院局規程第 1 号）…… 757
○熊本市病院事業企業職員の給与に関する規定の一部を改正する規程（病院局規程第 2 号）…… 757
○熊本市病局事務分掌規程の一部を改正する規程（病院局規程第 3 号）…… 758
○熊本市病院局事務決裁規程の一部を改正する規程（病院局規程第 4 号）…… 764

○熊本市病院局職員被服貸与規程の一部を改正する規程（病院局規程第 5 号）…… 764

## 教育委員会

○熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則（教委規則第 1 号）…… 767
○熊本市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則（教委規則第 2 号）…… 767
○熊本市教育委員会事務局事務専決規則の一部を改正する規則（教委規則第 3 号）…… 769
○熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則（教委規則第 4 号）…… 771
○熊本市教育委員会会議の開催（教委告示第 4 号）…… 771

## 監　　査

○熊本市監査事務局規程の一部を改正する規程（監委規程第 1 号）…… 772
○平成２５年度包括外部監査結果の公表（監委公告第 6 号）…… 772

## 選挙管理委員会

○熊本市選挙管理委員及び同補充員の就任（選管告示第 7 号）…… 773

## 人事委員会

○熊本市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（人委規則第 2 号）…… 774
○熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則（人委規則第 3 号）…… 774
○熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人委規則第 4 号）…… 774
○営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則（人委規則第 5 号）…… 775
○熊本市住居手当支給規則の一部を改正する規則（人委規則第 6 号）…… 775
○熊本市単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則（人委規則第 7 号）…… 775
○熊本市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則（人委規則第 8 号）…… 779
○熊本市人事委員会委員長及び事務局長等の専決等に関する規則の一部を改正する規則（人委規則第 9 号）…… 780
○熊本市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（人委規則第 10 号）…… 780
○熊本市管理職員特別勤務手当支給規則の一部を改正する規則（人委規則第 11 号）…… 782
○熊本市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則（人委規則第 12 号）…… 783
○熊本市扶養手当支給規則の一部を改正する規則（人委規則第 13 号）…… 783

# 条　　例

条　例　第　　２　　号

平成２６年　３　月２５日

高遊原南消防組合の消防事務の移管及び宇城広域連合からの脱退に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

高遊原南消防組合の消防事務の移管及び宇城広域連合からの脱退に伴う関係条例の整備に関する条例

（熊本市情報公開条例の一部改正）

第１条　熊本市情報公開条例（平成１０年条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第１３条中「すべて」を「全て」に改める。

附則に次の１項を加える。

（高遊原南消防組合の消防事務の移管及び宇城広域連合からの脱退に伴う経過措置）

８　高遊原南消防組合の解散の際現に同組合が保有していた文書等で同組合の解散の日後本市が保有するもの及び宇城広域連合からの脱退の際本市が同広域連合から引き継ぐ文書等については、附則第２項第１号の規定は適用せず、同項第２号中「この条例の施行の日」とあるのは、「平成２６年４月１日」と読み替えて、同号の規定を適用する。

（熊本市個人情報保護条例の一部改正）

第２条　熊本市個人情報保護条例（平成１３年条例第４３号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項第６号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第１１条第２項、第１２条第２項及び第１２条の２第２項中「き損」を「毀損」に改める。

第３４条第１項中「手続き」を「手続」に改める。

附則に次の見出し及び２項を加える。

（高遊原南消防組合の消防事務の移管及び宇城広域連合からの脱退に伴う経過措置）

１５　平成２６年４月１日前に高遊原南消防組合の職員であった者で引き続き本市の職員となったものに係る第３条第２項の規定の適用については、同項中「個人情報」とあるのは、「個人情報（旧高遊原南消防組合における職務上知り得た個人情報を含む。）」とする。

１６　高遊原南消防組合の解散の際現に同組合が保有している個人情報又は宇城広域連合からの脱退の際現に同広域連合が保有している個人情報を引き続き取り扱う事務に係る第６条第１項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「については、平成２６年４月１日以後遅滞なく」とする。

（職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正）

第３条　職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和２６年条例第９号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

（高遊原南消防組合の消防事務の移管及び宇城広域連合からの脱退に伴う経過措置）

４　平成２６年４月１日前に高遊原南消防組合又は宇城広域連合の職員であった者で引き続き本市の職員となったものが同日前に旧高遊原南消防組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成２年条例第１１号）第２条の規定又は宇城広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成１９年宇城広域連合条例第１６号）第２条の規定により受けた承認については、第２条の規定による本市の任命権者の承認とみなす。

（熊本市職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正）

第４条　熊本市職員の服務の宣誓に関する条例（昭和２６年条例第１０号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

（高遊原南消防組合の消防事務の移管及び宇城広域連合からの脱退に伴う経過措

置）

４　平成２６年４月１日前に高遊原南消防組合又は宇城広域連合の職員であった者で引き続き本市の職員となったものが同日前において旧高遊原南消防組合職員の服務の宣誓に関する条例（平成２年条例第１０号）又は宇城広域連合職員の服務の宣誓に関する条例（平成１９年宇城広域連合条例第１５号）に基づき行った服務の宣誓は、この条例の規定に基づく宣誓とみなす。

（熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例の一部改正）

第５条　熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例（昭和２８年条例第６号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

（高遊原南消防組合の消防事務の移管及び宇城広域連合からの脱退に伴う経過措置）

４　平成２６年４月１日前に高遊原南消防組合又は宇城広域連合の職員であった者で引き続き本市の職員となったものに対して同日前になされた旧高遊原南消防組合職員の分限の手続及び効果に関する条例（平成２年条例第７号）及び旧高遊原南消防組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成２年条例第９号）の規定又は宇城広域連合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成１９年宇城広域連合条例第１２号）及び宇城広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（平成１９年宇城広域連合条例第１３号）の規定による分限及び懲戒の手続及び効果は、この条例の相当規定による手続及び効果とみなす。

（熊本市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第６条　熊本市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第３号）の一部を次のように改正する。

附則中第８項を第９項とし、第４項から第７項までを１項ずつ繰り下げ、第３項の次に次の１項を加える。

（高遊原南消防組合の消防事務の移管及び宇城広域連合からの脱退に伴う経過措置）

４　平成２６年４月１日前に高遊原南消防組合又は宇城広域連合（以下「旧組合等」という。）の職員であった者で引き続き本市の職員となったもののうち同日前に旧組合等の任命権者により育児休業、育児短時間勤務又は部分休業の承認を受け

た者については、本市の任命権者の承認を受けたものとみなしてこの条例の規定を適用する。

（熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第７条　熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第７条の４第４項中「手続き」を「手続」に改める。

附則中第９条を第１０条とし、第５条から第８条までを１条ずつ繰り下げ、第４条の次に次の１条を加える。

（高遊原南消防組合の消防事務の移管及び宇城広域連合からの脱退に伴う経過措置）

第５条　平成２６年４月１日前に高遊原南消防組合又は宇城広域連合（以下「旧組合等」という。）の職員であった者で引き続き本市の職員となったものが同日前に旧高遊原南消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第２号。以下「旧高遊原南消防組合条例」という。）又は宇城広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成１９年宇城広域連合条例第１７号。以下「宇城広域連合条例」という。）の規定により承認を受けた病気休暇、特別休暇、介護休暇及び組合休暇については、この条例の相当規定により本市の任命権者の承認を受けたものとみなす。

２　平成２６年４月１日前に旧組合等の職員であった者で引き続き本市の職員となったものの同日から同年１２月３１日までの年次有給休暇の日数については、第１１条の規定にかかわらず、同年３月３１日における旧高遊原南消防組合条例又は宇城広域連合条例の規定による年次有給休暇の残日数とする。

（熊本市職員の再任用に関する条例の一部改正）

第８条　熊本市職員の再任用に関する条例（平成１３年条例第３号）の一部を次のように改正する。

附則中第１１項を第１２項とし、第７項から第１０項までを１項ずつ繰り下げ、第６項の次に次の１項を加える。

（高遊原南消防組合の消防事務の移管及び宇城広域連合からの脱退に伴う経過措置）

７　平成２６年４月１日前に高遊原南消防組合又は宇城広域連合の職員であった者

で引き続き本市の職員となったものに係る第２条の規定の適用については、その者の本市の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間は、本市の職員としての勤続期間とみなす。

附　則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

条　例　第　　３　　号

平成２６年　３　月２５日

熊本市職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市職員定数条例の一部を改正する条例

熊本市職員定数条例（昭和２４年告示第１２２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「３，８３２人」を「３，７５７人」に改め、同条第７号中「６９０人」を「７４５人」に改め、同条第１１号中「７５０人」を「７７０人」に改める。

附　則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

条　例　第　　４　　号

平成２６年　３　月２５日

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１３条第１項第１号中「第３号」を「次号」に改め、同項中第２号を削り、第３号を第２号とし、同条第２項各号列記以外の部分中「又は第２号」を削り、「第３号」を「第２号」に改め、同項第２号を削り、同項第３号中「前項第３号」を「前項第２号」に、「第１号」を「前号」に改め、同号を同項第２号とする。

第１６条第２項中「新たに勤務することとなった勤務公署に応じて５８，０００円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額」を「２３，０００円（人事委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が人事委員会規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、４５，０００円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額を加算した額）」に改める。

第３１条の２第１項中「又は災害復旧」を「若しくは災害復旧又は大規模災害からの復興に関する法律（平成２５年法律第５５号）第５６条第１項に規定する復興計画の作成等」に改める。

附　則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。ただし、第３１条の２の改正規定は、公布の日から施行する。

条　例　第　　５　　号

平成２６年　３　月２５日

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

熊本市職員特殊勤務手当支給条例（昭和２８年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第１条に見出しとして「(趣旨)」を付する。

第２条に見出しとして「(手当の支給)」を付する。

第３条に見出しとして「(支給額の調整)」を付する。

第４条に見出しとして「(支給の方法等)」を付する。

第５条に見出しとして「(併給禁止)」を付する。

第６条に見出しとして「(臨時の手当)」を付する。

第７条に見出しとして「(委任)」を付する。

別表中「別表」を「別表（第２条関係)」に改め、同表１の項中「及び」を「又は」に改め、同表２の項中「及び第３項」を「若しくは第３項」に、「並びに」を「又は」に改め、同表３の項第３号中「第２条」を「第２条第１項」に改め、同項第５号中「精神保健福祉室に勤務する職員」を「健康福祉子ども局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるもの」に改め、同項第６号中「こころの健康センター、各区役所保健子ども課、城南総合出張所保健福祉課及び」を「各区役所に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるもの又はこころの健康センター若しくは」に改め、同項第１０号中「各土木センターに勤務する職員」を「都市建設局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるもの」に改め、同表５の項第１号中「各環境工場、扇田環境センター又は秋津浄化センターに勤務する職員」を「環境局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるもの」に改め、同項第２号中「各クリーンセンター又は北区役所まちづ

くり推進課に勤務する職員」を「環境局又は各区役所に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるもの」に改め、同項第３号中「各土木センターに勤務する職員」を「都市建設局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるもの」に改め、同項第４号中「熊本城総合事務所又は各土木センターに勤務する職員」を「観光文化交流局又は都市建設局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるもの」に改め、同表６の項中「各環境工場に勤務する職員」を「環境局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるもの」に、「又は」を「若しくは」に、「及び秋津浄化センターに勤務する職員」を「、又は同局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるもの」に改め、同表８の項第１号中「各区役所保護課に勤務する職員」を「各区役所に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるもの」に改め、同項第３号及び第４号中「及び」を「又は」に改め、同表９の項を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| ９ | 市税等事務従事手当 | (1)　財政局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるものが市税の賦課、調査、徴収又は差押えの事務等に直接従事したとき。 | 日額290円以内で人事委員会規則で定める額 |
| | | (2)　健康福祉子ども局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるものが保険料の徴収事務に直接従事したとき。 | 日額　290円 |
| | | (3)　徴税職員又は人事委員会規則で定める職員が滞納処分等のため外勤したとき。 | 日額　370円 |

別表１０の項第３号中「若しくは」を「又は」に改め、同項中

「

| | |
|---|---|
| (4)　消防職員が特殊危険物質(サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下この号において同じ。)及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。）又はその疑いのある物質の処理作業に直接従事したとき。 | 日額　2,600円 |

」

を

「

| | |
|---|---|
| (4)　消防職員が特殊危険物質(サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下この号において同じ。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。）又はその疑いのある物質の処理作業に直接従事したとき。 | 日額　2,600円 |
| (5)　消防職員が国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和６２年法律第９３号）第２条に規定する国際緊急援助活動に直接従事したとき。 | 日額　4,000円 |

」

に改める。

別表１１の項中「及び」を「又は」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定（別表１０の項の改正規定を除く。）は、平成２６年４月１日から施行する。

条　例　第　　6　　号

平成２６年　３　月２５日

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第１条第３項中「１，０００円」を「３，０００円」に改める。

別表中

「

| | |
|---|---|
| 指定管理者候補者選定委員会委員 | 日額　10,000円 |

」

を

「

| | |
|---|---|
| 公務災害補償等認定委員会委員 | 日額　10,000円 |
| 公務災害補償等審査会委員 | 日額　10,000円 |

」

に改め、行財政改革推進委員会委員の項、公共サービス民間提案監理委員会委員の項、公務災害補償等認定委員会委員の項から暴力団等排除措置に関する審査会委員の項まで、第６次総合計画基本計画中間見直し委員会委員の項、行政区画等審議会委員の項及び区地域コミュニティづくり支援補助金審査会審査委員の項を削り、同表市民公益活動支援基金運営委員会委員の項中「８，０００円」を「１０，０００円」に改め、同表中自治基本条例見直し委員会委員の項、人権教育・啓発基本計画中間見直し委員

会委員の項、保健子ども課保健師嘱託員の項及び保健子ども課看護師嘱託員の項を削り、「民生委員・児童委員推薦会委員」を「民生委員推薦会委員」に改め、食の安全安心・食育推進会議委員の項、歯科保健推進協議会委員の項、健康くまもと２１推進会議委員の項、地域包括支援センター運営協議会委員の項、地域密着型サービス運営委員会委員の項、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員の項、重症心身障害児等在宅支援検討会委員の項、こころの健康センター電話相談員の項から衛生検査精度管理専門委員会委員の項まで、予防接種健康被害調査委員会委員の項、小児慢性特定疾患対策協議会委員の項、青少年善行表彰選考委員会委員の項、市立保育園引受法人選考委員会委員の項、環境活動支援事業選定審査会審査員の項、地球温暖化防止活動推進センター指定法人選考委員会委員の項、大気汚染常時監視測定局適正配置検討委員会委員の項、優秀技能功労者・優秀青年技能者表彰選考委員会委員の項からものづくり大賞評価検討会委員の項まで、農水産業計画推進委員会委員の項から熊本城本丸御殿障壁画調査委員会委員の項まで、史跡池辺寺跡保存整備検討委員会委員の項、西南戦争遺跡群調査検討委員会委員の項、公共事業再評価監視委員会委員の項、都市マスタープラン策定委員会委員の項から桜町・花畑周辺地区まちづくりマネジメント検討委員会委員の項まで、住宅審議会委員の項、富合地区嘱託員の項、放課後子どもプラン推進委員会委員の項、学校規模適正化検討委員会委員の項、授業力向上教科支援員の項から地域人材（外国人）英語指導助手の項まで、上下水道事業運営審議会委員の項及び交通局外側広告審査会委員の項を削り、同表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 前各項に掲げる者を除くほか、熊本市附属機関設置条例（平成１９年条例第２号）別表に規定する附属機関を組織する委員その他の構成員 | 日額　10,000円 |

別表備考中「富合地区嘱託員及び」を削る。

附　則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

条　例　第　　７　　号

平成２６年　３　月２５日

熊本市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

熊本市特別職の職員の退職手当に関する条例（昭和３８年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条中「１００分の７０」を「１００分の６１」に、「１００分の４０」を「１００分の３５」に、「１００分の２５」を「１００分の２２」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（熊本市長の退職手当の特例に関する条例の一部改正）

２　熊本市長の退職手当の特例に関する条例（平成２２年条例第１３１号）の一部を次のように改正する。

本則中「１００分の７０」を「１００分の６１」に改める。

条　例　第　　８　　号

平成２６年　３　月２５日

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本市企業管理者の給与に関する条例（昭和４１年条例第４８号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「１００分の２７」を「１００分の２３」に改める。

第６条第１項中「前４条」を「第２条から前条まで」に改める。

第７条第５項中「前４項」を「前各項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

条　例　第　　９　　号

平成２６年　３　月２５日

熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市教育長の給与等に関する条例（平成１０年条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項中「１００分の２７」を「１００分の２３」に改める。

第６条第２項第２号中「規則」を「人事委員会規則」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

条　例　第　１０　号

平成２６年　３　月２５日

熊本市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の修学部分休業に関する条例（平成１９年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「定める」の次に「修学に必要と認められる」を加える。

附　則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

条　例　第　１１　号

平成２６年　３　月２５日

熊本市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例

熊本市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成１９年条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「条例で定める期間」を「高年齢として条例で定める年齢」に、「５年」を「５５歳（熊本市職員の定年等に関する条例（昭和５９年条例第２７号）第３条ただし書に規定する職員については、６０歳）」に改める。

附　則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

条　例　第　１２　号

平成２６年　３　月２５日

熊本市消防長及び消防署長の資格を定める条例を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市消防長及び消防署長の資格を定める条例

（趣旨）

第１条　この条例は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第１５条第２項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。

（消防長の資格）

第２条　消防長の資格は、次のとおりとする。

(1)　本市の消防職員として消防事務に従事した者で、本市の消防署長の職又は本市の消防本部における消防署長の職と同等以上と認められる職に１年以上あったものであること。

(2)　本市の行政事務に従事した者で、次に掲げる職に２年以上あったものであること。

ア　局の長又はこれと同等以上と認められる職

イ　アに掲げる職を補佐する職又はこれと同等以上と認められる職（アに掲げる職を除く。）

（消防署長の資格）

第３条　消防署長の資格は、本市の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令長以上の階級に１年以上あったものであることとする。

附　則

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の日前に高遊原南消防組合の職員であった者で引き続き本市の職員となったものに係る第３条の規定の適用については、同条中「本市」とあるの

は、「本市又は旧高遊原南消防組合」とする。

条　例　第　１３　号

平成２６年　３　月２５日

熊本市社会教育委員条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市社会教育委員条例の一部を改正する条例

熊本市社会教育委員条例(昭和２８年条例第４０号)の一部を次のように改正する。

第１条に見出しとして「（設置）」を付し、同条中「６月１０日」を削り、「基き」を「基づき、」に改める。

第２条に見出しとして「（委員）」を付し、同条第１項中「の定数は」を「は、」に改め、「とし、」の次に「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から」を加え、同条第３項中「前任者」を「、前任者」に改める。

第３条に見出しとして「（委任）」を付し、同条中「この」を「この条例に定めるもののほか、この」に、「ついて」を「関し」に改める。

附　則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

条　例　第　１４　号

平成２６年　３　月２５日

熊本市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

熊本市社会福祉審議会条例（平成１２年条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第７条第２項」を「第７条第１項」に改める。

第９条を第１０条とし、第８条を第９条とし、第７条を第８条とし、第６条中第５項を第６項とし、第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加え、同条を第７条とする。

３　民生委員審査専門分科会に属すべき委員として委員長が指名する数は、１０人以内とする。ただし、議会の議員のうちから指名される委員の数は、３人を超えてはならない。

第５条を第６条とし、第４条を第５条とし、第３条に次の２項を加え、同条を第４条とする。

２　委員は、再任されることができる。

３　臨時委員は､その者の任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

第２条の次に次の１条を加える。

（組織）

第３条　審議会は、委員５０人以内で組織する。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　この条例の施行の際現に臨時委員である者の任期については、なお従前の例による。

条　例　第　１５　号

平成２６年　３　月２５日

熊本市民生委員定数条例を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市民生委員定数条例

民生委員法（昭和２３年法律第１９８号）第４条第１項の規定に基づく本市の区域に置かれる民生委員の定数は、１，４３６人とする。

附　則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

条　例　第　１６　号

平成２６年　３　月２５日

熊本市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例

熊本市青少年問題協議会設置条例（昭和３０年条例第４６号）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

（組織）

第２条　協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1)　市議会議員

(2)　教育委員会委員

(3)　学識経験者

(4)　関係行政機関の職員

(5)　市の職員

第３条中「前条第３号」を「前条第３項第３号」に、「さまたげない」を「妨げない」に改める。

第６条第２項中「関係行政庁」を「関係行政機関」に、「市長」を「、市長」に改める。

第８条を次のように改める。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

条　例　第　１７　号

平成２６年　３　月２５日

熊本市特別会計条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市特別会計条例の一部を改正する条例

熊本市特別会計条例（昭和３９年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第１条中第５号を削り、第６号を第５号とし、第７号から第２１号までを１号ずつ繰り上げる。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正前の第１条第５号の桃尾墓園整備事業会計に係る出納整理については、平成２６年５月３１日までは、なお従前の例による。

（熊本市食肉センター条例を廃止する条例の一部改正）

３　熊本市食肉センター条例を廃止する条例（平成２５年条例第２５号）の一部を次のように改正する。

附則第２項のうち熊本市特別会計条例第１条第６号の改正規定中「第１条第６号」を「第１条第５号」に、「(6)　削除」を「(5)　削除」に改める。

附則第３項中「第１条第６号」を「第１条第５号」に改める。

条　例　第　１８　号

平成２６年　３　月２５日

熊本市植木地域整備基金条例を廃止する条例を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市植木地域整備基金条例を廃止する条例

熊本市植木地域整備基金条例（平成２２年条例第１１１号）は、廃止する。

附　則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

条　例　第　１９　号

平成２６年　３　月２５日

熊本市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市火災予防条例の一部を改正する条例

熊本市火災予防条例（昭和３７年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

目次中「避難管理」を「避難管理等」に、「第４２条」を「第４２条の２」に改める。

第１７条の３及び第２２条の２中「消防長」の次に「又は所轄消防署長」を加える。

第２９条の４第４項中「第３７条第７号から第７号の３」を「第３７条第４号から第６号」に改める。

第２９条の６中「消防長」の次に「又は所轄消防署長」を加える。

「第５章　避難管理」を「第５章　避難管理等」に改める。

第３６条の２中「一部は、」の次に「消防長又は」を加える。

第５章中第４２条の次に次の１条を加える。

（消防活動空間）

第４２条の２　建築基準法施行令第１２６条の６の規定により設けられた非常用の進入口（以下「非常用進入口」という。）は、次に定めるところにより、適切に管理しなければならない。

(1)　非常用進入口の付近及び非常用進入口から屋内の通路等に通ずる部分には、消防隊の進入を妨げるおそれのある工作物を設け、又はこれと同様のおそれのある物品を置かないこと。

(2)　外部から非常用進入口に至る経路となるべき場所に、消火活動上支障となる物品を置かないこと。

(3)　非常用進入口の標識を外部から容易に識別できる状態に保つこと。

２　建築基準法第３４条第２項の規定により設けられた非常用の昇降機の乗降ロビー

は、次に定めるところにより、適切に管理しなければならない。

(1)　消防隊の活動を妨げるおそれのある工作物を設け、又はこれと同様のおそれのある物品を置かないこと。

(2)　消火活動上必要な施設、標識、表示灯その他これらに類するものを容易に識別できる状態に保つこと。

第４３条、第４４条及び第４６条第１項中「消防長又は」を削る。

附則に次の見出し及び２項を加える。

（高遊原南消防組合の消防事務の移管及び宇城広域連合からの脱退に伴う経過措置）

６　平成２６年４月１日前に旧高遊原南消防組合火災予防条例（平成２年条例第２１号）又は宇城広域連合火災予防条例（平成１９年宇城広域連合条例第４８号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

７　旧下益城郡富合町及び旧下益城郡城南町の区域並びに上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村の区域に存する厨房設備に附属する排気ダクトで、平成２６年４月１日において既に設置され、又は設置の工事に着手されていたもののうち、この条例による改正後の熊本市火災予防条例第３条の４第１項第２号から第４号までの規定に適合しないものに係る構造及び管理の基準については、これらの規定にかかわらず、平成２７年３月３１日までの間、なお従前の例による。

附　則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

条　例　第　２０　号

平成２６年　３　月２５日

熊本市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和３９年条例第４８号）の一部を次のように改正する。

別表中熊本市中央消防署の部の次に次のように加え、熊本市西消防署の部南区の項及び熊本市東消防署の部を削る。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 熊本市東消防署 | 熊本市東区東町４丁目６番１７号 | 東区 | 全域 |

別表に次のように加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 熊本市南消防署 | 熊本市南区平田２丁目１３番１号 | 南区 | 全域 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 熊本市益城西原消防署 | 上益城郡益城町大字寺迫２０２番地１ | 上益城郡益城町 | 全域 |
| | | 阿蘇郡西原村 | 全域 |

附　則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

条　例　第　２１　号

平成２６年　３　月２５日

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例（昭和３９年条例第５０号）の一部を次のように改正する。

第６条の２第１項中「２，４００円」を「２，６００円」に改める。

附　則

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の第６条の２第１項の規定は、この条例の施行の日以後に非常勤の消防団員が同項に規定する業務に従事した場合について適用する。

条　例　第　２２　号

平成２６年　３　月２５日

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市消防事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市消防事務に関する手数料条例（平成１２年条例第３４号）の一部を次のように改正する。

別表第１の２の項中「９１，０００円」を「９２，０００円」に、「８２０，０００円」を「８３０，０００円」に、「９９０，０００円」を「１，０１０，０００円」に、「１，１００，０００円」を「１，１２０，０００円」に、「１，４００，０００円」を「１，４２０，０００円」に、「１，６４０，０００円」を「１，６６０，０００円」に、「３，８５０，０００円」を「３，８８０，０００円」に、「５，０９０，０００円」を「５，１００，０００円」に、「１，１２０，０００円」を「１，１３０，０００円」に、「１，３３０，０００円」を「１，３４０，０００円」に、「１，４８０，０００円」を「１，５００，０００円」に、「２，１２０，０００円」を「２，１４０，０００円」に、「４，３３０，０００円」を「４，３５０，０００円」に改め、同表７の項中「９５０，０００円」を「９９０，０００円」に、「１，６５０，０００円」を「１，７２０，０００円」に、「３，１８０，０００円」を「３，３２０，０００円」に、「３，８９０，０００円」を「４，０６０，０００円」に、「４，４５０，０００円」を「４，６５０，０００円」に改め、同表９の項中「４１０，０００円」を「４３０，０００円」に、「９２０，０００円」を「９６０，０００円」に、「１，１６０，０００円」を「１，２１０，０００円」に、「２，８３０，０００円」を「２，９５０，０００円」に、「３，４７０，０００円」を「３，６２０，０００円」に、「４，０００，０００円」を「４，１７０，０００円」に改める。

附　則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

条　例　第　２３　号

平成２６年　３　月２５日

熊本市立高等学校条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市立高等学校条例の一部を改正する条例

熊本市立高等学校条例（昭和３９年条例第４０号）の一部を次のように改正する。

第２条の２の前の見出し及び同条を削る。

第３条に見出しとして「(授業料)」を付し、同条第１項中「前条ただし書の規定により徴収する」を「高等学校の」に改める。

附　則

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

２　この条例の施行の日前から引き続き高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成２５年法律第９０号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成２２年法律第１８号）第２条第１項の高等学校等をいう。)に在学する者に係る同日以後のこの条例による改正後の熊本市立高等学校条例第２条の高等学校に係る授業料の徴収については、なお従前の例による。

条　例　第　２４　号

平成２６年　３　月２５日

熊本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例

熊本市立小学校及び中学校設置条例（昭和３９年条例第６４号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号の表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 熊本市立龍田西小学校 | 熊本市北区龍田陳内２丁目１７番１号 |

附　則

この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

条　例　第　２５　号

平成２６年　３　月２５日

熊本市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

熊本市学校給食共同調理場設置条例（昭和４８年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第２条の表熊本市学校給食飽田共同調理場の項を削る。

附　則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

条　例　第　２６　号

平成２６年　３　月２５日

熊本博物館条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本博物館条例の一部を改正する条例

第１条　熊本博物館条例（昭和２８年条例第６１号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項に次のただし書を加える。

ただし、プラネタリウム又は特別展示室の観覧等のみをする者については、この限りでない。

第２条　熊本博物館条例の一部を次のように改正する。

第２条第１項ただし書を削る。

附　則

この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は規則で定める日から施行する。

条　例　第　２７　号

平成２６年　３　月２５日

熊本市老人憩の家条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市老人憩の家条例の一部を改正する条例

熊本市老人憩の家条例（昭和４８年条例第３９号）の一部を次のように改正する。

第３条の表３の項中「熊本市城北老人憩の家」を「熊本市麻生田５町内旭ヶ丘老人憩の家」に改め、同表１１８の項中「熊本市秋津花立老人憩の家」を「熊本市桜木３町内老人憩の家」に改める。

第８条中「き損し」を「毀損し」に改める。

附　則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

条　例　第　２８　号

平成２６年　３　月２５日

熊本市住宅改造居宅介護支援員派遣手数料徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市住宅改造居宅介護支援員派遣手数料徴収条例の一部を改正する条例

熊本市住宅改造居宅介護支援員派遣手数料徴収条例（平成１５年条例第４８号）の一部を次のように改正する。

別表Ａの項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表備考第２項第２号中「第４１条第１項から第３項まで」を「第４１条第１項及び第６項」に、「第４１条の３の２第４項」を「第４１条の３の２第５項」に、「及び第２項、第４１条の１９の４第１項及び第２項」を「及び第３項並びに第４１条の１９の４第１項及び第３項」に改め、「並びに第４１条の１９の５第１項」を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　別表備考第２項第２号の改正規定（「及び第２項、第４１条の１９の４第１項及び第２項」を「及び第３項並びに第４１条の１９の４第１項及び第３項」に改める部分に限る。）　平成２６年４月１日

(2)　別表の改正規定（「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める部分に限

る。）　平成２６年１０月１日

条　例　第　２９　号

平成２６年　３　月２５日

熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２４年条例第８６号）の一部を次のように改正する。

附則に次の２条を加える。

第９条　この条例の施行の際現に法第４８条第１項第１号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設であって、熊本市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第８７号）附則第９条の規定の適用を受ける一部ユニット型指定介護老人福祉施設が、同条例の施行の日以後最初に行う法第４８条第１項第１号の規定に基づく指定の更新の際建物の既存部分（当該更新前に介護老人福祉施設の用途に供していた部分をいう。以下同じ。）の一部について、その用途を変更し、新たに法第４２条の２第１項本文の規定に基づく指定を受ける場合において、第１５４条第１項第１号アの規定を適用するときは、同号ア中「１人とすること。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、２人とすることができる」とあるのは、「４人以下とすること」とする。

第１０条　前条の規定の適用を受ける指定地域密着型介護老人福祉施設が次に掲げる行為を実施する場合において、当該行為により生じる居室に対する第１５４条第１項第１号アの規定の適用については、同号ア中「１人とすること。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場

合は、２人とすることができる」とあるのは、「４人以下とすること」とする。

(1)　改築であって、改築する部分に含まれる居室のうち第１５４条第１項第１号アの規定に適合していないものに係る定員の合計を、改築した部分に含まれる居室のうち同号アの規定に適合しないこととなるものに係る定員の合計が上回らないもの

(2)　建て替えに伴う新築であって、建て替え前の指定地域密着型介護老人福祉施設の居室のうち第１５４条第１項第１号アの規定に適合していないものに係る定員の合計を、建て替え後の指定地域密着型介護老人福祉施設の居室のうち同号アの規定に適合しないこととなるものに係る定員の合計が上回らないもの

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

条　例　第　３０　号

平成２６年　３　月２５日

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

## 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例

（熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第９３号）の一部を次のように改正する。

第４９条第１項中「第５条第１７項」を「第５条第１６項」に改める。

（熊本市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　熊本市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第９４号）の一部を次のように改正する。

第４６条第１項中「第５条第１７項」を「第５条第１６項」に改める。

（熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第３条　熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第９６号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第７章　共同生活介護

第１節　基本方針（第１２４条）

第２節　人員に関する基準（第１２５条・第１２６条）　を

第３節　設備に関する基準（第１２７条）

第４節　運営に関する基準（第１２８条－第１４１条)」

「第７章　削除」に、

「第４節　運営に関する基準（第１９９条－第２０１条)」を

「第４節　運営に関する基準（第１９８条の２－第２０１条）

第５節　外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第１款　この節の趣旨及び基本方針（第２０１条の２・第２０１条の３）

第２款　人員に関する基準（第２０１条の４・第２０１条の５）

第３款　設備に関する基準（第２０１条の６）

第４款　運営に関する基準（第２０１条の７－第２０１条の１２）　」

に改め、

「第１５章　一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第２０４条・第２０５条）　」

を削る。

第２条第３号中「第５条第２２項」を「第５条第２１項」に改める。

第４条第２項中「肢体不自由者」の次に「又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者」を加え、「常時介護を要する障害者」を「、常時介護を要するもの」に改める。

第５条第１項中「者（以下この章」の次に「、第２０１条の２及び第２０１条の１０第２項」を加える。

第８０条第１項第２号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第１００条第１項第２号中「第１２５条第１項に規定する指定共同生活介護事業者、」を削り、「又は第１９６条第１項」を「、第１９６条第１項」に改め、「指定共同生活援助事業者」の次に「又は第２０１条の４第１項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」を加え、「指定共同生活介護事業者等」」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」」に改め、同号ア中「第１２４条に規定する指定共同生活介護、」を削り、「又は第１９５条に規定する指定共同生活援助」を「、

第１９５条に規定する指定共同生活援助又は第２０１条の２に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」に、「指定共同生活介護等」」を「指定自立訓練（生活訓練）等」」に、「指定共同生活介護事業所等（当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所（第１２５条第１項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。）、」を「指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る」に、「又は指定共同生活援助事業所」を「、指定共同生活援助事業所」に改め、「以下この章において同じ。）」を「）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第２０１条の４第１項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。）をいう。以下この章において同じ。）」に、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第２項第２号中「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号ア中「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第３項第１号中「、第１２５条第１項に規定する指定共同生活介護事業所」を削り、「指定共同生活援助事業所」の次に「、第２０１条の４第１項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、同号ア中「、第１２４条に規定する指定共同生活介護」を削り、「指定共同生活援助」の次に「、第２０１条の２に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」を加える。

第１０１条中「第６条」を「第５２条」に改める。

第１０９条第２号中「第１２５条第１項に規定する指定共同生活介護事業所又は」を削り、「指定共同生活援助事業所」の次に「又は第２０１条の４第１項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、「共同生活住居（法第３４条第１項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。）」を「共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）」に改める。

第１１４条第１項中「及び第１９６条第１項に規定する指定共同生活援助事業者」を削る。

第１１９条第３項中「共同生活介護」を「共同生活援助」に改める。

第７章を次のように改める。

第７章　削除

第１２４条から第１４１条まで　削除

第１５７条の次に次の１条を加える。

（利用者負担額に係る管理）

第１５７条の２　指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

２　指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第１５９条中「第２２条、第２３条」を「第２３条」に、「まで、第１３１条第１項」を「まで」に改め、「、第２２条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と」及び「、第１３１条第１項中「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者に限る。）」と」を削る。

第１７２条中「第２２条、第２３条」を「第２３条」に、「まで、第１３１条第１項」を「まで、第１５７条の２」に改め、「、第２２条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者（市長が定める者を除く。以下この条において同じ。）

の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と」を削り、「第１３１条第１項中「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）」を「第１５７条の２第１項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者に限る。）」に改め、「限る。）」」の次に「と、同条第２項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（市長が定める者を除く。）の」」を加える。

第１９５条中「相談」の次に「、入浴、排せつ又は食事の介護」を加える。

第１９６条第１項第１号中「１０」を「６」に改め、同項中第２号を第３号とし、同号の前に次の１号を加える。

(2)　生活支援員　指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア　障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成２６年厚生労働省令第５号。以下この号において「区分省令」という。）第１条第４号に規定する区分三に該当する利用者の数を９で除した数

イ　区分省令第１条第５号に規定する区分四に該当する利用者の数を６で除した数

ウ　区分省令第１条第６号に規定する区分五に該当する利用者の数を４で除した数

エ　区分省令第１条第７号に規定する区分六に該当する利用者の数を２．５で除した数

第１９６条第３項中「指定共同生活援助の」を「指定共同生活援助事業所に置くべき」に改め、「専ら」の次に「当該」を加える。

第１９７条を次のように改める。

（管理者）

第１９７条　指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2　指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第１９８条を次のように改める。

第１９８条　指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2　指定共同生活援助事業所は、１以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。）を除く。以下この項、第４項から第６項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は、４人以上とする。

3　共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4　共同生活住居は、その入居定員を２人以上１０人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を２人以上２０人（市長が特に必要があると認めるときは、３０人）以下とすることができる。

5　既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を２人以上３０人（当該共同生活住居を改築する時点の入居定員の数が３０人未満であるときは、当該入居定員の数）以下とすることができる。

6　共同生活住居は、１以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

7　ユニットの入居定員は、２人以上１０人以下とする。

8　ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

(1)　一の居室の定員は、１人とすること。ただし、利用者へのサービスの提供

上必要と認められる場合は、２人とすることができる。

⑵　一の居室の面積は、収納設備等を除き、７．４３平方メートル以上とすること。

９　サテライト型住居の設備の基準は、次のとおりとする。

⑴　入居定員を１人とすること。

⑵　日常生活を営む上で必要な設備を設けること。

⑶　居室の面積は、収納設備等を除き、７．４３平方メートル以上とすること。

第１３章第４節中第１９９条の前に次の５条を加える。

（入退居）

第１９８条の２　指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

２　指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

３　指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

４　指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（入退居の記録の記載等）

第１９８条の３　指定共同生活援助事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

２　指定共同生活援助事業者は、前項の規定による記載をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第１９８条の４　指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2　指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3　指定共同生活援助事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1)　食材料費

(2)　家賃（法第３４条第１項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第２項において準用する法第２９条第４項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第３４条第２項において準用する法第２９条第５項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

(3)　光熱水費

(4)　日用品費

(5)　前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4　指定共同生活援助事業者は、前３項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5　指定共同生活援助事業者は、第３項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（指定共同生活援助の取扱方針）

第１９８条の５　指定共同生活援助事業者は、第２０１条において読み替えて準用する第６０条に規定する共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならない

よう配慮しなければならない。

2　指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3　指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4　指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、当該評価の結果を公表するとともに、常にその改善を図らなければならない。

5　前項の規定による評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。

（サービス管理責任者の責務）

第１９８条の６　サービス管理責任者は、第２０１条において準用する第６０条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)　利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2)　利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(3)　利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

(4)　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

第１９９条の見出しを「（介護及び家事等）」に改め、同条第２項中「による」の次に「介護又は」を加え、同項を同条第３項とし、同条第１項を同条第２項とし、同項の前に次の１項を加える。

介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

第１９９条の次に次の２条を加える。

（社会生活上の便宜の供与等）

第１９９条の２　指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

２　指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

３　指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（運営規程）

第１９９条の３　指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1)　事業の目的及び運営の方針

(2)　従業者の職種、員数及び職務の内容

(3)　入居定員

(4)　指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

(5)　入居に当たっての留意事項

(6)　緊急時等における対応方法

(7)　非常災害対策

(8)　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類

(9)　虐待の防止のための措置に関する事項

(10)　前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

第２００条第３項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

第２００条中第４項を第５項とし、同項の前に次の１項を加える。

４　指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合に

あっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

第２００条の次に次の３条を加える。

（支援体制の確保）

第２００条の２　指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第２００条の３　指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（協力医療機関等）

第２００条の４　指定共同生活援助事業者は､利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

２　指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第２０１条中「、第１２８条から第１３３条まで、第１３５条、第１３６条及び第１３８条から第１４０条まで」を「及び第１５７条の２」に、「第２０１条において準用する第１３６条」を「第１９９条の３」に、「第２０１条において準用する第１３０条第１項」を「第１９８条の４第１項」に、「第２０１条において準用する第１３０条第２項」を「第１９８条の４第２項」に、「第２０１条において準用する第１４０条第１項」を「第２００条の４第１項」に、「、第１３０条第３項第２号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、第１３２条第１項及び第１３３条第１項中「第１４１条」とあるのは「第２０１条」と、第１３３条第１項第３号及び第１３５条第１項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所」を「、第１５７条の２第１項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第２項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の

体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」に改める。

第１３章に次の１節を加える。

第５節　外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第１款　この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

第２０１条の２　第１節から前節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第２０１条の１２において読み替えて準用する第６０条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第２０１条の４第１項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第２０１条の３　外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第２款　人員に関する基準

（従業者の員数）

第２０１条の４　外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所

（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき基本サービスを提供する従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1)　世話人　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上

(2)　サービス管理責任者　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア　利用者の数が３０以下　１以上

イ　利用者の数が３１以上　１に、利用者の数が３０を超えて３０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上

２　前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

３　第１項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者は、専ら当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第２０１条の５　第１９７条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第３款　設備に関する基準

（準用）

第２０１条の６　第１９８条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第４款　運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第２０１条の７　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第２０１条の９に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居

宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

２　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第７７条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（受託居宅介護サービスの提供）

第２０１条の８　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

２　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

（運営規程）

第２０１条の９　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

(1)　事業の目的及び運営の方針

(2)　従業者の職種、員数及び職務の内容

(3)　入居定員

(4)　外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

(5)　受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地

(6)　入居に当たっての留意事項

(7)　緊急時等における対応方法

(8)　非常災害対策

(9)　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類

(10)　虐待の防止のための措置に関する事項

(11)　前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

（受託居宅介護サービス事業者への委託）

第２０１条の１０　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

２　受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。

３　受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。

４　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、第１項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

５　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。

６　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

（勤務体制の確保等）

第２０１条の１１　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

３　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。

４　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（準用）

第２０１条の１２　第１１条、第１２条、第１４条から第１７条まで、第２０条、第２３条、第２８条、第３６条から第４１条まで、第４３条、第５５条、第６０条、第６２条、第６８条、第７２条、第７５条から第７７条まで、第９０条、第９２条、第９４条、第１５７条の２、第１９８条の２から第１９８条の６まで、第１９９条、第１９９条の２及び第２００条の２から第２００条の４までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第２０条第２項中「次条第１項」とあるのは「第２０１条の１２において準用する第１９８条の４第１項」と、第２３条第２項中「第２１条第２項」とあるのは「第２０１条の１２において準用する第１９８条の４第２項」と、第６０条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第７７条第２項第１号中「第６０条」とあるのは「第２０１条の１２において準用する第６０条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第２号中「第５５条第１項」とあるのは「第２０１条の１２において準用する第５５条第１項」と、同項第３号中「第６７条」とあるのは「第２０１条の１２において準用する第９０条」と、同項第４号中「第７５条第２項」とあるのは「第２０１条の１２において準用する第７５条第２項」と、同項第５号及び第６号中「次条」とあるのは「第２０１条の１２」と、第９４条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第２０１条の１２において準用する第２００条の４第１項の協力医療機関及び同条第２項の協力歯科医療機関」と、第１５７条の２第１項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第２項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び市長が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第１９９条第３項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第１５章を削る。

附則第２条第１項中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附則第３条の見出し中「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に改め、同条第１項中「第１３４条第３項」を「第１９９条第３項」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第２条第４号」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第１条第５号」に、「同条第５号」を「同条第６号」に、「同条第６号」を「同条第７号」に改め、同条第２項中「第１３４条第３項」を「第１９９条第３項」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第２条第４号」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第１条第５号」に、「同条第５号」を「同条第６号」に、「同条第６号」を「同条第７号」に改め、同条第３項中「第１２５条第１項第２号イからエまで」を「第１９６条第１項第２号イからエまで」に改める。

（熊本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第４条　熊本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第９７号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第１号ア(ｲ)a(a)中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

（熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第５条　熊本市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第９８号）の一部を次のように改正する。

第３９条第１項第３号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第５９条第８項に次のただし書を加える。

ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

附則第２条第１項第１号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改め

る。

（熊本市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第６条　熊本市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年条例第１０１号）の一部を次のように改正する。

第１１条第１項第２号ア(ｲ)a(a)中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

第２条　この条例の施行の際現に第３条の規定による改正前の熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「旧指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第１２４条に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所並びに旧指定障害福祉サービス等基準条例第２０４条に規定する指定共同生活介護の事業等を行う一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所については、第３条の規定による改正後の熊本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第１９５条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。

２　この条例の施行の際現に旧指定障害福祉サービス等基準条例第１９５条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所（次条において「旧指定共同生活援助事業所」という。）は、新指定障害福祉サービス等基準条例第２０１条の２に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所（附則第４条において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）とみなす。

第３条　この条例の施行の日において現に存する旧指定共同生活援助事業所について、新指定障害福祉サービス等基準条例第２０１条の４の規定を適用する場合においては、当分の間、同条第１項第１号中「６」とあるのは、「１０」とする。

第４条　附則第２条第２項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業

所とみなされたものについて、新指定障害福祉サービス等基準条例第２０１条の１０第４項の規定を適用する場合においては、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。

条　例　第　３１　号

平成２６年　３　月２５日

熊本市立子育て支援センター条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市立子育て支援センター条例の一部を改正する条例

熊本市立子育て支援センター条例（平成１４年条例第２７号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市立地域子育て支援拠点施設条例

第１条中「子育てに」を「子育て家庭の親子が相互に交流を図るとともに、子育てに」に、「保育情報」を「情報」に、「親子の交流」を「助言」に、「子育て支援センター（以下「センター」を「地域子育て支援拠点施設（以下「拠点施設」に改める。

第２条中「センターの」を「拠点施設の」に改め、同条の表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 熊本市立街なか子育てひろば | 熊本市中央区上通町２番３号 |

第３条中「センター」を「拠点施設」に改め、同条第２号中「保育情報」を「情報」に改め、同条第３号中「交流促進」を「交流の場の提供及び交流の促進」に改める。

第４条中「センター」を「拠点施設」に改める。

第５条の見出し中「入館」を「入場」に改め、同条中「入館」を「入場」に、「センター」を「拠点施設」に、「退館」を「退場」に改める。

第７条を第８条とし、第６条中「き損し」を「毀損し」に改め、同条を第７条とし、同条の前に次の１条を加える。

（拠点施設の職員の指示）

第６条　拠点施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、その利用に当たっては、拠点施設の職員の指示に従わなければならない。

附　則

この条例は、平成２６年６月１日から施行する。

条　例　第　３２　号

平成２６年　３　月２５日

熊本市立保育所の延長保育事業及び一時預かり事業利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市立保育所の延長保育事業及び一時預かり事業利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例

第１条　熊本市立保育所の延長保育事業及び一時預かり事業利用者負担金徴収条例（平成１６年条例第３１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第６条の２第７項」を「第６条の３第７項」に改める。

別表第１Ａの項中「含む。）」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付受給世帯」を加え、同表備考を次のように改める。

備考

１　延長保育納入義務者の属する世帯が次の各号のいずれかに該当する世帯で、この表のＢ階層に属するときは、同表の規定にかかわらず、Ａ階層にあるものとみなす。

(1)　母子及び寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第６条第１項に規定する配偶者のいない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子世帯

(2)　次に掲げる者を有する世帯

ア　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条の身体障害者手帳の交付を受けた者

イ　療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３

号）第４５条の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3)　生活保護法に定める要保護の状態にあると認められる世帯等で、当該世帯の申請に基づき、市長が認めたもの

２　延長保育事業を利用する時間を更に延長して利用した時間の負担金の額については、３０分につき１００円とする。ただし、延長保育納入義務者の属する世帯がこの表のＡ階層に属する場合（前項の規定によりＡ階層とみなされる場合を含む。）の負担金は、これを徴しない。

別表第２Ａの項中「含む。）」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯」を加え、同表備考第１項第１号中「母子及び寡婦福祉法」の次に「第６条第１項」を加え、「、現に」を「現に」に改め、同項第２号ア中「に定める」を「の」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第４５条の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

第２条　熊本市立保育所の延長保育事業及び一時預かり事業利用者負担金徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第１Ａの項及び別表第２Ａの項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附　則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、同年１０月１日から施行する。

条　例　第　３３　号

平成２６年　３　月２５日

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部を改正する条例

熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例（平成１２年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

別表第６備考第７項第１号ア中「１６４，３５０円」を「１６８，７６０円」に改め、同号イ中「２０２，１５０円」を「２０７，６４０円」に改め、同号ウ中「２２１，０５０円」を「２２７，０８０円」に改め、同号エ中「２７７，７５０円」を「２８５，４００円」に改め、同号オ中「４６７，８００円」を「４８０，８８０円」に改め、同項第２号ア中「２３４，７００円」を「２４１，１２０円」に改め、同号イ中「３１０，３００円」を「３１８，８８０円」に改め、同号ウ中「３５３，３５０円」を「３６３，１６０円」に改め、同号エ中「４６６，７５０円」を「４７９，８００円」に改め、同号オ中「８５０，０００円」を「８７４，０００円」に改め、同項第３号ア中「８５，６００円」を「８７，７６０円」に改め、同号イ中「１３１，８００円」を「１３５，２８０円」に改め、同号ウ中「１５５，９５０円」を「１６０，１２０円」に改め、同号エ中「１６９，６００円」を「１７４，１６０円」に改め、同号オ中「２７７，７５０円」を「２８５，４００円」に改め、同号カ中「４６７，８００円」を「４８０，８８０円」に改め、同項第４号ア中「９０，８５０円」を「９３，１６０円」に改め、同号イ中「１７０，６５０円」を「１７５，２４０円」に改め、同号ウ中「２２０，０００円」を「２２６，０００円」に改め、同号エ中「２４９，４００円」を「２５６，２４０円」に改め、同号オ中「４６６，７５０円」を「４７９，８００円」に改め、同号カ中「８５０，０００円」を「８７４，０００円」に改める。

別表第８備考第４項第１号ア中「１６４，３５０円」を「１６８，７６０円」に改め、同号イ中「２０２，１５０円」を「２０７，６４０円」に改め、同号ウ中「２２１，０５０円」を「２２７，０８０円」に改め、同号エ中「２７７，７５０円」を「２８５，４００円」に改め、同号オ中「４６７，８００円」を「４８０，８８０円」に改め、同項第２号ア中「２３４，７００円」を「２４１，１２０円」に改め、同号イ中「３１０，３００円」を「３１８，８８０円」に改め、同号ウ中「３５３，３５０円」を「３６３，１６０円」に改め、同号エ中「４６６，７５０円」を「４７９，８００円」に改め、同号オ中「８５０，０００円」を「８７４，０００円」に改め、同項第３号ア中「８５，６００円」を「８７，７６０円」に改め、同号イ中「１３１，８００円」を「１３５，２８０円」に改め、同号ウ中「１５５，９５０円」を「１６０，１２０円」に改め、同号エ中「１６９，６００円」を「１７４，１６０円」に改め、同号オ中「２７７，７５０円」を「２８５，４００円」に改め、同号カ中「４６７，８００円」を「４８０，８８０円」に改め、同項第４号ア中「９０，８５０円」を「９３，１６０円」に改め、同号イ中「１７０，６５０円」を「１７５，２４０円」に改め、同号ウ中「２２０，０００円」を「２２６，０００円」に改め、同号エ中「２４９，４００円」を「２５６，２４０円」に改め、同号オ中「４６６，７５０円」を「４７９，８００円」に改め、同号カ中「８５０，０００円」を「８７４，０００円」に改める。

附　則

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の別表第６及び別表第８の規定は、この条例の施行の日以後行われる申請に係る手数料について適用する。

条　例　第　３４　号

平成２６年　３　月２５日

熊本市公共交通基本条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市公共交通基本条例の一部を改正する条例

熊本市公共交通基本条例(平成２５年条例第２０号)の一部を次のように改正する。

第２条第４号イ中「第８条第４項」を「第９条の３第１項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

条　例　第　３５　号

平成２６年　３　月２５日

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成１９年条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表中５の項を削り、６の項を５の項とし、同項の次に次のように加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| ６ | 市長 | 区役所等の在り方に関する検討会 | 区役所等の在り方及び機能再編に向けた基本的な考え方について検討する。 |

別表９の項を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| ９ | 市長 | 熊本市市民活動支援センター運営業務受託事業者選考委員会 | 熊本市市民活動支援センターの運営業務に係る受託事業者の選考について審議する。 |

別表中１７の項を削り、１６の項を１７の項とし、１１の項から１５の項までを１項ずつ繰り下げ、１０の項を１１の項とし、同項の前に次の１項を加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| １０ | 市長 | 熊本市特定非営利活動法人条例個別指定制度検討委員会 | 特定非営利活動法人に対する寄附促進とその発展のため、寄附金控除の対象とすべき法人の範囲、指定の考え方等について必要な事項を検討する。 |

別表中２５の項及び２６の項を削り、２４の項を２６の項とし、１９の項から２３の項までを２項ずつ繰り下げ、１８の項を２０の項とし、同項の前に次の２項を加え

る。

| | | | |
|---|---|---|---|
| １８ | 市長 | 熊本市重症心身障害児等在宅支援推進会議 | 在宅の重症心身障害児、重症心身障害者及びその家族への支援の推進を図るため、必要な事項を協議する。 |
| １９ | 市長 | 熊本市発達障がい者支援センター運営事業受託事業者選考委員会 | 熊本市発達障がい者支援センター運営事業に係る受託事業者の選考について審議する。 |

別表中２８の項を削り、２７の項を２８の項とし、同項の前に次の１項を加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| ２７ | 市長 | 熊本市立黒髪乳児保育園引受法人選考委員会 | 熊本市立黒髪乳児保育園を民間に移管するため、引受法人の選考について審議する。 |

別表中３２の項を削り、３３の項を３２の項とし、３４の項を３３の項とし、同項の次に次の１項を加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| ３４ | 市長 | 熊本市農商工連携等新商品開発事業審査会 | 熊本市農商工連携等新商品開発事業助成金の交付を受けるものを決定するため、提出された事業計画書を審査する。 |

別表中３７の項を削り、３８の項を３７の項とし、３９の項を３８の項とし、同表４０の項中「熊本市公共事業再評価監視委員会」を「熊本市公共事業評価監視委員会」に、「の再評価」を「の評価」に改め、同項を同表３９の項とし、同表中４１の項を４０の項とし、４２の項から６４の項までを１項ずつ繰り上げ、６５の項を６４の項とし、同項の次に次の１項を加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| ６５ | 教育委員会 | 熊本市いじめ防止等対策委員会 | いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号）第１４条第３項に基づきいじめの防止等のための実効的な対策について検討するとともに、同法第２８条第１項に基づく調査を行う。 |

別表６６の項を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| ６６ | 教育委員会 | 熊本市教科用図書選定委員会 | 小学校及び中学校において使用する教科用図書について、調査及び研究を行うとともに、その選定に関し必要な事項を協議する。 |

別表中６７の項を削り、６８の項を６７の項とし、６９の項を６８の項とし、７０の項を６９の項とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３１年条例第２７号）の一部を次のように改正する。

別表スクールカウンセラーの項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 教科用図書選定委員会委員 | 日額　10,000円以内 |

条　例　第　３６　号

平成２６年　３　月２５日

熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例

熊本市国民健康保険条例（昭和５０年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第１５条の５の１０中「１４万円」を「１６万円」に改める。

第１５条の１０中「１２万円」を「１４万円」に改める。

第２０条第１項第２号中「(当該世帯主を除く。)」を削り、同項第３号中「３５万円」を「４５万円」に改め、同条第３項中「１４万円」を「１６万円」に改め、同条第４項中「１２万円」を「１４万円」に改める。

附　則

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の熊本市国民健康保険条例の規定は、平成２６年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２５年度分までの保険料については、なお従前の例による。

条　例　第　３７　号

平成２６年　３　月３１日

熊本市税条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市税条例の一部を改正する条例

熊本市税条例（昭和２５年告示第８９号）の一部を次のように改正する。

附則第１０条の３に次の１項を加える。

９　法附則第１５条の１０第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１１項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号）第７条又は附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第１２条第２４項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)　納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2)　家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3)　家屋の建築年月日及び登記年月日

(4)　耐震改修が完了した年月日

(5)　施行規則附則第７条第１１項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6)　耐震改修が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由

附　則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

# 規　　則

規　則　第　１０　号

平成２６年　３　月１７日

熊本市職員職名規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市職員職名規則の一部を改正する規則

熊本市職員職名規則（昭和３７年規則第２４号）の一部を次のように改正する。

別表中「首席総務審議員、首席政策審議員、首席国際交流審議員、首席企画審議員、首席民生審議員、首席監査審議員、首席保健福祉審議員、首席衛生審議員、首席環境審議員、首席経済審議員、首席観光審議員、首席農林水産審議員、首席都市審議員、首席建設審議員、首席土木審議員、首席医療審議員、首席用地審議員」を「首席審議員」に改め、「、首席専門相談員」を削り、「課長」の次に「、副課長」を加え、「、総務審議員」を削り、「国際交流審議員、企画審議員、民生審議員、保健福祉審議員、衛生審議員、環境審議員、経済審議員、観光審議員、農林水産審議員、都市審議員、建設審議員、土木審議員、医療審議員、用地審議員」を「審議員」に、「専門相談員、政策調整審議員」を「文化財保護審議員」に改め、「、政策主幹、用地主幹」を削り、「工事検査主幹」の次に「、技術主幹、用地主幹」を加え、「技術主幹、相談員、政策調整主幹、係長」を「文化財保護主幹」に改め、「医療参事」の次に「、文化財保護参事」を加え、「、主任文化財保護主事」を削り、「主任技師」の次に「、文化財保護主任主事」を加える。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

規　則　第　１１　号

平成２６年　３　月１７日

熊本市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市営駐車場条例施行規則（昭和４７年規則第３号）の一部を次のように改正する。

第１０条中「同券に打刻した時刻」の次に「（熊本市辛島公園地下駐車場を使用した者が、あらかじめ当該駐車場出口以外の自動精算機により駐車料金を納付した場合で、当該自動精算機により同券に打刻した時刻（以下この条において「事前精算時刻」という。）から出庫のとき当該駐車場出口の自動精算機又は料金計算機により同券に打刻した時刻までの時間が２０分以内のときにあっては、事前精算時刻）」を加える。

第１５条中「責」を「責め」に、「き損し」を「毀損し」に、「き損若しくは」を「毀損若しくは」に、「又は不可抗力」を「若しくは不可抗力」に改める。

様式第１号中「様式第１号」を「様式第１号（第２条関係）」に改める。

様式第２号中「様式第２号」を「様式第２号（第２条関係）」に改める。

様式第３号中「様式第３号」を「様式第３号（第３条第１項関係）」に、

「 」を「 」に改める。

様式第４号中「様式第４号」を「様式第４号（第３条第１項関係）」に、

「 」を「 」に改める。

様式第５号中「様式第５号」を「様式第５号（第３条第３項関係）」に改める。

様式第６号中「様式第６号」を「様式第６号（第４条関係）」に改める。

様式第７号中「様式第７号」を「様式第７号（第５条第１項関係）」に改める。

様式第８号中「様式第８号」を「様式第８号（第５条第２項関係)」に改める。

様式第９号中「様式第９号」を「様式第９号（第１３条関係)」に改める。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

規　則　第　１２　号

平成２６年　３　月２８日

熊本市公営企業主要補助職員の指定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市公営企業主要補助職員の指定に関する規則の一部を改正する規則

第１条　熊本市公営企業主要補助職員の指定に関する規則(昭和２７年規則第２７号)の一部を次のように改正する。

第１号イ中「次長」の次に「、首席審議員」を加え、同号ウ中「所長」を「副課長、所長、審議員」に改め、第２号イ中「所長」の次に「、首席審議員」を加え、同号ウ中「所長」を「副課長、所長、審議員」に改め、第３号ウ中「課長」の次に「、副課長」を加え、同号エ中「限る。）」の次に「、センター長」を加える。

第２条　熊本市公営企業主要補助職員の指定に関する規則の一部を次のように改正する。

第１号イ中「、首席交通審議員」を削り、同号ウ中「、交通審議員」を削り、第２号イ中「、首席上下水道審議員」を削り、同号ウ中「、上下水道審議員」を削る。

附　則

この規則中第１条の規定は公布の日から、第２条の規定は平成２６年４月１日から施行する。

規　則　第　１３　号

平成２６年　３　月２８日

地方公営企業法第３９条第２項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

地方公営企業法第３９条第２項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第３９条第２項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（昭和４５年規則第１９号）の一部を次のように改正する。

第１号イ中「首席交通審議員」を「首席審議員」に改め、同号ウ中「所長、交通審議員」を「副課長、所長、審議員」に改め、第２号イ中「首席上下水道審議員」を「首席審議員」に改め、同号ウ中「所長、上下水道審議員」を「副課長、所長、審議員」に改め、第３号ウ中「課長」の次に「、副課長」を加え、同号エ中「限る。）」の次に「、センター長」を加える。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

規　則　第　１４　号

平成２６年　３　月２８日

熊本市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則

熊本市消防局の組織に関する規則（昭和３９年規則第４９号）の一部を次のように改正する。

第２条中「、室及び係」を「及び室」に改め、

「　　予防指導係

　　防火啓発係

　　建築係

　　危険物保安係

　火災調査室

　　調査一係

　　調査二係

　消防課

　　消防救助係

　　計画係

　　訓練研修係　」

　　を

「　火災調査室

　消防課　　」

に改め、

「情報管理係

　司令一係

司令二係　」

を削る。

第３条総務課の項第９号中「職員」を「消防職員（以下「職員」という。）」に改め、同条管理課の項に次の１号を加える。

(9)　消防事務の受託に関すること。

第３条予防課の項第５号及び第６号中「こと」の次に「（上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村の区域におけるものを除く。）」を加え、同項中第１０号を削り、第９号を第１０号とし、第８号を第９号とし、第７号を第８号とし、同号の前に次の１号を加える。

(7)　火薬類の規制に関すること（上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村の区域における煙火の消費に関するものを除く。）。

第３条予防課の項第１１号中「防災思想の普及」を「火災予防等の啓発」に改め、同条消防課の項第５号及び第６号中「消防隊等」を「警防隊」に改め、同項第７号中「消防」を「消防技術」に改め、同項第１１号中「消防隊」を「警防隊」に改め、同項第１２号中「こと」の次に「（上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村の区域におけるものを除く。）」を加え、同条消防団室の項中第７号を第８号とし、第６号の次に次の１号を加える。

(7)　消防団員等の公務災害に関すること。

第４条第１項中「、次長」を「及び次長」に、「及び係に係長」を「並びに課及び室に主査」に改め、同条第２項中「課長補佐」を「副課長」に改め、同条第３項を削り、同条第４項中「前３項」を「前２項」に、「消防審議員」を「政策審議員、課長代理」に改め、同項を同条第３項とし、同条第５項中「、室及び係」を「及び室」に改め、同項を同条第４項とする。

第５条第２項中「課長」の次に「及び副課長」を加え、「係長及び」を削る。

第６条第２項中「室長、課長補佐、係長」を「副課長、室長」に改め、同条第３項中「消防審議員」を「政策審議員」に改め、同条に次の１項を加える。

４　課長代理は、課長及び副課長の不在時において緊急に行う必要がある所属職員の指揮監督その他の上司の命を受けて指示された消防事務に携わる。

附　則

１　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

２　この規則による改正後の熊本市消防局の組織に関する規則第４条の規定にかかわらず、平成３１年３月３１日までの間に限り、市長が別に定める課に課長補佐を置くことができる。この場合において、同規則第６条第２項中「室長」とあるのは「室長、課長補佐」と、同条第４項中「副課長」とあるのは「副課長並びに課長補佐」と読み替えるものとする。

規　則　第　１５　号

平成２６年　３　月２８日

熊本市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

熊本市消防職員委員会に関する規則（平成８年規則第６６号）の一部を次のように改正する。

第４条中「１４人」を「１６人」に改め、同条第１号中「２人」を「１人」に改め、同条第２号中「４人」を「３人」に改める。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

規　則　第　１６　号

平成２６年　３　月２８日

熊本市危険物規制に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市危険物規制に関する規則の一部を改正する規則

熊本市危険物規制に関する規則（昭和６３年規則第１７号）の一部を次のように改正する。

第２条の次に次の１条を加える。

（申請及び届出に関する処理）

第２条の２　法、政令、府令及びこの規則の規定に基づき市長又は消防長に提出する申請書及び届出書の部数は、正副２部とする。ただし、府令に特別の定めのある場合は、この限りでない。

２　法及びこの規則の規定に基づき市長に提出された届出書を受理したときは、それぞれ届出書の副本に受理印（様式第１号）を押して届出者に返付する。

３　法、政令、府令及びこの規則の規定に基づき申請書の副本の提出があった場合は、市長は、当該申請に対する応答のための書類に当該申請書の副本を添付して交付するものとする。

第３条第１項中「様式第１号）正副２通」を「様式第２号)」に改め、同条第２項中「を受理した」を「の提出があった」に、「支障がないと認めるときは、申請書の副本に承認印（様式第２号）を押して」を「これを承認するときは危険物仮貯蔵（仮取扱い）承認書（様式第３号）を、承認しないときは危険物仮貯蔵（仮取扱い）不承認通知書（様式第４号）を」に、「返付する」を「交付する」に改め、同条第３項中「前項の」を「前項に規定する」に改める。

第４条中「様式第３号」を「様式第５号」に、「様式第４号」を「様式第６号」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（製造所等の設置又は変更の中止）

第４条の２　法第１１条第１項の規定により製造所等の設置又は変更の許可を受けた後、当該許可に係る設置又は変更を中止しようとする者は、製造所等設置（変更）中止届出書（様式第７号）に当該製造所等の設置又は変更に係る許可書及び申請書の副本を添付し、提出しなければならない。

第５条第１項中「により」を「による」に、「を承認する場合はその内容を審査し、火災予防上支障がないと認めるときは承認書（様式第５号）を」を「の承認に係る申請書の提出があったときは、これを審査し、これを承認するときは危険物製造所等仮使用承認書（様式第８号）を、承認しないときは危険物製造所等仮使用不承認通知書（様式第９号）を申請者に」に改め、同条第２項中「前項の」を「前項に規定する」に、「様式第６号」を「様式第１０号」に改め、同条に次の１項を加える。

３　市長は、第１項に規定する承認を取り消すときは、危険物製造所等仮使用承認取消通知書（様式第１１号）を申請者に交付する。

第６条を次のように改める。

（特例適用の申請）

第６条　製造所等につき法第１０条第４項に規定する技術上の基準に係る政令第２３条の規定による特例の適用を受けようとする者は、法第１１条第１項の規定による製造所等の設置又は変更の許可の申請を行う際、危険物製造所等特例適用申請書（様式第１２号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、当該許可申請の有無にかかわらず当該申請書を提出することができる。

２　市長は、前項に規定する特例の適用に係る申請書の提出があったときは、これを審査し、これを認定するときは危険物製造所等特例適用認定書（様式第１３号）を、認定しないときは危険物製造所等特例適用不認定通知書（様式第１４号）を申請者に交付する。

３　市長は、政令第２３条の規定による特例の適用の認定を取り消すときは、危険物製造所等特例適用認定取消通知書（様式第１５号）を特例適用の認定を受けた者に交付する。

第７条中「様式第８号）で」を「様式第１６号）を」に、「通知する」を「交付する」に改める。

第８条第１項中「政令」を「、政令」に、「完成検査前検査証（様式第９号」を「完

成検査前検査済証（様式第１７号」に改め、同条第２項中「その旨を申請書の副本に記載して」を「完成検査前検査不適合通知書（様式第１８号）を」に、「通知する」を「交付する」に改める。

第９条中「様式第１０号」を「様式第１９号」に改める。

第１０条の見出し中「認可書」を「認可」に改め、「により予防規程の認可を与えるときは、」を「による予防規程の制定又は変更の認可に係る申請書の提出があったときは、これを審査し、これを認可するときは」に、「様式第１１号」を「様式第２０号）を、認可しないときは予防規程不認可通知書（様式第２１号」に改める。

第１１条第１項中「正副２通を」を「を速やかに」に改め、同項第１号中「場合」を「とき」に、「様式第１２号」を「様式第２２号」に改め、同項第２号中「場合」を「とき」に、「様式第１３号」を「様式第２３号」に改め、同項第３号中「場合」を「とき」に、「様式第１４号」を「様式第２４号」に改め、同項第４号中「場合」を「とき」に、「様式第１５号」を「様式第２５号」に改め、同項第５号中「場合」を「とき」に、「製造所等名称変更届出書（様式第１６号」を「製造所等名称等変更届出書（様式第２６号」に改め、同条第２項中「届」を「届出書の提出」に改める。

第１２条中「による」を「により」に、「を添付して行わなければならない」を「として実務経験証明書（様式第２７号）及び危険物取扱者免状の写しを添付しなければならない」に改める。

第１３条中「第６２条の５ただし書」を「第６２条の５第１項ただし書」に、「様式第１７号」を「様式第２８号」に改める。

第１４条を次のように改める。

（休止中の特定屋外タンク貯蔵所に係る内部点検期間の延長の承認）

第１４条　市長は、府令第６２条の５第３項の規定による期間の延長に係る申請書の提出があったときは、これを審査し、これを承認するときは休止中の特定屋外タンク貯蔵所内部点検期間延長承認書（様式第２９号）を、承認しないときは休止中の特定屋外タンク貯蔵所内部点検期間延長不承認通知書（様式第３０号）を申請者に交付する。

第１４条の次に次の２条を加える。

（休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間の延長の承認）

第１４条の２　市長は、府令第６２条の５の２第２項ただし書の規定による期間の延

長に係る申請書の提出があったときは、これを審査し、これを承認するときは休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長承認書(様式第３１号)を、承認しないときは休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長不承認通知書（様式第３２号）を申請者に交付する。

（休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間の延長の承認）

第１４条の３　市長は、府令第６２条の５の３第２項ただし書の規定による期間の延長に係る申請書の提出があったときは、これを審査し、これを承認するときは休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長承認書（様式第３３号）を、承認しないときは休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長不承認通知書（様式第３４号）を申請者に交付する。

第１５条中「様式第１９号」を「様式第３５号」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（地下貯蔵タンク等の在庫管理計画の届出）

第１５条の２　危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成１５年総務省令第１４３号）附則第３項第２号後段の規定により地下貯蔵タンク及び地下埋設配管に係る点検周期の延長をしようとするときは、市長に地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書（様式第３６号）を提出しなければならない。

第１６条第１項中「様式第２０号」を「様式第３７号」に改める。

第１８条中「この」を「この規則に定めるもののほか、この」に、「ついて」を「関し」に改め、「が」の次に「別に」を加える。

附則に次の１項を加える。

（高遊原南消防組合の消防事務の移管及び宇城広域連合からの脱退に伴う経過措置）

４　平成２６年４月１日前に旧高遊原南消防組合危険物規制に関する規則（平成６年規則第６号）又は宇城広域連合消防法等施行細則（平成１９年宇城広域連合訓令第２４号）の規定によりなされた申請、届出その他の手続は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第１号及び様式第２号を次のように改める。

様式第１号（第２条の２関係）

様式第２号（第３条第１項関係）

危険物仮貯蔵（仮取扱い）承認申請書

年　　月　　日

熊本市消防長（宛）

申請者

住所

氏名　　印

電話　　（　　）

<table>
<tr><td rowspan="2">仮貯蔵（仮取扱い）をする者</td><td>住　所</td><td colspan="3">電話　　（　　）</td></tr>
<tr><td>氏　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">仮貯蔵（仮取扱い）の場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">同上の地域別</td><td>防火地域別</td><td colspan="2">用途地域別</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">仮貯蔵（仮取扱い）に供する場所の概要</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">仮貯蔵（仮取扱い）の理由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">同上の期間</td><td colspan="3">年　月　日から　年　月　日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">仮貯蔵（仮取扱い）する危険物の類、品名及び最大数量</td><td colspan="2"></td><td>指定数量の倍</td></tr>
<tr><td colspan="2">危険物の仮貯蔵（仮取扱い）の方法</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">消火設備</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">危険物取扱者</td><td colspan="3">氏名　　免状番号　　種　類第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他必要事項</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">※受付欄</td><td>※経過欄</td><td colspan="2">※手数料欄</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>承認年月日<br>承認番号</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

３　貯蔵又は取扱いの場所の付近見取図、敷地内配置図及び構造図を添付すること。

４　※印の欄は、記入しないこと。

様式第４号及び様式第５号を削る。

様式第３号中「　　指令第」を「指令（　　）第」に、「申請された」を「申請のあった」に、「消防法」を「、消防法」に、「印」を「印」に改め、同様式を様式第５号とし、同様式の前に次の２様式を加える。

様式第３号（第３条第２項関係）

指令（　　）第　　号

危険物仮貯蔵（仮取扱い）承認書

申請者

住　所

氏　名

　　年　　月　　日付けで申請のあった危険物の　　については、消防法第１０条第１項ただし書の規定により承認する。

　　年　　月　　日

熊本市消防長　　印

様式第４号（第３条第２項関係）

指令（　　）第　　号
年　　月　　日

申請者

住　所

氏　名　　様

熊本市消防長　　印

危険物仮貯蔵（仮取扱い）不承認通知書

年　　月　　日付けで申請のあった危険物の　　については、下記の理由により不承認とする。

記

（教示）

様式第２０号中「熊本市長　　（宛）」を「熊本市長（宛）」に、

「住　所

氏　名　　㊞」

を

「住所

氏名　　印

電話　　（　　）　　」

に、

「

| | |
|---|---|
| 住　　所 | |

」

を

「

| | |
|---|---|
| 住　　所 | 電話　　（　　） |

」

に改め、同様式を様式第３７号とする。

様式第１９号中「　　指令第」を「指令（　　）第」に、「印」を「印」に改め、「備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。」を削り、同様式を様式第３５号とし、同様式の次に次の１様式を加える。

様式第３６号（第１５条の２関係）

地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書

年　　月　　日

熊本市長（宛）

届出者

住所

氏名　　印

電話　　（　　）

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成１５年総務省令第１４３号）附則第３項第２号の規定に基づき次のとおり届け出ます。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 設置者 | 住所又は事務所所在地 | 電話　　（　　） | | |
| | 氏名又は名称 | | | |
| 製造所等の別 | | 貯蔵所又は取扱所の区分 | | |
| 設置許可年月日及び許可番号 | 年　　月　　日　　第　　号 | | | |
| 設置場所 | | | | |
| 在庫管理に従事する者の職務及び組織 | | | | |
| 在庫管理に従事する者に対する教育 | | | | |
| 在庫管理の方法 | | | | |
| 危険物の漏れが確認された場合に取るべき措置 | | | | |
| その他必要な事項 | | | | |

| ※受付欄 | ※経過欄 |
|---|---|
| | |

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　２　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。
　　３　※印の欄は、記入しないこと。

様式第１８号を削る。

様式第１７号中「熊本市長　　（宛）」を「熊本市長（宛）」に、

「住　所

氏　名　　㊞」

を

「住所

氏名　　印

電話　　（　　）　　」

に、

「

| | |
|---|---|
| 住　　所 | |

」

を

「

| | |
|---|---|
| 住　　所 | 電話　　（　　） |

」

に改め、同様式を様式第２８号とし、同様式の次に次の６様式を加える。

様式第２９号（第１４条関係）

指令（　　）第　　号

休止中の特定屋外タンク貯蔵所内部点検期間延長承認書

申請者

住　所

氏　名

　　年　　月　　日付けで申請のあった危険物特定屋外タンク貯蔵所（設置許可　　年　　月　　日第　　号）の休止中に係る内部点検期間の延長については、これを承認する。

　　年　　月　　日

熊本市長　　印

様式第３０号（第１４条関係）

指令（　　）第　　号
年　　月　　日

申請者

住　所

氏　名　　様

熊本市長　　印

休止中の特定屋外タンク貯蔵所内部点検期間延長不承認通知書

年　　月　　日付けで申請のあった危険物特定屋外タンク貯蔵所（設置許可　　年　　月　　日第　　号）の休止中に係る内部点検期間の延長については、下記の理由により不承認とする。

記

（教示）

様式第３１号（第１４条の２関係）

指令（　　）第　　号

休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長承認書

申請者

住　所

氏　名

　　年　　月　　日付けで申請のあった危険物　　（設置許可
年　　月　　日第　　号）の休止中の　　の漏れの点検期間延長については、これを承認する。

　　年　　月　　日

熊本市長　　印

様式第３２号（第１４条の２関係）

指令（　　）第　　号
年　　月　　日

申請者

住　所

氏　名　　様

熊本市長　　印

休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長不承認通知書

年　　月　　日付けで申請のあった危険物　　（設置許可　　年　　月　　日第　　号）の休止中の　　の漏れの点検期間延長については、下記の理由により不承認とする。

記

（教示）

様式第３３号（第１４条の３関係）

指令（　　）第　　号

休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長承認書

申請者

住　所

氏　名

　　年　　月　　日付けで申請のあった危険物　　（設置許可　　年　　月　　日第　　号）の休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長については、これを承認する。

　　年　　月　　日

熊本市長　　印

様式第３４号（第１４条の３関係）

指令（　　）第　　号
年　　月　　日

申請者

住　所

氏　名　　様

熊本市長　　印

休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長不承認通知書

年　　月　　日付けで申請のあった危険物　　（設置許可　　年　　月　　日第　　号）の休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長については、下記の理由により不承認とする。

記

（教示）

様式第１６号中「熊本市長　　（宛）」を「熊本市長（宛）」に、

「住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞」

を

「住所

氏名　　印

電話　　（　　）　　」

に改め、同様式を様式第２６号とし、同様式の次に次の１様式を加える。

様式第２７号（第１２条関係）

実　務　経　験　証　明　書

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 氏名 | （　　年　　月　　日生） | | | |
| 取り扱った危険物 | 類　別 | 第　　類 | 品　名 | |
| 取り扱った期間 | 年　月　日から　　年　月　日まで<br>（　　年　　月） | | | |
| 製造所等の区分<br>（該当するものを○で囲むこと） | 製造所　　貯蔵所　　取扱所 | | | |

上記のとおり相違ないことを証明します。

証明年月日　　年　月　日

事業所名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

証明者　　職名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

電話　　（　　）

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第１５号中「熊本市長　　（宛）」を「熊本市長（宛）」に、

「住　所

氏　名　　㊞」

を

「住所

氏名　　印

電話　　（　　）　　」

に、

「

| | |
|---|---|
| 住　　所 | |

」

を

「

| | |
|---|---|
| 住　　所 | 電話　　（　　） |

」

に改め、同様式を様式第２５号とする。

様式第１４号中「熊本市長　　（宛）」を「熊本市長（宛）」に、

「住　所

氏　名　　㊞」

を

「住所

氏名　　印

電話　　（　　）　　」

に、

「

| |
|---|
| 電話 |

」

を

「

| |
|---|
| 電話　　（　　） |

」

に改め、同様式を様式第２４号とする。

様式第１３号中「熊本市長　　（宛）」を「熊本市長（宛）」に、

「住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞」

を

「住所

氏名　　印

電話　　（　　）　　」

に、

「

| | |
|---|---|
| 住　　所 | |

」

を

「

| | |
|---|---|
| 住　　所 | 電話　　（　　） |

」

に改め、同様式を様式第２３号とする。

様式第１２号中「熊本市長　　（宛）」を「熊本市長（宛）」に、

「住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞」

を

「住所

氏名　　印

電話　　（　　）　　」

に、

「

| |
|---|
| |
| 電話 |

」

を

「

| |
|---|
| 電話　　（　　） |
| |

」

に改め、同様式を様式第２２号とする。

様式第１１号中「　　指令第」を「指令（　　）第」に、「印」を「印」に改め、「備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。」を削り、同様式を様式第２０号とし、同様式の次に次の１様式を加える。

様式第２１号（第１０条関係）

指令（　　）第　　号
年　　月　　日

申請者

住　所

氏　名　　様

熊本市長　　印

予防規程不認可通知書

年　　月　　日付けで申請のあった予防規程は、下記の理由により不認可とする。

記

（教示）

様式第１０号中「印」を「印」に改め、同様式を様式第１９号とする。

様式第９号中「（第８条関係）」を「（第８条第１項関係）」に、「印」を「印」に改め、

「１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　この完成検査前検査済証は、水張又は水圧検査を除くものであること。」

を

「この完成検査前検査済証は、水張又は水圧検査を除くものであること。　」

に改め、同様式を様式第１７号とし、同様式の次に次の１様式を加える。

様式第１８号（第８条第２項関係）

指令（　　）第　　号
年　　月　　日

申請者

住　所

氏　名　　様

熊本市長　　印

完成検査前検査不適合通知書

年　　月　　日付けで申請のあった危険物　　の完成検査前検査（液体危険物タンクの　　に関する事項）については、下記の理由により基準に不適合とする。

記

（教示）

様式第８号を削る。

様式第７号中「（第６条関係）」を「（第６条第１項関係）」に、

「　　製造所
危険物　貯蔵所　特例適用申請書
　　取扱所　　」

を

「危険物製造所等特例適用申請書」

に、「熊本市長　　（宛）」を「熊本市長（宛）」に、

「住所
氏名　　㊞」

を

「住所
氏名　　印
電話　　（　）　　」

に、

「

| | |
|---|---|
| 住　　所 | |

」

を

「

| | |
|---|---|
| 住　　所 | 電話　　（　） |

」

に、

「

| | |
|---|---|
| 製造所等の別 | |

」

を

「

| | | | |
|---|---|---|---|
| 製造所等の別 | | 貯蔵所又は取扱所の区分 | |

」

に改め、同様式を様式第１２号とし、同様式の次に次の４様式を加える。

様式第１３号（第６条第２項関係）

指令（　　）第　　号

危険物製造所等特例適用認定書

申請者

住　所

氏　名

　　年　　月　　日付けで申請のあった危険物　　の特例適用については、これを認定する。

　　年　　月　　日

熊本市長　　印

様式第１４号（第６条第２項関係）

指令（　　）第　　号
年　　月　　日

申請者

住　所

氏　名　　様

熊本市長　　印

危険物製造所等特例適用不認定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった危険物　　の特例適用については、下記の理由により不認定とする。

記

（教示）

様式第１５号（第６条第３項関係）

達（　　）第　　号
年　　月　　日

申請者

住　所

氏　名　　様

熊本市長　　印

危険物製造所等特例適用認定取消通知書

年　　月　　日付け指令（　　）第　　号で認定した危険物の特例適用については、下記の理由によりこれを取り消す。

記

（教示）

様式第１６号（第７条関係）

指令（　　）第　　号
年　　月　　日

申請者

住　所

氏　名　　様

熊本市長　　印

不　適　合　通　知　書

　　年　　月　　日付けで申請のあった危険物　　について、完成検査を行った結果、下記の理由により消防法第１０条第４項の規定に基づく政令で定める技術上の基準に不適合とする。

記

（教示）

様式第６号中

「縦２５センチメートル以上、横３５センチメートル以上とすること。

掲示板の色は地を白色、文字を黒色とすること。　」

を

「１　縦２５センチメートル以上、横３５センチメートル以上とすること。

２　掲示板の色は、地を白色、文字を黒色とすること。　」

に改め、同様式を様式第１０号とし、同様式の次に次の１様式を加える。

様式第１１号（第５条第３項関係）

達（　　）第　　号
年　　月　　日

申請者

住　所

氏　名　　様

熊本市長　　印

危険物製造所等仮使用承認取消通知書

年　　月　　日付け指令（　　）第　　号で承認した危険物に係る仮使用承認については、下記の理由によりこれを取り消す。

記

（教示）

様式第５号の次に次の４様式を加える。

様式第６号（第４条関係）

指令（　　）第　　号
年　　月　　日

申請者

住　所

氏　名　　様

熊本市長　　印

不　許　可　通　知　書

年　　月　　日付けで申請のあった危険物　　の設置（変更）については、下記の理由により不許可とする。

記

（教示）

様式第７号（第４条の２関係）

製造所等設置（変更）中止届出書

年　　月　　日

熊本市長（宛）

届出者

住所

氏名　　印

電話　　（　　）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 設置者 | 住所又は事務所所在地 | 電話　　（　　） | | |
| | 氏名又は名称 | | | |
| 設置場所 | | | | |
| 製造所等の別 | | 貯蔵所又は取扱所の区分 | | |
| 受付年月日 | | 受付番号 | | |
| 許可年月日 | | 許可番号 | | |
| 取下げの必要な理由 | | | | |
| その他必要な事項 | | | | |
| ※受付欄 | | ※経過欄 | | |
| | | | | |

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　２　法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。
　　３　※印の欄は、記入しないこと。

様式第８号（第５条第１項関係）

指令（　　）第　　号

危険物製造所等仮使用承認書

申請者

住　所

氏　名

　　年　　月　　日付けで申請のあった危険物　　の仮使用については、消防法第１１条第５項の規定により承認する。

　　年　　月　　日

熊本市長　　印

様式第９号（第５条第１項関係）

指令（　　）第　　号
年　　月　　日

申請者

住　所

氏　名　　様

熊本市長　　印

危険物製造所等仮使用不承認通知書

年　　月　　日付けで申請のあった危険物　　の仮使用については、下記の理由により不承認とする。

記

（教示）

附　則

1　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

2　この規則による改正前の熊本市危険物規制に関する規則に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

規　則　第　１７　号

平成２６年　３　月２８日

熊本市消防団の組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市消防団の組織に関する規則の一部を改正する規則

熊本市消防団の組織に関する規則（昭和４６年規則第８号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「及び団本部員」を「、団本部員及び機能別団員」に改め、同条第４項中「団本部員」の次に「及び機能別団員」を加える。

第３条の２に次の１項を加える。

３　方面隊長に事故があるとき又は方面隊長が欠けたときは、あらかじめ方面隊長が指定する分団長がその職務を代理する。

第４条第３項中「別に定めるところにより」を「分団長に事故があるとき又は分団長が欠けたときは」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該分団に副分団長が２人以上置かれているときは、あらかじめ分団長が指定する副分団長がその職務を代理する。

第４条に次の１項を加える。

４　副分団長に事故があるとき又は副分団長が欠けたときは、分団長が指定する部長がその職務を代理する。

第５条第２項中「掌理し、別に定めるところにより、副分団長の職務を代理する」を「掌理する」に改める。

第６条第１項中「団長に」を「消防団長に」に、「又は団長」を「又は消防団長」に、「団長があらかじめ指定した」を「あらかじめ消防団長が指定する」に改め、同条第２項及び第３項を削る。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第２条第４項関係）

| 区 | 方面隊の名称 | 所属する分団 |
|---|---|---|
| 中央区 | 第１方面隊 | 第７分団、第８分団、第１０分団、第１１分団、第３１分団、第３２分団、第３３分団、第６１分団 |
| | 第２方面隊 | 第１２分団、第１３分団、第１４分団、第１５分団、第１６分団、第１７分団、第１８分団、第２２分団、第３７分団、第３８分団 |
| 東区 | 第３方面隊 | 第１分団、第２分団、第３分団、第４分団、第５分団、第９分団、第５２分団、第５３分団 |
| | 第４方面隊 | 第６分団、第２６分団、第２７分団、第２８分団、第５５分団、第５９分団 |
| 西区 | 第５方面隊 | 第１９分団、第２０分団、第３４分団、第３５分団、第３６分団、第３９分団 |
| | 第６方面隊 | 第４０分団、第４１分団、第４２分団、第４３分団、第４４分団、第４５分団、第４６分団、第４７分団 |
| | 第７方面隊 | 第７０分団、第７１分団 |
| 南区 | 第８方面隊 | 第２９分団、第３０分団、第４８分団、第４９分団、第５０分団、第５７分団、第６０分団 |
| | 第９方面隊 | 第６２分団、第６３分団、第６４分団 |
| | 第１０方面隊 | 第６５分団、第６６分団、第６７分団、第６９分団 |
| | 第１１方面隊 | 第７５分団 |
| | 第１２方面隊 | 第７６分団、第７７分団、第７８分団、第７９分団 |
| 北区 | 第１３方面隊 | 第２１分団、第２３分団、第２４分団、第２５分団、第５１分団、第５４分団、第５６分団、第５８分団 |
| | 第１４方面隊 | 第６８分団、第７２分団、第７３分団、第７４分団 |
| | 第１５方面隊 | 第８０分団、第８１分団、第８２分団、第８３分団 |
| | 第１６方面隊 | 第８４分団、第８５分団、第８６分団、第８７分団 |

別表第２中「(第２条関係)」を「(第２条第５項関係)」に改め、同表第４９分団の項中「力合小学校区」の次に「、力合西小学校区」を加え、同表第７９分団の項中「旧

下益城郡城南町の区域」を「熊本市全域」に改める。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

規　則　第　１８　号

平成２６年　３　月２８日

熊本市火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市火薬類取締法施行細則の一部を改正する規則

熊本市火薬類取締法施行細則（平成１６年規則第１３号）の一部を次のように改正する。

第４条中「火薬類消費許可証」を「、火薬類消費許可証」に改める。

附則を附則第１項とし、附則に次の１項を加える。

２　平成２６年４月１日前に法、政令及び省令の規定による申請、届出その他の手続のため熊本県知事、益城町長又は旧高遊原南消防組合若しくは宇城広域連合の消防長に対して提出された書類（旧下益城郡富合町及び旧下益城郡城南町の区域並びに上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村の区域に係るものに限る。）でこの規則に定める書類に相当するものがあるときは、当該書類は、この規則の相当規定により提出されたものとみなす。

様式第１号中

「１　貯蔵所の保安管理、見取図、構造仕様書及び構造図を添付すること。

２　設置場所が借地の場合は、貯蔵承諾書を添付すること。　　」

を

「１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　貯蔵所の保安管理、見取図、構造仕様書及び構造図を添付すること。

３　設置場所が借地の場合は、貯蔵承諾書を添付すること。　　」

に改める。

様式第２号中「指令　　第」を「指令（　　）第」に、「火薬庫外貯蔵指示証」を「火薬庫外貯蔵所指示証」に改める。

様式第３号中「様式第３号」の次に「(その１)」を加え、「雨天」を「荒天等」に、「順延（　月　日又は　月　日)」を「順延（　月　日まで)」に、

「

| | 区　　分 | 氏　　名 | 保安手帳等の番号 |
|---|---|---|---|
| 従事者氏名 | 責　任　者 | | ※　保<br>従 |
| | | | ※　保<br>従 |
| | | | ※　保<br>従 |
| | | | ※　保<br>従 |
| | | | ※　保<br>従 |
| | | | ※　保<br>従 |

」

を

「

| | 区　　分 | 氏　名（年齢） | 手帳種類 | 手帳番号 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 従事者氏名 | 責　任　者 | （　） | | | |
| | | （　） | | | |
| | | （　） | | | |
| | | （　） | | | |
| | | （　） | | | |
| | | （　） | | | |

」

に、

「１　消費場所付近の見取図及び煙火置場の構造図を添付すること。

２　※印欄は、該当するものを○で囲むこと。　　」

を

「１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　消費場所付近の見取図及び煙火置場の構造図を添付すること。」

に改め、同様式の次に次の１様式を加える。

様式第３号（その２）（第３条第１号関係）

消費する火薬類の種類・数量

| | 種別 | 種類 | 数量（個） | 打揚火薬量（kg） | 特記事項 |
|---|---|---|---|---|---|
| 打揚煙火 | 号玉 | ぽか物 | | ×　g＝　kg | |
| | | 割　物 | | ×　g＝　kg | |
| | 号玉 | ぽか物 | | ×　g＝　kg | |
| | | 割　物 | | ×　g＝　kg | |
| | 号玉 | ぽか物 | | ×　g＝　kg | |
| | | 割　物 | | ×　g＝　kg | |
| | 号玉 | ぽか物 | | ×　g＝　kg | |
| | | 割　物 | | ×　g＝　kg | |
| | 号玉 | ぽか物 | | ×　g＝　kg | |
| | | 割　物 | | ×　g＝　kg | |
| | 号玉 | ぽか物 | | ×　g＝　kg | |
| | | 割　物 | | ×　g＝　kg | |
| | 号玉 | ぽか物 | | ×　g＝　kg | |
| | | 割　物 | | ×　g＝　kg | |
| | 号玉 | ぽか物 | | ×　g＝　kg | |
| | | 割　物 | | ×　g＝　kg | |
| スターマイン | 号玉 | ぽか物 | | ×　g＝　kg | |
| | | 割　物 | | ×　g＝　kg | |
| | 号玉 | ぽか物 | | ×　g＝　kg | |
| | | 割　物 | | ×　g＝　kg | |
| | 号玉 | ぽか物 | | ×　g＝　kg | |
| | | 割　物 | | ×　g＝　kg | |
| | 号玉 | ぽか物 | | ×　g＝　kg | |
| | | 割　物 | | ×　g＝　kg | |
| | | | | ×　g＝　kg | |
| | | | | ×　g＝　kg | |
| 打揚火薬量　合計　　kg | | | | | |

| | 種類 | 数量 | 種類 | 数量 |
|---|---|---|---|---|
| その他の煙火 | 仕掛花火（枠） | | 小型煙火 | |
| | 水中花火 | | | |
| | ﾅｲｱｶﾞﾗ（　　m） | | | |
| | | | | |

様式第４号中

「

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 従事者氏名 | 区分 | 氏名 | 年齢 | 住所 | 資格 | 講習受講年月日 | 番号 |
| | 責任者 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | その他の従業者 | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

」

を

「

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 従事者氏名 | 区分 | 氏名（年齢） | 住所 | 資格 | 講習受講年月日 | 番号 |
| | 責任者 | （　） | | | | |
| | | （　） | | | | |
| | | （　） | | | | |
| | その他の従事者 | （　） | | | | |
| | | （　） | | | | |
| | | （　） | | | | |
| 出納責任者 | | | | | | |

」

に、

「備考　消費場所付近の見取図を添付すること。　　」

を

「備考

１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　消費場所付近の見取図を添付すること。　　」

に改める。

様式第５号中

「備考　消費場所付近の見取図を添付すること。　　」

を

「備考

　１　この様式の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

　２　消費場所付近の見取図を添付すること。　　」

に改める。

様式第６号（その１）に備考として次のように加える。

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第６号（その２）を次のように改める。

様式第６号（その２）（第３条第４号関係）

| 火薬類取扱従事者報告書 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 区分 | | 住所 | 氏名<br>(年齢) | 免許・免許番号 | | 手帳番号 | |
| | | | | 保安責任者免状 | 発破士等免許 | 保安手帳 | 従事者手帳 |
| 火薬類取扱保安責任者 | (正) | | (　) | 甲　乙 | | (　) | (　) |
| | (副) | | (　) | 甲　乙 | | (　) | (　) |
| | (代) | | (　) | 甲　乙 | | (　) | (　) |
| 火薬類取扱従事者（発破作業係）（運搬係） | | | (　) | 甲　乙 | | (　) | (　) |
| | | | (　) | 甲　乙 | | (　) | (　) |
| | | | (　) | 甲　乙 | | (　) | (　) |
| | | | (　) | 甲　乙 | | (　) | (　) |
| | | | (　) | 甲　乙 | | (　) | (　) |
| | | | (　) | 甲　乙 | | (　) | (　) |
| | | | (　) | 甲　乙 | | (　) | (　) |
| 警戒係 | | | (　) | 甲　乙 | | (　) | (　) |
| | | | (　) | 甲　乙 | | (　) | (　) |
| | | | (　) | 甲　乙 | | (　) | (　) |
| 帳簿記録責任者 | 取扱所 | | (　) | 甲　乙 | | (　) | (　) |
| | 火工所 | | (　) | 甲　乙 | | (　) | (　) |
| | 発破 | | (　) | 甲　乙 | | (　) | (　) |

備考

１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　消費場所付近の見取図を添付すること。

３　手帳番号欄の（　）内は県番号を記入すること。

様式第７号を次のように改める。

様式第７号（第４条第１項関係）

指令（　　）第　　号

火薬類消費許可証

<table>
<tr><td rowspan="3">消費の許可を受けた者</td><td>住所</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td>氏名（年齢）又は名称</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td>職業</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">火薬類の種類及び数量</td><td colspan="9">打揚煙火</td></tr>
<tr><td>号</td><td>号</td><td>号</td><td>号</td><td>号</td><td>号</td><td>号</td><td>号</td></tr>
<tr><td>個</td><td>個</td><td>個</td><td>個</td><td>個</td><td>個</td><td>個</td><td>個</td></tr>
<tr><td colspan="3">スターマイン（　　台）</td><td></td><td>仕掛煙火※ｽﾀｰﾏｲﾝ除く</td><td colspan="2">打揚煙火合計※ｽﾀｰﾏｲﾝ含む</td><td>打揚火薬量合計※ｽﾀｰﾏｲﾝ含む</td></tr>
<tr><td colspan="3">号　個<br>号　個<br>号　個</td><td>号　個<br>号　個<br>号　個</td><td></td><td>台</td><td colspan="2">個</td><td>ｋｇ</td></tr>
</table>

１　消費目的

２　消費日時　　年　　月　　日　　時　　分から　　時　　分まで
（荒天時等の措置：　　）

３　消費場所

４　許可条件

年　　月　　日

熊本市長　　印

（教示）

様式第８号中「指令　　第」を「指令（　　）第」に、「又は氏名」を「又は名称」に改める。

様式第９号を次のように改める。

様式第９号（第４条第２項関係）

指令（　　）第　　号
年　　月　　日

住所
氏名　　様

熊本市長　　印

不許可通知書

年　　月　　日付けで申請のあった火薬類の　　については、下記の理由により不許可とする。

記

（教示）

様式第１０号中「許可年月日」を「認可年月日」に、「許可番号」を「認可番号」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第１１号中「指令　　第」を「指令（　　）第」に、「申請の」を「申請のあった」に改める。

様式第１２号中

「１　選任又は解任の別及び許可の種別欄については､該当するものを○で囲むこと。

２　選任の場合は、免状の写しを添付すること。

３　※印欄は、記入しないこと。　」

を

「１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　選任又は解任の別及び許可の種別欄については、該当するものを○で囲むこと。

３　選任の場合は、免状の写しを添付すること。

４　※印欄は、記入しないこと。　」

に改める。

様式第１３号中「氏名　　」を「氏名　　印」に、

「備考　※印欄は、記入しないこと。　」

を

「備考

１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　※印欄は、記入しないこと。　」

に改める。

様式第１４号に備考として次のように加える。

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第１５号中「　　達　第」を「達（　　）第」に、「住　所」を「住所」に、「氏　名」を「氏名」に改める。

様式第１６号中「　　達　　第」を「達（　　）第」に、「(住　所)」を「住所」に、「(氏　名)」を「氏名」に改める。

附　則

１　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

２　この規則による改正前の熊本市火薬類取締法施行細則に定める様式に基づいて作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

規　則　第　１９　号

平成２６年　３　月２８日

熊本市火災予防規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市火災予防規則の一部を改正する規則

熊本市火災予防規則（昭和６３年規則第１６号）の一部を次のように改正する。

第５条第３項、第６条の３第２項、第６条の７第２項及び第６条の１０第２項中「前項」を「所轄消防署長は、前項」に改める。

第１２条の２第２号中「第２条第１号」を「第２条第１項第１号」に改める。

第１３条第２項及び第１４条第２項中「前項」を「所轄消防署長は、前項」に改める。

第１５条第２項中「、口頭」を「口頭」に改め、「事項を」の次に「所轄消防署長に」を加える。

第１６条第２項中「前項」を「所轄消防署長は、前項」に改める。

第１７条第２項中「消防長又は」を削る。

附則に次の見出し及び２項を加える。

（高遊原南消防組合の消防事務の移管及び宇城広域連合からの脱退に伴う経過措置）

５　平成２６年４月１日前に旧高遊原南消防組合火災予防規則（平成６年規則第５号）又は宇城広域連合火災予防条例施行規則（平成１９年宇城広域連合規則第４０号）若しくは宇城広域連合消防法等施行細則（平成１９年宇城広域連合訓令第２４号）（以下これらを「旧組合規則等」という。）の規定によりなされた申請、届出その他の手続は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

６　旧下益城郡富合町及び旧下益城郡城南町の区域並びに上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村の区域に存する法第２３条の規定に基づくたき火又は喫煙の制限に関する標識で、平成２６年４月１日において旧組合規則等の規定により既に設置され、又は

設置の工事に着手されていたもののうち、第４条の規定に適合しないものについては、同条の規定にかかわらず、なお旧組合規則等の例による。

別表第２「禁煙」、「火気厳禁」又は「危険物品持込み厳禁」と表示した標識の項中

「

| 禁　　煙 |
| --- |
| 熊本市消防局 |

」を「

| 禁　　煙 |
| --- |

」に、

「

| 火気厳禁 |
| --- |
| 熊本市消防局 |

」を「

| 火気厳禁 |
| --- |

」に、

「

| 危険物品<br>持込み厳禁 |
| --- |
| 熊本市消防局 |

」を「

| 危険物品<br>持込み厳禁 |
| --- |

」に改め、

同表定員表示板の項中

「

| 定　員　　人 |
| --- |
| 椅子席　　人<br>立見席　　人<br>その他　　人 |
| 熊本市消防局 |

」を「

| 定　員　　人 |
| --- |
| 椅子席　　人<br>立見席　　人<br>その他　　人 |

」に改める。

様式第４号中

「

」

を削る。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

規　則　第　２０　号

平成２６年　３　月２８日

熊本市消防吏員の階級及び服制に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市消防吏員の階級及び服制に関する規則の一部を改正する規則

熊本市消防吏員の階級及び服制に関する規則（昭和３９年規則第１５号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

（高遊原南消防組合の消防事務の移管に伴う経過措置）

３　平成２６年３月３１日において現に旧高遊原南消防組合消防職員の服制に関する規則（平成２年規則第１０号）の規定により貸与されている被服は、第３条の規定にかかわらず、平成２９年３月３１日までの間、使用することができる。

別表冬服の項中「タイトスカート」を「スカート」に改め、同表火災調査室用ベストの項を削り、同表雨衣の項の次に次のように加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| ベスト | 防火衣用 | 地質 | 難燃繊維の織物 |
| | | 製式 | 両サイド調整機能バックル及びベルト付きとする。<br>形状は、図のとおりとする。 |
| | 火災調査室用 | 色又は地質 | 赤のナイロン製とする。 |
| | | 製式 | 前面をファスナー又はボタンで止める。<br>背中に「調査」を入れた反射板を取り付ける。 |
| 妊産婦服 | | 色 | 濃紺 |
| | | 製式 | ワンピース型とする。 |

別表手袋の項中「活動用」を「作業用」に、「防火用」を「活動用」に改め、同表バ

ンドの項中「革又は合成皮革とし、白の反射テープをつける」を「白の革、合成皮革又は合成繊維とする」に改める。

図中

「　　下衣

男性　　女性　」

を

「　　下衣

ズボン　　スカート　」

に、

「　特別高度救助隊ワッペン　　特別救助隊腕ワッペン　」

を

「　特別高度救助隊腕ワッペン　　特別救助隊腕ワッペン　」

に、

「　特別高度救助隊　　特別救助隊胸ワッペン　」

を

「　特別高度救助隊胸ワッペン　　特別救助隊胸ワッペン　」

に、

「　　外とうB

後面　　前面　」

を

「　　外とうB

前面　　後面　」

に、

「　　消防手帳　」

を

「

防火衣用ベスト

前面

後面

消防手帳

」

に改める。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

規　則　第　２１　号

平成２６年　３　月２８日

熊本市在宅福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市在宅福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市在宅福祉センター条例施行規則（平成５年規則第４３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「第５条第１項」を「第４条第１項」に改める。

第３条第１項中「第７条第１項」を「第６条第１項」に改める。

第５条第１項中「第８条第４項ただし書」を「第７条第４項ただし書」に改め、同項第１号中「第７条第１項第１号（条例第６条第５号」を「第６条第１項第１号（条例第５条第５号」に改め、同項第４号中「第１６条」を「第１５条」に改め、同条第２項中「第８条第４項ただし書」を「第７条第４項ただし書」に改める。

第６条の見出しを「（毀損滅失届）」に改め、同条中「き損し」を「毀損し」に、「熊本市在宅福祉センター施設等き損（滅失）届」を「熊本市在宅福祉センター施設等毀損（滅失）届」に改める。

第８条中「第１３条第１項」を「第１２条第１項」に改め、同条第４号中「第１３条第２項第４号」を「第１２条第２項第４号」に改め、同条第７号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

第１１条中「第１６条第４項ただし書」を「第１５条第４項ただし書」に改める。

第１２条第１項中「第１６条第５項」を「第１５条第５項」に改め、「条例第４条第１項第１号に規定する者のうち低所得者で生計が困難なものに対する負担の軽減措置として市長が別に定めたものに該当する場合又は」を削る。

第１３条第１項中「第１６条第６項ただし書」を「第１５条第６項ただし書」に改め、同項第１号中「第７条第１項第１号（条例第６条第５号」を「第６条第１項第１

号（条例第５条第５号」に改め、同条第２項中「第１６条第６項ただし書」を「第１５条第６項ただし書」に改める。

第１４条中「第１７条第２項」を「第１６条第２項」に改め、同条第１１号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改める。

様式第１号中「様式第１号」を「様式第１号（第２条第１項関係）」に、「つけて」を「付けて」に改める。

様式第２号中「様式第２号」を「様式第２号（第２条第２項関係）」に改める。

様式第３号中「様式第３号」を「様式第３号（第３条第１項関係）」に改める。

様式第４号中「様式第４号」を「様式第４号（第３条第１項関係）」に、「つけて」を「付けて」に改める。

様式第５号中「様式第５号」を「様式第５号（第３条第３項関係）」に改める。

様式第６号中「様式第６号」を「様式第６号（第３条第３項関係）」に改める。

様式第７号中「様式第７号」を「様式第７号（第５条関係）」に改める。

様式第８号中「様式第８号」を「様式第８号（第６条関係）」に、「熊本市在宅福祉センター施設等き損（滅失）届」を「熊本市在宅福祉センター施設等毀損（滅失）届」に、「き損（滅失）した」を「毀損（滅失）した」に、「第１１条」を「第１０条」に、「き損（滅失）の」を「毀損（滅失）の」に改める。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

規　則　第　２２　号

平成２６年　３　月２８日

熊本市老人デイサービスセンター条例施行規則を廃止する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市老人デイサービスセンター条例施行規則を廃止する規則

熊本市老人デイサービスセンター条例施行規則（平成１７年規則第８０号）は、廃止する。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

規　則　第　２３　号

平成２６年　３　月２８日

熊本市立養護老人ホーム等設置条例施行規則及び熊本市立雁回敬老園管理規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市立養護老人ホーム等設置条例施行規則及び熊本市立雁回敬老園管理規則の一部を改正する規則

（熊本市立養護老人ホーム等設置条例施行規則の一部改正）

第１条　熊本市立養護老人ホーム等設置条例施行規則（平成１７年規則第７９号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市立養護老人ホーム設置条例施行規則

第１条中「熊本市立養護老人ホーム等設置条例」を「熊本市立養護老人ホーム設置条例」に改める。

第２条中「養護老人ホーム等」を「養護老人ホーム」に改める。

（熊本市立雁回敬老園管理規則の一部改正）

第２条　熊本市立雁回敬老園管理規則（平成２０年規則第９１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「熊本市立養護老人ホーム等設置条例」を「熊本市立養護老人ホーム設置条例」に改める。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

規　則　第　２４　号

平成２６年　３　月２８日

熊本市はなぞの学苑条例施行規則を廃止する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市はなぞの学苑条例施行規則を廃止する規則

熊本市はなぞの学苑条例施行規則（平成１７年規則第８５号）は、廃止する。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

規　則　第　２５　号

平成２６年　３　月２８日

熊本市平成学園条例施行規則を廃止する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市平成学園条例施行規則を廃止する規則

熊本市平成学園条例施行規則（平成１７年規則第８６号）は、廃止する。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

規　則　第　２６　号

平成２６年　３　月２８日

熊本市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則

熊本市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の施行に関する規則（平成１８年規則第２２号）の一部を次のように改正する。

附則第２項中「第５条第２２項」を「第５条第２１項」に改める。

附則第４項中「被災支給決定障害者等であって、原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第１５条第３項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への退避の指示を受けた地域若しくは同法第２０条第３項の規定による指示において設定されている計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域に該当したため避難を行っている者又は同法第１７条第８項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が特定避難勧奨地点に該当するとして特定した住居に居住していたため避難を行っている者」を「次に掲げる被災支給決定障害者等」に、「平成２６年２月２８日」を「平成２６年９月３０日」に改め、同項に次の３号を加える。

(1)　原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第２０条第２項の規定による指示において設定されている帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に該当するため避難を行っている者

(2)　特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第１７条第９項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が特定避難勧奨地点として設定した地点をいう。）に存する住居に居住していたため避難を行っている者

(3)　原子力災害対策特別措置法第２０条第２項の規定による指示において設定さ

れていた緊急時避難準備区域に該当したため避難を行っている者

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第２項の改正規定は、平成２６年４月１日から施行する。

2　改正後の附則第４項の規定は、この規則の施行の日以後に受けた障害福祉サービスに係る介護給付費等の特例について適用し、同日前に受けた障害福祉サービスに係る介護給付費等の特例については、なお従前の例による。

規　則　第　２７　号

平成２６年　３　月２８日

熊本市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

熊本市児童福祉法施行細則（平成２２年規則第７４号）の一部を次のように改正する。

附則第５項中「被災施設給付決定保護者であって、原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第１５条第３項の規定による避難のための立退き若しくは屋内への退避の指示を受けた地域若しくは同法第２０条第３項の規定による指示において設定されている計画的避難区域若しくは緊急時避難準備区域に該当したため避難を行っている者又は同法第１７条第８項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が特定避難勧奨地点に該当するとして特定した住居に居住していたため避難を行っている者」を「次に掲げる被災施設給付決定保護者」に、「平成２６年２月２８日」を「平成２６年９月３０日」に改め、同項に次の３号を加える。

(1)　原子力災害対策特別措置法（平成１１年法律第１５６号）第２０条第２項の規定による指示において設定されている帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に該当するため避難を行っている者

(2)　特定避難勧奨地点（原子力災害対策特別措置法第１７条第９項の規定により設置された原子力災害現地対策本部の長が特定避難勧奨地点として設定した地点をいう。）に存する住居に居住していたため避難を行っている者

(3)　原子力災害対策特別措置法第２０条第２項の規定による指示において設定されていた緊急時避難準備区域に該当したため避難を行っている者

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　改正後の附則第５項の規定は、この規則の施行の日以後に受けた障害児通所支援又は障害児入所支援に係る障害児通所給付費等の特例について適用し、同日前に受けた障害児通所支援又は障害児入所支援に係る障害児通所給付費等の特例については、なお従前の例による。

規　則　第　２８　号

平成２６年　３　月２８日

熊本市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

第１条　熊本市老人福祉法施行細則（平成６年規則第６１号）の一部を次のように改正する。

別表第２のＡの項中「含む。）」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付受給世帯」を加え、同表中「第４１条第１項から第３項まで」を「第４１条第１項及び第６項」に、「第２項、第４１条の１９の４第１項及び第２項」を「第３項並びに第４１条の１９の４第１項及び第３項」に改め、「並びに第４１条の１９の５第１項」を削る。

様式第２号（その２）中

「

| 所　長 | 課　長 | 補　佐 | 係　長 |
|---|---|---|---|
| | | | |

」

を

「

| （決裁欄） |
|---|
| |

」

に改める。

第２条　熊本市老人福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

別表第２のＡの項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　第１条中別表第２の改正規定（「第４１条第１項から第３項まで」を「第４１条第１項及び第６項」に改める部分及び「並びに第４１条の１９の５第１項」を削る部分に限る。）　公布の日

(2)　第２条の規定　平成２６年１０月１日

規　則　第　２９　号

平成２６年　３　月２８日

熊本市児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の措置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の措置に関する規則の一部を改正する規則

熊本市児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の措置に関する規則（平成１５年規則第２５号）の一部を次のように改正する。

別表Ａの項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表備考第３項第２号中「第２項、第４１条の１９の４第１項及び第２項」を「第３項並びに第４１条の１９の４第１項及び第３項」に改め、「並びに第４１条の１９の５第１項」を削る。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　別表備考第３項第２号の改正規定（「並びに第４１条の１９の５第１項」を削る部分に限る。）　公布の日

(2)　別表Ａの項の改正規定　平成２６年１０月１日

規　則　第　３０　号

平成２６年　３　月２８日

熊本市児童措置費負担金徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市児童措置費負担金徴収規則の一部を改正する規則

熊本市児童措置費負担金徴収規則（平成２２年規則第７５号）の一部を次のように改正する。

別表第１のＡの項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表備考第３項第２号中「から第３項まで」を「及び第６項」に、「第４項」を「第５項」に改め、「第４１条の１９の２第１項」の次に「及び第３項、第４１条の１９の３第１項及び第３項並びに第４１条の１９の４第１項及び第３項」を加え、「及び第４１条の１９の５第１項」を削る。

別表第２備考第１項第２号中「から第３項まで」を「及び第６項」に、「第４項」を「第５項」に改め、「第４１条の１９の２第１項」の次に「及び第３項、第４１条の１９の３第１項及び第３項並びに第４１条の１９の４第１項及び第３項」を加え、「及び第４１条の１９の５第１項」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　別表第１備考第３項第２号の改正規定（「第４１条の１９の２第１項」の次に「及び第３項、第４１条の１９の３第１項及び第３項並びに第４１条の１９の４第１項及び第３項」を加える部分に限る。）及び別表第２備考第１項第２号の改正規定（「第

４１条の１９の２第１項」の次に「及び第３項、第４１条の１９の３第１項及び第３項並びに第４１条の１９の４第１項及び第３項」を加える部分に限る。）　平成２６年４月１日

(2)　別表第１のＡの項の改正規定　平成２６年１０月１日

規　則　第　３１　号

平成２６年　３　月２８日

熊本市母子生活支援施設及び助産施設の入所等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市母子生活支援施設及び助産施設の入所等に関する規則の一部を改正する規則

熊本市母子生活支援施設及び助産施設の入所等に関する規則（昭和４９年規則第２８号）の一部を次のように改正する。

別表第１のＡの項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表備考第２項第２号中「から第３項まで」を「及び第６項」に、「第４項」を「第５項」に、「第２項、第４１条の１９の４第１項及び第２項」を「第３項並びに第４１条の１９の４第１項及び第３項」に改め、「並びに第４１条の１９の５第１項」を削る。

別表第２のＡの項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表備考第２項第２号中「から第３項まで」を「及び第６項」に、「第４項」を「第５項」に、「第２項、第４１条の１９の４第１項及び第２項」を「第３項並びに第４１条の１９の４第１項及び第３項」に改め、「並びに第４１条の１９の５第１項」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　別表第１備考第２項第２号の改正規定（「第２項、第４１条の１９の４第１項及び第２項」を「第３項並びに第４１条の１９の４第１項及び第３項」に改める部分に限る。）及び別表第２備考第２項第２号の改正規定（「第２項、第４１条の１９の４第１項及び第２項」を「第３項並びに第４１条の１９の４第１項及び第３項」に改める部分に限る。）　平成２６年４月１日

(2)　別表第１のＡの項の改正規定及び別表第２のＡの項の改正規定　平成２６年１０月１日

規　則　第　３２　号

平成２６年　３　月２８日

熊本市児童福祉法に基づく療育の給付に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市児童福祉法に基づく療育の給付に関する規則の一部を改正する規則

熊本市児童福祉法に基づく療育の給付に関する規則（平成８年規則第６号）の一部を次のように改正する。

別表Ａの項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表備考第７項第２号中「から第３項まで」を「及び第６項」に、「第４項」を「第５項」に、「第２項、第４１条の１９の４第１項及び第２項」を「第３項並びに第４１条の１９の４第１項及び第３項」に改め、「並びに第４１条の１９の５第１項」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　別表備考第７項第２号の改正規定（「第２項、第４１条の１９の４第１項及び第２項」を「第３項並びに第４１条の１９の４第１項及び第３項」に改める部分に限る。）　平成２６年４月１日

(2)　別表Ａの項の改正規定　平成２６年１０月１日

規　則　第　３３　号

平成２６年　３　月２８日

熊本市小児慢性特定疾患治療研究事業における負担金等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市小児慢性特定疾患治療研究事業における負担金等に関する規則の一部を改正する規則

熊本市小児慢性特定疾患治療研究事業における負担金等に関する規則（平成１７年規則第２４号）の一部を次のように改正する。

別表中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表備考第２項第２号中「から第３項まで」を「及び第６項」に、「第４項」を「第５項」に、「第２項、第４１条の１９の４第１項及び第２項」を「第３項並びに第４１条の１９の４第１項及び第３項」に改め、「並びに第４１条の１９の５第１項」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　別表備考第２項第２号の改正規定（「第２項、第４１条の１９の４第１項及び第２項」を「第３項並びに第４１条の１９の４第１項及び第３項」に改める部分に限る。）　平成２６年４月１日

(2)　別表の改正規定（「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める部分に限

る。）　平成２６年１０月１日

規　則　第　３４　号

平成２６年　３　月２８日

熊本市障がい者福祉相談所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市障がい者福祉相談所条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市障がい者福祉相談所条例施行規則（平成２４年規則第１２５号）の一部を次のように改正する。

第４条中「第５条第２３項」を「第５条第２２項」に改める。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

規　則　第　３５　号

平成２６年　３　月２８日

熊本市立子育て支援センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市立子育て支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市立子育て支援センター条例施行規則（平成１４年規則第２２号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市立地域子育て支援拠点施設条例施行規則

第１条中「熊本市立子育て支援センター条例」を「熊本市立地域子育て支援拠点施設条例」に改める。

第２条中「子育て支援センター（以下「センター」を「地域子育て支援拠点施設（以下「拠点施設」に改め、「まで」の次に「（熊本市立街なか子育てひろばにあっては、午前１０時から午後３時まで）」を加える。

第３条中「センター」を「拠点施設」に改め、同条第１号を次のように改める。

(1)　次に掲げる拠点施設の区分に応じそれぞれ次に定める日

ア　熊本市立街なか子育てひろば以外の拠点施設　日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）

イ　熊本市立街なか子育てひろば　火曜日（その日が祝日法による休日に当たるときは、その日後においてその最も近い祝日法による休日でない日）

第４条中「センター」を「拠点施設」に改める。

第５条の見出し中「き損滅失」を「毀損滅失」に改め、同条中「センター」を「拠点施設」に、「き損し」を「毀損し」に改める。

附　則

この規則は、平成２６年６月１日から施行する。

規　則　第　３６　号

平成２６年　３　月２８日

熊本市子ども総合相談室規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市子ども総合相談室規則の一部を改正する規則

熊本市子ども総合相談室規則（平成２０年規則第３２号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市子ども・若者総合相談センター規則

第１条中「子どもに」を「子ども・若者に」に、「熊本市子ども総合相談室（以下「相談室」を「熊本市子ども・若者総合相談センター（以下「センター」に改める。

第２条、第３条及び第４条中「相談室」を「センター」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

（熊本市保健所条例施行規則の一部改正）

２　熊本市保健所条例施行規則（昭和４３年規則第８号）の一部を次のように改正する。

第５条中「子ども総合相談室」を「子ども・若者総合相談センター」に改める。

（熊本市児童相談所設置条例施行規則の一部改正）

３　熊本市児童相談所設置条例施行規則（平成２４年規則第１１７号）の一部を次のように改正する。

第４条中「子ども総合相談室」を「子ども・若者総合相談センター」に改める。

規　則　第　３７　号

平成２６年　３　月２８日

熊本市保育園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市保育園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

熊本市保育園条例の一部を改正する条例（平成２５年条例第６６号）附則ただし書に規定する改正規定の施行期日は、平成２６年４月１日とする。

規　則　第　３８　号

平成２６年　３　月２８日

熊本市児童発達支援ルーム条例施行規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市児童発達支援ルーム条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、熊本市児童発達支援ルーム条例（平成２５年条例第６７号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用登録の手続）

第２条　条例第５条第１項の規定により児童発達支援ルーム（以下「支援ルーム」という。）の使用の登録を受けようとする障害児の保護者（以下「申請者」という。）は、熊本市児童発達支援ルーム使用登録申請書（様式第１号）に児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２１条の５の７第９項に規定する通所受給者証の写しその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請書を受理し、使用の登録をしたときは、熊本市児童発達支援ルーム使用登録証（様式第２号）を交付するものとする。

３　申請者は、第１項の申請書に記載した事項に変更が生じたときは、熊本市児童発達支援ルーム使用登録変更届出書（様式第３号）により、速やかに届け出なければならない。

（登録証の有効期間）

第３条　前条第２項に規定する登録証の有効期間は、市長が使用の登録をした日から当該使用に係る障害児が小学校就学の始期に達するまでとする。

（開館時間）

第４条　支援ルームの開館時間は、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（休館日）

第５条　支援ルームの休館日は、熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第３２号）第１条第１項に規定する市の休日とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

（遵守事項）

第６条　支援ルームを使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1)　支援ルーム内で喫煙しないこと。

(2)　所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。

(3)　他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品等を携帯しないこと。

(4)　支援ルームを損傷し、又は汚損しないこと。

（毀損滅失の届出）

第７条　使用者は、支援ルームの施設又は附属設備を毀損し、又は滅失したときは、市長に届け出なければならない。

（雑則）

第８条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

様式第１号（第２条第１項関係）

熊本市児童発達支援ルーム使用登録申請書

年　　月　　日

熊本市長（宛）

熊本市児童発達支援ルームの使用の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 住所 | 〒　　－ | | |
| 保護者氏名 | 印 | | |
| 受給者証番号 | | 電話番号 | |
| ふりがな | | 生年月日 | 年　月　日生 |
| 使用する児童の氏名 | | 年齢 | |
| 登録施設 | 児童発達支援ルーム | | |

様式第２号（第２条第２項関係）

熊本市児童発達支援ルーム使用登録証

保護者　住所

氏名　　様

熊本市長　　印

| | | | |
|---|---|---|---|
| 登録年月日 | 年　月　日 | 登録番号 | 第　号 |
| 登録施設 | 児童発達支援ルーム | | |
| 使用する児童の氏名 | | | |

備考

１　登録の有効期間は、登録年月日から使用する児童が小学校就学の始期に達するまでとする。

２　使用に際しては、熊本市児童発達支援ルーム条例及び同条例施行規則並びにこれらに基づく指示に従うこと。

様式第３号（第２条第３項関係）

熊本市児童発達支援ルーム使用登録変更届出書

年　　月　　日

熊本市長（宛）

熊本市児童発達支援ルームの使用の登録について、申請した事項に変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="2">登録番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">保護者氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">使用する児童の氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更内容</td><td>区分</td><td colspan="3">住所　・　保護者氏名　・　電話番号　・　使用する児童の氏名</td></tr>
<tr><td>変更前</td><td></td><td>変更後</td><td></td></tr>
</table>

備考　変更内容の区分欄は、該当事項に○印を付けてください。

規　則　第　３９　号

平成２６年　３　月２８日

熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

熊本市自転車駐車場条例の一部を改正する条例（平成２５年条例第８３号）の施行期日は、平成２６年４月１日とする。

規　則　第　４０　号

平成２６年　３　月２８日

熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例施行規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例（平成２５年条例第８０号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（身分証明書）

第２条　条例第６条第２項に規定する身分を示す証明書は、立入調査証（別記様式）とする。

（老朽危険家屋等の認定）

第３条　条例第８条に規定する老朽危険家屋等の認定に当たっては、次に掲げる事項を考慮してこれを行うものとする。

(1)　基礎又は外壁若しくは界壁に用いられた構造方法

(2)　基礎、土台、柱、はり、外壁若しくは界壁又は屋根に生じた変形、腐朽、破損等による構造への影響の有無及び程度

(3)　倒壊又は外壁材、屋根材等の脱落、飛散等による周辺への影響の有無及び程度

(4)　外壁又は屋根の延焼を抑制するための性能の程度

(5)　家屋等の玄関、窓その他出入口となり得る部分の破損、施錠の状況等により不特定者が容易に屋内へ侵入できる状態であること、又は現に不特定者の侵入があることによる、火災の発生又は犯罪の誘発のおそれの程度

（公表）

第４条　条例第１０条第１項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1)　告示

(2)　広報紙への要旨の掲載

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

２　前項の公表を行うときは、その旨を当該公表の対象となる者に通知するものとする。

（意見を述べる機会の付与）

第５条　熊本市行政手続条例（平成１０年条例第４２号）及び熊本市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成７年規則第１号）に規定する弁明の機会の付与に関する規定は、条例第１０条第２項に規定する意見を述べる機会の付与について準用する。

（雑則）

第６条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

別記様式（第２条関係）

（表）

年　　月　　日　　交付第　　号（有効期間１年間）

所　　属

職　　名

氏　　名

生年月日

上記の者は、熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例第６条第１項の規定による立入調査を行う職員であることを証明する。

写

真

# 立　入　調　査　証

熊本市長

印

（裏）

熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例（抜粋）

（実態調査）

第５条　市長は、前条の規定による情報提供があったとき、又は所有者等が第３条に規定する義務を怠っていると認めるときは、当該家屋等の状態、所有者等の情報その他の必要な事項について調査を行うことができる。

第６条　市長は、前条の調査に当たっては、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、家屋等又はその敷地に立ち入り、家屋等の状態に関し必要な調査を行わせ、又は所有者等その他の関係者に質問させることができる。ただし、現に居住の用に供されている家屋等に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

２　前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

※　注意

１　この立入調査証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

２　この立入調査証は、交付の日から１年間有効とし、有効期間が経過したとき又は不要となったときは、速やかに返還しなければならない。

規　則　第　４１　号

平成２６年　３　月２８日

熊本市自動車運送条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市自動車運送条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

熊本市自動車運送条例の一部を改正する条例（平成２５年条例第６９号）の施行期日は、平成２６年４月１日とする。

規　則　第　４２　号

平成２６年　３　月２８日

熊本市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

熊本市都市公園条例の一部を改正する条例（平成２５年条例第７８号）の施行期日は、平成２６年４月７日とする。

規　則　第　４３　号

平成２６年　３　月２８日

熊本市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市都市公園条例施行規則（昭和３３年規則第５０号）の一部を次のように改正する。

別表テニスコートの項の次に次のように加える。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| テニスコート・フットサルコート | 1月4日から12月28日まで | 3月1日から4月30日まで | 午前9時から午後6時まで | 1　城山公園のテニスコート・フットサルコートにおいて夜間照明設備を使用する場合は、午後10時まで使用することができる。<br>2　下駄若しくは革靴ばきでコート内に入り、又は宣伝的行為をしてはならない。<br>3　使用者は、使用後は遅滞なくコートを清掃し、借用備品を返還しなければならない。 |
| | | 5月1日から9月15日まで | 午前9時から午後7時まで | |
| | | 9月16日から10月15日まで | 午前9時から午後6時まで | |
| | | 10月16日から2月末日まで | 午前9時から午後5時まで | |

附　則

この規則は、平成２６年４月７日から施行する。

規　則　第　４４　号

平成２６年　３　月２８日

熊本市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市奨学金条例施行規則（平成１４年規則第５８号）の一部を次のように改正する。

第２条ただし書中「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に改める。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

規　則　第　４５　号

平成２６年　３　月２８日

市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

市税に関する文書の様式を定める規則（平成６年規則第６号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

| | |
|---|---|
| 市県民税（所得・課税）証明書① | |
| 所得状況証明書② | |
| 市県民税（所得・課税）証明書③ | |
| 市県民税（所得・課税）証明書④ | |
| 固定資産証明書 | |
| 固定資産公課証明書 | |

」

を

「

| | |
|---|---|
| 市県民税（所得・課税）証明書① | 法第２０条の１０ |
| 市県民税（所得・課税）証明書② | 法第２０条の１０ |
| 市県民税（所得・課税）証明書③ | 法第２０条の１０ |

| | |
|---|---|
| 市県民税（所得・課税）証明書④ | 法第２０条の１０ |
| 固定資産証明書 | 法第２０条の１０及び第３８２条の３ |
| 固定資産公課証明書 | 法第２０条の１０及び第３８２条の３ |

」

に、

「

| | |
|---|---|
| 固定資産価格通知書 | 法第４３６条 |
| 固定資産評価証明書 | |

」

を

「

| | |
|---|---|
| 固定資産評価証明書（通知用） | 法第４２２条の３ |
| 固定資産評価証明書 | 法第２０条の１０及び第３８２条の３ |

」

に改める。

様式第４０号中

「

| 課　長 | 補　佐 | 係　長 | 係　員 |
|---|---|---|---|
| | | | |

」

を

「

| |
|---|
| （決裁欄） |
| |

」

に改める。

様式第４２号中

「

| 係長 | 係員 |
| --- | --- |
| | |

」

を

「

| （確認欄） |
| --- |
| |

」

に改める。

様式第４２号の２中

「

| 係　長 | 係　員 |
| --- | --- |
| | |

」

を

「

| （確認欄） |
| --- |
| |

」

に改める。

様式第４９号中

「

| 課　長 | 補　佐 | 係　長 | 係　員 |
| --- | --- | --- | --- |
| | | | |

」

を

「

| （決裁欄） |
| --- |
| |

」

に改める。

様式第５２号中

「

| 課　　長 | 課　長　補　佐 | 係　　長 | 担　当　者 |
| --- | --- | --- | --- |
| | | | |

」

を

「

| （決裁欄） |
| --- |
| |

」

に改める。

様式第５６号及び様式第５７号中

「

| 課　長 | 補　佐 | 係　長 | 係　員 |
| --- | --- | --- | --- |
| | | | |

」

を

「

| （決裁欄） |
| --- |
| |

」

に改める。

様式第７９号中

「

| ※決裁欄 | 課長 | 課長補佐 | 係長 | 係 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

」

を

「

| （決裁欄） |
|---|
| |

」

に改める。

様式第９３号を次のように改める。

様式第９３号

年度　　市県民税（所得・課税）証明書②

| | | |
|---|---|---|
| 申請者 | 住所 | |
| | 氏名 | |

※以下　証明内容は賦課期日（　　年　　月　　日）現在です。

| | |
|---|---|
| 該当年度の1月1日の住所 | |
| 世帯主 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 氏名<br>生年月日 | | | | |
| 控除対象配偶者及び扶養親族の合計数<br>（うち特定扶養親族の数）（うち老人扶養親族の数） | | | | |
| 年分総所得、退職所得、山林所得、土地等に係る事業所得等、株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得、先物取引に係る雑所得等及び長期・短期譲渡所得の金額の合計額<br>（うち株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額）<br>長期譲渡所得の特別控除前額と特別控除額<br>短期譲渡所得の特別控除前額と特別控除額 | | | | |
| 控除 | 雑損控除額 | | | |
| | 医療費控除額 | | | |
| | 社会保険料 | 小規模 | | | | | | |
| | 障害者扶養控除 | | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| | 生命保険料 | 地震保険料 | | | | | | |
| | 本人該当 | | | | | | | |
| | 地方税法附則第6条の規定による課税の免除の特例に係る肉用牛の売却による事業所得の額 | | | | | | | |
| | 配偶者特別控除額 | | | | | | | |

| |
|---|
| 備考 |

※プリント文字で記載した証明内容に追加した手書は、市長印で特に表示したもののほかは無効です。

〔備考〕　用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年　　月　　日

熊本市長　　印

| |
|---|
| 交付番号 |

※この証明書には黒色の電子印を使用し、「すかし」等の不正防止処置を施してあります。

様式第１００号中「固定資産価格通知書」を「固定資産評価証明書（通知用）」に、「この通知書」を「この証明書」に改める。

附　則

１　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の日前において、この規則による改正前の市税に関する文書の様式を定める規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができるものとする。

規　則　第　４６　号

平成２６年　３　月２８日

熊本市予算決算規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市予算決算規則の一部を改正する規則

熊本市予算決算規則（昭和３９年規則第２８号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「各課（」の次に「法制課及び」を加え、「健康福祉政策課」の次に「、保護管理援護課」を加え、「緑保全課」を「環境共生課」に改め、「、会計総室副室長」を削り、「都市政策研究所副所長」の次に「、各区役所の総務企画課長」を加え、「農業委員会事務局副事務局長」の次に「、会計総室副室長」を加える。

第５条第１項中「(区長を除く。以下この条において同じ。)」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、区長にあっては、財政局長が別に定める場合に限るものとする。

第２１条の２中「(区長を除く。次条において同じ。)」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、区長にあっては、会計管理者が別に定める場合に限るものとする。

第２１条の３に次のただし書を加える。

ただし、区長にあっては、財政局長が別に定める場合に限るものとする。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

規　則　第　４７　号

平成２６年　３　月２８日

熊本市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市会計規則の一部を改正する規則

熊本市会計規則（昭和３９年規則第２９号）の一部を次のように改正する。

別表第１総務課の項出納員の委任を受ける分任出納員の欄中「総務課」を「総務厚生課」に改め、同項を同表総務厚生課の項とし、同項の次に次のように加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 法制課 | 課長 | 所管に係る収入金の収納 | 法制課勤務の職員である分任出納員 |

別表第１納税課の項中

「課長補佐

係長　　」

を

「主査　　」

に改め、同表国保年金課の項中

「課長

課長補佐」

を

「課長

主査　　」

に改め、緑保全課の項出納員の委任を受ける分任出納員の欄中「緑保全課」を「環境共生課」に改め、同項を同表環境共生課の項とし、同表熊本城総合事務所の項中「総務課」を「法制課」に改め、同表予防課の項の次に次のように加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 益城西原消防署 | 消防署長 | 所管に係る収入金の収納 | |

様式第 1 号中

「

| 決裁 | | | |
|---|---|---|---|
| 課長 | 補佐 | 係長 | 係員 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

」

を

「

| （決裁欄） |
| --- |
| |

」

に改める。

様式第２５号中

「

| 会計管理者 | 室　長 | 副室長 | 補　佐 | 係　長 | 係　員 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| | | | | | |

」

を

「

| （決裁欄） |
| --- |
| |

」

に改める。

附　則

１　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

２　この規則による改正後の別表第１の規定にかかわらず、平成３１年３月３１日ま

での間に限り、納税課又は国保年金課に課長補佐が置かれる場合は、当該職にある者は、出納員とする。

規　則　第　４８　号

平成２６年　３　月３１日

熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則

第１条　熊本市事務分掌規則(平成８年規則第３８号)の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「係に係長」を「課等に主査」に改め、同条第２項を次のように改める。

２　市長が別に定める課に副課長を置く。

第３条第４項中「、熊本駅周辺整備事務所及び都市政策研究所に所長、」を「及び熊本駅周辺整備事務所に所長及び」に改め、「及び補佐」を削り、同条第５項中「、副室長及び補佐」を「及び副室長」に改め、同条中第２１項を第２２項とし、第２０項を削り、第１９項を第２１項とし、同条第１８項中「子育て支援センター」の次に「及び児童発達支援ルーム」を加え、同項を同条第２０項とし、同条第１７項を同条第１９項とし、同条第１６項中「法制室、」を削り、「保護管理室」を「資産マネジメント推進室」に改め、「、子ども総合相談室」を削り、「建築審査室」の次に「、鉄道高架関連整備室」を加え、同項を同条第１８項とし、同条中第１５項を第１７項とし、第１４項を第１６項とし、同条第１３項中「、動物愛護センター」を削り、「一時保護所」の次に「、子ども・若者総合相談センター」を加え、「、熊本城調査研究センター」を削り、同項を同条第１５項とし、同条第１２項を同条第１４項とし、同項の前に次の１項を加える。

１３　熊本城調査研究センターに所長及び副所長を置く。

第３条第１１項中「及び副園長」を削り、同項を同条第１２項とし、同条第１０項中「及び鉄道高架関連整備室」及び「及び室長補佐」を削り、同項を同条第１１項とし、同条第９項中「及び場長補佐」を削り、同項を同条第１０項とし、同条第８項中「及び館長補佐」を削り、同項を同条第９項とし、同条第７項中「及び所長

補佐」を削り、同項第１号中「こころの健康センター」の次に「、動物愛護センター」を加え、同項を同条第８項とし、同条第６項を同条第７項とし、同項の前に次の１項を加える。

６　都市政策研究所に所長、副所長及び主査を置く。

別表(1)総務局の表置かれる係等の欄を削り、同表総務課の項事務分掌の欄中第７号を削り、第８号を第７号とし、第９号を第８号とし、第１０号及び第１１号を削り、第１２号を第９号とし、第１３号を削り、同欄第１４号中「の管理」を削り、同号を同欄第１０号とし、同欄第１５号を同欄第１１号とし、同号の次に次の４号を加える。

(12)　職員の厚生福利に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(13)　職員の公務災害に関すること。

(14)　職員の健康管理に関すること。

(15)　職員の安全衛生に関すること。

別表(1)総務局の表総務課の項事務分掌の欄第１６号及び第１７号を次のように改める。

(16)　地方公務員災害補償基金熊本市支部に関すること。

(17)　公務災害補償等認定委員会に関すること。

別表(1)総務局の表総務課の項事務分掌の欄第１８号中「課内」の次に「、法制課」を加え、同号を同欄第２０号とし、同号の前に次の２号を加え、同項を同表総務厚生課の項とする。

(18)　公務災害補償等審査会に関すること。

(19)　政治倫理審査会に関すること。

別表(1)総務局の表法制室（かい）の項事務分掌の欄第１号中「制定改廃」の次に「の総括」を加え、同欄第２号中「法律相談」を「法務支援」に改め、同欄第６号中「市税及び市営住宅」を「市営住宅の滞納家賃」に改め、同欄第７号及び第８号を次のように改める。

(7)　職員の法務能力の向上に関すること。

(8)　行政手続の総括に関すること。

別表(1)総務局の表法制室（かい）の項事務分掌の欄に次の６号を加え、同項を同表法制課の項とする。

(9)　行政不服申立ての総括に関すること。

(10)　市長の資産等の公開に関すること。

(11)　情報公開及び個人情報保護に関すること。

(12)　市政に係る資料の閲覧及び提供に関すること。

(13)　市政情報プラザに関すること。

(14)　情報公開・個人情報保護審議会に関すること。

別表(1)総務局の表人事課の項事務分掌の欄第３号中「年金」の次に「、財形貯蓄」を加え、同欄第９号中「雇用保険料」を「社会保険」に改め、同欄中第１２号を第１３号とし、第１１号を第１２号とし、第１０号を第１１号とし、同号の前に次の１号を加える。

(10)　熊本県市町村職員共済組合に関すること。

別表(1)総務局の表職員厚生課の項を削る。

別表(2)企画振興局の表置かれる係等の欄を削り、同表企画課の項事務分掌の欄第１３号を削り、同表区政推進課の項事務分掌の欄中第１１号を第１２号とし、第１０号を第１１号とし、第９号の次に次の１号を加える。

(10)　社会保障・税番号制度推進室（かい）に関すること。

別表(2)企画振興局の表区政推進課の項事務分掌の欄に次の１号を加える。

(13)　区役所等の在り方に関する検討会に関すること。

別表(2)企画振興局の表区政推進課の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 社会保障・税番号制度推進室（かい） | (1)　社会保障・税番号制度に係る調査及び研究に関すること。<br>(2)　社会保障・税番号制度導入に係る総合的企画及び調整に関すること。 |

別表(2)企画振興局の表市民協働課の項事務分掌の欄中第１９号を第２２号とし、第１８号を第２１号とし、第１７号の次に次の３号を加える。

(18)　自治基本条例見直し委員会に関すること。

(19)　市民活動支援センター運営業務受託事業者選考委員会に関すること。

(20)　特定非営利活動法人条例個別指定制度検討委員会に関すること。

別表(3)財政局の表置かれる係等の欄を削り、同表財政課の項事務分掌の欄第９号中「植木地域整備基金」を「地域の元気基金」に改め、同欄に次の１号を加える。

(10)　課内及び資産マネジメント推進室の庶務に関すること。

別表(3)財政局の表納税課の項事務分掌の欄中第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。

(6)　債権管理に係る調査研究及び総合的企画に関すること。

別表(3)財政局の表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 資産マネジメント推進室（かい） | (1)　公共施設の保全等の総括に関すること。<br>(2)　公共施設の保全並びに利用及び活用に関する施策の総合的企画及び調整に関すること。 |

別表(4)健康福祉子ども局の表置かれる係等の欄を削り、同表健康福祉政策課の項事務分掌の欄第７号を次のように改める。

(7)　改葬許可に係る申請の受付及び許可証の交付に関すること。

別表(4)健康福祉子ども局の表健康福祉政策課の項事務分掌の欄中第１６号及び第１７号を削り、第１８号を第１６号とし、第１９号を削り、第２０号を第１７号とし、第２１号から第３１号までを３号ずつ繰り上げ、第３２号を削り、同項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 臨時福祉給付金交付室 | (1)　臨時福祉給付金に関すること。<br>(2)　子育て世帯臨時特例給付金に関すること。 |

別表(4)健康福祉子ども局の表保護管理室（かい）の項事務分掌の欄中第１１号を第１５号とし、第１０号を第１４号とし、第９号を第１３号とし、第８号の次に次の４号を加え、同項を同表保護管理援護課の項とする。

(9)　行旅病人、行旅死亡人及びホームレスに関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(10)　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）に関すること。

(11)　生活困窮者自立促進支援に関すること。

(12)　住宅支援給付事業に関すること。

別表(4)健康福祉子ども局の表高齢介護福祉課の項事務分掌の欄第７号中「こと」の次に「（福祉事務所の所管に属するものを除く。）」を加え、同欄中第２１号を削り、第２２号を第２１号とし、第２３号を第２２号とし、同欄第２４号中「明生園、明飽苑及び」を削り、同号を同欄第２３号とし、同欄中第２５号を第２４号と

し、第２６号から第３３号までを１号ずつ繰り上げ、同表障がい保健福祉課の項事務分掌の欄第２２号を削り、同欄中第２３号を第２２号とし、第２４号を第２３号とし、第２５号を第２４号とし、同欄第２６号中「重症心身障害児等在宅支援検討会」を「重症心身障害児等在宅支援推進会議」に改め、同号を同欄第２５号とする。

別表(4)健康福祉子ども局の表子ども発達支援センターの項事務分掌の欄に次の１号を加える。

(6)　発達障がい者支援センター運営事業受託事業者選考委員会に関すること。

別表(4)健康福祉子ども局の表生活衛生課の項事務分掌の欄中第１１号を削り、第１２号を第１１号とし、第１３号を第１２号とし、同表動物愛護センター（かい）の項を同表動物愛護センターの項とし、同表子ども支援課の項事務分掌の欄中第２３号を削り、第２２号を第２３号とし、第１６号から第２１号までを１号ずつ繰り下げ、同欄第１５号中「及び子ども手当」を削り、同号を同欄第１６号とし、同欄中第１４号を第１５号とし、第２号から第１３号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

(2)　少子化対策に関する調査研究、総合的企画及び調整に関すること。

別表(4)健康福祉子ども局の表子ども総合相談室（かい）の項を削り、同表青少年育成課の項事務分掌の欄中第１７号を第１９号とし、第１６号を第１８号とし、第１５号を第１７号とし、同号の前に次の１号を加える。

(16)　城南児童館に関すること。

別表(4)健康福祉子ども局の表青少年育成課の項事務分掌の欄中第１４号を第１５号とし、第１１号から第１３号までを１号ずつ繰り下げ、第１０号の次に次の１号を加える。

(11)　子ども・若者総合相談センター（かい）に関すること。

別表(4)健康福祉子ども局の表青少年育成課の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 子ども・若者総合相談センター（かい） | (1)　子ども・若者に係る総合的相談に関すること。<br>(2)　子ども・若者に係る相談の調整に関すること。 |

別表(4)健康福祉子ども局の表保育幼稚園課の項事務分掌の欄中第８号を削り、第９号を第８号とし、第１０号を第９号とし、第１１号を第１０号とし、第１２号

を第１１号とし、同号の次に次の１号を加える。

(12)　児童発達支援ルームの管理及び運営に関すること。

別表(4)健康福祉子ども局の表保育幼稚園課の項事務分掌の欄第１４号中「梶尾保育園引受法人選考委員会」を「黒髪乳児保育園引受法人選考委員会」に改め、同欄第１５号を削る。

別表(5)環境局の表置かれる係等の欄を削り、同表環境政策課の項事務分掌の欄第１７号を削り、同表緑保全課の項事務分掌の欄中第７号を第８号とし、第６号を第７号とし、第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加え、同項を同表環境共生課の項とする。

(5)　生物多様性に係る総合的企画及び調整に関すること。

別表(5)環境局の表環境施設整備室の項事務分掌の欄第２号及び第３号を次のように改める。

(2)　局の所管に属する環境施設の管理に係る技術支援に関すること。

(3)　扇田環境センターの埋立業務に係る技術支援に関すること。

別表(6)農水商工局の表置かれる係等の欄を削り、同表企業立地推進室（かい）の項事務分掌の欄中第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

(3)　熊本港の物流の振興に関すること。

別表(6)農水商工局の表商工振興課の項事務分掌の欄中第１４号を第１５号とし、第８号から第１３号までを１号ずつ繰り下げ、第７号の次に次の１号を加える。

(8)　新産業の振興に関すること。

別表(7)観光文化交流局の表置かれる係等の欄を削り、同表シティプロモーション課の項事務分掌の欄中第１０号を第１１号とし、第７号から第９号までを１号ずつ繰り下げ、第６号の次に次の１号を加える。

(7)　東アジア戦略の推進に係る総合的企画及び調整に関すること。

別表(7)観光文化交流局の表国際室（かい）の項事務分掌の欄中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号から第５号までを１号ずつ繰り上げ、同表マイス推進室（かい）の項事務分掌の欄中第３号を削り、第４号を第３号とし、同表熊本城総合事務所の項事務分掌の欄第３号中「熊本城及び」及び「（他課の所管に属するものを除く。）」を削り、同欄中第１０号を削り、第１１号を第１０号とし、第１２号を第１１号とし、同表文化振興課の項事務分掌の欄中第１０号を削り、第１１号

を第１０号とし、第１２号から第１９号までを１号ずつ繰り上げ、同表熊本城調査研究センター（かい）の項事務分掌の欄第１号中「熊本城一帯」を「熊本城及び城下町」に改め、同号の次に次の３号を加え、同項を同表熊本城調査研究センターの項とする。

(2)　熊本城及び城下町に係る資料の収集、整理及び保存に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(3)　熊本城一帯の保存整備計画に関すること。

(4)　特別史跡熊本城跡保存活用委員会に関すること。

別表(8)都市建設局の表置かれる係等の欄を削り、同表技術管理課の項事務分掌の欄第６号中「公共事業再評価」を「公共事業評価」に改め、同欄第７号中「公共事業再評価監視委員会」を「公共事業評価監視委員会」に改め、同表建築指導課の項事務分掌の欄第９号中「建築物の耐震改修の計画の」を削り、同欄中第１１号を第１２号とし、第１０号を第１１号とし、同号の前に次の１号を加える。

(10)　老朽家屋等の適正管理に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

別表(8)都市建設局の表熊本駅周辺整備事務所の項事務分掌の欄第１号中「熊本駅周辺地域整備」を「熊本駅周辺地域及び上熊本駅周辺地域の整備」に改め、同欄中第２号及び第３号を削り、第４号を第２号とし、第５号を第３号とし、第６号を第４号とし、同号の次に次の１号を加え、同欄第７号を削る。

(5)　鉄道高架関連整備室（かい）に関すること。

別表(8)都市建設局の表熊本駅西土地区画整理事業所（かい）の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 鉄道高架関連整備室（かい） | (1)　熊本駅周辺地域及び上熊本駅周辺地域の整備並びにＪＲ鹿児島本線等の連続立体交差事業に関連する施設整備の調査、設計及び工事施行に関すること。<br>(2)　熊本駅周辺地域及び上熊本駅周辺地域の整備並びにＪＲ鹿児島本線等の連続立体交差事業に関連する用地等の取得及びこれに伴う損失の補償に関すること。 |

別表(8)都市建設局の表土木総務課の項事務分掌の欄第４号中「及び河川公園課」を「、河川課及び公園課」に改め、同表河川公園課の項事務分掌の欄第７号中「、河川及び公園」を「及び河川」に改め、同欄第９号から第１３号までを削り、同項

を同表河川課の項とし、同項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 公園課 | (1)　公園及び公園施設の整備計画に関すること。<br>(2)　公園及び公園施設に係る建設の総括に関すること。<br>(3)　公園及び公園施設に係る維持管理の総括に関すること。<br>(4)　公園愛護会の総括に関すること。<br>(5)　水前寺江津湖公園に関すること。 |

別表(8)都市建設局の表総務課（各土木センターかい）の項事務分掌の欄に次の１号を加える。

(12)　土木センターの相談業務の総括に関すること。

別表(8)都市建設局の表鉄道高架関連整備室の項を削る。

第２条　熊本市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

別表(4)健康福祉子ども局の表保護管理援護課の項事務分掌の欄第１０号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、同年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の第３条の規定にかかわらず、平成３１年３月３１日までの間に限り、市長が別に定める課（土木センターの課を除く。）に課長補佐を置くことができる。

（熊本市証紙条例施行規則の一部改正）

３　熊本市証紙条例施行規則（昭和３９年規則第３０号）の一部を次のように改正する。

様式第６号中「係　　長　　印」を「主　　査　　印」に改める。

（熊本市財産規則の一部改正）

4　熊本市財産規則（昭和３９年規則第５２号）の一部を次のように改正する。

様式第７号、様式第７号の２及び様式第７号の３中

「

| 課長・審議員 | 課長補佐・主幹 | 主査・参事 | 係　　員 |
|---|---|---|---|
| | | | |

」

を

「

| （決裁欄） |
|---|
| |

」

に改める。

（熊本市物品会計規則の一部改正）

5　熊本市物品会計規則（昭和４０年規則第２４号）の一部を次のように改正する。

別表第２中

「

| | | |
|---|---|---|
| 総務課 | 総務課主査（庶務担当） | 総務課、法制室及び行政経営課に属する物品事務 |
| 法制室 | | |
| 行政経営課 | | |

」

を

「

| | | |
|---|---|---|
| 総務厚生課 | 総務厚生課主査（庶務担当） | 総務厚生課、法制課及び行政経営課に属する物品事務 |
| 法制課 | | |
| 行政経営課 | | |

」

に改め、同表総務局の部職員厚生課の項を削り、同表企画振興局の部秘書課の項中「総務係長」を「主査（庶務担当）」に改め、同表中

「

| | | |
|---|---|---|
| 区政推進課 | 総務係長 | 課に属する物品事務 |
| 市民協働課 | 市民協働課市民協働係長 | 課及び室に属する物品事務 |
| 男女共生推進室 | | |
| 生涯学習推進課 | 生涯学習係長 | 課に属する物品事務 |

」

を

「

| | | |
|---|---|---|
| 区政推進課 | 区政推進課主査（庶務担当） | 課及び室に属する物品事務 |
| 社会保障・税番号制度推進室 | | |
| 市民協働課 | 市民協働課主査（庶務担当） | 課及び室に属する物品事務 |
| 男女共生推進室 | | |
| 生涯学習推進課 | 主査（庶務担当） | 課に属する物品事務 |

」

に改め、同表財政局の部中央税務課の項、東税務課の項、西税務課の項、南税務課の項及び北税務課の項中「総務係長」を「主査（庶務担当）」に改め、同表中

「

| | | |
|---|---|---|
| 健康福祉政策課 | 健康福祉政策課主査（庶務担当） | 課及び室に属する物品事務 |
| 保護管理室 | | |

」

を

「

| | | |
|---|---|---|
| 健康福祉政策課 | 健康福祉政策課主査（庶務担当） | 健康福祉政策課及び保護管理援護課に属する物品事務 |
| 保護管理援護課 | | |
| 臨時福祉給付金交付室 | 主査（庶務担当） | 室に属する物品事務 |

」

に改め、同表健康福祉子ども局の部国保年金課の項中「総務係長」を「主査（庶務担当）」に改め、同表中

「

| |
|---|
| 相談係長 |
| 総務係長 |
| 総務係長 |
| 生活衛生課生活衛生係長 |
| 総務係長 |
| 予防接種係長 |
| 検査第一係長 |
| 総務係長 |

」

を

「

| |
|---|
| 主査（庶務担当） |
| 主査（庶務担当） |
| 主査（庶務担当） |
| 生活衛生課主査（庶務担当） |
| 主査（庶務担当） |
| 主査（庶務担当） |
| 主査（庶務担当） |
| 主査（庶務担当） |

」

に改め、同表健康福祉子ども局の部子ども総合相談室の項を削り、同部青少年育成課の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 子ども・若者総合相談センター | 主査（庶務担当） | センターに属する物品事務 |

別表第２健康福祉子ども局の部保育幼稚園課の項中「総務係長」を「主査（庶務担当）」に改め、同表中

「

| | |
|---|---|
| 緑保全課 | 総務係長 |
| 水保全課 | 総務係長 |

」

を

「

| | |
|---|---|
| 環境共生課 | 主査（庶務担当） |
| 水保全課 | 主査（庶務担当） |

」

に、

「

| | |
|---|---|
| 廃棄物計画課総務係長 | |
| 総務係長 | |
| 管理係長 | |
| 作業係長 | |
| 作業係長 | |
| 作業係長 | |

| |
|---|
| 管理係長 |
| 管理係長 |

」

を

「

| |
|---|
| 廃棄物計画課主査（庶務担当） |
| 主査（庶務担当） |
| 主査（庶務担当） |
| 主査（庶務担当） |
| 主査（庶務担当） |
| 主査（庶務担当） |
| 主査（庶務担当） |
| 主査（庶務担当） |

」

に改め、同表農水商工局の部商工振興課の項中「商業振興係長」を「主査（庶務担当）」に改め、同表中

「

| |
|---|
| 農業政策課総務係長 |
| 総務係長 |

| |
|---|
| 総務係長 |

」

を

「

| |
|---|
| 農業政策課主査（庶務担当） |
| 主査（庶務担当） |
| 主査（庶務担当） |

」

に改め、同表観光文化交流局の部動植物園の項及びスポーツ振興課の項中「総務係長」を「主査（庶務担当）」に改め、同表中

「

| |
|---|
| 景観整備係長 |
| 建築指導課総務係長 |

」

を

「

| |
|---|
| 主査（庶務担当） |
| 建築指導課主査（庶務担当） |

」

に、

「

| | | |
|---|---|---|
| 熊本駅周辺整備事務所 | 主査（庶務担当） | 事務所に属する物品事務 |

」

を

「

| | | |
|---|---|---|
| 熊本駅周辺整備事務所 | 熊本駅周辺整備事務所主査（庶務担当） | 事務所及び室に属する物品事務 |
| 鉄道高架関連整備室 | | |

」

に、

「

| | | |
|---|---|---|
| 土木総務課 | 土木総務課主査（庶務担当） | 土木総務課、道路整備課、土木管理課、自転車対策室、用地調整課及び河川公園課に属する物品事務 |
| 道路整備課 | | |
| 土木管理課 | | |
| 自転車対策室 | | |
| 用地調整課 | | |
| 河川公園課 | | |

」

を

「

| | | |
|---|---|---|
| 土木総務課 | 土木総務課主査（庶務担当） | 土木総務課、道路整備課、土木管理課、自転車対策室、用地調整課、河川課及び公園課に属する物品事務 |
| 道路整備課 | | |
| 土木管理課 | | |
| 自転車対策室 | | |
| 用地調整課 | | |
| 河川課 | | |
| 公園課 | | |

」

に、

「

| | |
|---|---|
| 東部土木センター総務課 | 総務課総務係長 |

」

を

「

| | |
|---|---|
| 東部土木センター総務課 | 総務課主査（庶務担当） |

」

に、

「

| | |
|---|---|
| 西部土木センター総務課 | 総務課総務係長 |

」

を

「

| | |
|---|---|
| 西部土木センター総務課 | 総務課主査（庶務担当） |

」

に、

「

| | |
|---|---|
| 西部土木センター富合地域整備室 | 総務課総務係長 |
| 西部土木センター城南地域整備室 | 総務課総務係長 |
| 北部土木センター総務課 | 総務課総務係長 |

」

を

「

| | |
|---|---|
| 西部土木センター富合地域整備室 | 主査（庶務担当） |
| 西部土木センター城南 | 主査（庶務担当） |

| | |
|---|---|
| 地域整備室 | |
| 北部土木センター総務課 | 総務課主査（庶務担当） |

」

に改め、同表都市建設局の部北部土木センター植木地域整備室の項中「総務係長」を「主査（庶務担当）」に改め、同部鉄道高架関連整備室の項を削り、同表中

「

| |
|---|
| まちづくり係長 |
| 主査（庶務担当） |
| 主査（庶務担当） |
| 総務係長 |
| 福祉相談係長 |
| 総務係長 |
| 健康増進係長 |

」

を

「

| |
|---|
| 主査（庶務担当） |
| 主査（庶務担当） |
| 主査（庶務担当） |
| 主査（庶務担当） |
| 主査（庶務担当） |
| 主査（庶務担当） |
| 主査（庶務担当） |

」

に、

「

| |
|---|
| まちづくり係長 |
| 戸籍係長 |
| 福祉相談係長 |
| 総務係長 |
| 健康増進係長 |
| 農政係長 |

」

を

「

| |
|---|
| 主査（庶務担当） |
| 主査（庶務担当） |
| 主査（庶務担当） |
| 主査（庶務担当） |
| 主査（庶務担当） |
| 主査（庶務担当） |

」

に、

「

| |
|---|
| まちづくり係長 |
| 主査（庶務担当） |
| 戸籍係長 |
| 福祉相談係長 |
| 総務係長 |
| 健康増進係長 |
| 農政係長 |

」

を

「

| |
|---|
| 主査（庶務担当） |
| 主査（庶務担当） |
| 主査（庶務担当） |
| 主査（庶務担当） |
| 主査（庶務担当） |
| 主査（庶務担当） |
| 主査（庶務担当） |

」

に、

「

| |
|---|
| 管理係長 |
| 管理係長 |
| 人事係長 |
| 総合支援課特別支援教育係長 |
| 主査（経理担当） |
| 保健体育係長 |

」

を

「

| |
|---|
| 主査（庶務担当） |
| 主査（庶務担当） |
| 主査（庶務担当） |
| 総合支援課主査（庶務担当） |
| 主査（経理担当） |
| 主査（庶務担当） |

」

に改め、同表中

「

| | |
|---|---|
| 農業委員会事務局 | 総務係長 |

」

を

「

| | |
|---|---|
| 農業委員会事務局 | 主査（庶務担当） |

」

に、

「

| | |
|---|---|
| 議会事務局 | 総務課総務係長 |

」

を

「

| | |
|---|---|
| 議会事務局 | 総務課主査（庶務担当） |

」

に改める。

様式第４号中

「

| 課　長 | 課長補佐 | 係　長 | 担当者 |
|---|---|---|---|
| | | | |

」

を

「

| |
|---|
| （決裁欄） |

」

に改める。

様式第４号の２中

「

| 課　長 | 課長補佐 | 係　長 | 担当者 |
|---|---|---|---|
| | | | |

」

を

「

| （決裁欄） |
|---|
| |

」

に改める。

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正）

６　議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和４４年規則第２０号）の一部を次のように改正する。

第４条第６項及び第２０条第６項中「総務局職員厚生課」を「総務厚生課」に改める。

第１号様式及び第１号の２様式中「職員厚生課」を「総務厚生課」に改める。

（熊本市建築基準法施行細則の一部改正）

７　熊本市建築基準法施行細則（昭和４６年規則第３１号）の一部を次のように改正する。

様式第１４号、様式第１６号、様式第１９号及び様式第２１号中「係員」を「担当者」に改める。

（熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部改正）

８　熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成２年規則第６５号）の一部を次のように改正する。

様式第９号中

「

| 課　　長 | 課長補佐 | 係　　長 | 係　　員 |
|---|---|---|---|
| | | | |

」

を

「

| （決裁欄） |
|---|
| |

」

に改める。

（熊本市自動車臨時運行許可規則の一部改正）

9　熊本市自動車臨時運行許可規則（平成６年規則第７号）の一部を次のように改正する。

様式第１号中

「

| 課　長 | 補　佐 | 係　長 | 係　員 |
|---|---|---|---|
| | | | |

」

を

「

| （決裁欄） |
|---|
| |

」

に改める。

（熊本市生活保護法施行細則の一部改正）

１０　熊本市生活保護法施行細則（平成８年規則第７号）の一部を次のように改正する。

様式第３号中

「

| 所　長 | 課　長 | 補　佐 | 係　長 | 担　当 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

」

を

「

| （決裁欄） |
|---|
| |

」

に改める。

（熊本市宅地造成等規制法施行細則の一部改正）

１１　熊本市宅地造成等規制法施行細則（平成８年規則第１５号）の一部を次のように改正する。

様式第６号中「係員印」を削る。

（熊本市職員の倫理の保持に関する条例施行規則の一部改正）

１２　熊本市職員の倫理の保持に関する条例施行規則（平成２０年規則第１７号）の一部を次のように改正する。

第８条第２項中「係長」を「主査」に改める。

（熊本市中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱規則の一部改正）

１３　熊本市中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱規則（平成２０年規則第５２号）の一部を次のように改正する。

様式第３号中

「

| 課長 | 補佐 | 係長 | 担当 |
|---|---|---|---|
| | | | |

」

を

「

| （決裁欄） |
| --- |
| |

」

に改める。

（熊本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部改正）

１４　熊本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（平成２０年規則第８３号）の一部を次のように改正する。

様式第１号中「係員」を「担当者」に改める。

（熊本市河川管理規則の一部改正）

１５　熊本市河川管理規則（平成２４年規則第７５号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「河川公園課」を「河川課」に改める。

規　則　第　４９　号

平成２６年　３　月３１日

熊本市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則

熊本市区役所等事務分掌規則（平成２４年規則第２号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「係に係長」を「課等に主査」に改め、同条第３項を次のように改める。

３　市長が別に定める課に副課長を置く。

第３条第５項中「及び所長補佐」を削り、同条中第７項を削り、第８項を第７項とする。

別表(1)区役所の表置かれる係等の欄を削り、同表総務企画課の項事務分掌の欄中第１９号を削り、第２０号を第１９号とし、第２１号から第２５号までを１号ずつ繰り上げ、第２６号を削り、第２７号を第２５号とし、第２８号から第３２号までを２号ずつ繰り上げ、同表まちづくり推進課の項事務分掌の欄中第２０号を削り、第２１号を第２０号とし、第２２号から第３０号までを１号ずつ繰り上げ、同欄第３１号中「富合地域、植木地域及び旧下益城郡城南町の区域（以下「城南地域」という。）」を「植木地域」に改め、同号を同欄第３０号とし、同欄中第３２号を削り、第３３号を第３１号とし、同欄第３４号中「富合地域、植木地域及び城南地域」を「植木地域」に改め、同号を同欄第３２号とし、同欄中第３５号及び第３６号を削り、第３７号を第３３号とし、第３８号を削り、第３９号を第３４号とし、第４０号から第４５号までを５号ずつ繰り上げ、第４６号を第４１号とし、同号の次に次の２号を加える。

(42)　旧下益城郡城南町の区域（以下「城南地域」という。）における水洗便所等改造工事費の助成に関すること（南区役所に限る。）。

(43)　旧城南町ごみ処理場跡地に係る水質検査に関すること（南区役所に限る。）。

別表(1)区役所の表まちづくり推進課の項事務分掌の欄中第４７号を第４４号とし、第４８号から第６４号までを３号ずつ繰り上げ、同表各区役所まちづくり交流室（かい）の項事務分掌の欄中第３号を削り、第４号を第３号とし、第５号から第１９号までを１号ずつ繰り上げ、同表福祉課の項事務分掌の欄第４２号中「第２１条の規定による保護者として」を「第３３条第３項の規定による医療保護入院」に改める。

別表(2)出張所の表各総合出張所（南区役所城南総合出張所を除く。）の項事務分掌の欄第５１号中「西区役所河内総合出張所、」を削り、同表総務課（南区役所城南総合出張所かい）の項事務分掌の欄中第１３号を削り、第１４号を第１３号とし、第１５号から第１７号までを１号ずつ繰り上げ、同表住民課（南区役所城南総合出張所かい）の項事務分掌の欄第１６号を次のように改める。

(16)　ごみに関する相談に係る受付及び対応に関すること。

別表(2)出張所の表住民課（南区役所城南総合出張所かい）の項事務分掌の欄中第第１７号から第２０号までを削り、同欄第２１号中「城南地域における」を削り、同号を同欄第１７号とし、同欄中第２２号を第１８号とし、第２３号及び第２４号を削る。

附　則

１　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

２　この規則による改正後の第３条の規定にかかわらず、平成３１年３月３１日までの間に限り、市長が別に定める課（南区役所城南総合出張所の課を除く。）に課長補佐を置くことができる。

規　則　第　５０　号

平成２６年　３　月３１日

熊本市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

熊本市福祉事務所事務分掌規則（昭和３５年規則第１３号）の一部を次のように改正する。

第３条を次のように改める。

（機構）

第３条　福祉事務所に福祉課、保護課及び保健子ども課を置く。

第５条第１項中「、課長補佐及び係長」を「及び主査」に改める。

第６条中「、課長補佐」を削る。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

規　則　第　５１　号

平成２６年　３　月３１日

熊本市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

熊本市保健所事務分掌規則（平成１４年規則第４４号）の一部を次のように改正する。

第３条を次のように改める。

（機構）

第３条　所に次の課等を置く。

医療政策課

生活衛生課

動物愛護センター

食品保健課

感染症対策課

障がい保健福祉課

精神保健福祉室

健康福祉政策課

第４条生活衛生課の項第９号を削り、同条動物愛護センターの項を次のように改める。

動物愛護センター

(1)　狂犬病及び感染症に係る獣医師からの届出等に関すること。

(2)　化製場等に関する法律（昭和２３年法律第１４０号）に基づく動物の飼養及び収容に関すること。

第５条第１項中「、課長補佐及び係長」を「及び主査」に改める。

第６条中「、課長補佐」を削り、「その他の職員」の次に「並びに同局動物愛護センターの所長及びその他の職員」を加える。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

規　則　第　５２　号

平成２６年　３　月３１日

熊本市児童相談所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市児童相談所事務分掌規則の一部を改正する規則

熊本市児童相談所事務分掌規則（平成２２年規則第６４号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「、所長補佐」を削る。

第６条中「所長補佐並びに」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

（熊本市児童相談所長事務委任規則の一部改正）

２　熊本市児童相談所長事務委任規則（平成２２年規則第６３号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「所長補佐」を「副所長（副所長を置かない場合にあっては、主幹（主査を兼ねる者に限る。）（熊本市児童相談所事務分掌規則（平成２２年規則第６４号）第５条第３項の規定により所長補佐を置く場合にあっては、所長補佐））」に改める。

規　則　第　５３　号

平成２６年　３　月３１日

熊本市会計管理者の補助組織設置規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市会計管理者の補助組織設置規則の一部を改正する規則

熊本市会計管理者の補助組織設置規則（昭和３９年規則第４号）の一部を次のように改正する。

第２条中「、補佐」を削る。

第６条第２項中「補佐」を「主幹（主査を兼ねる者に限る。次項において同じ。）（第２条第２項の規定により補佐を置く場合にあっては、補佐。次項において同じ。）」に改め、同条第３項中「副室長及び補佐がともに」を「前項に規定する場合において、主幹に」に改め、「限り、」の次に「所管の」を加える。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

規　則　第　５４　号

平成２６年　３　月３１日

熊本市職員等の旅費支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市職員等の旅費支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市職員等の旅費支給に関する条例施行規則（昭和３３年規則第３５号）の一部を次のように改正する。

第１条中「職員等の旅費支給に関する条例（」を「熊本市職員等の旅費支給に関する条例（昭和３３年条例第２２号。」に改める。

第３条に次の１項を加える。

２　前項に規定する様式により難い場合は、市長が別に定める様式によることができる。

第４条第３号を次のように改める。

(3)　陸路　地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された路程

第４条に次の１項を加える。

２　前項第１号又は第２号の規定により路程を計算し難い場合には、当該各号の規定にかかわらず、同項第３号の規定に準じて計算することができる。

第６条中「菊陽町」の次に「、大津町、西原村」を加える。

別表備考に次のように加える。

４　熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成１９年条例第８号）第７条第１項に規定する特定任期付職員については、市長が別に定める。

様式第１号を次のように改める。

様式第１号（第３条関係）

# 旅行命令書

| | |
|---|---|
| 年　度 | 年度 |
| 予算区分 | |
| 科目通番 | |
| 集合件数 | 件 |
| 旅行命令番号 | |

| 金　額 | | 百 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 | 起　案　日<br>年　月　日<br>配当予算残額<br>円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | |

所 属

| | |
|---|---|
| 会　計<br>款<br>項<br>目<br>大事業<br>中事業<br>小事業<br>節<br>細　節<br>説　明 | 控除 |
| | 旅行命令額　円<br>控除合計額　円<br>今回差引支払額　円 |

件　名

備　考

| | |
|---|---|
| 旅<br>行<br>者 | 所　　属<br>旅費区分<br>氏　　名 |

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

規　則　第　５５　号

平成２６年　３　月３１日

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成９年規則第８号）の一部を次のように改正する。

第４条中「１５０円」を「２５０円を超えない範囲内で市長が別に定める額」に改める。

別表中

「

| | |
|---|---|
| 事務事業外部評価会議委員 | 日額　20,000円以内 |
| 職員健康管理専門医 | 月額　400,000円以内 |

」

を

「

| | |
|---|---|
| 職員健康管理専門医 | 月額　400,000円以内 |
| 事務事業外部評価会議委員 | 日額　20,000円以内 |

」

に、

「

| | |
|---|---|
| くまもと在宅医療ネットワーク検討会委員 | 日額　10,000円 |

」

を

「

| | |
|---|---|
| くまもと在宅医療・介護ネットワーク検討会委員 | 日額　10,000円 |
| 在宅療養患者等の救急医療等に関する検討会委員 | 日額　10,000円 |

」

に改め、富合地域農政推進協議会委員の項から植木地域農政推進協議会委員の項まで及び競輪活性化検討委員会委員の項を削り、橋梁長寿命化修繕計画に関する意見聴取委員会委員の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 富合地域農政推進協議会委員 | 日額　3,700円 |
| 城南地域農政推進協議会委員 | 日額　6,200円 |

別表植木地区地域コミュニティセンター検討委員会委員の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 植木地域農政推進協議会委員 | 日額　10,000円 |

別表中

「

| | |
|---|---|
| 富合小中一貫教育検証検討委員会委員 | 日額　10,000円以内 |

」

を

「

| | |
|---|---|
| 小中一貫教育検討委員会委員 | 日額　10,000円以内 |
| 授業力向上教科支援員 | 時間額　3,000円 |
| 学力向上支援員 | 時間額　3,000円 |

」

に改め、同表嘱託員、指導員、相談員等で前各項に掲げるもの以外のものの項中「１時間当たり　１，０００円」を「時間額　２，０００円」に改める。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

規　則　第　５６　号

平成２６年　３　月３１日

熊本市職員安全衛生規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市職員安全衛生規則の一部を改正する規則

熊本市職員安全衛生規則(昭和４９年規則第２６号)の一部を次のように改正する。

第５条第２項第１号中「職員厚生課長」を「総務厚生課長」に改め、同項中第２１号を削り、第２２号を第２１号とし、同号の次に次の１号を加える。

(22)　西消防署　西消防署長

第５条第２項中第２５号を第２６号とし、第２４号を第２５号とし、第２３号を第２４号とし、同号の前に次の１号を加える。

(23)　南消防署　南消防署長

第２９条中「職員厚生課」を「総務厚生課」に改める。

第３７条中「又は係」を削る。

第５０条中「職員厚生課」を「総務厚生課」に改める。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

規　則　第　５７　号

平成２６年　３　月３１日

熊本市地域コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市地域コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市地域コミュニティセンター条例施行規則（平成４年規則第７６号）の一部を次のように改正する。

第８条第２項ただし書中「設ける」を「設け、若しくは臨時にその全部若しくは一部を開館する」に改める。

別表第２熊本市田迎地域コミュニティセンターの項を同表熊本市田迎西地域コミュニティセンターの項とし、同表熊本市託麻東地域コミュニティセンターの項中「月曜日」を「日曜日」に改め、同表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 熊本市豊田地域コミュニティセンター | 日曜日 |
| 熊本市吉松地域コミュニティセンター | 月曜日 |
| 熊本市植木地域コミュニティセンター | 日曜日 |
| 熊本市山東地域コミュニティセンター | 水曜日 |

様式第１号中「　　申請者　　」を「　　申請者住所」に、「　　氏名」を「申請者氏名」に、「　　年　月　日　曜」を「年　　月　　日　　曜」に、「＊太枠内は記入しないでください。　　」を

「＊太枠内は記入しないでください。

＊延長の有・無欄は、いずれかに○印を付けてください。」

に改める。

様式第２号中「　　年　月　日　曜」を「年　　月　　日　　曜」に、

「

| | |
|---|---|
| 許可条件 | |

」

を

「

| | |
|---|---|
| 許可条件 | |

＊延長の有・無欄は、いずれかに○印を付けてください。　　」

に改める。

様式第３号中「　　申請者　　」を「　　申請者住所」に、「　　氏名」を「申請者氏名」に、「　　年　月　日　曜」を「年　　月　　日　　曜」に改める。

様式第４号中「　　申請者　　」を「　　申請者住所」に、「　　氏名」を「申請者氏名」に、「　　年　月　日　曜」を「年　　月　　日　　曜」に改める。

様式第６号中「　　年　月　日　曜」を「年　　月　　日　　曜」に改める。

様式第７号中「　　申請者　　」を「　　申請者住所」に、「　　氏名」を「申請者氏名」に改める。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

規　則　第　５８　号

平成２６年　３　月３１日

熊本市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

熊本市身体障害者福祉法施行細則（平成６年規則第６３号）の一部を次のように改正する。

第３２条第１号中「、同条第１０項に規定する共同生活介護（以下「共同生活介護」という。）又は同条第１６項」を「又は同条第１５項」に改める。

別表第１中「共同生活介護又は」を削り、同表Ａの項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同表備考第３項第２号中「第２項、第４１条の１９の４第１項及び第２項」を「第３項並びに第４１条の１９の４第１項及び第３項」に改め、「並びに第４１条の１９の５第１項」を削る。

別表第２備考第１項中「第５条第１１項」を「第５条第１０項」に、「同条第１３項」を「同条第１２項」に、「同条第１４項」を「同条第１３項」に、「同条第１５項」を「同条第１４項」に改める。

別表第３備考第５項第２号中「第２項、第４１条の１９の４第１項及び第２項」を「第３項並びに第４１条の１９の４第１項及び第３項」に改め、「並びに第４１条の１９の５第１項」を削る。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　別表第１備考第３項第２号の改正規定（「並びに第４１条の１９の５第１項」を削る部分に限る。）及び別表第３備考第５項第２号の改正規定（「並びに第４１条の１９の５第１項」を削る部分に限る。）　公布の日

(2)　別表第１のＡの項の改正規定　平成２６年１０月１日

規　則　第　５９　号

平成２６年　３　月３１日

熊本市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

熊本市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（平成２４年規則第１２２号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「第２３条第１項」を「第２２条第１項」に改め、同項第４号中「医療保護入院届出書（様式第４号）」を「次に掲げる場合に応じそれぞれ次に定める書類」に改め、同号に次のように加える。

ア　法第３３条第１項又は第３項の規定による措置を採った場合　医療保護入院届出書（様式第４号）

イ　法第３３条第４項後段の規定による措置を採った場合　医療保護入院届出書（様式第５号）

第２条第１項第５号中「様式第５号」を「様式第６号」に改め、同項第６号中「第３３条の４第５項」を「第３３条の７第５項」に、「応急入院届出書（様式第６号）」を「次に掲げる場合に応じそれぞれ次に定める書類」に改め、同号に次のように加える。

ア　法第３３条の７第１項の規定による措置を採った場合　応急入院届出書（様式第７号）

イ　法第３３条の７第２項後段の規定による措置を採った場合　応急入院届出書（様式第８号）

第２条第１項第７号中「様式第７号」を「様式第９号」に改め、同項第８号中「様

式第８号」を「様式第１０号」に改め、同項第９号中「様式第９号」を「様式第１１号」に改め、同条第２項第１号中「様式第１０号」を「様式第１２号」に改め、同項第２号中「様式第１１号」を「様式第１３号」に改める。

第５条及び第６条中「保護者」を「保護の任に当たっている者」に改める。

第１１条を削る。

第１２条中「様式第１３号」を「様式第１４号」に改め、同条を第１１条とする。

第１３条中「様式第１４号」を「様式第１５号」に改め、同条を第１２条とし、第１４条を第１３条とする。

様式第１号中「第２３条第１項」を「第２２条第１項」に改める。

様式第２号中

「

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 保護者 | 住 所 | | | |
| | 氏 名 | | 入院者との続柄 | |

」

を削る。

様式第３号中

「

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 保護者 | フリガナ | | 続柄 | 生年月日 | 明治<br>大正<br>昭和<br>平成 | 年　月　日生<br>（満　歳） |
| | 氏名 | （男・女） | | | | |
| | 住所 | 都　道<br>府　県 | 郡市<br>区 | 町村<br>区 | | |
| 保護者 | フリガナ | | 続柄 | 生年月日 | 明治<br>大正<br>昭和<br>平成 | 年　月　日生<br>（満　歳） |
| | 氏名 | （男・女） | | | | |
| | 住所 | 都　道<br>府　県 | 郡市<br>区 | 町村<br>区 | | |

」

を削る。

様式第４号を次のように改める。

様式第４号（第２条第１項第４号ア関係）
（法第３３条第１項又は第３項の規定による措置を採った場合）

医療保護入院届出書

年　　月　　日

熊本市長（宛）

病院の名称
所在地
管理者氏名　　印

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 医療保護入院者 | フリガナ | | 生　年<br>月　日 | 明治<br>大正<br>昭和<br>平成　　年　　月　　日生<br>（満　　歳） |
| | 氏名 | （男・女） | | |
| | 住所 | 都道府県　　郡市区　　町村区 | | |
| 家族等の同意により入院した年月日 | 年　月　日<br>（午前・午後　　時） | 今回の入院年月日 | 年　月　日 | |
| | | 入院形態 | | |
| 法第３４条の規定による移送の有無 | 有　　無 | | | |
| 病名 | １　主たる精神障害<br>ICD カテゴリー（　　） | ２　従たる精神障害<br>ICD カテゴリー（　　） | ３　身体合併症 | |
| 生活歴及び現病歴<br>（推定発病年月、精神科受診歴等を記載してください。）<br>（特定医師の診察により入院した場合には特定医師の採った措置の妥当性について記載してください。） | （陳述者氏名　　続柄　　） | | | |
| 初回入院期間 | 年　月　日～　　年　月　日<br>（入院形態　　） | | | |
| 前回入院期間 | 年　月　日～　　年　月　日<br>（入院形態　　） | | | |
| 初回から前回までの入院回数 | 計　　回 | | | |
| ＜現在の精神症状＞ | Ⅰ　意識<br>１　意識混濁　２　せん妄　３　もうろう　４　その他（　　）<br>Ⅱ　知能（軽度障害、中等度障害、重度障害）<br>Ⅲ　記憶<br>１　記銘障害　２　見当識障害　３　健忘　４　その他（　　）<br>Ⅳ　知覚<br>１　幻聴　２　幻視　３　その他（　　）<br>Ⅴ　思考<br>１　妄想　２　思考途絶　３　連合弛緩　４　滅裂思考　５　思考奔逸<br>６　思考制止　７　強迫観念　８　その他（　　）<br>Ⅵ　感情・情動<br>１　感情平板化　２　抑うつ気分　３　高揚気分　４　感情失禁<br>５　焦燥・激越　６　易怒性・被刺激性亢進　７　その他（　　）<br>Ⅶ　意欲<br>１　衝動行動　２　行為心迫　３　興奮　４　昏迷　５　精神運動制止<br>６　無為・無関心　７　その他（　　）<br>Ⅷ　自我意識<br>１　離人感　２　させられ体験　３　解離　４　その他（　　） | | | |

| | |
|---|---|
| ＜現在の精神症状＞<br>＜その他の重要な症状＞<br>＜問題行動等＞<br>＜現在の状態像＞ | Ⅸ　食行動<br>1　拒食　2　過食　3　異食　4　その他(　　)<br>1　てんかん発作　2　自殺念慮　3　物質依存(　　)<br>4　その他(　　)<br>1　暴言　2　徘徊　3　不潔行為　4　その他(　　)<br>1　幻覚妄想状態　2　精神運動興奮状態　3　昏迷状態<br>4　統合失調症等残遺状態　5　抑うつ状態　6　躁状態<br>7　せん妄状態　8　もうろう状態　9　認知症状態<br>10　その他(　　) |
| 医療保護入院の必要性<br>（患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載してください。） | |
| 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名 | 署名 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 同意をした家族等 | 氏　名 | (男・女) | 続柄 | 生　年<br>月　日 | 明・大<br>昭・平　　年　　月　　日生 |
| | | (男・女) | 続柄 | | 明・大<br>昭・平　　年　　月　　日生 |
| | 住　所 | 都道府県　　郡市区　　町村区 | | | |
| | | 都道府県　　郡市区　　町村区 | | | |
| | 1　配偶者　2　父母（親権者で　ある・ない）　3　祖父母等<br>4　子・孫等　5　兄弟姉妹　6　後見人又は保佐人<br>7　家庭裁判所が選任した扶養義務者（選任年月日　　年　　月　　日）<br>8　市町村長 | | | | |

| | |
|---|---|
| 審　査　会　意　見 | |
| 都道府県（市）の措置 | |

記載上の留意事項

1　□内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載してください。ただし、法第３４条による移送が行われた場合には、この欄は、記載する必要がありません。

2　今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載してください。（特定医師による入院を含む。その場合は「第３３条第１項・第４項入院」、「第３３条第３項・第４項入院」又は「第３３条の７第２項入院」と記載してください。）

　なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載してください。

3　生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載してください。

4　平成２０年３月３１日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等に含んで記載してください。

5　初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載してください。

6　現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置いてください。

7　入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名してください。

8　同意をした家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合には、共に記載してください。

9　同意をした家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合には、共に記載してください。

10　提出に当たっては、推定される医療保護入院による入院期間及び選任された退院後生活環境相談員を記載した医療法施行規則第１条の５に規定する入院診療計画書の写しを添付してください。

11　選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲んでください。

様式第１４号中「（第１３条関係）」を「（第１２条関係）」に、「第１３条の」を「第１２条の」に改め、同様式を様式第１５号とする。

様式第１３号中「（第１２条関係）」を「（第１１条関係）」に、「第１２条の」を「第１１条の」に改め、

「

<table>
<tr><td rowspan="2">保護者</td><td>住所</td><td colspan="2"></td><td>本人との続柄</td><td></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td><td>職業</td><td></td><td>年齢</td><td>歳</td></tr>
</table>

」

を削り、同様式を様式第１４号とする。

様式第１２号を削る。

様式第１１号中

「年　　月　　日生(　　)歳　男・女」

を

「　　年　　月　　日生(　　)歳」

に、「共同生活介護（ケアホーム）・エ　居宅介護（ホームヘルプ）・オ　その他の障害福祉サービス・カ　訪問指導等・キ」を「居宅介護（ホームヘルプ）・エ　その他の障害福祉サービス・オ　訪問指導等・カ」に改め、同様式を様式第１３号とする。

様式第１０号を次のように改め、同様式を様式第１２号とする。

様式第１２号（第２条第２項第１号関係）

同意書

１．医療保護入院の同意の対象となる精神障害者本人

| | |
|---|---|
| 住所 | 〒 |
| フリガナ | |
| 氏名 | |
| 生年月日 | 大正・昭和・平成　　年　　月　　日 |

２．医療保護入院の同意者の申告事項

| | | |
|---|---|---|
| 住所 | 〒 | 〒 |
| フリガナ | | |
| 氏名 | | |
| 生年月日 | 大正・昭和・平成　　年　　月　　日 | 大正・昭和・平成　　年　　月　　日 |
| 本人との関係 | | |
| １　配偶者　２　父母（親権者で　ある・ない）　３　祖父母等　４　子・孫等<br>５　兄弟姉妹　６　後見人又は保佐人<br>７　家庭裁判所が選任した扶養義務者（　　）<br>（選任年月日　昭和・平成　　年　　月　　日）<br>なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。<br>①本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人、③成年被後見人又は被保佐人、④未成年者 | | |

※親権者が両親の場合は、両親とも署名の上記載して下さい。

以上について、事実と相違ないことを確認した上で、１の者を貴病院に入院させることに同意します。

（病院の管理者）　様

年　　月　　日

同意者　氏名　　印

（氏名　　印）

様式第９号を様式第１１号とし、様式第８号中

「

| | | | |
|---|---|---|---|
| フリガナ | | 性別 | 男<br>女 |
| 氏名 | 印 | | |

」

を

「

| | |
|---|---|
| フリガナ | |
| 氏名 | 印 |

」

に改め、同様式を様式第１０号とする。

様式第７号中

「

| | |
|---|---|
| 保護者の住所及び氏名 | |

」

を削り、同様式を様式第９号とし、同様式の前に次の１様式を加える。

様式第８号（第２条第１項第６号イ関係）
（法第３３条の７第２項の規定による措置を採った場合）

応急入院届出書

（特定医師による応急入院（第３３条の７第２項）届及び記録）

年　　月　　日

熊本市長（宛）

病院の名称
所在地
管理者氏名　　印

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 応急入院者 | フリガナ | | 生年月日 | 明治・大正・昭和・平成　年　月　日生（満　歳） |
| | 氏名 | （男・女） | | |
| | 住所 | 都道府県　郡市区　町村区 | | |
| 依頼をした者の入院者との関係 | | | | |
| 入院年月日 | 年　月　日（午前・午後　時） | | | |
| 病名 | １　主たる精神障害 ICD カテゴリー（　） | ２　従たる精神障害 ICD カテゴリー（　） | ３　身体合併症 | |
| 生活歴及び現病歴（推定発病年月、精神科受診歴等を記載してください。） | （陳述者氏名　　続柄　） | | | |
| 応急入院の必要性（患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載してください。） | | | | |
| 初回入院期間 | 年　月　日～　年　月　日（入院形態　） | | | |
| 前回入院期間 | 年　月　日～　年　月　日（入院形態　） | | | |
| 初回から前回までの入院回数 | 計　回 | | | |
| ＜現在の精神症状＞ | Ⅰ　意識<br>１　意識混濁　２　せん妄　３　もうろう　４　その他（　）<br>Ⅱ　知能（軽度障害、中等度障害、重度障害）<br>Ⅲ　記憶<br>１　記銘障害　２　見当識障害　３　健忘　４　その他（　）<br>Ⅳ　知覚<br>１　幻聴　２　幻視　３　その他（　）<br>Ⅴ　思考<br>１　妄想　２　思考途絶　３　連合弛緩　４　滅裂思考　５　思考奔逸<br>６　思考制止　７　強迫観念　８　その他（　）<br>Ⅵ　感情・情動<br>１　感情平板化　２　抑うつ気分　３　高揚気分　４　感情失禁<br>５　焦燥・激越　６　易怒性・被刺激性亢進　７　その他（　） | | | |

| | |
|---|---|
| ＜現在の精神症状＞<br><br><br><br><br><br><br>＜その他の重要な症状＞<br><br>＜問題行動等＞<br>＜現在の状態像＞ | Ⅶ　意欲<br>1　衝動行動　2　行為心迫　3　興奮　4　昏迷　5　精神運動制止<br>6　無為・無関心　7　その他(　　)<br>Ⅷ　自我意識<br>1　離人感　2　させられ体験　3　解離　4　その他(　　)<br>Ⅸ　食行動<br>1　拒食　2　過食　3　異食　4　その他(　　)<br>1　てんかん発作　2　自殺念慮　3　物質依存(　　)<br>4　その他(　　)<br>1　暴言　2　徘徊　3　不潔行為　4　その他(　　)<br>1　幻覚妄想状態　2　精神運動興奮状態　3　昏迷状態<br>4　統合失調症等残遺状態　5　抑うつ状態　6　躁状態<br>7　せん妄状態　8　もうろう状態　9　認知症状態<br>10　その他(　　) |
| 応急入院を採った理由<br>（家族等の同意を得ることのできなかった理由を含め、応急入院を採った理由について記載してください。） | |
| 入院を必要と認めた特定医師氏名 | 署名 |
| 確認した精神保健指定医氏名 | 署名　　診察日時　年　月　日（午前・午後　時） |
| 精神保健指定医が入院妥当でないと判断した場合の理由 | |

| | |
|---|---|
| 事後審査委員会意見 | |

記載上の留意事項

1　□内は、特定医師の診察に基づいて記載してください。
2　生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載してください。
3　平成２０年3月３１日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等に含んで記載してください。
4　初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載してください。
5　現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置いてください。
6　入院を必要と認めた特定医師氏名の欄は、特定医師自身が署名してください。
7　確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名してください。
8　事後審査委員会意見は記録の場合について記載してください。
9　選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲んでください。

様式第６号を次のように改め、同様式を様式第７号とする。

様式第７号（第２条第１項第６号ア関係）

応急入院届出書

年　　月　　日

熊本市長（宛）

病院の名称
所在地
管理者氏名　　印

下記の者が応急入院しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第３３条の７第５項の規定により届け出ます。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 応急入院者 | フリガナ | | 生年月日 | 明治・大正・昭和・平成　年　月　日生（満　歳） |
| | 氏名 | （男・女） | | |
| | 住所 | 都道府県　郡市区　町村区 | | |
| 依頼をした者の入院者との関係 | | | | |
| 入院年月日 | 年　月　日（午前・午後　時） | | | |
| 法第３４条第３項の規定による移送の有無 | 有　　無 | | | |
| 病名 | １　主たる精神障害<br>ICDカテゴリー（　） | ２　従たる精神障害<br>ICDカテゴリー（　） | ３　身体合併症 | |
| 応急入院の必要性<br>（患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載してください。）<br>（特定医師の診察により入院した場合には特定医師の採った措置の妥当性について記載してください。） | | | | |
| 病状又は状態像の概要 | | | | |
| 応急入院を採った理由<br>（家族等の同意を得ることができなかった理由を含め、応急入院を採った理由について記載してください。） | | | | |
| 入院を必要と認めた精神保健指定医氏名 | 署名 | | | |

記載上の留意事項

１　□内は、精神保健指定医の診察に基づいて記載してください。ただし、法第３４条による移送が行われた場合には、この欄は、記載する必要がありません。

２　入院を必要と認めた精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名してください。

様式第５号中

「

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 保護者 | フリガナ | | 続柄 | 生年月日 | 明治<br>大正<br>昭和<br>平成　　年　　月　　日生<br>（満　　歳） |
| | 氏名 | （男・女） | | | |
| | 住所 | 都　道<br>府　県　　郡市<br>区　　町村<br>区 | | | |
| 保護者 | フリガナ | | 続柄 | 生年月日 | 明治<br>大正<br>昭和<br>平成　　年　　月　　日生<br>（満　　歳） |
| | 氏名 | （男・女） | | | |
| | 住所 | 都　道<br>府　県　　郡市<br>区　　町村<br>区 | | | |

」

を削り、同様式記載上の留意事項第１項中「（第３３条第２項又は第３３条第２項・第４項による入院を経た場合にあっては、その入院年月日）」を「第３３条第１項又は第３項による」に改め、同様式記載上の留意事項中第２項及び第３項を削り、第４項を第２項とし、同様式を様式第６号とし、同様式の前に次の１様式を加える。

様式第５号（第２条第１項第４号イ関係）
（法第３３条第１項・第４項又は第３３条第３項・第４項の規定による措置を採った場合）

医療保護入院届出書

（特定医師による医療保護入院者（第３３条第１項・第４項又は第３３条第３項・第４項）の入院届及び記録）

年　　月　　日

熊本市長（宛）

病院の名称
所在地
管理者氏名　　印

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 医療保護入院者 | フリガナ | | 生年月日 | 明治<br>大正<br>昭和<br>平成 | 年　月　日生<br>（満　歳） |
| | 氏名 | （男・女） | | | |
| | 住所 | 都道府県　郡市区　町村区 | | | |
| 家族等の同意により入院した年月日 | 年　月　日<br>（午前・午後　時） | | 今回の入院年月日 | 年　月　日 | |
| | | | 入院形態 | | |
| 病名 | １　主たる精神障害<br>ICD カテゴリー（　） | | ２　従たる精神障害<br>ICD カテゴリー（　） | ３　身体合併症 | |
| 生活歴及び現病歴<br>（推定発病年月、精神科受診歴等を記載してください。） | （陳述者氏名　　続柄　） | | | | |
| 初回入院期間 | 年　月　日～　年　月　日<br>（入院形態　） | | | | |
| 前回入院期間 | 年　月　日～　年　月　日<br>（入院形態　） | | | | |
| 初回から前回までの入院回数 | 計　回 | | | | |
| ＜現在の精神症状＞ | Ⅰ　意識<br>１　意識混濁　２　せん妄　３　もうろう　４　その他（　）<br>Ⅱ　知能（軽度障害、中等度障害、重度障害）<br>Ⅲ　記憶<br>１　記銘障害　２　見当識障害　３　健忘　４　その他（　）<br>Ⅳ　知覚<br>１　幻聴　２　幻視　３　その他（　）<br>Ⅴ　思考<br>１　妄想　２　思考途絶　３　連合弛緩　４　滅裂思考　５　思考奔逸<br>６　思考制止　７　強迫観念　８　その他（　）<br>Ⅵ　感情・情動<br>１　感情平板化　２　抑うつ気分　３　高揚気分　４　感情失禁<br>５　焦燥・激越　６　易怒性・被刺激性亢進　７　その他（　）<br>Ⅶ　意欲<br>１　衝動行動　２　行為心迫　３　興奮　４　昏迷　５　精神運動制止<br>６　無為・無関心　７　その他（　）<br>Ⅷ　自我意識<br>１　離人感　２　させられ体験　３　解離　４　その他（　）<br>Ⅸ　食行動<br>１　拒食　２　過食　３　異食　４　その他（　） | | | | |

| | |
|---|---|
| ＜その他の重要な症状＞<br><br>＜問題行動等＞<br>＜現在の状態像＞ | 1　てんかん発作　2　自殺念慮　3　物質依存(　　)<br>4　その他(　　)<br>1　暴言　2　徘徊　3　不潔行為　4　その他(　　)<br>1　幻覚妄想状態　2　精神運動興奮状態　3　昏迷状態<br>4　統合失調症等残遺状態　5　抑うつ状態　6　躁状態<br>7　せん妄状態　8　もうろう状態　9　認知症状態<br>10　その他(　　) |
| 医療保護入院の必要性<br>(患者自身の病気に対する理解の程度を含め、任意入院が行われる状態にないと判断した理由について記載してください。) | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 入院を必要と認めた特定医師氏名 | 署名 | | | |
| 確認した精神保健指定医氏名 | 署名 | | 診察日時 | 年　月　日<br>(午前・午後　時) |
| 精神保健指定医が入院妥当でないと判断した場合の理由 | | | | |
| 同意をした家族等 | 氏　名 | (男・女) | 続柄 | 生　年<br>月　日 |
| | | (男・女) | 続柄 | 明・大<br>昭・平　年　月　日生 |
| | 住　所 | 都道府県　郡市区　町村区 | | |
| | | 都道府県　郡市区　町村区 | | |
| | 1　配偶者　2　父母(親権者で　ある・ない)　3　祖父母等<br>4　子・孫等　5　兄弟姉妹　6　後見人又は保佐人<br>7　家庭裁判所が選任した扶養義務者(選任年月日　　年　　月　　日)<br>8　市町村長 | | | |

| | |
|---|---|
| 事後審査委員会意見 | |

記載上の留意事項

1　□内は、特定医師の診察に基づいて記載してください。
2　今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入院した年月日を記載し、入院形態の欄にそのときの入院形態を記載してください。(特定医師による入院を含む。その場合は「第３３条の７第２項入院」と記載してください。)
　なお、複数の入院形態を経ている場合には、順に記載してください。
3　生活歴及び現病歴の欄は、他診療所及び他病院での受診歴をも聴取して記載してください。
4　平成２０年3月３１日以前に広告している神経科における受診歴を精神科受診歴等に含んで記載してください。
5　初回及び前回入院期間の欄は、他病院での入院歴・入院形態をも聴取して記載してください。
6　現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像の欄は、一般にこの書類作成までの過去数か月間に認められたものとし、主として最近のそれに重点を置いてください。
7　入院を必要と認めた特定医師氏名の欄は、特定医師自身が署名してください。
8　確認した精神保健指定医氏名の欄は、精神保健指定医自身が署名してください。
9　同意をした家族等の氏名欄は、親権者が両親の場合には、共に記載してください。
10　同意をした家族等の住所欄は、親権者が両親で住所が異なる場合には、共に記載してください。
11　事後審査委員会意見は、記録の場合について記載してください。
12　選択肢の欄は、それぞれ該当する算用数字、ローマ数字等を○で囲んでください。

附　則

1　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

2　この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

規　則　第　６０　号

平成２６年　３　月３１日

熊本市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律及び柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律及び柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則

熊本市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律及び柔道整復師法施行細則（平成４年規則第３８号）の一部を次のように改正する。

題名中「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」を「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」に改める。

第１条中「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」を「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」に、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則」を「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則」に改める。

様式第１号から様式第８号までを次のように改める。

様式第１号（第３条第１号関係）

# 施術所開設届

（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師）

年　　月　　日

熊本市保健所長（宛）

届出人（開設者）　　印

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第９条の２第１項前段の規定により、次のとおり開設の届出をします。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 開設者 | 氏名（法人の場合はその名称） | | | |
| | 住所（法人の場合は主たる事務所の所在地） | 〒　　TEL　　FAX | | |
| 名称（施設） | | | | |
| 開設の場所 | | 〒　　TEL　　FAX | | |
| 開設年月日 | | 年　　月　　日 | | |
| 業務の種類 | | □あん摩マッサージ指圧師 | □はり師 | □きゅう師 |

（事務処理欄）

<table>
<tr><td rowspan="11">構造・設備の概要</td><td>建物の構造</td><td colspan="2">自宅との兼用</td><td colspan="3">□有　□無</td><td colspan="2">□木造　□耐火構造</td></tr>
<tr><td colspan="7">□平屋　□複数階：(　　)階建ての(　　)階部分</td></tr>
<tr><td rowspan="3">施術室</td><td rowspan="3">面積</td><td rowspan="3">㎡</td><td colspan="2">換気の方法</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">強制換気</td><td colspan="2">□有</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>□無</td><td colspan="3">外気開放(窓)面積　㎡<br>(床面積に対する割合　/　)</td></tr>
<tr><td colspan="2">採光</td><td colspan="3">□有　□無</td></tr>
<tr><td>待合室</td><td>面積</td><td colspan="5">㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="5">施術器具</td><td rowspan="5">種類</td><td rowspan="3">はり</td><td>使い捨て</td><td colspan="3">□有　□無</td></tr>
<tr><td>使い捨て以外</td><td colspan="3">□有　□無</td></tr>
<tr><td>電気</td><td colspan="3">□有　□無</td></tr>
<tr><td colspan="2">電気温灸器</td><td colspan="3">□有　□無</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">消毒設備</td><td rowspan="2">手指</td><td colspan="5">消毒薬の種類</td></tr>
<tr><td colspan="2">□逆性石鹸</td><td>□クレゾール</td><td colspan="2">□アルコール</td></tr>
<tr><td rowspan="2">器具</td><td colspan="5">その他(　　)</td></tr>
<tr><td colspan="5">消毒方法<br>□オートクレーブ　□煮沸　□薬品(薬品名　　)<br>その他(　　)</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="8">業務に従事する施術者</td><td>氏名</td><td>免許種類</td><td>視覚障害</td><td colspan="2">主な就業の形態</td></tr>
<tr><td></td><td>□あ　□は　□き</td><td>□</td><td>□施設内</td><td>□出張</td></tr>
<tr><td></td><td>□あ　□は　□き</td><td>□</td><td>□施設内</td><td>□出張</td></tr>
<tr><td></td><td>□あ　□は　□き</td><td>□</td><td>□施設内</td><td>□出張</td></tr>
<tr><td></td><td>□あ　□は　□き</td><td>□</td><td>□施設内</td><td>□出張</td></tr>
<tr><td></td><td>□あ　□は　□き</td><td>□</td><td>□施設内</td><td>□出張</td></tr>
<tr><td></td><td>□あ　□は　□き</td><td>□</td><td>□施設内</td><td>□出張</td></tr>
<tr><td></td><td>□あ　□は　□き</td><td>□</td><td>□施設内</td><td>□出張</td></tr>
</table>

添付書類
1　開設者が法人の場合は定款（寄附行為）の写し（原本証明がされたものに限ります。）及び登記事項証明書
2　施術者の施術免許証の写し
3　敷地付近の見取図
4　建物の平面図
・　施術室、待合室及び外気開放（窓）の寸法を記入してください。
・　テナントの場合は施術所に該当する部分の平面図及び建物全体のうち当該部分の位置が分かる図面を添付してください。
・　消毒設備、強制換気設備及び外気開放・採光（窓）の位置を明示してください。

確認書類
1　開設者の運転免許証等の本人確認書類（開設者が法人以外の場合に限ります。）
2　施術者の運転免許証等の本人確認書類及び施術者の施術免許証の原本

備考
1　氏名（法人の場合は代表者名）を自署する場合は、押印は不要です。
2　該当する□にレを記入してください。
3　視覚障害の欄には、目が見えない者に該当する場合に記入してください。

様式第２号（第３条第２号関係）

# 施術所開設届

（柔道整復師）

年　　月　　日

熊本市保健所長（宛）

届出人（開設者）　　印

柔道整復師法第１９条第１項前段の規定により、次のとおり開設の届出をします。

| | | |
|---|---|---|
| 開設者 | 氏名<br>（法人の場合はその名称） | |
| | 住所<br>（法人の場合は主たる事務所の所在地） | 〒　　TEL　　FAX |
| 名称（施設） | | |
| 開設の場所 | | 〒　　TEL　　FAX |
| 開設年月日 | | 年　　月　　日 |

（事務処理欄）

<table>
<tr><td rowspan="8">構造・設備の概要</td><td rowspan="2">建物の構造</td><td>自宅との兼用</td><td colspan="2">□有　□無</td><td colspan="2">□木造　□耐火構造</td></tr>
<tr><td colspan="5">□平屋　□複数階：(　　)階建ての(　　)階部分</td></tr>
<tr><td rowspan="3">施術室</td><td rowspan="3">面積</td><td rowspan="3">㎡</td><td colspan="3">換気の方法</td></tr>
<tr><td rowspan="2">強制換気</td><td>□有</td><td></td></tr>
<tr><td>□無</td><td>外気開放(窓)面積　㎡<br>(床面積に対する割合　/　)</td></tr>
<tr><td>採光</td><td colspan="2">□有　□無</td></tr>
<tr><td>待合室</td><td>面積</td><td colspan="4">㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="2">施術器具</td><td rowspan="2">種類</td><td>電気光線器具</td><td colspan="3">□有　□無</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">消毒設備</td><td rowspan="3">手指</td><td colspan="4">消毒薬の種類</td></tr>
<tr><td colspan="2">□逆性石鹸</td><td>□クレゾール</td><td>□アルコール</td></tr>
<tr><td colspan="4">その他<br>(　　)</td></tr>
<tr><td>業務に従事する施術者の氏名</td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="7">添付書類<br>1　開設者が法人の場合は定款（寄附行為）の写し（原本証明がされたものに限ります。）及び登記事項証明書<br>2　施術者の施術免許証の写し<br>3　敷地付近の見取図<br>4　建物の平面図<br>・　施術室、待合室及び外気開放（窓）の寸法を記入してください。<br>・　テナントの場合は施術所に該当する部分の平面図及び建物全体のうち当該部分の位置が分かる図面を添付してください。<br>・　消毒設備、強制換気設備及び外気開放・採光（窓）の位置を明示してください。</td></tr>
<tr><td colspan="7">確認書類<br>1　開設者の運転免許証等の本人確認書類（開設者が法人以外の場合に限ります。）<br>2　施術者の運転免許証等の本人確認書類及び施術者の施術免許証の原本</td></tr>
</table>

備考
1　氏名（法人の場合は代表者名）を自署する場合は、押印は不要です。
2　該当する□にレを記入してください。

様式第３号（第３条第３号関係）

# 施術所開設届出事項変更届

（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師）

年　　月　　日

熊本市保健所長（宛）

届出人（開設者）　　印

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第９条の２第１項後段の規定により、次のとおり開設届出事項変更の届出をします。

| | | |
|---|---|---|
| 開設者 | 氏名（法人の場合はその名称） | |
| | 住所（法人の場合は主たる事務所の所在地） | 〒　TEL　FAX |
| 名称（施設） | | |
| 開設の場所 | | 〒　TEL　FAX |
| 変更年月日 | | 年　月　日 |
| 変更の理由 | | |
| 変更内容 | | □１　開設者の住所及び氏名<br>（法人の場合は名称及び主たる事務所の所在地）<br>□２　名称（施設）<br>□３　開設の場所<br>□４　業務の種類<br>□５　従事者の異動<br>□６　構造設備の概要及び平面図 |

（事務処理欄）

| 変更事項 | | | 新（変更後） | | | 旧（変更前） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 開設者 | 氏名（法人名称） | | | | |
| | | 住所 | | | | |
| | 名称（施設） | | | | | |
| | 開設の場所 | | | | | |
| | 業務の種類 | | □あ　□は　□き | | | □あ　□は　□き |
| | 業務に従事する施術者の氏名等 | 氏名 | | 免許の種類 | □あ□は□き | |
| | | | | 視覚障害 | □ | |
| | | | | 就業形態 | □施設内□出張 | |
| | | 氏名 | | 免許の種類 | □あ□は□き | |
| | | | | 視覚障害 | □ | |
| | | | | 就業形態 | □施設内□出張 | |
| | | 氏名 | | 免許の種類 | □あ□は□き | |
| | | | | 視覚障害 | □ | |
| | | | | 就業形態 | □施設内□出張 | |
| | | 氏名 | | 免許の種類 | □あ□は□き | |
| | | | | 視覚障害 | □ | |
| | | | | 就業形態 | □施設内□出張 | |
| | 構造設備 | | | | | |

添付書類
上記の変更内容により、次の書類等を添付してください。
１又は２の場合（開設者が法人の場合に限ります。）　定款(寄附行為)の写し（原本証明がされたものに限ります。）及び登記事項証明書
４又は５の場合　施術者の施術免許証の写し
６の場合　変更後の建物平面図
・　施術室、待合室及び外気開放（窓）の寸法を記入してください。
・　テナントの場合は施術所に該当する部分の平面図及び建物全体のうち当該部分の位置が分かる図面を添付してください。
・　消毒設備、強制換気設備及び外気開放・採光（窓）の位置を明示してください。

確認書類
上記の変更内容により、次の確認書類をご用意ください。
１又は２の場合(開設者が法人以外の場合に限ります。）　開設者の運転免許証等の本人確認書類
４又は５の場合　施術者の運転免許証等の本人確認書類及び施術者の施術免許証の原本

備考
1　氏名（法人の場合は代表者名）を自署する場合は、押印は不要です。
2　該当する□にレを記入してください。
3　視覚障害の欄には、目が見えない者に該当する場合に記入してください。

様式第４号（第３条第４号関係）

# 施術所開設届出事項変更届

（柔道整復師）

年　　月　　日

熊本市保健所長（宛）

届出人（開設者）　　印

柔道整復師法第１９条第１項後段の規定により、次のとおり開設届出事項変更の届出をします。

| | | |
|---|---|---|
| 開設者 | 氏名（法人の場合はその名称） | |
| | 住所（法人の場合は主たる事務所の所在地） | 〒　　TEL　　FAX |
| 名称（施設） | | |
| 開設の場所 | | 〒　　TEL　　FAX |
| 変更年月日 | | 年　　月　　日 |
| 変更の理由 | | |
| 変更内容 | | □１　開設者の住所及び氏名<br>（法人の場合は名称及び主たる事務所の所在地）<br>□２　名称（施設）<br>□３　開設の場所<br>□４　従事者の異動<br>□５　構造設備の概要及び平面図 |

（事務処理欄）

| 変更事項 | | | 新（変更後） | 旧（変更前） |
|---|---|---|---|---|
| | 開設者 | 氏名(法人名称) | | |
| | | 住所 | | |
| | 名称（施設） | | | |
| | 開設の場所 | | | |
| | 業務に従事する施術者の氏名 | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | 構造設備 | | | |

添付書類
上記の変更内容により、次の書類等を添付してください。
1の場合（開設者が法人の場合に限ります。）　定款(寄附行為)の写し（原本証明がされたものに限ります。）及び登記事項証明書
4の場合　施術者の施術免許証の写し
5の場合　変更後の建物平面図
・　施術室、待合室及び外気開放（窓）の寸法を記入してください。
・　テナントの場合は施術所に該当する部分の平面図及び建物全体のうち当該部分の位置が分かる図面を添付してください。
・　消毒設備、強制換気設備及び外気開放・採光（窓）の位置を明示してください。

確認書類
上記の変更内容により、次の確認書類をご用意ください。
1の場合（開設者が法人以外の場合に限ります。）　開設者の運転免許証等の本人確認書類
4の場合　施術者の運転免許証等の本人確認書類及び施術者の施術免許証の原本

備考
1　氏名（法人の場合は代表者名）を自署する場合は、押印は不要です。
2　該当する□にレを記入してください。

様式第５号（第３条第５号関係）

# 施術所 □休止 □廃止 □再開 届

年　　月　　日

熊本市保健所長（宛）

届出人(開設者)　　印

□あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第９条の２第２項
□柔道整復師法第１９条第２項
の

規定により、次のとおり休止（廃止、再開）の届出をします。

| | | |
|---|---|---|
| 開設者 | 氏名<br>(法人の場合はその名称) | |
| | 住所<br>(法人の場合は主たる事務所の所在地) | 〒　　TEL　　FAX |
| 名称（施設） | | |
| 開設の場所 | | 〒　　TEL　　FAX |
| 休止（廃止、再開）年月日 | | 年　　月　　日 |
| 休止（廃止、再開）の理由 | | |
| 添付書類<br>１　再開の場合は、施術者の施術免許証の写し<br>２　開設者の死亡（失踪）による廃止の場合は、開設者の死亡診断書又は戸（除）籍謄（抄）本 | | |
| 確認書類<br>再開の場合は、施術者の運転免許証等の本人確認書類及び施術者の施術免許証の原本 | | |

備考
１　氏名（法人の場合は代表者名）を自署する場合は、押印は不要です。
２　該当する□にレを記入してください。

（事務処理欄）

様式第６号（第３条第６号関係）

# 出張施術業務開始届

年　　月　　日

熊本市保健所長（宛）

届出人（施術者）　　印

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第９条の３前段の規定により、次のとおり業務を開始したので届け出ます。

<table>
<tr><td rowspan="2">届出人</td><td>氏　　名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="5">〒　　TEL　　FAX</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務開始の年月日</td><td colspan="5">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">業務の種類</td><td colspan="2">□あん摩マッサージ指圧</td><td>□はり</td><td colspan="2">□きゅう</td></tr>
<tr><td colspan="2">免許の種類</td><td>登録県名</td><td>登録番号</td><td colspan="2">登録年月日</td><td>視覚障害</td></tr>
<tr><td colspan="2">あん摩マッサージ指圧師</td><td></td><td>第　　号</td><td colspan="2">年　　月<br>日</td><td>□</td></tr>
<tr><td colspan="2">はり師</td><td></td><td>第　　号</td><td colspan="2">年　　月<br>日</td><td>□</td></tr>
<tr><td colspan="2">きゅう師</td><td></td><td>第　　号</td><td colspan="2">年　　月<br>日</td><td>□</td></tr>
<tr><td colspan="7">添付書類<br>施術者の施術免許証の写し</td></tr>
<tr><td colspan="7">確認書類<br>施術者の運転免許証等の本人確認書類<br>施術者の施術免許証の原本</td></tr>
</table>

備考
１　氏名を自署する場合は、押印は不要です。
２　該当する□にレを記入してください。
３　視覚障害の欄には、目が見えない者に該当する場合に記入してください。

（事務処理欄）

様式第７号（第３条第７号関係）

# 出張施術業務□休止／□廃止／□再開 届

年　　月　　日

熊本市保健所長（宛）

届出人（施術者）　　印

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第９条の３後段の規定により、次のとおり業務を休止（廃止、再開）したので届け出ます。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 届出人 | 氏名 | | | | |
| | 住所 | 〒　TEL　FAX | | | |
| 業務休止(廃止、再開)の年月日 | | 年　月　日 | | | |
| 休止の予定期間 | | 年　月　日まで | | | |
| 休止(廃止、再開)の事由 | | | | | |
| 免許の種類（再開の場合） | | 登録県名 | 登録番号 | 登録年月日 | 視覚障害 |
| あん摩マッサージ指圧師 | | | 第　号 | 年　月　日 | □ |
| はり師 | | | 第　号 | 年　月　日 | □ |
| きゅう師 | | | 第　号 | 年　月　日 | □ |
| 添付書類<br>１　再開の場合は、施術者の施術免許証の写し<br>２　施術者の死亡（失踪）による廃止の場合は、死亡診断書又は戸（除）籍謄（抄）本 | | | | | |
| 確認書類<br>再開の場合は、施術者の運転免許証等の本人確認書類及び施術者の施術免許証の原本 | | | | | |

備考
１　氏名を自署する場合は、押印は不要です。
２　該当する□にレを記入してください。
３　視覚障害の欄には、目が見えない者に該当する場合に記入してください。

（事務処理欄）

様式第８号（第３条第８号関係）

# 滞在施術業務届

年　　月　　日

熊本市保健所長（宛）

届出人（施術者）　　印

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第９条の４の規定により、次のとおり業務をしたいので届け出ます。

<table>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>滞　在　地</td><td colspan="5">〒　　TEL　　FAX</td></tr>
<tr><td>業務を行う場所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>業務を行う期間</td><td colspan="5">年　月　日から　　年　月　日まで</td></tr>
<tr><td>業　務　の　種　類</td><td colspan="2">□あん摩マッサージ指圧</td><td>□ はり</td><td colspan="2">□きゅう</td></tr>
<tr><td>免　許　の　種　類</td><td>登録県名</td><td>登録番号</td><td>登録年月日</td><td colspan="2">視覚障害</td></tr>
<tr><td>あん摩マッサージ指圧師</td><td></td><td>第　　号</td><td>年　月<br>日</td><td colspan="2">□</td></tr>
<tr><td>はり師</td><td></td><td>第　　号</td><td>年　月<br>日</td><td colspan="2">□</td></tr>
<tr><td>きゅう師</td><td></td><td>第　　号</td><td>年　月<br>日</td><td colspan="2">□</td></tr>
<tr><td colspan="6">添付書類<br>施術者の施術免許証の写し</td></tr>
<tr><td colspan="6">確認書類<br>施術者の運転免許証等の本人確認書類及び施術者の施術免許証の原本</td></tr>
</table>

備考
1　氏名を自署する場合は、押印は不要です。
2　該当する□にレを記入してください。
3　視覚障害の欄には、目が見えない者に該当する場合に記入してください。

（事務処理欄）

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律及び柔道整復師法施行細則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができるものとする。

規　則　第　６１　号

平成２６年　３　月３１日

熊本市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市公害防止条例施行規則（昭和４９年規則第２２号）の一部を次のように改正する。

第４条中「工場等は」を「工場及び事業場は、継続的に一定の業務としての物の製造若しくは加工のために使用される工場又は継続的に一定の業務としての物の製造若しくは加工以外の事業のために使用される事業場であって」に、「とおり」を「事業を行うもの」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合においては、その設置主体が、私人であると否とを問わない。

別表第２中備考以外の部分を次のように改める。

別表第２（第４条関係）

| |
|---|
| (1)　建設業 |
| (2)　製造業 |
| (3)　電気・ガス・熱供給・水道業 |
| (4)　情報通信業 |
| (5)　運輸業、郵便業 |
| (6)　卸売業、小売業 |
| (7)　金融業、保険業 |
| (8)　不動産業、物品賃貸業 |
| (9)　学術研究、専門・技術サービス業 |
| (10)　宿泊業、飲食サービス業 |
| (11)　生活関連サービス業、娯楽業 |
| (12)　教育、学習支援業 |
| (13)　医療、福祉 |
| (14)　複合サービス事業 |
| (15)　サービス業（他に分類されないもの） |

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

規　則　第　６２　号

平成２６年　３　月３１日

熊本市動植物園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市動植物園条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市動植物園条例施行規則（平成３年規則第６３号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号及び第８号中「１００円」を「２００円」に改める。

附　則

この規則は、平成２６年４月２日から施行する。

規　則　第　６３　号

平成２６年　３　月３１日

熊本市富合地区嘱託員設置規則を廃止する規則を公布する。

熊本市長　　幸　山　政　史

熊本市富合地区嘱託員設置規則を廃止する規則

熊本市富合地区嘱託員設置規則（平成２０年規則第７１号）は、廃止する。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

# 訓　　令

訓　令　第　　2　　号

平成２６年　３　月２８日

熊本市消防局事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長　幸　山　政　史

熊本市消防局事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市消防局事務決裁に関する訓令（平成１１年訓令第８号）の一部を次のように改正する。

第２条中第２４号を第２５号とし、第１２号から第２３号までを１号ずつ繰り下げ、第１１号の次に次の１号を加える。

(12)　定例による所管事業のうち、重要なものの実施に関すること。

第３条第１項第１４号及び第１５号を削り、同項第１６号中「消費」の次に「(煙火の消費を除く。)」を加え、同号を同項第１４号とし、同項中第１７号を第１５号とし、第１８号から第２１号までを２号ずつ繰り上げる。

第４条に次のただし書を加える。

ただし、第１０号（照会及び回答に係る部分に限る。)、第１２号、第１３号、第１５号及び第２９号に掲げる事項については、副課長によりこれらの事項に係る権限が行使されない場合に限る。

第４条中第２７号を第２９号とし、第１７号から第２６号までを２号ずつ繰り下げ、同条第１６号中「係長相当」を「主査相当」に改め、同号を同条第１８号とし、同条中第１５号を第１７号とし、第１１号から第１４号までを２号ずつ繰り下げ、第１０号を第１１号とし、同号の次に次の１号を加える。

(12)　報酬の支払に関すること。

第４条第９号を同条第１０号とし、同条第８号中「所管事業施行上の」を「所管事業の実施に係る」に改め、同号を同条第９号とし、同条第７号の次に次の１号を加え

る。

(8)　定例的な所管事業の実施に関すること。

第４条の次に次の１条を加える。

（副課長共通専決事項）

第４条の２　副課長の共通専決事項は、次のとおりとする。

(1)　定例的な所管事務に係る照会及び回答に関すること。

(2)　報酬の支払に関すること。

(3)　旅費及び費用弁償の支払に関すること。

(4)　所管に属する光熱水費及び電話使用料の支出に関すること。

(5)　課長専決事項及び前各号に掲げる事項に属する事務に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関すること。

第５条中第４号を削り、第５号を第４号とし、第６号から第９号までを１号ずつ繰り上げる。

第７条に次のただし書を加える。

ただし、第１号から第８号まで、第１２号及び第１４号に掲げる事項については、上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村の区域（以下「益城西原区域」という。）におけるものを除く。

第７条第１０号を同条第１４号とし、同条第９号中「こと」の次に「（益城西原区域における煙火の消費に係るものを除く。）」を加え、同号を同条第１３号とし、同条第８号中「こと」の次に「（益城西原区域における煙火の消費に係るものを除く。）」を加え、同号を同条第１１号とし、同号の次に次の１号を加える。

(12)　火薬類の消費（煙火の消費に限る。）の許可又はその取消しに関すること。

第７条中第７号を第１０号とし、第２号から第６号までを３号ずつ繰り下げ、第１号を第４号とし、同号の前に次の３号を加える。

(1)　危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認に関すること。

(2)　危険物製造所等の設置及び変更の許可若しくはその取消し又は危険物製造所等の仮使用の承認に関すること。

(3)　予防規程の認可に関すること。

第９条中第３号を削り、第４号を第３号とし、第５号から第７号までを１号ずつ繰り上げる。

第１３条第９号中「、照会、回答」を削り、同条中第１１号を削り、第１２号を第１１号とし、第１３号を削り、第１４号を第１２号とし、第１５号から第２９号までを２号ずつ繰り上げ、第３０号を削り、同条の次に次の２条を加える。

（副署長共通専決事項）

第１３条の２　副署長の共通専決事項は、次のとおりとする。

(1)　定例的な所管事務に係る照会及び回答に関すること。

(2)　旅費及び費用弁償の支払に関すること。

(3)　所管に属する光熱水費及び電話使用料の支出に関すること。

(4)　署長専決事項及び前３号に掲げる事項に属する事務に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関すること。

（益城西原消防署長専決事項）

第１３条の３　益城西原消防署長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、益城西原区域におけるものに限る。

(1)　危険物の仮貯蔵又は仮取扱いの承認に関すること。

(2)　危険物製造所等の設置及び変更の許可若しくはその取消し又は危険物製造所等の仮使用の承認に関すること。

(3)　予防規程の認可に関すること。

(4)　危険物製造所等のタンク検査済証、完成検査済証及び許可書の再交付に関すること。

(5)　危険物製造所等の完成検査前検査（タンクの水張検査及び水圧検査に限る。）及び完成検査（特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所を除く。）に関すること。

(6)　危険物保安統括管理者及び危険物保安監督者の選任又は解任の届出の受理に関すること。

(7)　危険物製造所等に係る届出の受理及び軽易な措置処分に関すること。

(8)　危険物製造所等への立入検査、当該関係者に対する資料の提出命令、報告の要求及び質問並びに試験用危険物等の収去に関すること。

(9)　火薬類についての当該関係者に対する報告の徴収等に関すること（煙火の消費に係るものに限る。）。

(10)　火薬類の消費（煙火の消費に限る。）の許可又はその取消しに関すること。

(11)　火薬類の製造業者等への立入検査、当該関係者に対する質問及び火薬類の収去に関すること（煙火の消費に係るものに限る。）。

(12)　建築物の許可、認可及び確認の同意に関すること。

第１５条第３項中「課長に」を「副課長を置く課において課長に」に、「課長補佐」を「副課長」に改め、同条第７項を同条第８項とし、同条第６項中「課長代理又は所管の係長が」を「定例かつ軽易で緊急を要するものに限り、課長代理を置く課にあっては課長代理が、課長代理に事故があるとき又は課長代理を置かない課にあっては所管の主査が、」に改め、同項を同条第７項とし、同条第５項を同条第６項とし、同条第４項中「所管の係長又は」を「定例かつ軽易で緊急を要するものに限り、所管の」に改め、同項を同条第５項とし、同項の前に次の１項を加える。

４　前項に規定する場合において副課長に事故があるとき又は副課長を置かない課において課長に事故があるときは、課長補佐を置く課にあっては課長補佐が、課長補佐を置かない課にあっては定例かつ軽易で緊急を要するものに限り所管の主査が、その事務について代決する。

第１６条中「、第１２条及び第１７条」を「及び第１２条」に改め、同条を第１７条とし、同条の前に次の１条を加える。

（権限の調整）

第１６条　副課長を置く課の課長は、課長専決事項（第４条第１１号、第２２号及び第２３号に掲げる専決事項を除く。）について、副課長と協議の上、当該専決事項に係る決裁権限を副課長に付与し、調整を図ることができるものとする。

２　前項の規定により権限の調整を図る場合は、事前に総務課と協議の上、局長の承認を得るものとし、決定事項については、各課及び各消防署へ通知しなければならない。

３　署長は、署長専決事項（第１３条第１０号、第１８号及び第１９号に掲げる専決事項を除く。）について、副署長と協議の上、当該専決事項に係る決裁権限を副署長に付与し、調整を図ることができるものとする。

４　前項の規定により権限の調整を図る場合は、事前に総務課及び関係消防署と協議の上、局長の承認を得るものとし、決定事項については、各課及び各消防署へ通知しなければならない。

附　則

この訓令は、平成２６年４月１日から施行する。

訓　令　第　　３　　号

平成２６年　３　月２８日

熊本市消防表彰に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長　幸　山　政　史

熊本市消防表彰に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市消防表彰に関する訓令（昭和４７年訓令第５号）の一部を次のように改正する。

第３条中「き鑑」を「模範」に改める。

第４条中「一つ」を「いずれか」に改め、同条第１号中「、防ぎょ」を「又は防御」に改める。

第８条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第１号中「、防ぎょ」を「又は防御」に改める。

第９条第３項中「制服にはい用する」を「、制服に着用する」に改め、同項ただし書中「上位」を「、上位」に、「はい用する」を「着用する」に改める。

第１０条第１項中「課長及び消防署長」を「消防署長及び消防局の課長」に、「内申しなければならない」を「内申するものとする」に改め、同条第２項中「の要がある」を「に該当する」に、「内申しなければならない」を「内申するものとする」に改め、同条第４項中「で第８条の規定に該当するものがあるときは、事前に消防長の指示を受けて、第２条第３号の表彰を行い」を「に対し第８条に規定する表彰を行うときは」に、「報告しなければならない」を「報告するものとする」に改める。

第１１条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第１項中「一に」を「いずれかに」に、「ことができる」を「ものとする」に改め、同条第２項中「及び」を「、」に改める。

第１２条の見出しを「(記録及び公表)」に改め、同条中「記録し、第２条第１号の表彰については、市公報に登載するものとする」を「記録するものとする」に改め、

同条に次の１項を加える。

２　第２条第１号の表彰については、市公報に登載し、これを公表するものとする。

第１３条第１項中「死亡し、」を「死亡した場合」に、「賞状等は」を「当該者に係る賞状等は、」に改める。

第１４条中「職員に」を「消防職員に」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第１号中「その他消防業務」を「の防御その他消防」に改め、同条第２号中「消防業務」を「消防」に改める。

附則を附則第１項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の１項を加える。

(高遊原南消防組合の消防事務の移管及び宇城広域連合からの脱退に伴う経過措置)

２　平成２６年４月１日前に高遊原南消防組合又は宇城広域連合（以下「旧組合等」という。）の消防職員であった者で引き続き本市の消防職員となったものに係る第５条及び第６条の規定の適用については、その者の旧組合等の消防職員としての引き続いた在職期間は、本市の消防職員としての勤続期間とみなす。

附　則

この訓令は、平成２６年４月１日から施行する。

訓　令　第　　４　　号

平成２６年　３　月２８日

熊本市消防職員被服等貸与に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長　幸　山　政　史

熊本市消防職員被服等貸与に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市消防職員被服等貸与に関する訓令（平成２年訓令第７号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び２項を加える。

（高遊原南消防組合の消防事務の移管に伴う経過措置）

３　平成２６年４月１日前に旧高遊原南消防組合消防吏員の被服類の貸与に関する規程（平成７年訓令第２号。以下「旧組合訓令」という。）の規定により貸与された被服等は、この訓令の相当規定により貸与されたものとみなす。

４　前項の規定により貸与されたものとみなされる被服等の貸与期間は、旧組合訓令の規定による貸与期間の残存期間とする。ただし、当該残存期間の末日が平成２９年４月１日以後であるときは、同日の前日までの期間とする。

別表第１中

「

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 冬服 | 上衣 | | 1 | ７年 | 毎日勤務者を対象とする。 |
| | | | 1 | ９年 | 隔日勤務者を対象とする。 |
| | 下衣 | | 1 | ７年 | 毎日勤務者を対象とする。 |
| | | | 1 | ９年 | 隔日勤務者を対象とする。 |
| 夏服 | 上衣 | 長袖 | 3 | ７年 | 毎日勤務者を対象とする。 |
| | | | 3 | ９年 | 隔日勤務者を対象とする。 |
| | | 半袖 | 3 | ７年 | 毎日勤務者を対象とする。 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 3 | 9年 | 隔日勤務者を対象とする。 |
| | 下衣 | 2 | 7年 | 毎日勤務者を対象とする。 |
| | | 2 | 9年 | 隔日勤務者を対象とする。 |
| ズボン | | 1 | | 女性消防吏員を対象とする。 |

」

を

「

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 冬服 | 上衣 | | 1 | 7年 | 毎日勤務者を対象とする。 |
| | | | 1 | 9年 | 隔日勤務者を対象とする。 |
| | 下衣 | ズボン | 1 | 7年 | 毎日勤務者を対象とする。 |
| | | | 1 | 9年 | 隔日勤務者を対象とする。 |
| | | スカート | 1 | 7年 | 女性消防吏員のうち毎日勤務者を対象とする。 |
| | | | 1 | 9年 | 女性消防吏員のうち隔日勤務者を対象とする。 |
| 夏服 | 上衣 | 長袖 | 3 | 7年 | 毎日勤務者を対象とする。 |
| | | | 3 | 9年 | 隔日勤務者を対象とする。 |
| | | 半袖 | 3 | 7年 | 毎日勤務者を対象とする。 |
| | | | 3 | 9年 | 隔日勤務者を対象とする。 |
| | 下衣 | ズボン | 2（女性消防吏員については、1） | 7年 | 毎日勤務者を対象とする。 |
| | | | 2（女性消防吏員については、1） | 9年 | 隔日勤務者を対象とする。 |
| | | スカート | 2 | 7年 | 女性消防吏員のうち毎日勤務者を対象とする。 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | 2 | 9年 | 女性消防吏員のうち隔日勤務者を対象とする。 |

」

に改め、同表手袋の項中「活動用」を「作業用」に、「防火用」を「活動用」に改める。

別表第２中

「

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ベスト | 火災調査室用 | 1 | 8年 | 車両付とする。 |

」

を

「

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ベスト | 防火衣用 | 1 | 5年 | 車両付とする。 |
| | 火災調査室用 | 1 | 8年 | 車両付とする。 |
| 妊産婦服 | | 1 | 1年 | 妊娠期間中の女性消防吏員を対象とする。 |

」

に改める。

別表第３中

「

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 冬服 | 上衣 | 1 | | |
| | 下衣 | 1 | | |
| 夏服 | 上衣 長袖 | 1 | | |
| | 上衣 半袖 | 2 | | |
| | 下衣 | 2 | | |
| ズボン | | 1 | 女性消防吏員を対象とする。 | |

」

を

「

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 冬服 | 上衣 | 1 | | |
| | 下衣 ズボン | 1 | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | スカート | 1 | 女性消防吏員を対象とする。 |
| 夏服 | 上衣 | 長袖 | 1 | |
| | | 半袖 | 2 | |
| | 下衣 | ズボン | 2（女性消防吏員については、1） | |
| | | スカート | 2 | 女性消防吏員を対象とする。 |

」

に改め、同表手袋の項中「活動用」を「作業用」に、「防火用」を「活動用」に改める。

附　則

この訓令は、平成２６年４月１日から施行する。

訓　令　第　　５　　号

平成２６年　３　月２８日

熊本市例規の制定改廃の制度設計等に関する訓令を次のように定める。

熊本市長　幸　山　政　史

熊本市例規の制定改廃の制度設計等に関する訓令

（趣旨）

第１条　この訓令は、本市における条例、規則及び訓令（以下「例規」という。）の制定又は改廃（以下「制定改廃」という。）に係る制度設計等に関し必要な事項を定めるものとする。

（例規担当者の設置）

第２条　各課かい等において事務事業を執行するに当たって、その根拠となる例規が適正に解釈された上で行われるよう及び当該例規に関する法令の制定改廃その他社会経済情勢の変化により、当該例規を改廃する必要が生じた場合に速やかにそれを行うことができるよう、それぞれの例規の担当者（以下「例規担当者」という。）を設置する。

２　各課かい等の長は、年度当初に、その年度の例規担当者を選定し、これを法制課長に報告するものとする。

３　例規担当者は、主査（これを兼務する主幹を含む。）以下の職員のうちから選定するものとする。

（情報の収集等）

第３条　例規担当者は、その担当する例規に関係する法令の制定改廃の状況その他の情報の収集に努めるものとする。この場合において、得た情報が当該担当する例規の内容に影響を与えるおそれがあると認めるときは、速やかに当該例規の改廃の要否につき検討しなければならない。

（例規の見直し）

第４条　例規担当者は、適宜、その担当する例規が社会情勢に応じているかどうかの検証を行い、改正等の必要が生じている場合は、速やかにその手続をとらなければ

ならない。

（例規制定担当者の設置）

第５条　新たな例規を制定する必要がある場合は、適切にこれを行うことができるよう、例規を制定するための担当者（以下「例規制定担当者」という。）を設置する。

２　各課かい等の長は、第７条第１項の規定により例規の制定に係る検討をしようとするときは、例規制定担当者を選定し、これを第８条第１項の規定による協議の申入れ又は第１０条第１項の規定による事前審査の依頼の際に法制課長に報告するものとする。

３　例規制定担当者は、その担当した例規が公布又は令達された日に当該例規に係る例規担当者になるものとする。

４　第２条第３項及び第３条前段の規定は、例規制定担当者について準用する。

（例規制定改廃年間計画表の提出）

第６条　各局等（局及び区役所並びに局に相当する組織をいう。以下同じ。）の主管課（局等内の政策その他重要事項の総合的調整に関する事務を所掌する課をいう。）の長は、次の各号に掲げる例規を取りまとめた例規制定改廃年間計画表を作成し、各局等の長の承認を得た上、当該各号に定める時期に法制課長に提出しなければならない。

(1)　当該月から翌年の３月までの間に当該局等の各課かい等において制定改廃を予定している例規　４月

(2)　１０月から翌年の９月までの間に当該局等の各課かい等において制定改廃を予定している例規　９月

（企画段階における検討等）

第７条　各課かい等は、例規を制定しようとするときは、次に掲げる事項について検討しなければならない。

(1)　例規を制定することとなった背景等の立法事実

(2)　例規の目指すもの

(3)　熊本市総合計画との関係

(4)　条例、規則又は訓令という法形式とする理由

(5)　関係法令及び参考となる他都市の例規

(6)　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2　各課かい等は、例規の改廃をする場合は、必要に応じ前項の規定に準じた検討を行うものとする。

（法制課長との事前協議）

第８条　各課かい等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合において前条の検討を行うときは、法制課長に対し協議の申入れを行うものとする。

(1)　条例を制定又は廃止しようとするとき。

(2)　規則又は訓令の制定であって、次のいずれかに該当するものを行おうとするとき。

ア　条例の委任に基づき、又は条例の規定を実施するため制定するもの

イ　市民の権利義務、生活、事業活動等に重大な影響を及ぼすようなもの

ウ　本市における政策形成、事務事業の遂行等に重大な影響を及ぼすようなもの

(3)　例規について、前号イ又はウに該当する改正を行おうとするとき。

(4)　規則又は訓令の廃止であって、第２号イ又はウに該当するものをしようとするとき。

2　前項の規定にかかわらず、検討の対象となる例規が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定による協議（以下「事前協議」という。）を要しないものとする。

(1)　専ら次に掲げる事由により必要となった例規の規定の整理又は整備を行うため制定するもの

ア　法令又は熊本県の例規の制定改廃その他これらに類する事由

イ　例規に記載のある町名、施設名、法人名等固有の名称の変更その他これらに類する事由

(2)　法令又は熊本県の条例（以下「法令等」という。）の委任に基づき、又は法令等の規定を実施するため行う例規の制定改廃であって、制定改廃を行うこと及びその内容について本市の政策的な判断の余地がないもの

(3)　専ら条例の施行期日のみを定めるため制定する規則

3　事前協議の申入れは、例規の内容の検討を行うために必要かつ十分な期間を確保できる時期に行うものとし、遅くとも、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時期までに行わなければならない。ただし、法令等の改正に伴い例規の制定改廃が必要となった場合等これによることが困難である場合においては、可能な限り

これに近い時期に行うものとする。

(1)　条例　次の表に掲げる時期

| 条例案提出予定議会 | 条例の制定の場合 | 条例の改廃の場合 |
|---|---|---|
| 第１回（２月頃） | 前年の６月 | 前年の８月 |
| 第２回（６月頃） | 前年の９月 | 前年の１１月 |
| 第３回（９月頃） | 前年の１２月 | ２月 |
| 第４回（１２月頃） | ３月 | ５月 |

(2)　規則及び訓令　制定にあっては公布又は令達の予定日の４月前、改廃にあっては公布又は令達の予定日の３月前

４　規則の制定改廃のうち、条例の委任に基づき、若しくは条例を実施するため、又は条例の改廃に伴い行うものにおける当該規則に係る事前協議の申入れは、当該条例と一体的に行うものとする。この場合において、前項第２号の規定は、適用しない。

（制度設計書の作成等）

第９条　例規担当者又は例規制定担当者（以下「例規担当者等」という。）は、事前協議を行ったときは、当該事前協議の内容を踏まえ、制度設計書（別記様式）を作成し、各局等の長の承認を得た上、法制課長に提出しなければならない。この場合において、当該例規の制定改廃が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める時期に提出しなければならない。

(1)　市民参画のための手法（熊本市市民参画と協働の推進条例（平成２３年条例第１２号）第６条第１項に規定する市民参画のための手法をいう。）を実施するもの　当該手法を実施する前

(2)　市政経営会議、経営戦略会議又は政策調整会議に付議するもの　これらの会議（市政経営会議については、幹事会を含む。）に付議する前

(3)　執行機関又は附属機関（例規の内容の検討のために設けられたものを除く。）に付議するもの　これらの機関に付議する前

(4)　罰則（過料を除く。）の新設、変更又は廃止に係るもの　熊本地方検察庁と協議する前

２　制度設計書の作成に当たっては、次の事項について検討するものとする。

(1)　例規において採用しようとする規制、誘導等の手法その他例規に規定しようと

する事項（以下「例規に規定しようとする事項」という。）の合憲性及び法令等への適合性

(2)　例規に規定しようとする事項の熊本市自治基本条例（平成２１年条例第３７号）その他本市の既存の例規との整合性

(3)　例規に規定しようとする事項の実効性

(4)　前３号に掲げるもののほか、例規を制定改廃しようとする目的を達成するため必要な事項

（例規の事前審査）

第１０条　各課かい等の長は、第８条第１項の申入れを行わなかった例規について第７条第１項及び前条第２項の検討を行ったときは、法制課長に対し、当該例規の制定改廃の内容につき事前審査の依頼（以下「事前審査依頼」という。）をするものとする。

２　条例に係る事前審査依頼は、原則として次の時期までに行うものとする。

| 条例案提出予定議会 | 条例の制定の場合 | 条例の改廃の場合 |
|---|---|---|
| 第１回（２月頃） | 前年の１１月 | 前年の１２月 |
| 第２回（６月頃） | ２月 | ３月 |
| 第３回（９月頃） | ５月 | ６月 |
| 第４回（１２月頃） | ８月 | ９月 |

３　規則及び訓令に係る事前審査依頼は、原則として、制定にあっては公布又は令達の予定日の３月前までに、改廃にあっては公布又は令達の予定日の２月前までに行うものとする。

４　第８条第４項及び前条第１項後段の規定は、事前審査依頼について準用する。

（条例以外の議案の事前審査）

第１１条　各課かい等の長は、条例の制定改廃に関する議案以外の議会に提出すべき議案（諮問、報告等を含む。以下同じ。）について、前条第１項の規定に準じて事前審査の依頼をするものとする。ただし、次に掲げる議案については、この限りでない。

(1)　予算又は決算に関する議案その他その提出に係る事務を法制課以外の課かい等が所管しているもの

(2)　執行機関の委員、副市長、固定資産評価員及び附属機関又はその委員の選任、

任命又は委嘱について同意を求めるもの

(3)　熊本県公安委員会の委員の推薦について同意を求めるもの

(4)　人権擁護委員の推薦について意見を求めるもの

(5)　前各号に掲げるもののほか、法制課長が別に定めるもの

２　前項本文の規定による事前審査依頼の時期については、前条第２項（条例の改廃に関する部分に限る。）の規定を準用する。

（記録の作成）

第１２条　例規担当者等は、事前協議を行い、又は事前審査を受けたときは、その内容及び経過について記録を作成しなければならない。

（逐条解説の作成）

第１３条　例規担当者等は、制定に係る例規が公布又は令達されたときは、その逐条解説（条項ごとに当該規定の趣旨、解釈等を示した文書をいう。）を作成するよう努めるものとする。

（公表前の協議）

第１４条　各課かい等において例規の制定改廃について公表をする場合は、事前に例規担当者等が法制課長と協議しなければならない。

（研修）

第１５条　例規担当者等は、法制課長が指定する研修（以下「研修」という。）を受講するものとする。

２　研修は、主に次に掲げる事項について行うものとする。

(1)　法令（例規を含む。以下この条において同じ。）の形式及び体系

(2)　法令の制定改廃に関する基本的な事項

(3)　法令の解釈に関する基本的な事項

(4)　法令に関する情報の収集方法

３　研修の実施に当たっては、例規担当者等の各課かい等での業務に支障が出ないよう配慮するものとする。

（他の機関への要請）

第１６条　市長は、市長以外の執行機関及び公営企業管理者に対して、第２条から前条までに規定する事項を要請するものとする。

（雑則）

第１７条　この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、総務局長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、平成２６年４月１日から施行する。

（熊本市例規担当者等の設置に関する訓令の廃止）

２　熊本市例規担当者等の設置に関する訓令（平成１８年訓令第１５号）は、廃止する。

（熊本市例規担当者等の設置に関する訓令の廃止に伴う経過措置）

３　この訓令の施行の日前に前項の規定による廃止前の熊本市例規担当者等の設置に関する訓令の規定によりなされた手続その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

別記様式（第９条関係）

# 制度設計書（制定用）

制定する条例（規則、訓令）名：

施行予定日：

条例の場合は、提出予定議会：

| |
|---|
| 担当課かい(TEL)：　　（　　） |
| 例規制定担当者： |

1　制定の背景、制定の動機となる事実（立法事実）

| |
|---|
| |

2　立法事実に関する現状分析（従来の対応等）

| |
|---|
| |

3　法令等との関係

(1)　法令又は条例の委任の有無等

□　法令・条例の委任を受け、又は法令・条例を実施するため制定するもの

| |
|---|
| （法令名）<br><br>※必要な部分を別紙で添付してください。 |

□　独自のもの

(2)　その他関係する法令、条例、判例等

※　法律に基づく指針や計画、国や県の通知、条約等についても記載してください（必要な部分を別紙で添付してください。）。

| |
|---|
| |

4　熊本市総合計画等との関係

(1)　熊本市総合計画における位置付け

□　位置付けられている。→下欄に記載

□　位置付けられていないが、関連がある。→下欄に記載

| |
|---|
| （政策名）<br>（施策名）<br>（事業名）<br>（細事業名） |

□　関連はない。

(2)　その他本市が策定した計画との関係

| |
|---|
| |

5　例規の内容の検討

(1)　採用しようとする行政手法等

・規制的手法

□禁止　□許認可　□協議　□届出　□その他→下欄に記載

・誘導的手法

□補助金　□その他（表彰、認証、情報提供、窓口設置等）→下欄に記載

・実効性確保

□命令　□勧告　□立入調査　□即時強制　□罰則

□公表　□その他→下欄

・その他の手法等

□計画　□協定　□普及啓発　□紛争処理

□設置等　（□附属機関　□行政機関　□公の施設　□その他→下欄に記載）

□賦課徴収（□分担金　□使用料　□手数料　□その他→下欄に記載）

□その他→下欄に記載

| |
|---|
| （「その他」について、具体的に記入してください。） |

(2)　その他例規に規定しようとする事項

| |
|---|
| |

(3)　例規に規定しようとする事項の検討結果（メリット・デメリットの比較等）

※　必要に応じ、次の検討結果についても記載してください。

・合憲性、法令及び熊本県の例規への適合性

・熊本市自治基本条例その他本市の既存の条例との整合性

・採用しようとする手法の実効性　ほか

| |
|---|
| |

6　当該法形式とする理由（当該法形式の所管事項かどうか。）

7　制定により実現しようとする状態（目的、政策目標等）

8　参考とした他都市の例規

9　制定による他の例規への影響

□　有　　□　無

（「有」の場合、改廃を要する例規の名称）

１０　今後必要となる手続

(1)　予算上の対応（予算措置、流用等）

□　要　　□　否

（「要」の場合、必要となる対応及びその時期）

(2)　市民参画の実施

□　要　　□　否

（「要」の場合、実施する手法及びその時期）

(3)　市政経営会議又は経営戦略会議への付議

□　要　　□　否

（「要」の場合、付議する会議名及びその時期）

(4)　執行機関である行政委員会又は附属機関への付議

□　要　　□　否

（「要」の場合、付議する機関名及びその時期）

(5)　熊本地方検察庁との協議（刑罰に関する規定を設ける場合）

□　要　　□　否

（「要」の場合、その時期）

(6)　その他庁内各課、国又は県の機関等との協議

□　要　　□　否

（「要」の場合、協議の相手先及びその時期）

１１　市民等への周知方法

□　市ＨＰ　　□　市政だより　□　報道発表　　□　その他　　□　行わない

（「その他」の場合は具体的な方法、「行わない」の場合はその理由）

１２　これまでの協議の経過

１３　今後のスケジュール

１４　その他特記事項

※　現時点で存在している資料を添付してください。

（添付資料の目録）

# 制度設計書（改正用）

改正する条例（規則、訓令）名：

施行予定日：

条例の場合は、提出予定議会：

| | |
|---|---|
| 担当課かい(TEL)： | （　　） |
| 例規担当者： | |

1　改正の背景、改正の動機となる事実（立法事実）

| |
|---|
| |

2　立法事実に関する現状分析（従来の対応等）

| |
|---|
| |

3　法令等との関係

(1)　法令又は条例の委任の有無等

□　法令・条例の委任を受け、又は法令・条例を実施するため制定するもの

| |
|---|
| （法令名）<br><br>※必要な部分を別紙で添付してください。 |

□　独自のもの

(2)　その他関係する法令、条例、判例等

※　法律に基づく指針や計画、国や県の通知、条約等についても記載してください（必要な部分を別紙で添付してください。）。

| |
|---|
| |

4　熊本市総合計画等との関係

(1)　熊本市総合計画における位置付け

□　位置付けられている。→下欄に記載

□　位置付けられていないが、関連がある。

| |
|---|
| （政策名）<br>（施策名）<br>（事業名）<br>（細事業名） |

□　関連はない。

(2)　その他本市が策定した計画との関係

| |
|---|
| |

5　改正内容の検討

(1)　改正により採用しようとする行政手法等

・規制的手法

□禁止　□許認可　□協議　□届出　□その他→下欄に記載

・誘導的手法

□補助金　□その他（表彰、認証、情報提供、窓口設置等）→下欄に記載

・実効性確保

□命令　□勧告　□立入調査　□即時強制　□罰則

□公表　□その他→下欄に記載

・その他の手法等

□計画　□協定　□普及啓発　□紛争処理

□設置等　（□附属機関　□行政機関　□公の施設　□その他→下欄に記載）

□賦課徴収（□分担金　□使用料　□手数料　□その他→下欄に記載）

□その他→下欄に記載

| |
|---|
| （「その他」について、具体的に記入してください。） |

(2)　その他改正（追加・削除）しようとする事項

| |
|---|
| |

(3)　改正しようとする事項の検討結果（メリット・デメリットの比較等）

※　必要に応じ、次の検討結果についても記載してください。

・合憲性、法令及び熊本県の例規への適合性

・熊本市自治基本条例その他本市の既存の条例との整合性

・採用しようとする手法の実効性　ほか

| |
|---|
| |

6　改正により実現しようとする状態（目的、政策目標等）

7　参考とした他都市の例規

8　改正による他の例規への影響

□　有　　□　無

（「有」の場合、改廃を要する例規の名称）

9　今後必要となる手続

(1)　予算上の対応（予算措置、流用等）

□　要　　□　否

（「要」の場合、必要となる対応及びその時期）

(2)　市民参画の実施

□　要　　□　否

（「要」の場合、実施する手法及びその時期）

(3)　市政経営会議又は経営戦略会議への付議

□　要　　□　否

（「要」の場合、付議する会議名及びその時期）

(4)　執行機関である行政委員会又は附属機関への付議

□　要　　□　否

（「要」の場合、付議する機関名及びその時期）

(5)　熊本地方検察庁との協議（刑罰に関する規定を改正・追加・削除する場合）

□　要　　□　否

（「要」の場合、その時期）

(6)　その他庁内各課、国又は県の機関等との協議

□　要　　□　否

（「要」の場合、協議の相手先及びその時期）

１０　市民等への周知方法

□　市ＨＰ　　□　市政だより　□　報道発表　　□　その他　　□　行わない

（「その他」の場合は具体的な方法、「行わない」の場合はその理由）

１１　これまでの協議の経過

１２　今後のスケジュール

１３　その他特記事項

※　現時点で存在している資料を添付してください。

（添付資料の目録）

# 制度設計書（廃止用）

廃止する条例（規則、訓令）名：

施行予定日：

条例の場合は、提出予定議会：

| |
|---|
| 担当課かい(TEL)：　　（　　） |
| 例規担当者： |

1　廃止の背景、廃止の動機となる事実（立法事実）

| |
|---|
| |

2　廃止の必要性、妥当性等の検討（代替措置とのメリット・デメリットの比較等）

| |
|---|
| |

3　廃止による他の例規への影響

□　有　　□　無

| |
|---|
| （「有」の場合、改廃を要する例規の名称） |

4　今後必要となる手続

(1)　予算上の対応（予算措置、流用等）

□　要　　□　否

| |
|---|
| （「要」の場合、必要となる対応及びその時期） |

(2)　市民参画の実施

□　要　　□　否

| |
|---|
| （「要」の場合、実施する手法及びその時期） |

(3)　市政経営会議又は経営戦略会議への付議

□　要　　□　否

| |
|---|
| （「要」の場合、付議する会議名及びその時期） |

(4)　執行機関である行政委員会又は附属機関への付議

□　要　　□　否

| |
|---|
| （「要」の場合、付議する機関名及びその時期） |

(5)　熊本地方検察庁との協議（廃止する例規に刑罰に関する規定を含む場合）

□　要　　□　否

（「要」の場合、その時期）

(6)　その他庁内各課、国又は県の機関等との協議

□　要　　□　否

（「要」の場合、協議の相手先及びその時期）

5　市民等への周知方法

□　市ＨＰ　　□　市政だより　□　報道発表　　□　その他　　□　行わない

（「その他」の場合は具体的な方法、「行わない」の場合はその理由）

6　これまでの協議の経過

7　今後のスケジュール

8　その他特記事項

※　現時点で存在している資料を添付してください。

（添付資料の目録）

訓　令　第　　６　　号

平成２６年　３　月３１日

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長　幸　山　政　史

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

第１条　熊本市事務決裁に関する訓令（平成８年訓令第３号）の一部を次のように改正する。

第６条第１６号を削り、同条第１５号に次のように加え、同号を同条第１６号とする。

イ　直属上司の基本的職能に係る事項及びその他の決定事項について補佐し、あらかじめ定められた事項について代行する。

第６条中第１４号を第１５号とし、第１３号を第１４号とし、同条第１２号中「政策調整審議員」を「政策審議員」に改め、同号を同条第１３号とし、同条中第１１号を第１２号とし、第１０号の次に次の１号を加える。

(11)　副課長の基本的職能

ア　課長の基本的職能に係る事項及びその他の決定事項について全般的に課長と連携協力して取り組むとともに、あらかじめ定められた事項について代行する。

イ　課の所管事務事業に関する事項の企画及び立案に参画し、並びに進行管理を行う。

第６条第１７号中「係長」を「主査」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「係の事務」を「所管事務」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ　課長の命を受け、指示された特定の事項の企画、調査、研究及び実施に携わる。

第６条第１８号を削り、同条第１９号に次のように加え、同号を同条第１８号と

する。

イ　直属上司の基本的職能に係る事項及びその他の決定事項のうち、あらかじめ定められた事項について代行する。

第８条健康福祉子ども局長専決事項の項第１１号中「身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）又は知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）の規定に基づく指定施設等」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定に基づく事業者及び施設」に改め、同項第１３号中「、指定更新、指定辞退、指定事業の廃止、指定事業の休止、指定取消し及び指定の効力停止」を「及びその取消し等」に改め、同条観光文化交流局長専決事項の項を削る。

第９条健康福祉子ども局次長専決事項の項第１号中「、差押えの停止及び不納欠損処分」を「差押えの停止」に改め、同項第５号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）」を「障害者総合支援法」に改め、同項中第９号を削り、第１０号を第９号とし、第１１号から第２９号までを１号ずつ繰り上げ、同条観光文化交流局次長専決事項の項第３号及び第４号を削り、同条都市建設局次長専決事項の項中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号から第２０号までを１号ずつ繰り上げ、第２１号を削り、第２２号を第２０号とし、第２３号を第２１号とする。

第１０条に次のただし書を加える。

ただし、課長共通専決事項の項第９号（照会及び回答に係る部分に限る。）、第１２号、第１３号、第１５号から第１７号まで及び第３３号に掲げる事項については、副課長（別表第４中欄に掲げる者を含む。次条、第１６条及び第１７条において同じ。）によりこれらの事項に係る権限が行使されない場合に限る。

第１０条総務課長専決事項の項第２号中「及び例規集」を削り、同項に次の２号を加える。

(5)　職員の健康診断及び予防接種の実施に関すること。

(6)　安全及び衛生管理に関すること。

第１０条総務課長専決事項の項を同条総務厚生課長専決事項の項とし、同項の次に次のように加える。

法制課長専決事項

(1)　例規集の編集及び発行に関すること。

(2)　法務に関する研修に関すること。

第１０条職員厚生課長専決事項の項を削り、同条健康福祉政策課長専決事項の項第３号から第７号までを削り、同項の次に次のように加える。

臨時福祉給付金交付室長専決事項

(1)　臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の申請に係る郵便料の支出に関すること。

(2)　臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金に係る口座振替手数料の支出に関すること。

保護管理援護課長専決事項

(1)　行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。

(2)　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）に基づく中国残留邦人等に対する支援給付に関すること。

第１０条障がい保健福祉課長専決事項の項中第１８号を第１９号とし、第１１号から第１７号までを１号ずつ繰り下げ、同項第１０号中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、同号を同項第１１号とし、同項中第９号を第１０号とし、第８号を第９号とし、第７号を第８号とし、第６号を削り、第５号を第７号とし、第４号を第６号とし、第３号の次に次の２号を加える。

(4)　障害者総合支援法の規定に基づく事業者及び施設の指定内容の変更に関すること。

(5)　児童福祉法の規定に基づく事業者及び施設の指定内容の変更に関すること。

第１０条生活衛生課長専決事項の項の次に次のように加える。

動物愛護センター所長専決事項

(1)　狂犬病予防法第４条及び第５条の規定に基づく犬の登録、鑑札の交付及び注射済票の交付に関すること。

(2)　動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号）第１０条第１項及び第１１条の規定に基づく登録に関すること。

(3)　動物の愛護及び管理に関する法律第１２条の規定に基づく登録の拒否に関すること。

(4)　動物の愛護及び管理に関する法律第１３条第１項の規定に基づく登録の更新に関すること。

(5)　動物の愛護及び管理に関する法律第１４条第１項から第３項までの規定に基づく変更の届出の受理に関すること。

(6)　動物の愛護及び管理に関する法律第１５条の規定に基づく閲覧に関すること。

(7)　動物の愛護及び管理に関する法律第１７条の規定に基づく登録の抹消に関すること。

(8)　動物の愛護及び管理に関する法律第１９条の規定に基づく登録の取消し及び命令に関すること。

(9)　動物の愛護及び管理に関する法律第２２条第３項の規定に基づく研修に関すること。

(10)　動物の愛護及び管理に関する法律第２２条の６第３項の規定に基づく検案書又は死亡診断書の提出の命令に関すること。

(11)　動物の愛護及び管理に関する法律第２３条（同法第２４条の４において読み替えて準用する場合を含む。）及び第２５条の規定に基づく勧告及び命令に関すること。

(12)　動物の愛護及び管理に関する法律第２４条第１項（同法第２４条の４において読み替えて準用する場合を含む。）及び第３３条第１項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

(13)　動物の愛護及び管理に関する法律第２６条の規定に基づく特定動物の飼養等の許可に関すること。

(14)　動物の愛護及び管理に関する法律第２８条の規定に基づく変更の許可等に関すること。

(15)　動物の愛護及び管理に関する法律第２９条の規定に基づく特定動物の飼養等の許可の取消しに関すること。

(16)　動物の愛護及び管理に関する法律第３２条の規定に基づく特定動物に係る措置命令に関すること。

(17)　熊本市動物の愛護及び管理に関する条例第１３条の規定に基づく未けい留犬の捕獲及び収容に関すること。

(18)　熊本市動物の愛護及び管理に関する条例第１４条第２項の規定に基づく収容犬に係る公示に関すること。

(19)　熊本市動物の愛護及び管理に関する条例第１５条の規定に基づく収容犬の処分に関すること。

(20)　熊本市動物の愛護及び管理に関する条例第１８条の規定に基づく報告の徴収及び立入調査に関すること。

(21)　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成１４年法律第８８号）第９条の規定に基づく許可、許可証又は従事者証の交付等及び結果報告の受理（スズメ、ニュウナイスズメ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ミヤマガラス、ドバト、キジバト、カルガモ、ノイヌ、ノネコ、ノウサギ、イノシシ、カモ類（科）、ヒヨドリ、サギ類（科）及びタヌキの捕獲に係るものに限る。）に関すること。

(22)　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第１９条の規定に基づく飼養登録、飼養登録票の交付等及び飼養登録の更新（前号の許可に係るものに限る。）に関すること。

(23)　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第２０条第３項の規定に基づく飼養登録鳥獣（前号の登録に係るものに限る。以下同じ。）の譲受け又は引受けの届出の受理に関すること。

(24)　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第２２条の規定に基づく措置命令及び飼養登録者（メジロ及びホオジロの登録に係るものに限る。）に対する登録の取消しに関すること。

(25)　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第７５条の規定に基づく報告の徴収及び立入検査（第２１号の許可に係るものに限る。）に関すること。

(26)　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成１４年環境省令第２８号）第７条の規定による届出（許可証又は従事者証に係るものに限る。）の受理に関すること。

(27)　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第２０条の規定による届出（第２２号の登録に係るものに限る。）の受理に関すること。

第１０条子ども支援課長専決事項の項第１号中「、子ども手当」を削り、同条緑保全課長専決事項の項を同条環境共生課長専決事項の項とし、同条産業政策課長専

決事項の項第１号中「第２条第４項」を「第２条第５項」に改め、同条競輪事務所長専決事項の項第７号中「、財団法人日本自転車競技会への委託料及び」を「及び委託料並びに」に改め、同条文化振興課長専決事項の項を次のように改める。

文化振興課長専決事項

(1)　美術館に係る美術展覧会図録等の発行及び販売に関すること。

(2)　美術館に係る実行委員会等による美術館展覧会事業等への参加に関すること。

第１０条都市政策課長専決事項の項第１号中「建築許可」の次に「及び同法第６５条に基づく建築等の許可」を加え、同条建築指導課長専決事項の項第８号中「駐車場法」の次に「(昭和３２年法律第１０６号)」を加え、同項第１４号中「特定建築物の所有者への指導及び指示、報告の徴収並びに特定建築物等」を「指導、助言、指示、報告の徴収及び建築物」に改め、同項第１７号中「計画の」を削り、同項中第３１号を第３３号とし、第２２号から第３０号までを２号ずつ繰り下げ、第２１号を第２２号とし、同号の次に次の１号を加える。

(23)　長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく住宅の建築及び維持保全の計画の認定、変更及び地位の承継に関すること。

第１０条建築指導課長専決事項の項中第２０号を第２１号とし、同項第１９号中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の次に「(平成２０年法律第８７号)」を加え、同号を同項第２０号とし、同項中第１８号を第１９号とし、同号の前に次の１号を加える。

(18)　熊本市老朽家屋等の適正管理に関する条例（平成２５年条例第８０号）の規定に基づく調査、助言、指導及び勧告に関すること。

第１０条の次に次の１条を加える。

（副課長専決事項）

第１０条の２　次の事項は、副課長の専決とする。

(1)　定例的な所管事務に係る照会及び回答に関すること。

(2)　報酬の支払に関すること。

(3)　旅費及び費用弁償の支払に関すること。

(4)　社会保険料の支出に関すること。

(5)　臨時職員の賃金支払に関すること。

(6)　所管に属する光熱水費及び電話使用料の支出に関すること。

(7)　課長専決事項及び前各号に掲げる事項に属する事務に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関すること。

第１１条中「に掲げる」を「の」に改め、同条法制室長専決事項の項を削り、同条植木ふれあい文化センター館長専決事項の項の次に次のように加える。

資産マネジメント推進室長専決事項

(1)　２００万円未満の委託及び物件、労力その他の供給に関すること。

(2)　所属職員の事務分担、服務及び旅行命令に関すること。

(3)　前２号に規定する専決事項に属する事務に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関すること。

(4)　定例的な所管事務に係る経由、進達、申請、報告、照会、回答及び通知に関すること。

第１１条動物愛護センター所長専決事項の項を削り、同条子ども総合相談室長専決事項の項第２号中「子ども総合相談室長」を「子ども・若者総合相談センター所長」に改め、同項を同条子ども・若者総合相談センター所長専決事項の項とする。

第１２条（見出しを含む。）中「係長及び」を削る。

第１３条（見出しを含む。）中「保育園長」の次に「及び児童発達支援ルーム所長」を加える。

第１５条第４号中「農業委員会事務局副事務局長」の次に「(カ、ケ、サからスまで及びトに定める事項については、次号に掲げる者により補助執行の権限が行使されない場合に限る。)」を加え、同条中第１１号を第１５号とし、第１０号を第１４号とし、第９号を第１３号とし、第８号を第１２号とし、同号の前に次の１号を加える。

(11)　教育委員会事務局総合支援課副課長

ア　前号アに掲げる専決事項に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関すること。

第１５条第７号中「総合支援課長」の次に「(イに定める事項については、次号に掲げる者により補助執行の権限が行使されない場合に限る。)」を加え、同号を同条第１０号とし、同号の前に次の１号を加える。

(9)　教育委員会事務局学務課副課長

ア　前号ア及びウに掲げる専決事項に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関すること。

第１５条第６号中「学務課長」の次に「(エに定める事項については、次号に掲げる者により補助執行の権限が行使されない場合に限る。)」を加え、同号を同条第８号とし、同号の前に次に次の１号を加える。

(7)　教育委員会事務局教育政策課副課長

ア　前号アに掲げる専決事項に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関すること。

第１５条第５号中「教育政策課長」の次に「(ウに定める事項については、次号に掲げる者により補助執行の権限が行使されない場合に限る。)」を加え、同号を同条第６号とし、同号の前に次の１号を加える。

(5)　教育委員会事務局の各副課長（次項において「副課長」という。）

ア　報酬の支払に関すること。

イ　旅費及び費用弁償の支払に関すること。

ウ　社会保険料の支出に関すること。

エ　臨時職員の賃金支払に関すること。

オ　所管に属する光熱水費及び電話使用料の支出に関すること。

カ　アからオまで及び前号アからオまでに掲げる専決事項に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関すること。

第１５条に次の２項を加える。

２　前項第４号、第６号、第８号及び第１０号に掲げる者は、当該各号に定める事項（同項第４号キ及びタからツまでに定める事項を除く。）について、所属の副課長と協議の上、当該事項に係る決裁権限を副課長に付与し、調整を図ることができるものとする。

３　前項の規定により権限の調整を図る場合は、教育長の承認を得るものとし、決定事項については、関係課へ通知しなければならない。

第１５条の２第２項第３号中「総務課長」の次に「(エ、キ、ケからサまで及びチに定める事項については、次号に掲げる者によりこれらの事項に係る権限が行使されない場合に限る。)」を加え、同号チ中「、カ」を「及びカ」に改め、同項に次の１号を加える。

(4)　市議会事務局総務課副課長

ア　報酬の支払に関すること。

イ　旅費及び費用弁償の支払に関すること。

ウ　社会保険料の支出に関すること。

エ　臨時職員の賃金支払に関すること。

オ　所管に属する光熱水費及び電話使用料の支出に関すること。

カ　アからオまで並びに前号アからウまで、カ及びクに掲げる専決事項に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関すること。

第１５条の２に次の２項を加える。

３　市議会事務局総務課長は、前項第３号に定める事項（同号オ、セ及びソに定める事項を除く。）について、市議会事務局総務課副課長と協議の上、当該事項に係る決裁権限を市議会事務局総務課副課長に付与し、調整を図ることができるものとする。

４　前項の規定により権限の調整を図る場合は、市議会事務局長の承認を得るものとし、決定事項については、関係課へ通知しなければならない。

第１６条第５項中「課長補佐を」を「副課長を」に改め、「室等を含む」の次に「。次項において同じ」を加え、「課長補佐（同表右欄に掲げるものを含む。第８項において同じ。）」を「副課長」に改め、同条第６項を次のように改める。

６　前項に規定する場合において副課長に事故があるとき又は副課長を置かない課において課長に事故があるときは、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者がその事務について代決する。

(1)　別表第３に掲げるかいの所管する事務　当該かいの長

(2)　前号に掲げる事務以外の事務　課長の直属下級職位（課長補佐（別表第４右欄に掲げる者を含む。）又は主幹（主査を兼ねる者に限る。）に限る。）にある者

第１６条第７項を削り、同条第８項中「第５項に規定する」を「前項の」に、「課長補佐に事故がある」を「代決する者に事故があるとき又は代決する者を欠く」に、「係長（主査を置く課等にあっては、所管の主査。次項において同じ。」を「主査（代決する者の直属下級職位にある者が主査以外の者である場合にあっては、当該者」に改め、同項を同条第７項とし、同条第９項中「係長」を「主査」に改め、同項を

同条第８項とし、同条中第１０項を第９項とし、第１１項を第１０項とする。

第１７条第２項中「前項」を「前２項」に改め、「、行政経営課長の合議を経て」を削り、同項を同条第３項とし、同条第１項に後段として次のように加える。

この場合においては、あらかじめ、行政経営課長に協議しなければならない。

第１７条第１項を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

副課長を置く課の課長は、課長専決事項（第１０条課長共通専決事項の項第１０号及び第２５号から第２８号までに掲げる専決事項を除く。）について、副課長と協議の上、当該専決事項に係る決裁権限を副課長に付与し、調整を図ることができるものとする。

附則第１条の２の次に次の１条を加える。

（熊本城調査研究センター所長が非常勤特別職の嘱託員である場合の特例）

第１条の３　熊本城調査研究センターにおいては、熊本城調査研究センター所長が地方公務員法第３条第３項第３号に規定する非常勤特別職の嘱託員である場合は、熊本城調査研究センター副所長が熊本城調査研究センター所長の専決事項について専決するものとする。この場合において、第９条及び第１０条の規定の適用については、第９条次長共通専決事項の項第６号中「課長」とあるのは「熊本城調査研究センター所長、熊本城調査研究センター副所長」と、同項第７号中「嘱託員」とあるのは「嘱託員（熊本城調査研究センター所長を除く。）」と、第１０条課長共通専決事項の項第１８号及び第１９号中「旅行命令」とあるのは「旅行命令（熊本城調査研究センター所長の旅行命令を除く。）」とする。

別表第２中「人権推進総室副室長」を「人権推進総室副室長<br>臨時福祉給付金交付室長」に、「こころの健康センター所長」を「こころの健康センター所長<br>動物愛護センター所長」に、「動植物園長」を「動植物園長<br>熊本城調査研究センター所長」に改め、「鉄道高架関連整備室長」を削る。

別表第３中「第１６条第９項」を「第１６条第６項第１号及び第８項」に改め、

「社会保障・税番号制度推進室

「法制室」を削り、「特別滞納対策室」を　特別滞納対策室　に改め、

資産マネジメント推進室　」

「保護管理室」及び「動物愛護センター」を削り、「子ども総合相談室」を「子ども・若者総合相談センター」に改め、「熊本城調査研究センター」を削り、

「熊本駅西土地区画整理事業所」を「熊本駅西土地区画整理事業所
鉄道高架関連整備室　」に改める。

別表第４を次のように改める。

別表第４（第１０条、第１６条第５項及び第６項第２号関係）

| | | |
|---|---|---|
| 契約検査総室 | | 契約検査総室補佐 |
| 危機管理防災総室 | | 危機管理防災総室補佐 |
| 東京事務所 | | 東京事務所補佐 |
| 人権推進総室 | | 人権推進総室補佐 |
| 障がい者福祉相談所 | 障がい者福祉相談所副所長 | 障がい者福祉相談所長補佐 |
| こころの健康センター | こころの健康センター副所長 | こころの健康センター所長補佐 |
| 食肉衛生検査所 | 食肉衛生検査所副所長 | 食肉衛生検査所長補佐 |
| 子ども発達支援センター | 子ども発達支援センター副所長 | 子ども発達支援センター所長補佐 |
| 児童相談所 | 児童相談所副所長 | 児童相談所長補佐 |
| 環境施設整備室 | 環境施設整備室副室長 | 環境施設整備室長補佐 |
| 北部クリーンセンター | 北部クリーンセンター副所長 | 北部クリーンセンター所長補佐 |
| 西部クリーンセンター | 西部クリーンセンター副所長 | 西部クリーンセンター所長補佐 |
| 東部クリーンセンター | 東部クリーンセンター副所長 | 東部クリーンセンター所長補佐 |
| 東部環境工場 | | 東部環境工場長補佐 |

| | | |
|---|---|---|
| 西部環境工場 | | 西部環境工場長補佐 |
| 環境総合センター | 環境総合センター副所長 | 環境総合センター所長補佐 |
| 水産振興センター | 水産振興センター副所長 | 水産振興センター所長補佐 |
| 食肉センター | | 食肉センター場長補佐 |
| 競輪事務所 | 競輪事務所副所長 | 競輪事務所補佐 |
| 熊本城総合事務所 | 熊本城総合事務所副所長 | 熊本城総合事務所長補佐 |
| 動植物園 | 動植物園副園長 | 動植物園補佐 |
| 熊本城調査研究センター | 熊本城調査研究センター副所長 | |
| 市民会館 | | 市民会館長補佐 |
| 交通政策総室 | | 交通政策総室補佐 |
| 熊本駅周辺整備事務所 | | 熊本駅周辺整備事務所補佐 |
| 植木中央土地区画整理事業所 | 植木中央土地区画整理事業所副所長 | 植木中央土地区画整理事業所長補佐 |
| 東部土木センター | 東部土木センター副所長 | |
| 西部土木センター | 西部土木センター副所長 | |
| 北部土木センター | 北部土木センター副所長 | |

別表第５中「第１６条第９項」を「第１６条第１０項」に改め、

「

| | |
|---|---|
| 各区選挙管理委員会事務局副事務局長 | |

」

を

「

| | |
|---|---|
| 各区選挙管理委員会事務局副事務局長 | |
| 教育委員会事務局の副課長 | 副課長 |

」

に改める。

第２条　熊本市事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

第１０条保護管理援護課長専決事項の項第２号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、平成２６年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、同年１０月１日から施行する。

（熊本市公報発行に関する訓令の一部改正）

２　熊本市公報発行に関する訓令（昭和２９年訓令第６号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「総務局総務課長（以下「総務課長」という。）」を「総務厚生課長」に改め、同条第２項第１号中「総務課長」を「総務厚生課長」に改める。

第５条中「総務課長」を「総務厚生課長」に改める。

（熊本市公用文に関する訓令の一部改正）

３　熊本市公用文に関する訓令（昭和３８年訓令第８号）の一部を次のように改正する。

第６条第３項中「総務課長」を「総務厚生課長」に改める。

（熊本市みかん実験農場生産品の取扱いに関する訓令の一部改正）

４　熊本市みかん実験農場生産品の取扱いに関する訓令（昭和４２年訓令第１１号）の一部を次のように改正する。

様式第２号中

「

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 次長 | | 課長 | | 補佐 | | 係長 | | 係 | |

」

を

「

| （決裁欄） |
| --- |
| |

」

に改める。

（熊本市経営戦略会議に関する訓令の一部改正）

5　熊本市経営戦略会議に関する訓令（平成１６年訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第５条第３項中「総務課長」を「総務厚生課長」に改める。

（熊本市人権教育推進会議等に関する訓令の一部改正）

6　熊本市人権教育推進会議等に関する訓令（平成１７年訓令第１４号）の一部を次のように改正する。

別表第２中「総務課長、企画課長」を「総務厚生課長、企画課長」に改める。

（熊本市情報政策の推進に関する訓令の一部改正）

7　熊本市情報政策の推進に関する訓令（平成２２年訓令第１１号）の一部を次のように改正する。

別表第２中「総務局総務課長」を「総務厚生課長」に改める。

訓　令　第　　７　　号

平成２６年　３　月３１日

熊本市区役所等事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長　幸　山　政　史

熊本市区役所等事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市区役所等事務決裁に関する訓令（平成２４年訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第４条に次のただし書を加える。

ただし、課長共通専決事項の項第９号（照会及び回答に係る部分に限る。）、第１１号、第１２号、第１４号から第１６号まで及び第３１号に掲げる事項については、副課長によりこれらの事項に係る権限が行使されない場合に限る。

第４条福祉課長専決事項の項第１５号を削り、同項第１６号中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、同号を同項第１５号とし、同項中第１７号を第１６号とし、第１８号から第２４号までを１号ずつ繰り上げる。

第８条を第１０条とし、同条の前に次の１条を加える。

（権限の調整）

第９条　副課長を置く課の課長は、課長専決事項（第４条課長共通専決事項の項第１０号及び第２３号から第２６号までに掲げる専決事項を除く。）について、副課長と協議の上、当該専決事項に係る決裁権限を副課長に付与し、調整を図ることができるものとする。

２　前項の規定により権限の調整を図る場合は、区長の承認を得るものとし、決定事項については、関係課へ通知しなければならない。

第７条第３項を次のように改める。

３　副課長を置く課において課長に事故があるときは、副課長がその事務について代決する。

第７条中第６項を第７項とし、第５項を第６項とし、同条第４項中「に規定する」を「の」に、「課長補佐に事故がある」を「代決する者に事故があるとき又は代決する者を欠く」に、「係長（主査を置く課等にあっては、所管の主査」を「主査（代決する者の直属下級職位にある者が主査以外の者である場合にあっては、当該者」に改め、同項を同条第５項とし、同項の前に次の１項を加え、同条を第８条とする。

４　前項に規定する場合において副課長に事故があるとき又は副課長を置かない課において課長に事故があるときは、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者がその事務について代決する。

(1)　区役所等の各まちづくり交流室、西区役所芳野分室、各区役所農業振興課分室又は城南総合出張所の課の所管する事務　当該かいの長

(2)　前号に掲げる事務以外の事務　課長の直属下級職位（課長補佐、所長補佐又は主幹（主査を兼ねる者に限る。）に限る。）にある者

第６条（見出しを含む。）中「係長及び」を削り、同条を第７条とし、第５条を第６条とし、同条の前に次の１条を加える。

（副課長専決事項）

第５条　次の事項は、副課長の専決とする。

(1)　定例的な所管事務に係る照会及び回答に関すること。

(2)　報酬の支払に関すること。

(3)　旅費及び費用弁償の支払に関すること。

(4)　社会保険料の支出に関すること。

(5)　臨時職員の賃金支払に関すること。

(6)　所管に属する光熱水費及び電話使用料の支出に関すること。

(7)　課長専決事項及び前各号に掲げる事項に属する事務に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関すること。

附　則

この訓令は、平成２６年４月１日から施行する。

訓　令　第　　８　　号

平成２６年　３　月３１日

熊本市会計管理者の事務専決に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長　幸　山　政　史

熊本市会計管理者の事務専決に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市会計管理者の事務専決に関する訓令（昭和４６年訓令第１２号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号及び第３号中「第１１号」を「第１２号」に改め、同条第４号中「第１２号」を「第１３号」に、同条第５号中「第２号エ並びに第３号から第５号まで」を「第２号並びに第３号」に改め、「事項」の次に「並びに訓令第１５条の２第２項第１号エ及びオ並びに第２号の規定により専決された事項」を加える。

第３条第１号中「及び第１１条」を「から第１１条まで」に改め、同条第２号中「及び第５条」を「から第６条まで」に改め、同条第３号中「第１３条」を「第１３条の３」に改め、同条第４号中「第１５条第６号から第１１号」を「第１５条第４号から第１５号」に改め、「事項」の次に「並びに訓令第１５条の２第２項第３号及び第４号の規定により専決された事項」を加え、同条第５号中「歳入歳出外現金」の次に「（社会保険料及び特別徴収に係る住民税を除く。）」を加える。

第４条第１号中「及び社会保険料」を「、社会保険料及び特別徴収に係る住民税」に改め、同条第３号中「雑誌・図書代」の次に「、図書購入費」を加え、「後納郵便料、郵便切手代、郵便はがき代」を「郵便料」に改め、同条第４号中「委託料、使用料及び賃借料のうち、」を削り、「一括払いによるものを除く」を「支出の時期及び額が確定しているものに限る」に改め、同条第６号中「資金前渡」の次に「（交際費を除く。）」を加える。

第６条第３項中「補佐」を「主幹（主査を兼ねる者に限る。次項において同じ。）（熊本市会計管理者の補助組織設置規則（昭和３９年規則第４号）第２条第２項の規

定により補佐を置く場合にあっては、補佐。次項において同じ。）」に改め、同条第４項を同条第５項とし、同項の前に次の１項を加える。

４　前項に規定する場合において、主幹に事故があるときは、定例かつ軽易で緊急を要するものに限り、所管の主査がその事務を代決する。

附　則

この訓令は、平成２６年４月１日から施行する。

訓　令　第　　９　　号

平成２６年　３　月３１日

熊本市公印に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長　幸　山　政　史

熊本市公印に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市公印に関する訓令（昭和３０年訓令第４号）の一部を次のように改正する。

「総務課長」を「総務厚生課長」に改める。

別表(1)一般公印の表中「１０１」を「１０２」に改める。

様式第１号中「部」を「枚」に改める。

附　則

この訓令は、平成２６年４月１日から施行する。

訓　令　第　１０　号

平成２６年　３　月３１日

熊本市文書に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長　幸　山　政　史

熊本市文書に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市文書に関する訓令（平成７年訓令第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「総務局総務課長（以下「総務課長」という。）」を「総務厚生課長」に、「総務課長等」を「総務厚生課長等」に改め、同条第３号中「各課かい長」を「各課かいの長（以下「所属長」という。）」に改め、同条第４号中「総務課長等」を「総務厚生課長等」に改める。

第４条第２項中「係長」を「主査」に、「各課かいの長（以下「所属長」という。）」を「所属長」に改める。

第６条中「総務局総務課（以下「総務課」という。）」を「総務厚生課」に改める。

第６条の２及び第８条第１項中「総務課長」を「総務厚生課長」に改める。

第９条を次のように改める。

（例規文書）

第９条　次の各号に掲げる例規文書は、当該各号に定める課において、文書処理の年度に従い、毎年その種別ごとに順位番号を付けなければならない。

(1)　条例、規則及び訓令　法制課

(2)　達及び指令　各課かい

(3)　告示及び公告　総務厚生課及び各区役所総務企画課（以下「総務厚生課等」という。）

第１０条第１項中「総務課及び各区役所総務企画課（以下「総務課等」という。」を「総務厚生課等（」に、「、総務課等」を「総務厚生課等」に改め、同項ただし書中「総務課長等」を「総務厚生課長等」に、「総務課長」を「総務厚生課長」に改める。

第１１条第２項中「総務課長等」を「総務厚生課長等」に改める。

第１２条第１項中「総務課」を「総務厚生課」に改める。

第１４条を次のように改める。

第１４条　削除

第１５条第２項第５号を削り、同項第６号中「、その欄外に「秘」と明記し、又は「秘」の朱印を押し」を削り、同号を同項第５号とする。

第１６条の見出し中「文書」を「起案文書」に改め、同条第２項中「係長」を「主査」に改める。

第２２条を次のように改める。

（文書の審査）

第２２条　次の各号に掲げる文書は、当該各号に定める課の審査を受けなければならない。

(1)　条例その他の市議会に提出する案件(予算又は決算に関する議案その他その提出に係る事務を法制課以外の課かいが所管しているものを除く。)　法制課

(2)　規則及び訓令　法制課

(3)　告示及び公告　総務厚生課等

(4)　公報登載により施行するもの　総務厚生課

(5)　前各号に掲げるもののほか、重要な庁外文書その他必要と認められるもの　総務厚生課

第２４条中「公示」を「令達文書のうち公示」に、「総務課長等」を「総務厚生課長等」に改める。

第２５条第１項中「総務課」を「総務厚生課」に改め、同条第３項中「手続き」を「手続」に改める。

第２６条第１項第１号中「総務課」を「総務厚生課」に改め、同号ただし書を削り、同項第２号中「総務課」を「総務厚生課」に改め、同項第３号中「総務課長」を「総務厚生課長」に改め、同条第２項中「総務課に」を「総務厚生課に」に、「総務課長」を「総務厚生課長」に改める。

第３０条第４号中「その他」を「前３号に掲げる文書以外」に改める。

第３４条第１項第１号中「総務課長」を「総務厚生課長」に改め、同項第２号並びに同条第２項及び第３項中「総務課長等」を「総務厚生課長等」に改める。

第３５条、第３８条第１項、第３９条第２項及び第４０条第４項中「総務課長等」を「総務厚生課長等」に改める。

第４２条第１項中「総務課長等」を「総務厚生課長等」に改め、「ときは、」の次に「当該保存文書を所管する」を加え、同条第３項中「総務課長」を「総務厚生課長」に、「主管課長」を「当該保存文書を所管する所属長」に改める。

第４５条第１項中「総務課長」を「総務厚生課長」に改め、同条第２項中「総務課長等」を「総務厚生課長等」に改める。

第４７条中「総務課長等」を「総務厚生課長等」に、「当該文書」を「当該保存文書」に改める。

第４８条中「総務課長」を「総務厚生課長」に改める。

様式第１号中「係」を削り、「総務課」を「総務厚生課」に改める。

附　則

この訓令は、平成２６年４月１日から施行する。

訓　令　第　１１　号

平成２６年　３　月３１日

熊本市職員に対する被服貸与訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長　幸　山　政　史

熊本市職員に対する被服貸与訓令の一部を改正する訓令

熊本市職員に対する被服貸与訓令（昭和３２年訓令第１０号）の一部を次のように改正する。

別表(1)男子職員の表守衛服の項中「又は熊本城」を削り、同項中

「

| | | | |
|---|---|---|---|
| 帽子 | 夏用 | 1 | ４年 |
| | 冬用 | 1 | ４年 |
| 制服Ｉ（上・下） | 夏用 | 1 | ２年 |
| | 合用 | 1 | ４年 |
| | 冬用 | 1 | ３年 |

」

を

「

| | | | |
|---|---|---|---|
| 帽子 | 合用 | 1 | ４年 |
| 制服Ｉ（上） | 夏用 | 1 | １年 |
| | 冬用 | 1 | ３年 |
| 制服Ｉ（下） | 夏用 | 1 | ２年 |
| | 冬用 | 1 | ３年 |

」

に改め、同表支援員服の項及び斎場服の項を削り、同表水防服の項中

「

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 上下 | 合用 | 1 | 別に定める期間 |

」

を

「

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 水防服（上・下） | 合用 | 1 | 別に定める期間 |
| 局長級以上の職員 | 水防服（上・下） | 冬用 | 1 | 別に定める期間 |

」

に改める。

別表(2)女子職員の表支援員服の項を削り、同表水防服の項中

「

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 上下 | 合用 | 1 | 別に定める期間 |

」

を

「

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 水防服（上・下） | 合用 | 1 | 別に定める期間 |
| 局長級以上の職員 | 水防服（上・下） | 冬用 | 1 | 別に定める期間 |

」

に改める。

附　則

この訓令は、令達の日から施行する。ただし、別表(1)男子職員の表水防服の項の改正規定及び別表(2)女子職員の表水防服の項の改正規定は、平成２６年４月１日から施行する。

# 告　　示

告 示 第 １ ２ ７ 号
平成２６年３月１７日

国税徴収法（昭和３４年法律第１４７号）第１０６条第２項の規定に基づく不動産の最高価申込者の決定等通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２及び熊本市税条例（昭和２５年告示第８９号）第１３条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長　　幸　山　政　史

１　送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
　１人
２　送達する書類名
　不動産の最高価申込者の決定等通知書

---

告 示 第 １ ２ ８ 号
平成２６年３月１８日

屋外広告物法（昭和２４年法律第１８９号）第８条第２項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長　　幸　山　政　史

| 撤去日 | 名称<br>又は種類 | 数量 | 撤去場所 | 保管<br>開始日 |
|---|---|---|---|---|
| ３月４日 | はり札等 | １ | 近見 | ３月５日 |
| ３月６日 | はり札等 | ３ | 富合町・八景水 | ３月７日 |
| ３月７日 | はり札等 | ２ | 高橋町 | ３月８日 |
| ３月８日 | はり札等 | １８ | 川尻・城山半田・近見 | ３月９日 |
| | 立看板等 | １３ | 川尻 | |
| ３月１０日 | はり札等 | ４ | 九品寺・桜木 | ３月１１日 |
| ３月１３日 | はり札等 | ３ | 城山上代・尾ノ上 | ３月１４日 |
| ３月１５日 | はり札等 | １８ | 白藤・薄場 | ３月１６日 |
| | 立看板等 | ２２ | 御幸西 | |
| 保管場所　　熊本市花畑別館　（熊本市中央区花畑町３－１） | | | | |

告 示 第 １ ２ ９ 号
平成２６年３月１８日

第３０回熊本市都市計画審議会の開催にあたり、熊本市都市計画審議会傍聴実施要領（平成１２年１２月１日）第３条第１項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長　　幸　山　政　史

第３０回　熊本市都市計画審議会の傍聴について

１　開催日
　平成２６年３月２８日（金）　午後２時３０分から

２　会場
　熊本市役所　議会棟２階　予算決算委員会室

３　付議案件（予定）
　熊本都市計画第一種市街地再開発の決定（桜町地区第一種市街地再開発事業）
　熊本都市計画高度利用地区の変更（桜町地区）
　熊本都市計画自動車ターミナルの変更（熊本交通センターバスターミナル）
　※記載の案件は予定であり、変更する場合があります。

４　意見聴取等案件
　第２次熊本市都市マスタープラン（地域別構想）について
　熊本都市計画区域区分（線引き）第５回定期見直しについて

５　傍聴申込手続き
　(1)　申込期限　　平成２６年３月２５日（火）午後５時１５分まで
　(2)　申込先　　熊本市役所本庁舎　都市建設局　都市政策課
　(3)　定　員　　１０人（申込人数が定員を超える場合は公開抽選）
　※傍聴希望者は下記問い合わせ先までご連絡下さい。
　※「熊本都市計画第一種市街地再開発の決定（桜町地区第一種市街地再開発事業）、「熊本都市計画高度利用地区の変更（桜町地区）」、「熊本都市計画自動車ターミナルの変更（熊本交通センターバスターミナル）」については、熊本都市計画審議会運営要綱第９条ただし書きに規定する事項に該当するため、傍聴は出来ません。

---

告 示 第 １ ３ ０ 号
平成２６年３月１８日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和６０年条例第３１号）第１２条、第１３条第２項及び第１６条第１項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第１４条第１項及び第１６条第２項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長　　幸　山　政　史

１　自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間
　(1)　自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所
　ア　平成２６年２月２７日　健軍ピアクレス、健軍変電所前駐輪場
　イ　平成２６年２月２８日　銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、中央区大江六丁目２２、並木坂エリア
　ウ　平成２６年３月３日　銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、辛島エリア、並木坂エリア
　エ　平成２６年３月４日　銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、水道町エリア、中央区薬園町９、南区島町四丁目６、北区八景水谷四丁目３
　オ　平成２６年３月６日　手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、水道町エリア、並木坂エリア
　カ　平成２６年３月７日　銀座通りエリア、手取エリア、辛島エリア、北区飛田三丁目８

キ　平成２６年３月１０日　手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、中央区練兵町１

ク　平成２６年３月１１日　北区植木町岩野小野入口バス停

ケ　平成２６年３月１２日　東海学園駅前駐輪場、武蔵塚駅周辺、武蔵塚駅前駐輪場

コ　成２６年３月１３日　銀座通りエリア、手取エリア、上通りエリア、新市街エリア、森都心プラザ、水道町エリア

サ　平成２６年３月１４日　西区春日八丁目４

(2)　保管の場所　平成第２自転車保管所

(3)　保管の期間　平成２６年６月２０日まで

２　移動・保管台数

自転車　１５３台

３　返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前１０時から午後４時３０分まで

日曜日、祝祭日及び１２月２９日から翌年１月３日までは返還事務を行わない。

４　返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

５　連絡先（返還事務を行う場所）

平成第２自転車保管所（電話　０９６－３７０－５６０６）

熊本市中央区平成二丁目２３５番（平成跨線橋下）

---

告示第１３２号

平成２６年３月１８日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１項に規定する地縁による団体の認可をしたので、同条第１０項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長　　幸　山　政　史

１　名称

河内校区第二町内自治会

２　規約に定める目的

地域住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、次の各号に揚げる事業を行う。

(1)　会員相互の連絡と親睦を図ること。

(2)　区域内の美化、清掃等の環境整備に関すること。

(3)　集会施設その他の財産の維持管理に関すること。

(4)　福利、厚生に関すること。

(5)　交通安全、防犯、防火等に関すること。

(6)　その他目的達成に必要なこと。

３　区域

熊本市西区河内町平、葛山全域

４　主たる事務所

熊本市西区河内町河内１８５５－３

５　代表者の氏名

中村　廣

６　代表者の住所

熊本市西区河内町河内１７１９

７　裁判所による代表者の職務執行の停止の有無

無

８　代理人の有無

無

９　解散の事由

地方自治法２６０条の２０の規定により解散する。また、総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の４分の３以上の承認を得なければならない。

１０　認可年月日

平成２６年3月１２日

---

告 示 第 １ ３ ３ 号

平成２６年３月１９日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４１条第１項本文の指定及び同法第５３条第１項本文の指定をしたので、同法第７８条及び同法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１３１条の２並びに同法第１１５条の１０及び同法施行規則第１４０条の２３の規定により告示する。

熊本市長　　幸　山　政　史

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|---|---|---|---|---|
| ４３７０１１０２８２ | 御幸病院訪問介護事業所<br>熊本市南区御幸笛田六丁目７番４０号 | 医療法人博光会<br>熊本市南区御幸笛田六丁目７番４０号<br>理事長　富島　三貴 | 平成２６年４月１日 | 訪問介護 |
| ４３７０１１０２８２ | 御幸病院訪問介護事業所<br>熊本市南区御幸笛田六丁目７番４０号 | 医療法人博光会<br>熊本市南区御幸笛田六丁目７番４０号<br>理事長　富島　三貴 | 平成２６年４月１日 | 介護予防訪問介護 |

---

告 示 第 １ ３ ４ 号

平成２６年３月１９日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４１条第１項本文の指定及び同法第５３条第１項本文の指定をしたので、同法第７８条及び同法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１３１条の２並びに同法第１１５条の１０及び同法施行規則第１４０条の２３の規定により告示する。

熊本市長　　幸　山　政　史

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|---|---|---|---|---|
| ４３７０１１０２９０ | 訪問介護事業所　とまり木<br>熊本市中央区新町一丁目７番９号 | 株式会社ヴィレッジハウス<br>熊本市中央区新町一丁目７番９－１号<br>代表取締役　家村　文代 | 平成２６年３月２６日 | 訪問介護 |
| ４３７０１１０２９０ | 訪問介護事業所　とまり木<br>熊本市中央区新町一丁目７番９号 | 株式会社ヴィレッジハウス<br>熊本市中央区新町一丁目７番９－１号<br>代表取締役　家村　文代 | 平成２６年３月２６日 | 介護予防訪問介護 |

告示第１３５号
平成２６年３月２０日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４２条の２第１項本文の指定及び同法第５４条の２第１項本文の指定をしたので、同法第７８条の１１及び同法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１３１条の１４並びに同法第１１５条の２０及び同法施行規則第１４０条の３１の規定により告示する。

熊本市長　　幸　山　政　史

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|---|---|---|---|---|
| ４３９０１０１４３６ | グループホーム菊南スマイル<br>熊本市北区鶴羽田五丁目３番３０号 | 医療法人社団　栄康会<br>熊本県上益城郡嘉島町大字北甘木２０８５番地<br>理事長　西村　栄彦 | 平成２６年<br>３月２０日 | 認知症対応型共同生活介護 |
| ４３９０１０１４３６ | グループホーム菊南スマイル<br>熊本市北区鶴羽田五丁目３番３０号 | 医療法人社団　栄康会<br>熊本県上益城郡嘉島町大字北甘木２０８５番地<br>理事長　西村　栄彦 | 平成２６年<br>３月２０日 | 介護予防認知症対応型共同生活介護 |

---

告示第１３６号
平成２６年３月２０日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４１条第１項本文の指定、同法第４６条第１項の指定及び同法第５３条第１項本文の指定を更新したので、同法第７８条及び同法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１３１条の２、同法第８５条及び同法施行規則第１３３条の２、並びに同法第１１５条の１０及び同法施行規則第１４０条の２３の規定により告示する。

熊本市長　　幸　山　政　史

| 事業所番号 | サービス名 | 指定(更新)日 | 事業所名称 | 所在地 | 申請者名称 | 主事務所所在地 | 代表者職名 | 代表者名 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ４３１０１２０７３０ | 短期入所療養介護 | 平成２６年６月３０日 | 西日本病院 | 熊本市東区八反田三丁目２０番１号 | 医療法人財団　聖十字会 | 熊本市西区河内町船津８９７番地 | 理事長 | 末永英文 |
| ４３６０１９０３６９ | 訪問看護 | 平成２６年６月３０日 | 訪問看護ステーションはーと | 熊本市北区清水亀井町１６番１０号 | 株式会社アクティブ・ケア | 北海道札幌市東区北三十九条東二丁目３番１５号 | 代表取締役 | 阿比留雅子 |
| ４３７０１０２０６５ | 居宅介護支援 | 平成２６年５月１５日 | 居宅介護支援事業所はーと | 熊本市北区清水亀井町１６番１０号 | 株式会社アクティブ・ケア | 北海道札幌市東区北三十九条東二丁目３番１５号 | 代表取締役 | 阿比留雅子 |
| ４３６０１９０５１８ | 訪問看護 | 平成２６年５月１日 | 萬生会訪問看護ステーション | 熊本市東区月出二丁目４番２３号 | 特定医療法人　萬生会 | 熊本市南区田迎町田井島２２４番地 | 理事長 | 河北誠 |
| ４３６０１９０５１８ | 介護予防訪問看護 | 平成２６年５月１日 | 萬生会訪問看護ステーション | 熊本市東区月出二丁目４番２３号 | 特定医療法人　萬生会 | 熊本市南区田迎町田井島２２４番地 | 理事長 | 河北誠 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ４３６０１９０５２６ | 訪問看護 | 平成２６年７月１日 | 朝日野訪問看護ステーション | 熊本市北区室園町１２番１０号 | 医療法人朝日野会 | 熊本市北区室園町１２番１０号 | 理事長 | 清水安全 |
| ４３６０１９０５２６ | 介護予防訪問看護 | 平成２６年７月１日 | 朝日野訪問看護ステーション | 熊本市北区室園町１２番１０号 | 医療法人朝日野会 | 熊本市北区室園町１２番１０号 | 理事長 | 清水安全 |
| ４３７０１０１９５０ | 居宅介護支援 | 平成２６年４月２７日 | 御領ケアセンター | 熊本市東区御領一丁目３番４３号 | 有限会社シルバーライフサービス | 熊本市東区御領一丁目３番４３号 | 代表取締役 | 黒川隆志 |
| ４３７０１０２０５７ | 訪問介護 | 平成２６年５月１日 | ニチイケアセンター楠 | 熊本市北区武蔵ケ丘八丁目４番５２号 | 株式会社ニチイ学館 | 東京都千代田区神田駿河台二丁目９番地 | 代表取締役 | 齊藤正俊 |
| ４３７０１０２０７３ | 訪問介護 | 平成２６年５月２４日 | ふくし生協 | 熊本市東区長嶺西三丁目２番６６号 | 熊本県高齢者障害者福祉生活協同組合 | 熊本市東区長嶺西三丁目２番６６号 | 理事長 | 小笠原嘉祐 |
| ４３７０１０２１０７ | 短期入所療養介護 | 平成２６年５月１５日 | 帯山中央病院 | 熊本市中央区帯山四丁目５番１８号 | 医療法人祐基会 | 熊本市中央区帯山四丁目５番１８号 | 理事長 | 田代賀子 |
| ４３７０１０２１５６ | 訪問介護 | 平成２６年６月５日 | くまもとケアセンターそよ風 | 熊本市東区山ノ内三丁目９番２７号 | 株式会社ユニマットそよ風 | 東京都港区南青山二丁目１２番１４号 | 代表取締役 | 平家伸吾 |
| ４３７０１０２４８７ | 通所リハビリテーション | 平成２６年５月１７日 | 南部中央病院デイケアセンターなんぶえん | 熊本市南区南高江六丁目２番２４号 | 医療法人憲和会 | 熊本市南区南高江六丁目２番２４号 | 理事長 | 坂本憲史 |
| ４３７０１０２４９５ | 訪問介護 | 平成２６年５月２５日 | ヘルパーステーション近見 | 熊本市南区近見八丁目１４番５５号 | 医療法人社団　起幸会 | 熊本市南区近見八丁目１４番５５号 | 理事長 | 西春泰司 |
| ４３７０１０２５０３ | 訪問介護 | 平成２６年５月２５日 | ふくし大夢訪問介護事業所 | 熊本市東区山ノ神一丁目４番１３号 | 株式会社ふくし大夢 | 熊本市東区山ノ神一丁目６番１４号 | 代表取締役 | 島田達也 |
| ４３７０１０２５３７ | 訪問入浴介護 | 平成２６年６月５日 | 訪問入浴サービス湧心苑 | 本市中央区出水一丁目４番２１号 | 医療法人社団　藤榮会 | 熊本市中央区出水一丁目５番３８号 | 理事長 | 末藤榮一 |
| ４３７０１０２５７８ | 居宅介護支援 | 平成２６年６月２７日 | 熊本市山ノ内居宅介護支援事業所 | 熊本市東区山ノ内二丁目１番１４号 | 特定非営利活動法人あやの里 | 熊本市東区山ノ内二丁目１番１４号 | 理事長 | 岡元俊子 |
| ４３７０１０２５８６ | 福祉用具貸与 | 平成２６年６月２８日 | 熊本ヤマハ株式会社 | 熊本市南区南高江三丁目２番１号 | 熊本ヤマハ株式会社 | 熊本市南区南高江三丁目２番１号 | 代表取締役 | 山本雅裕 |
| ４３７０１０２８８３ | 居宅介護支援 | 平成２６年５月２４日 | 居宅介護支援事業所ほくぶ | 熊本市北区四方寄町１２８１番地３ | 医療法人社団　原武会 | 熊本市北区四方寄町１２８１番地３ | 理事長 | 原　武司 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ４３７０１０２９１７ | 福祉用具貸与 | 平成２６年７月１日 | 有限会社 カインドケア | 熊本市南区城南町六田５４６番地5 | 有限会社カインドケア | 熊本市南区城南町六田５４６番地5 | 代表取締役 | 東　幸一 |
| ４３７０１０５６６２ | 福祉用具貸与 | 平成２６年４月２２日 | ライフ　スタイル | 熊本市東区戸島西二丁目６番９７号 | スポットライフはるき合同会社 | 熊本市東区御領七丁目１番４３－７０３号 | 代表社員 | 川口輝久 |
| ４３７０１０５６６２ | 介護予防福祉用具貸与 | 平成２６年４月２２日 | ライフ　スタイル | 熊本市東区戸島西二丁目６番９７号 | スポットライフはるき合同会社 | 熊本市東区御領七丁目１番４３－７０３号 | 代表社員 | 川口輝久 |
| ４３７０１０６２４９ | 訪問介護 | 平成２６年４月８日 | ヘルパーステーション佳門 | 熊本市東区御領五丁目１番１号 | 株式会社佳門 | 熊本市東区御領五丁目１番１号 | 代表取締役 | 甲斐八重子 |
| ４３７０１０６２４９ | 介護予防訪問介護 | 平成２６年４月８日 | ヘルパーステーション佳門 | 熊本市東区御領五丁目１番１号 | 株式会社佳門 | 熊本市東区御領五丁目１番１号 | 代表取締役 | 甲斐八重子 |
| ４３７０１０６２５６ | 訪問介護 | 平成２６年５月１日 | 介護サポートだいち | 熊本市北区鶴羽田一丁目９番６５号 | 株式会社介護サポートだいち | 熊本市北区鶴羽田一丁目９番６５号 | 代表取締役 | 杉野喜世美 |
| ４３７０１０６２５６ | 介護予防訪問介護 | 平成２６年５月１日 | 介護サポートだいち | 熊本市北区鶴羽田一丁目９番６５号 | 株式会社介護サポートだいち | 熊本市北区鶴羽田一丁目９番６５号 | 代表取締役 | 杉野喜世美 |
| ４３７０１０６３０６ | 通所介護 | 平成２６年６月１２日 | 風の木苑デイサービスセンター | 熊本市東区西原一丁目１１番６３号 | 社会福祉法人　永幸福祉会 | 熊本市東区西原一丁目１１番６３号 | 理事長 | 米澤義一 |
| ４３７０１０６３０６ | 介護予防通所介護 | 平成２６年６月１２日 | 風の木苑デイサービスセンター | 熊本市東区西原一丁目１１番６３号 | 社会福祉法人　永幸福祉会 | 熊本市東区西原一丁目１１番６３号 | 理事長 | 米澤義一 |
| ４３７０１０６３２２ | 短期入所生活介護 | 平成２６年６月２０日 | 風の木苑 | 熊本市東区西原一丁目１１番６３号 | 社会福祉法人　永幸福祉会 | 熊本市東区西原一丁目１１番６３号 | 理事長 | 米澤義一 |
| ４３７０１０６３２２ | 介護予防短期入所生活介護 | 平成２６年６月２０日 | 風の木苑 | 熊本市東区西原一丁目１１番６３号 | 社会福祉法人　永幸福祉会 | 熊本市東区西原一丁目１１番６３号 | 理事長 | 米澤義一 |
| ４３７０１０６３６３ | 居宅介護支援 | 平成２６年７月１日 | 居宅介護支援事業所「ひまわり」 | 熊本市西区上高橋二丁目１３番６号 | 医療法人セントラルファイブ | 熊本市西区上高橋二丁目１３番６号 | 理事長 | 末次理成 |
| ４３７２３００８２４ | 訪問介護 | 平成２６年４月１９日 | 有限会社在宅センターかぐや姫 | 熊本市南区富合町小岩瀬２１６番地１ | 有限会社かぐや姫 | 熊本市南区城南町東阿高１４８７番地３ | 代表取締役 | 濵田佐代子 |
| ４３７２３００８２４ | 居宅介護支援 | 平成２６年４月１９日 | 有限会社在宅センターかぐや姫 | 熊本市南区富合町小岩瀬２１６番地１ | 有限会社かぐや姫 | 熊本市南区城南町東阿高１４８７番地３ | 代表取締役 | 濵田佐代子 |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ４３７２５００８５２ | 通所介護 | 平成２６年７月１日 | 第二たんぽぽ | 熊本市北区植木町清水２６９３番地２ | グループホーム郷有限会社 | 熊本市北区植木町宮原１７７番地 | 代表取締役 | 畠山正守 |
| ４３７２５００８５２ | 介護予防通所介護 | 平成２６年７月１日 | 第二たんぽぽ | 熊本市北区植木町清水２６９３番地２ | グループホーム郷有限会社 | 熊本市北区植木町宮原１７７番地 | 代表取締役 | 畠山正守 |

---

告示第１３７号
平成２６年３月２４日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４２条の２第１項本文の指定及び同法第５４条の２第１項本文の指定をしたので、同法第７８条の１１及び同法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１３１条の１４並びに同法第１１５条の２０及び同法施行規則第１４０条の３１の規定により告示する。

熊本市長　幸　山　政　史

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|---|---|---|---|---|
| ４３９０１０１４４４ | 銀座通りハウス<br>熊本市中央区中央街５番３ | 社会福祉法人　寿量会<br>熊本市南区奥古閑町４３７５番１<br>理事長　米満　淑恵 | 平成２６年３月２４日 | 小規模多機能型居宅介護 |
| ４３９０１０１４４４ | 銀座通りハウス<br>熊本市中央区中央街５番３ | 社会福祉法人　寿量会<br>熊本市南区奥古閑町４３７５番１<br>理事長　米満　淑恵 | 平成２６年３月２４日 | 介護予防小規模多機能型居宅介護 |

---

告示第１３８号
平成２６年３月２５日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７５条２項の規定による届出がされたので、同法第７８条及び同法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１３１条の２の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長　幸　山　政　史

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名 | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|---|---|---|---|---|
| ４３７０１０３３１１ | サポートセンターかがやき<br>熊本市中央区新屋敷一丁目１３番４号 | 特定非営利活動法人ホームヘルパー広域自薦登録保障協会<br>熊本市中央区新屋敷一丁目１３番４号<br>理事長　川元　恭子 | 平成２６年３月３１日 | 訪問介護<br>介護予防訪問介護 |

---

告示第１３９号
平成２６年３月２５日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７５条２項の規定による届出がされたので、同法第７８条及び同法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１３１条の２の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長　幸　山　政　史

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名 | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|---|---|---|---|---|
| ４３７０１０９８８８ | あすなろ熊本デイサービスセンター<br>熊本市南区城南町舞原３４４番地２ | 株式会社あすなろ<br>福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目９番３号<br>代表取締役　森　真佐司 | 平成２６年３月３１日 | 通所介護<br>介護予防通所介護 |

---

告示第１４０号
平成２６年３月２５日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８２条第２項の規定による届出がされたので、同法第８５条及び同法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１３３条の２の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長　　幸　山　政　史

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名 | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|---|---|---|---|---|
| ４３７０１０９８７０ | あすなろ熊本ケアプランセンター<br>熊本市南区城南町舞原３４２番地２ | 株式会社あすなろ<br>福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目９番３号<br>代表取締役　森　真佐司 | 平成２６年３月３１日 | 居宅介護支援 |

---

告示第１４１号
平成２６年３月２５日

土壌汚染対策法（平成１４年法律第５３号）第１１条第２項の規定に基づき、平成２５年告示第１３６７号で同条第１項の規定に基づき指定した区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の全部について同項の指定を解除するので、次のとおり告示する。

熊本市長　　幸　山　政　史

１　形質変更時要届出区域の指定を解除する土地
　熊本市中央区本荘三丁目２番２の一部
２　同条第１項の指定の事由がなくなったと認める特定有害物質の種類
　鉛及びその化合物
３　形質変更時要届出区域において講じられた措置
　土壌汚染の除去

---

告示第１４２号
平成２６年３月２５日

市道の路線を次のように認定するので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第９条の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から２週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長　　幸　山　政　史

| 整理番号 | 路　線　名 | 起　　点<br>終　　点 | |
|---|---|---|---|
| ６－５０４ | 蓮台寺２丁目第１号線 | 西区蓮台寺二丁目８２７番８ | 地先 |
| | | 西区蓮台寺二丁目８２７番１５ | 地先 |
| ９－１０５９ | 八景水谷２丁目清水東町第１号線 | 北区八景水谷二丁目４４３番４ | 地先 |
| | | 北区清水東町４３７番２ | 地先 |
| １２－１１１７ | 佐土原３丁目第３号線 | 東区佐土原三丁目４７１番１ | 地先 |
| | | 東区佐土原三丁目４５２番 | 地先 |
| １２－１１１８ | 佐土原３丁目第４号線 | 東区佐土原三丁目４５４番４４ | 地先 |
| | | 東区佐土原三丁目４５４番７ | 地先 |
| １２－１１１９ | 佐土原３丁目第５号線 | 東区佐土原三丁目４５４番３９ | 地先 |
| | | 東区佐土原三丁目４５４番２７ | 地先 |
| １２－１１２０ | 佐土原３丁目第６号線 | 東区佐土原三丁目４５４番１６ | 地先 |
| | | 東区佐土原三丁目４５４番３２ | 地先 |
| １２－１１２１ | 佐土原３丁目第７号線 | 東区佐土原三丁目４５４番４８ | 地先 |
| | | 東区佐土原三丁目４５４番１７ | 地先 |
| １２－１１２２ | 佐土原３丁目第８号線 | 東区佐土原三丁目３４６４番１７ | 地先 |
| | | 東区佐土原三丁目３４６４番１３ | 地先 |
| １３－４７９ | 桜木４丁目第２７号線 | 東区桜木四丁目１６７番６ | 地先 |
| | | 東区桜木四丁目１６７番２１ | 地先 |
| １４－３８８ | 所島第２４号線 | 東区画図町大字所島２８８番１０ | 地先 |
| | | 東区画図町大字所島２８７番１ | 地先 |
| １４－３８９ | 所島第２５号線号線 | 東区画図町大字所島２８７番３ | 地先 |
| | | 東区画図町大字所島２８７番９ | 地先 |
| １５－３４９ | 御幸木部３丁目第３号線 | 南区御幸木部三丁目１６８５番６ | 地先 |
| | | 南区御幸木部三丁目１７０８番 | 地先 |
| １５－６９０ | 御幸木部３丁目第４号線 | 南区御幸木部三丁目１６８８番８ | 地先 |
| | | 南区御幸木部三丁目１６８５番１ | 地先 |
| １５－６９１ | 御幸西２丁目第２号線 | 南区御幸西二丁目６６９番８ | 地先 |
| | | 南区御幸西二丁目６６９番１３ | 地先 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| １５－６９２ | 御幸笛田町第２号線 | 南区御幸笛田町１２３８番１６ | 地先 |
| | | 南区御幸笛田町１２４０番４ | 地先 |
| １６－５８５ | 近見６丁目第２号線 | 南区近見六丁目９９１番２１ | 地先 |
| | | 南区近見六丁目９９１番１４ | 地先 |
| １６－５８６ | 近見６丁目第３号線 | 南区近見六丁目９９１番２１ | 地先 |
| | | 南区近見六丁目９９１番２０ | 地先 |
| １６－５８７ | 近見６丁目第４号線 | 南区近見六丁目９９５番３ | 地先 |
| | | 南区近見六丁目９９５番８ | 地先 |
| １７－４９０ | 野口３丁目第２号線 | 南区野口三丁目１１７２番８ | 地先 |
| | | 南区野口三丁目１１７２番４ | 地先 |
| ２３－８６７ | 戸島５丁目第２号線 | 東区戸島五丁目３９４０番６ | 地先 |
| | | 東区戸島五丁目３９３５番１ | 地先 |
| ２３－８６８ | 戸島５丁目第３号線 | 東区戸島五丁目３７番１５ | 地先 |
| | | 東区戸島五丁目３７番８ | 地先 |
| ２３－８６９ | 小山１丁目第３号線 | 東区小山一丁目２７８番４ | 地先 |
| | | 東区小山一丁目２７８番１３ | 地先 |
| ２３－８７０ | 小山３丁目第２号線 | 東区小山三丁目５６３番１６ | 地先 |
| | | 東区小山三丁目５６３番５ | 地先 |
| ２３－８７１ | 上南部２丁目第９号線 | 東区上南部二丁目１４５６番７ | 地先 |
| | | 東区上南部二丁目１４５６番１１ | 地先 |
| ２３－８７２ | 長嶺南７丁目第１０号線 | 東区長嶺南七丁目１５５１番２１ | 地先 |
| | | 東区長嶺南七丁目１５５１番２４ | 地先 |
| ２４－４９９ | 梶尾町第１０４号線 | 北区梶尾町１１２４番２０ | 地先 |
| | | 北区梶尾町１１２４番１１ | 地先 |
| ２４－５００ | 梶尾町第１０５号線 | 北区梶尾町１１２４番１０ | 地先 |
| | | 北区梶尾町１１２４番１ | 地先 |
| ２４－５０１ | 飛田２丁目第２号線 | 北区飛田二丁目８１３番５ | 地先 |
| | | 北区飛田二丁目８１３番１０ | 地先 |
| ２９－３０４０３ | 下宮地第１号線 | 南区城南町下宮地１３番１４ | 地先 |
| | | 南区城南町下宮地１３番２３ | 地先 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ２－１６９ | 黒髪６丁目第３２号線 | 中央区黒髪六丁目８０５番５ | 地先 |
| | | 中央区黒髪六丁目７８９番 | 地先 |
| ９－１０６０ | 高平２丁目第３１号線 | 北区高平二丁目６８６番３ | 地先 |
| | | 北区高平二丁目６７７番１６ | 地先 |
| １２－１１２３ | 月出４丁目第２号線 | 東区月出四丁目２４８４番４３２ | 地先 |
| | | 東区月出四丁目２６９７番３ | 地先 |
| ２４－５０２ | 西梶尾町第１６号線 | 北区西梶尾町４８８番１ | 地先 |
| | | 北区西梶尾町４９１番３ | 地先 |
| １２－２０９ | 神水本町第２３号線 | 中央区神水本町８９５番 | 地先 |
| | | 中央区神水本町９３３番 | 地先 |
| １７－１８５ | 白藤５丁目第１号線 | 南区白藤五丁目９３９番 | 地先 |
| | | 南区白藤五丁目８７６番１ | 地先 |
| １１－７３ | 新南部２丁目第２号線 | 東区新南部二丁目６０８番３ | 地先 |
| | | 東区新南部二丁目５６８番１１ | 地先 |
| １１－７４ | 新南部１丁目第１号線 | 東区新南部一丁目５５７番２ | 地先 |
| | | 東区新南部一丁目５６６番８ | 地先 |
| ２３－８７３ | 戸島町第１３９号線 | 東区戸島町１５９９番１ | 地先 |
| | | 東区戸島町１５４８番 | 地先 |
| ２３－８７４ | 戸島町第１４０号線 | 東区戸島町１５６０番 | 地先 |
| | | 東区戸島町１４８９番 | 地先 |
| ２３－８７５ | 戸島町第１４１号線 | 東区戸島町１５７７番１ | 地先 |
| | | 東区戸島町１５６１番 | 地先 |

---

告示第１４３号

平成２６年３月２５日

市道の路線を次のように廃止するので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第３項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から２週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長　　幸　山　政　史

| 整理番号 | 路　線　名 | 起　　点 |
|---|---|---|
| | | 終　　点 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| １３－２０４ | 沼山津第５８号線 | 秋津町沼山津４７１番 | 地先 |
| | | 秋津町沼山津４３６番１ | 地先 |
| １５－３４９ | 木部第６９号線 | 御幸木部町１６８８番 | 地先 |
| | | 御幸木部町１７０８番 | 地先 |
| １２－２０９ | 神水本町第２３号線 | 神水本町８９５番 | 地先 |
| | | 神水本町９３１番 | 地先 |
| １７－１８５ | 白藤町第３号線 | 白藤町９３９番 | 地先 |
| | | 白藤町９１６番 | 地先 |
| １１－７３ | 新南部町第２号線 | 新南部町５４３番５ | 地先 |
| | | 新南部町６０５番 | 地先 |
| １１－７４ | 新南部町第３号線 | 新南部町５５８番４ | 地先 |
| | | 新南部町５４７番 | 地先 |

---

告示第１４４号

平成２６年３月２５日

市道の区域を次のように決定するので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から２週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長　　幸　山　政　史

| 整理番号 | 路線名 | 起点 | 終点 | 路面幅員(m) | 延長(m) |
|---|---|---|---|---|---|
| 6－５０４ | 蓮台寺２丁目第１号線 | 西区蓮台寺二丁目８２７番８ 地先 | 西区蓮台寺二丁目８２７番１５ 地先 | ５．０～１１．７ | ３９．３ |
| 9－１０５９ | 八景水谷２丁目清水東町第１号線 | 北区八景水谷二丁目４４３番４ 地先 | 北区清水東町４３７番２ 地先 | ４．０～９．６ | ８３．７ |
| １２－１１１７ | 佐土原３丁目第３号線 | 東区佐土原三丁目４７１番１ 地先 | 東区佐土原三丁目４５２番 地先 | ０．６～６．２ | ２３６．８ |
| １２－１１１８ | 佐土原３丁目第４号線 | 東区佐土原三丁目４５４番４４ 地先 | 東区佐土原三丁目４５４番７ 地先 | ６．０～１０．６ | ７０．７ |
| １２－１１１９ | 佐土原３丁目第５号線 | 東区佐土原三丁目４５４番３９ 地先 | 東区佐土原三丁目４５４番２７ 地先 | ６．０～１０．３ | １５９．８ |
| １２－１１２０ | 佐土原３丁目第６号線 | 東区佐土原三丁目４５４番１６ 地先 | 東区佐土原三丁目４５４番３２ 地先 | ６．０～１０．２ | ５２．１ |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| １２－１１２１ | 佐土原３丁目第７号線 | 東区佐土原三丁目４５４番４８　地先 | ６．０～１０．３ | １０９．３ |
| | | 東区佐土原三丁目４５４番１７　地先 | | |
| １２－１１２２ | 佐土原３丁目第８号線 | 東区佐土原三丁目３４６４番１７　地先 | ６．０～１０．３ | ７６．７ |
| | | 東区佐土原三丁目３４６４番１３　地先 | | |
| １３－４７９ | 桜木４丁目第２７号線 | 東区桜木四丁目１６７番６　地先 | ５．０～９．２ | ８５．９ |
| | | 東区桜木四丁目１６７番２１　地先 | | |
| １４－３８８ | 所島第２４号線 | 東区画図町大字所島２８８番１０　地先 | ６．０～１１．４ | ６７．２ |
| | | 東区画図町大字所島２８７番１　地先 | | |
| １４－３８９ | 所島第２５号線 | 東区画図町大字所島２８７番３　地先 | ６．０～１８．０ | ３５．０ |
| | | 東区画図町大字所島２８７番９　地先 | | |
| １５－３４９ | 御幸木部３丁目第３号線 | 南区御幸木部三丁目１６８５番６　地先 | １．８～９．３ | ５０．６ |
| | | 南区御幸木部三丁目１７０８番　地先 | | |
| １５－６９０ | 御幸木部３丁目第４号線 | 南区御幸木部三丁目１６８８番８　地先 | ６．０～２３．９ | ７４．３ |
| | | 南区御幸木部三丁目１６８５番１　地先 | | |
| １５－６９１ | 御幸西２丁目第２号線 | 南区御幸西二丁目６６９番８　地先 | ５．０～１０．９ | ５４．１ |
| | | 南区御幸西二丁目６６９番１３　地先 | | |
| １５－６９２ | 御幸笛田町第２号線 | 南区御幸笛田町１２３８番１６　地先 | ６．０～１１．９ | １６６．７ |
| | | 南区御幸笛田町１２４０番４　地先 | | |
| １６－５８５ | 近見６丁目第２号線 | 南区近見六丁目９９１番２１　地先 | ６．０～１０．３ | ９９．５ |
| | | 南区近見六丁目９９１番１４　地先 | | |
| １６－５８６ | 近見６丁目第３号線 | 南区近見六丁目９９１番２１　地先 | ６．０～１０．３ | ４４．２ |
| | | 南区近見六丁目９９１番２０　地先 | | |
| １６－５８７ | 近見６丁目第４号線 | 南区近見六丁目９９５番３　地先 | ６．０～１０．３ | ５３．４ |
| | | 南区近見六丁目９９５番８　地先 | | |
| １７－４９０ | 野口３丁目第２号線 | 南区野口三丁目１１７２番８　地先 | ５．０～１０．０ | ５１．１ |
| | | 南区野口三丁目１１７２番４　地先 | | |
| ２３－８６７ | 戸島５丁目第２号線 | 東区戸島五丁目３９４０番６　地先 | ５．０～９．２ | １０８．３ |
| | | 東区戸島五丁目３９３５番１　地先 | | |
| ２３－８６８ | 戸島５丁目第３号線 | 東区戸島五丁目３７番１５　地先 | ６．０～１１．０ | ７４．８ |
| | | 東区戸島五丁目３７番８　地先 | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ２３－８６９ | 小山１丁目第３号線 | 東区小山一丁目２７８番４　地先<br>東区小山一丁目２７８番１３　地先 | ５．０～１０．０ | ７３．８ |
| ２３－８７０ | 小山３丁目第２号線 | 東区小山三丁目５６３番１６　地先<br>東区小山三丁目５６３番５　地先 | ５．０～９．４ | ９５．０ |
| ２３－８７１ | 上南部２丁目第９号線 | 東区上南部二丁目１４５６番７　地先<br>東区上南部二丁目１４５６番１１　地先 | ４．０～８．４ | ５９．３ |
| ２３－８７２ | 長嶺南７丁目第１０号線 | 東区長嶺南七丁目１５５１番２１　地先<br>東区長嶺南七丁目１５５１番２４　地先 | ５．０～１０．０ | ５２．２ |
| ２４－４９９ | 梶尾町第１０４号線 | 北区梶尾町１１２４番２０　地先<br>北区梶尾町１１２４番１１　地先 | ５．０～９．３ | ６５．８ |
| ２４－５００ | 梶尾町第１０５号線 | 北区梶尾町１１２４番１０　地先<br>北区梶尾町１１２４番１　地先 | ５．０～１０．０ | ５６．４ |
| ２４－５０１ | 飛田２丁目第２号線 | 北区飛田二丁目８１３番５　地先<br>北区飛田二丁目８１３番１０　地先 | ４．２～１５．０ | ７４．５ |
| ２９－３０４０３ | 下宮地第１号線 | 南区城南町下宮地１３番１４　地先<br>南区城南町下宮地１３番２３　地先 | ６．０～１１．２ | １２４．１ |
| ２－１６９ | 黒髪６丁目第３２号線 | 中央区黒髪六丁目８０５番５　地先<br>中央区黒髪六丁目７８９番　地先 | ４．０～９．０ | ６２．９ |
| ９－１０６０ | 高平２丁目第３１号線 | 北区高平二丁目６８６番３　地先<br>北区高平二丁目６７７番１６　地先 | ４．９～９．３ | ２００．０ |
| １２－１１２３ | 月出４丁目第２号線 | 東区月出四丁目２４８４番４３２　地先<br>東区月出四丁目２６９７番３　地先 | ５．２～７．２ | ８４．０ |
| ２４－５０２ | 西梶尾町第１６号線 | 北区西梶尾町４８８番１　地先<br>北区西梶尾町４９１番３　地先 | ４．０～１７．９ | ６７．０ |
| １２－２０９ | 神水本町第２３号線 | 中央区神水本町８９５番　地先<br>中央区神水本町９３３番　地先 | ０．７～０．７ | ２０．５ |
| １７－１８５ | 白藤５丁目第１号線 | 南区白藤五丁目９３９番　地先<br>南区白藤五丁目８７６番１　地先 | ０．９～０．９ | ６５．５ |
| １１－７３ | 新南部２丁目第２号線 | 東区新南部二丁目６０８番３　地先<br>東区新南部二丁目５６８番１１　地先 | １．７～３．６ | １４４．６ |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| １１－７４ | 新南部１丁目第1号線 | 東区新南部一丁目５５７番2　地先 | ４．３～１３．５ | ２７１．０ |
| | | 東区新南部一丁目５６６番8　地先 | | |
| ２３－８７３ | 戸島町第１３９号線 | 東区戸島町１５９９番1　地先 | ８．１～３４．１ | ６１８．０ |
| | | 東区戸島町１５４８番　地先 | | |
| ２３－８７４ | 戸島町第１４０号線 | 東区戸島町１５６０番　地先 | ９．０～１５．７ | １７５．０ |
| | | 東区戸島町１４８９番　地先 | | |
| ２３－８７５ | 戸島町第１４１号線 | 東区戸島町１５７７番1　地先 | ６．０～６．０ | １９２．０ |
| | | 東区戸島町１５６１番　地先 | | |

---

告示第１４５号

平成２６年３月２５日

市道の供用を次のように開始するので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から２週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長　幸　山　政　史

| 整理番号 | 路線名 | 起点<br>終点 | |
|---|---|---|---|
| ６－５０４ | 蓮台寺2丁目第1号線 | 西区蓮台寺二丁目８２７番8 | 地先 |
| | | 西区蓮台寺二丁目８２７番１５ | 地先 |
| ９－１０５９ | 八景水谷２丁目清水東町第1号線 | 北区八景水谷二丁目４４３番4 | 地先 |
| | | 北区清水東町４３７番2 | 地先 |
| １２－１１１７ | 佐土原３丁目第３号線 | 東区佐土原三丁目４７１番1 | 地先 |
| | | 東区佐土原三丁目４５２番 | 地先 |
| １２－１１１８ | 佐土原３丁目第４号線 | 東区佐土原三丁目４５４番４４ | 地先 |
| | | 東区佐土原三丁目４５４番7 | 地先 |
| １２－１１１９ | 佐土原３丁目第５号線 | 東区佐土原三丁目４５４番３９ | 地先 |
| | | 東区佐土原三丁目４５４番２７ | 地先 |
| １２－１１２０ | 佐土原３丁目第６号線 | 東区佐土原三丁目４５４番１６ | 地先 |
| | | 東区佐土原三丁目４５４番３２ | 地先 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| １２－１１２１ | 佐土原３丁目第７号線 | 東区佐土原三丁目４５４番４８ | 地先 |
| | | 東区佐土原三丁目４５４番１７ | 地先 |
| １２－１１２２ | 佐土原３丁目第８号線 | 東区佐土原三丁目３４６４番１７ | 地先 |
| | | 東区佐土原三丁目３４６４番１３ | 地先 |
| １３－４７９ | 桜木４丁目第２７号線 | 東区桜木四丁目１６７番６ | 地先 |
| | | 東区桜木四丁目１６７番２１ | 地先 |
| １４－３８８ | 所島第２４号線 | 東区画図町大字所島２８８番１０ | 地先 |
| | | 東区画図町大字所島２８７番１ | 地先 |
| １４－３８９ | 所島第２５号線号線 | 東区画図町大字所島２８７番３ | 地先 |
| | | 東区画図町大字所島２８７番９ | 地先 |
| １５－３４９ | 御幸木部３丁目第３号線 | 南区御幸木部三丁目１６８５番６ | 地先 |
| | | 南区御幸木部三丁目１７０８番 | 地先 |
| １５－６９０ | 御幸木部３丁目第４号線 | 南区御幸木部三丁目１６８８番８ | 地先 |
| | | 南区御幸木部三丁目１６８５番１ | 地先 |
| １５－６９１ | 御幸西２丁目第２号線 | 南区御幸西二丁目６６９番８ | 地先 |
| | | 南区御幸西二丁目６６９番１３ | 地先 |
| １５－６９２ | 御幸笛田町第２号線 | 南区御幸笛田町１２３８番１６ | 地先 |
| | | 南区御幸笛田町１２４０番４ | 地先 |
| １６－５８５ | 近見６丁目第２号線 | 南区近見六丁目９９１番２１ | 地先 |
| | | 南区近見六丁目９９１番１４ | 地先 |
| １６－５８６ | 近見６丁目第３号線 | 南区近見六丁目９９１番２１ | 地先 |
| | | 南区近見六丁目９９１番２０ | 地先 |
| １６－５８７ | 近見６丁目第４号線 | 南区近見六丁目９９５番３ | 地先 |
| | | 南区近見六丁目９９５番８ | 地先 |
| １７－４９０ | 野口３丁目第２号線 | 南区野口三丁目１１７２番８ | 地先 |
| | | 南区野口三丁目１１７２番４ | 地先 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ２３－８６７ | 戸島５丁目第２号線 | 東区戸島五丁目３９４０番６ | 地先 |
| | | 東区戸島五丁目３９３５番１ | 地先 |
| ２３－８６８ | 戸島５丁目第３号線 | 東区戸島五丁目３７番１５ | 地先 |
| | | 東区戸島五丁目３７番８ | 地先 |
| ２３－８６９ | 小山１丁目第３号線 | 東区小山一丁目２７８番４ | 地先 |
| | | 東区小山一丁目２７８番１３ | 地先 |
| ２３－８７０ | 小山３丁目第２号線 | 東区小山三丁目５６３番１６ | 地先 |
| | | 東区小山三丁目５６３番５ | 地先 |
| ２３－８７１ | 上南部２丁目第９号線 | 東区上南部二丁目１４５６番７ | 地先 |
| | | 東区上南部二丁目１４５６番１１ | 地先 |
| ２３－８７２ | 長嶺南７丁目第１０号線 | 東区長嶺南七丁目１５５１番２１ | 地先 |
| | | 東区長嶺南七丁目１５５１番２４ | 地先 |
| ２４－４９９ | 梶尾町第１０４号線 | 北区梶尾町１１２４番２０ | 地先 |
| | | 北区梶尾町１１２４番１１ | 地先 |
| ２４－５００ | 梶尾町第１０５号線 | 北区梶尾町１１２４番１０ | 地先 |
| | | 北区梶尾町１１２４番１ | 地先 |
| ２４－５０１ | 飛田２丁目第２号線 | 北区飛田二丁目８１３番５ | 地先 |
| | | 北区飛田二丁目８１３番１０ | 地先 |
| ２９－３０４０３ | 下宮地第１号線 | 南区城南町下宮地１３番１４ | 地先 |
| | | 南区城南町下宮地１３番２３ | 地先 |
| ２－１６９ | 黒髪６丁目第３２号線 | 中央区黒髪六丁目８０５番５ | 地先 |
| | | 中央区黒髪六丁目７８９番 | 地先 |
| ９－１０６０ | 高平２丁目第３１号線 | 北区高平二丁目６８６番３ | 地先 |
| | | 北区高平二丁目６７７番１６ | 地先 |
| １２－１１２３ | 月出４丁目第２号線 | 東区月出四丁目２４８４番４３２ | 地先 |
| | | 東区月出四丁目２６９７番３ | 地先 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ２４－５０２ | 西梶尾町第１６号線 | 北区西梶尾町４８８番１ | 地先 |
| | | 北区西梶尾町４９１番３ | 地先 |
| １２－２０９ | 神水本町第２３号線 | 中央区神水本町８９５番 | 地先 |
| | | 中央区神水本町９３３番 | 地先 |
| １７－１８５ | 白藤５丁目第１号線 | 南区白藤五丁目９３９番 | 地先 |
| | | 南区白藤五丁目８７６番１ | 地先 |
| ２３－８７３ | 戸島町第１３９号線 | 東区戸島町１５９９番１ | 地先 |
| | | 東区戸島町１５４８番 | 地先 |
| ２３－８７４ | 戸島町第１４０号線 | 東区戸島町１５６０番 | 地先 |
| | | 東区戸島町１４８９番 | 地先 |
| ２３－８７５ | 戸島町第１４１号線 | 東区戸島町１５７７番１ | 地先 |
| | | 東区戸島町１５６１番 | 地先 |

---

告示第１４７号
平成２６年３月２６日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４６条第１項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第８５条及び同法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１３３条の２の規定により告示する。

熊本市長　　幸　山　政　史

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|---|---|---|---|---|
| ４３７０１１０３１６ | あすなろ熊本ケアプランセンター<br>熊本市南区城南町舞原３４２番地２ | 株式会社ゆとり<br>熊本市南区城南町舞原３４２番地１<br>代表取締役　丸山　勝平 | 平成２６年４月１日 | 居宅介護支援 |

---

告示第１４８号
平成２６年３月２６日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４１条第１項本文の指定及び同法第５３条第１項本文の指定をしたので、同法第７８条及び同法第１１５条の１０の規定により告示する。

熊本市長　　幸　山　政　史

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|---|---|---|---|---|

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ４３７０１１０３２４ | あすなろ熊本　デイサービスセンター<br>熊本市南区城南町舞原３４４番地２ | 株式会社ゆとり<br>熊本市南区城南町舞原３４２番地２<br>代表取締役　丸山　勝平 | 平成２６年４月１日 | 通所介護 |
| ４３７０１１０３２４ | あすなろ熊本　デイサービスセンター<br>熊本市南区城南町舞原３４４番地２ | 株式会社ゆとり<br>熊本市南区城南町舞原３４２番地２<br>代表取締役　丸山　勝平 | 平成２６年４月１日 | 介護予防通所介護 |

---

告示第１４９号
平成２６年３月２６日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４１条第１項本文の指定及び同法第５３条第１項本文の指定をしたので、同法第７８条及び同法第１１５条の１０の規定により告示する。

熊本市長　　幸　山　政　史

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|---|---|---|---|---|
| ４３７０１０３３２ | ひろせ　福祉サービス<br>熊本市北区植木町大和２６番地６－１ | 株式会社Ｊ．メディカル<br>熊本県菊池市泗水町８２０番地５<br>代表取締役　橋本　淳 | 平成２６年４月１日 | 福祉用具貸与 |
| ４３７０１０３３２ | ひろせ　福祉サービス<br>熊本市北区植木町大和２６番地６－１ | 株式会社Ｊ．メディカル<br>熊本県菊池市泗水町８２０番地５<br>代表取締役　橋本　淳 | 平成２６年４月１日 | 介護予防福祉用具貸与 |
| ４３７０１０３３２ | ひろせ　福祉サービス<br>熊本市北区植木町大和２６番地６－１ | 株式会社Ｊ．メディカル<br>熊本県菊池市泗水町８２０番地５<br>代表取締役　橋本　淳 | 平成２６年４月１日 | 特定福祉用具販売 |
| ４３７０１０３３２ | ひろせ　福祉サービス<br>熊本市北区植木町大和２６番地６－１ | 株式会社Ｊ．メディカル<br>熊本県菊池市泗水町８２０番地５<br>代表取締役　橋本　淳 | 平成２６年４月１日 | 特定介護予防福祉用具販売 |

---

告示第１５０号
平成２６年３月２６日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４１条第１項本文の指定及び同法第５３条第１項本文の指定をしたので、同法第７８条及び同法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１３１条の２並びに同法第１１５条の１０及び同法施行規則第１４０条の２３の規定により告示する。

熊本市長　　幸　山　政　史

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|---|---|---|---|---|

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ４３６０１９０７３２ | ｉＳＳヘルスケア　訪問看護ステーション<br>熊本市中央区坪井六丁目３６番１２号 | 株式会社ｉＳＳヘルスケア<br>熊本市中央区坪井六丁目３６番１２号<br>代表取締役　波多野　恵津子 | 平成２６年４月１日 | 訪問看護 |
| ４３６０１９０７３２ | ｉＳＳヘルスケア　訪問看護ステーション<br>熊本市中央区坪井六丁目３６番１２号 | 株式会社ｉＳＳヘルスケア<br>熊本市中央区坪井六丁目３６番１２号<br>代表取締役　波多野　恵津子 | 平成２６年４月１日 | 介護予防訪問看護 |

---

告示第１５３号
平成２６年３月２７日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５４条の２第１項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、生活保護法第５５号の２第１号の規定により告示する

熊本市長　　幸　山　政　史

| 介護機関名称・所在地・開設者氏名 | 事業の種類 | 指定年月日 |
|---|---|---|
| 訪問看護ステーション　ステップ<br>熊本市北区植木町投刀塚２９５番地２<br>医療法人横田会　理事長　横田　周三 | 訪問看護 | 平成２６年２月１日 |
| ながみね東薬局<br>熊本市東区長嶺東二丁目１１番９４号<br>株式会社　ＭＹＵ　代表取締役　松村　義雅 | 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 | 平成２６年４月１日 |
| むさし薬局<br>熊本市北区龍田九丁目４－３８第一田中ハイツ１－Ｄ<br>株式会社ファーマダイワ<br>代表取締役　岡山　善郎 | 居宅療養管理指導 | 平成２６年２月１日 |
| 田崎調剤薬局<br>熊本市西区田崎一丁目５－５７<br>有限会社　中九州みどり<br>代表取締役　赤星　孝明 | 介護予防居宅療養管理指導 | 平成２６年２月１９日 |
| 日本調剤熊本薬局<br>熊本市東区湖東１－１２－２６<br>日本調剤株式会社<br>代表取締役社長　三津原　博 | 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 | 平成２６年２月２１日 |
| あいわ訪問介護ステーション・水前寺<br>熊本市中央区水前寺一丁目１０番１号　奥村ビル２階<br>株式会社　光西　西村　光昭 | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成２６年３月１日 |
| 株式会社　祐心　訪問介護事業所　こころ<br>熊本市中央区九品寺四丁目１６－３<br>株式会社　祐心　津曲　祐美 | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成２６年２月２５日 |

| | | |
|---|---|---|
| グループホーム　みんなの光<br>熊本市南区城南町今吉野８０６－１<br>医療法人社団井上会　理事長　井上　光昭 | 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 平成２６年２月２６日 |
| 小規模多機能型居宅介護施設　もねろ<br>熊本市南区富合町菰江２４５番地<br>特定非営利活動法人後藤会　理事長　松村　時夫 | 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 | 平成２６年３月１日 |
| 田島医院<br>熊本市西区田崎３－１－２５<br>田島医院　田島　和周 | 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 | 平成２６年２月２７日 |
| 水前寺ごふく薬局<br>熊本市中央区水前寺二丁目２－５　カーサ水前寺２Ｆ<br>有限会社　呉服薬局　代表取締役　鬼﨑　信文 | 介護予防居宅療養管理指導 | 平成２６年３月１０日 |
| 訪問介護ちょうちょ　くるみの森<br>熊本市東区渡鹿八丁目１番７０号<br>アースウェル株式会社<br>代表取締役　大久保　正幸 | 訪問介護・介護予防訪問介護 | 平成２６年３月１４日 |

---

告 示 第 １ ５ ４ 号

平成２６年３月２７日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５４条の２第４項の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第５５条の２第２号の規定により告示する。

熊本市長　　幸　山　政　史

| | 介護機関名称・所在地・開設者氏名 | 変更年月日 | 変更事由 |
|---|---|---|---|
| 新 | 介護機関名称：御領ケアセンター<br>所在地：熊本市東区御領一丁目３－４３<br>開設者：有限会社シルバーライフサービス<br>熊本市東区御領１丁目３－４３<br>代表取締役　黒川　隆志 | 平成２５年７月１日 | 名称変更 |
| 旧 | 介護機関名称：リハビリ倶楽部<br>所在地：熊本市東区御領一丁目３－４３<br>開設者：有限会社シルバーライフサービス<br>熊本市東区御領１丁目３－４３<br>代表取締役　黒川　隆志 | | |
| 新 | 介護機関名称：御領ケアセンター<br>所在地：熊本市東区御領一丁目３－４３<br>開設者：有限会社シルバーライフサービス<br>熊本市東区御領一丁目３－４３<br>代表取締役　黒川　隆志 | 平成２５年７月１日 | 名称変更 |
| 旧 | 介護機関名称：訪問介護事業所シルバーライフサービス<br>所在地：熊本市東区御領一丁目３－４３<br>開設者：有限会社シルバーライフサービス<br>熊本市東区御領一丁目３－４３<br>代表取締役　黒川　隆志 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 新 | 介護機関名称：御領ケアセンター<br>所在地：熊本市東区御領一丁目３－４３<br>開設者：有限会社シルバーライフサービス<br>熊本市東区御領１丁目３－４３<br>代表取締役　黒川　隆志 | 平成２５年７月１日 | 名称変更 |
| 旧 | 介護機関名称：熊本東居宅介護支援事業所<br>所在地：熊本市東区御領一丁目３－４３<br>開設者：有限会社シルバーライフサービス<br>熊本市東区御領一丁目３－４３<br>代表取締役　黒川　隆志 | | |

---

告 示 第 １ ５ ５ 号

平成２６年３月２７日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５４条の２第４項の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第５５条の２第２号の規定により告示する。

熊本市長　　幸　山　政　史

| 介護機関名称・所在地・開設者氏名 | 廃止年月日 |
|---|---|
| あすなろ熊本デイサービスセンター<br>熊本市南区城南町舞原３４４番地２<br>株式会社　あすなろ　代表取締役　森　真佐司 | 平成２６年３月３１日 |
| あすなろ熊本ヘルパーステーション<br>熊本市南区城南町舞原３４４番地２<br>株式会社　あすなろ　代表取締役　森　真佐司 | 平成２６年３月３１日 |
| あすなろ熊本ケアプランセンター<br>熊本市南区城南町舞原３４４番地２<br>株式会社　あすなろ　代表取締役　森　真佐司 | 平成２６年３月３１日 |

---

告 示 第 １ ５ ６ 号

平成２６年３月２７日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第４９条、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第１４条第４項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第５５条の２第１号の規定により告示する。

熊本市長　　幸　山　政　史

| 医療機関名称・所在地・申請者氏名 | 診療科目 | 指定年月日 |
|---|---|---|
| （医科） | | |
| 内田内科医院<br>熊本市中央区湖東一丁目１－５<br>医療法人奎星会　理事長　内田　奎文 | 内科 | 平成２６年１月１日 |
| （訪問看護） | | |
| 訪問看護ステーションステップ<br>熊本市北区植木町投刀塚２９５番地２<br>医療法人　横田会　理事長　横田　周三 | 訪問看護 | 平成２６年２月１日 |

| | | |
|---|---|---|
| （歯科） | | |
| 福井歯科医院<br>熊本市東区健軍本町２９－８<br>医療法人　心優会　理事長　福井　偉功人 | 歯科 | 平成２５年９月１日 |
| （薬局） | | |
| ながみね東薬局<br>熊本市東区長嶺東二丁目１１－９４<br>株式会社　ＭＹＵ　代表取締役　松村　義雅 | 薬局 | 平成２６年２月１日 |
| むさし薬局<br>熊本市北区龍田九丁目４－３８　第一田中ハイツ１－Ｄ<br>株式会社ファーマダイワ　代表取締役　岡山　善郎 | 薬局 | 平成２６年２月１日 |
| 共生薬局<br>熊本市南区御幸笛田二丁目１５－４３<br>アルファルマ株式会社　代表取締役　佐藤　拓司 | 薬局 | 平成２６年２月１日 |
| 大学堂薬局　藤崎宮前支店<br>熊本市中央区南千反畑町１１－５<br>大森合資会社　代表社員　大森　慶二 | 薬局 | 平成２６年３月１日 |
| （薬局） | | |
| さにい薬局　上熊本店<br>熊本市西区上熊本二丁目１３－１１<br>サニーファーマシー株式会社<br>代表取締役　板東　久訓 | 薬局 | 平成２６年３月１日 |

---

告 示 第 １ ５ ７ 号

平成２６年３月２７日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５０条の２の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、同法第５５条の２第２号の規定により告示する。

熊本市長　　幸　山　政　史

| 医療機関名称・所在地・開設者氏名（住所） | | 変更年月日 | 変更事由 |
|---|---|---|---|
| （医科） | | | |
| 新 | 夕診クリニック<br>熊本市南区野田二丁目９－１<br>宮嵜　俊幸 | 平成２５年４月２日 | 所在地変更 |
| 旧 | 夕診クリニック<br>熊本市南区野田二丁目３１－１７　アーバンウエスト１０３号<br>宮嵜　俊幸 | | |
| （柔道整復） | | | |
| 新 | 在宅マッサージ楽楽　施術者：緒方　健<br>熊本市中央区神水一丁目８番８－１０２号<br>有限会社アグレスグループ　代表　川鍋　土王 | 平成２６年２月１日 | 所在地変更 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 旧 | 在宅マッサージ楽楽　施術者：緒方　健<br>熊本市中央区水前寺公園１－２４－４０１<br>有限会社アグレスグループ　代表　川鍋　土王 | | |
| 新 | 在宅マッサージ楽楽　施術者：加藤　丈雄<br>熊本市中央区神水一丁目８番８－１０２号<br>有限会社アグレスグループ　代表　川鍋　土王 | 平成２６年2月１日 | 所在地変更 |
| 旧 | 在宅マッサージ楽楽　施術者：加藤　丈雄<br>熊本市中央区水前寺公園１－２４－４０１<br>有限会社アグレスグループ　代表　川鍋　土王 | | |
| 新 | 在宅マッサージ楽楽　施術者：古賀　浩文<br>熊本市中央区神水一丁目８番８－１０２号<br>有限会社アグレスグループ　代表　川鍋　土王 | 平成２６年2月１日 | 所在地変更 |
| 旧 | 在宅マッサージ楽楽　施術者：古賀　浩文<br>熊本市中央区水前寺公園１－２４－４０１<br>有限会社アグレスグループ　代表　川鍋　土王 | | |
| （柔道整復） | | | |
| 新 | 在宅マッサージ楽楽　施術者：佐藤　吉将<br>熊本市中央区神水一丁目８番８－１０２号<br>有限会社アグレスグループ　代表　川鍋　土王 | 平成２６年2月１日 | 所在地変更 |
| 旧 | 在宅マッサージ楽楽　施術者：佐藤　吉将<br>熊本市中央区水前寺公園１－２４－４０１<br>有限会社アグレスグループ　代表　川鍋　土王 | | |
| 新 | 在宅マッサージ楽楽　施術者：赤澤　幸一<br>熊本市中央区神水一丁目８番８－１０２号<br>有限会社アグレスグループ　代表　川鍋　土王 | 平成２６年2月１日 | 所在地変更 |
| 旧 | 在宅マッサージ楽楽　施術者：赤澤　幸一<br>熊本市中央区水前寺公園１－２４－４０１<br>有限会社アグレスグループ　代表　川鍋　土王 | | |

---

告 示 第 １ ５ ８ 号

平成２６年３月２７日

生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第５０条の２の規定により次の指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第５５条の２第２号の規定により告示する。

熊本市長　　幸　山　政　史

| 医療機関名称・所在地・開設者氏名 | 廃止年月日 |
|---|---|
| （医科） | |
| 内田内科医院<br>熊本市中央区湖東一丁目１－５<br>内田　奎文 | 平成２５年１２月３１日 |
| （歯科） | |
| 福井歯科医院<br>熊本市東区健軍本町２９－８<br>福井　偉功人 | 平成２５年８月３１日 |

| （薬局） | |
|---|---|
| 共生調剤薬局<br>熊本市南区御幸笛田二丁目１５－４３<br>有限会社　共生薬局　代表取締役　髙木　博史 | 平成２６年1月３１日 |
| むさし薬局<br>熊本市北区楠七丁目１５－８５<br>株式会社　ファーマダイワ　代表取締役　岡山　善郎 | 平成２６年1月３１日 |

---

告示第１５９号
平成２６年３月２７日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７５条２項の規定による届出がされたので、同法第７８条及び同法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１３１条の２の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長　　幸　山　政　史

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名 | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|---|---|---|---|---|
| ４３７０１０９９６１ | 茶話本舗デイサービス島崎<br>熊本市西区島崎六丁目９番５号 | 株式会社ウッドランドパス<br>熊本市北区清水本町３番１号<br>代表取締役　荒木　周子 | 平成２６年４月３０日 | 通所介護 |

---

告示第１６０号
平成２６年３月２７日

国税徴収法（昭和３４年法律第１４７号）第１３１条の規定に基づく配当計算書（謄本）の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２及び熊本市税条例（昭和２５年告示第８９号）第１３条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長　　幸　山　政　史

１　送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
　１人
２　送達する書類名
　配当計算書（謄本）-

---

告示第１６１号
平成２６年３月２７日

平成２５年度市税督促状の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２及び熊本市税条例（昭和２５年告示第８９号）第１３条の規定に基づき告示する。

なお、督促状は熊本市財政局納税課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長　　幸　山　政　史

１　督促状送達の効力の発生日
　この掲示を始めた日から起算して７日を経過した日
２　督促状の送達を受けるべき者の住所及び氏名
(1)　市県民税（普通徴収）　　３９８件
(2)　市県民税（特別徴収）　　２３件

(3) 固定資産税　　１８４件
(4) 軽自動車税　　6件
(5) 法人市民税　　2件

---

告 示 第 １ ６ ２ 号
平成２６年３月２７日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１項の認可をした団体から、同条第１１項に規定する変更の届出があったので、同条第１０項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長　　幸　山　政　史

1　団体の名称
　釈迦堂区自治会
2　変更があった事項及びその内容
(1) 目的
「この会は、会員相互及び会内外の諸団体との協力・協調のもとに、会員の教養を高め、福祉を増進し、地域生活環境の整備や防災に努め、また、行政との協議、協力をすすめつつ住民のための地域的な共同活動をおこなうことを目的とする。」を「この区は、区員相互及び区内外の諸団体との協力・協調のもとに、区員の教養を高め、福祉を増進し、地域生活環境の整備や防災に努め、また、行政との協議・協力をすすめつつ区民のための地域的な共同活動を行うことを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。
(1) 区員相互の親睦に関すること。
(2) 回覧板の回付等自治区域内の住民相互の連絡
(3) 美化、清掃等自治区域内の環境の整備
(4) 集会施設の維持管理
(5) 消防施設の維持管理
(6) 放送施設の維持管理
(7) その他、所有する資産または受託した施設の管理及び運営に関すること。
(8) 区内外の各種団体との連絡協議に関すること。
(9) 行政情報の活用及び行政との連絡協議に関すること。
(10) その他本区の目的を達成するために必要な事業。
(2) 区域
「本区の区域は、富合町大字釈迦堂１０番地から同大字釈迦堂８４６番地とする。」を「本区の区域は、熊本市南区富合町釈迦堂１０番地から熊本市南区富合町釈迦堂８４６番地までの区域とする。」に改める。
(3) 主たる事務所の所在地
「下益城郡富合町大字釈迦堂２０３番地（釈迦堂区公民館）」を「本区の事務所は、釈迦堂区公民館所在地（熊本市南区富合町釈迦堂２０３番地）に置く。」に改める。

---

告 示 第 １ ６ ３ 号
平成２６年３月２７日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例(昭和６０年条例第３１号) 第１２条、第１３条第２項及び第１６条第１項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第１４条第２項及び第１６条第２項並びに同条例施行規則（昭和６１年規則第７号）第１８条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第１７条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長　　幸　山　政　史

1　売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）
2　売却又は廃棄の年月日

平成２６年３月２７日
３　売却又は廃棄の台数
自転車　８台

---

告 示 第 １ ６ ５ 号
平成２６年３月２８日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１４第１項の規定に基づき、次の規約により上益城郡益城町と熊本市との間における消防事務の受託をする。

熊本市長　　幸　山　政　史

上益城郡益城町と熊本市との間における消防事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）
第１条　上益城郡益城町（以下「甲」という。）は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を熊本市（以下「乙」という。）に委託する。
(1)　消防に関する事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）
(2)　火薬類取締法（昭和２５年法律第１４９号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和４２年法律第１４９号）に基づく事務のうち、熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成１１年熊本県条例第５８号）の規定により甲が処理することとされたもの
（管理及び執行の方法）
第２条　委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。
（経費の負担及び予算の執行）
第３条　委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。
２　前項の経費の額及び納付の時期は、甲及び乙の長が協議して定める。
第４条　乙の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。
第５条　委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料等の収入は、全て乙の収入とする。
第６条　乙の長は、各年度において、その委託事務の執行に係る予算に残額がある場合は、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合において、乙の長は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに甲の長に提出しなければならない。
（決算の措置）
第７条　乙の長は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第６項の規定により決算の要領を公表したときは、委託事務に関する部分を甲の長に通知しなければならない。
（委託事務の適正な管理及び執行）
第８条　甲及び乙の長は、委託事務の適正な管理及び執行について定期的に協議を行うものとする。
２　前項に規定するほか、委託事務に関する重要事項につき必要な協議をするため、甲及び乙の長その他関係機関により構成する運営協議会を設置するものとする。
（条例等の制定又は改廃）
第９条　乙の長は、委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ甲の長に通知しなければならない。
２　乙の長は、前項の条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を甲の長に通知しなければならない。
３　甲の長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

（消防水利施設の設置等）

第１０条　甲は、甲の区域内の消火活動に常時有効に使用することができる水利施設を設置し、維持し、及び管理しなければならない。

（財産上の措置）

第１１条　甲は、委託事務の管理及び執行の用に供するために必要な施設等を無償で乙に貸与する。

（協議）

第１２条　この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙の長が協議して定める。

附　則

１　この規約は、平成２６年４月１日から施行する。

２　甲の長は、この規約の告示の際、併せて、委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

３　委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、乙の長がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに甲に還付しなければならない。

---

告示第１６６号

平成２３年３月２８日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１４第１項の規定に基づき、次の規約により阿蘇郡西原村と熊本市との間における消防事務の受託をする。

熊本市長　　幸　山　政　史

阿蘇郡西原村と熊本市との間における消防事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第１条　阿蘇郡西原村（以下「甲」という。）は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を熊本市（以下「乙」という。）に委託する。

(1)　消防に関する事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）

(2)　火薬類取締法（昭和２５年法律第１４９号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和４２年法律第１４９号）に基づく事務のうち、熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成１１年熊本県条例第５８号）の規定により甲が処理することとされたもの

（管理及び執行の方法）

第２条　委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

（経費の負担及び予算の執行）

第３条　委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。

２　前項の経費の額及び納付の時期は、甲及び乙の長が協議して定める。

第４条　乙の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

第５条　委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料等の収入は、全て乙の収入とする。

第６条　乙の長は、各年度において、その委託事務の執行に係る予算に残額がある場合は、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合において、乙の長は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに甲の長に提出しなければならない。

（決算の措置）

第７条　乙の長は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第６項の規定により決算の要領を公表したときは、委託事務に関する部分を甲の長に通知しなければならない。

（委託事務の適正な管理及び執行）

第８条　甲及び乙の長は、委託事務の適正な管理及び執行について定期的に協議を行うものとする。

２　前項に規定するほか、委託事務に関する重要事項につき必要な協議をするため、甲及び乙の長その他関係機関により構成する運営協議会を設置するものとする。

（条例等の制定又は改廃）

第９条　乙の長は、委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ甲の長に通知しなければならない。

２　乙の長は、前項の条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を甲の長に通知しなければならない。

３　甲の長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

（消防水利施設の設置等）

第１０条　甲は、甲の区域内の消火活動に常時有効に使用することができる水利施設を設置し、維持し、及び管理しなければならない。

（財産上の措置）

第１１条　甲は、委託事務の管理及び執行の用に供するために必要な施設等を無償で乙に貸与する。

（協議）

第１２条　この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙の長が協議して定める。

附　則

１　この規約は、平成２６年４月１日から施行する。

２　甲の長は、この規約の告示の際、併せて、委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

３　委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、乙の長がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに甲に還付しなければならない。

---

告示第１６７号

平成２６年３月２８日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第１項の認可をした団体から、同条第１１項に規定する変更の届出があったので、同条第１０項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長　　幸　山　政　史

１　団体の名称

那知区自治会

２　変更があった事項及びその内容

(1)　代表者の氏名

「大山　精一」を「押田　照夫」に改める。

(2)　代表者の住所

「熊本市北区植木町那知２６番地」を「熊本市北区植木町円台寺２６２番地」に改める。

---

告示第１６８号

平成２６年３月３１日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７８条の５第２項及び同法第１１５条の１５第２項の規定による届出がされたので、同法第７８条の１１及び同法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）

第１３１条の１４並びに同法第１１５条の２０及び同法施行規則第１４０条の３１の規定により告示する。

熊本市長　　幸　山　政　史

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名 | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|---|---|---|---|---|
| ４３９０１００１８０ | おおうらさんち<br>熊本市中央区水前寺四丁目５２番４４号 | 医療法人社団　大浦会<br>熊本市東区三郎１丁目１２－２５<br>理事長　小山　敬子 | 平成２６年３月３１日 | 小規模多機能型居宅介護 |
| ４３９０１００１８０ | おおうらさんち<br>熊本市中央区水前寺四丁目５２番４４号 | 医療法人社団　大浦会<br>熊本市東区三郎１丁目１２－２５<br>理事長　小山　敬子 | 平成２６年３月３１日 | 介護予防小規模多機能型居宅介護 |

---

告示第１６９号

平成２６年３月３１日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第４６条第２項の規定に基づき、共同生活援助事業を行う事業者の指定を廃止したので、同法第５１条第２号の規定により告示する。

熊本市長　　幸　山　政　史

１　廃止した事業所の名称及び所在地
　医療法人 健生会 明生病院
　熊本市北区大窪二丁目６番２０号
２　廃止した事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
　医療法人 健生会 明生病院
　熊本市北区大窪二丁目６番２０号
　　理事長　水足　秀一郎
３　廃止した事業の種類
　共同生活援助
４　廃止年月日
　平成２６年３月３１日

---

告示第１７０号

平成２６年３月３１日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第４６条第２項の規定に基づき、障害福祉サービス事業者の指定を廃止したので、同法第５１条第２号の規定により告示する。

熊本市長　幸　山　政　史

１　廃止した事業所の名称及び所在地
　自立支援センター　グランパ
　熊本市中央区大江本町６番５－３０７号
２　廃止した事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
　一般社団法人 グランパ
　熊本市中央区大江本町６番５－３０７号
　　代表理事　岸　ハルミ
３　廃止した事業の種類

就労継続支援A型

４　廃止年月日

平成２６年3月３１日

---

告 示 第 １ ７ １ 号

平成２６年３月３１日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７８条の５の規定による届出がされたので、同法第７８条の１１及び同法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１３１条の１４の規定により告示する。

熊本市長　　幸　山　政　史

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名 | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|---|---|---|---|---|
| ４３７０１０１３９８ | シルバー日吉デイサービスセンター<br>熊本市南区平成二丁目６番９号 | 社会福祉法人　熊本南福祉会<br>熊本市南区平成二丁目６番９号<br>理事長　坂本　彰宏 | 平成２６年３月３１日 | （介護予防）認知症対応型通所介護 |

---

告 示 第 １ ７ ２ 号

平成２６年３月３１日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４１条第１項本文の指定及び同法第５３条第１項本文の指定をしたので、同法第７８条及び同法第１１５条の１０の規定により告示する。

熊本市長　　幸　山　政　史

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|---|---|---|---|---|
| ４３７０１１０３６５ | ツクイ熊本坪井<br>熊本市中央区坪井六丁目３３番２０号 | 株式会社ツクイ<br>神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目６番１号<br>代表取締役　津久井　宏 | 平成２６年４月１日 | 通所介護 |
| ４３７０１１０３６５ | ツクイ熊本坪井<br>熊本市中央区坪井六丁目３３番２０号 | 株式会社ツクイ<br>神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目６番１号<br>代表取締役　津久井　宏 | 平成２６年４月１日 | 介護予防通所介護 |

---

告 示 第 １ ７ ３ 号

平成２６年３月３１日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４１条第１項本文の指定及び同法第５３条第１項本文の指定をしたので、同法第７８条及び同法第１１５条の１０の規定により告示する。

熊本市長　　幸　山　政　史

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|---|---|---|---|---|

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ４３７０１１０３７３ | さくら苑デイサービス<br>熊本市南区城南町舞原１４６６番地１ | 株式会社リニエルサプライ<br>熊本県菊池郡大津町大津１４３８番地９<br>代表取締役　中村　正章 | 平成２６年４月１日 | 通所介護 |
| ４３７０１１０３７３ | さくら苑デイサービス<br>熊本市南区城南町舞原１４６６番地１ | 株式会社リニエルサプライ<br>熊本県菊池郡大津町大津１４３８番地９<br>代表取締役　中村　正章 | 平成２６年４月１日 | 介護予防通所介護 |

---

告示第１７４号

平成２６年３月３１日

車両制限令（昭和３６年政令第２６５号）第３条第１項第３号の規定により通行する車両の高さの最高限度が４．１メートルである道路を次のとおり指定し、同令第１０条第１項の規定により当該道路を通行する高さが３．８メートルを超え４．１メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

熊本市長　　幸　山　政　史

１　指定する道路の路線名及び区間

| 路　線　名 | 区　間 |
|---|---|
| 蓮台寺町第３１号線 | 熊本市西区蓮台寺１丁目１２０番地先から<br>熊本市西区蓮台寺１丁目１２２番１地先から |
| 蓮台寺１丁目第１号線 | 熊本市西区蓮台寺１丁目１０８番１地先から<br>熊本市西区蓮台寺１丁目１１４番２地先から |

２　指定する期日　　平成２６年４月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが３．８メートルを超え４．１メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1)　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2)　後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法０．２３メートル以上、縦寸法０．１２メートル以上（又は横寸法０．１２メートル以上、縦寸法０．２３メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3)　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

---

告示第１７５号

平成２６年３月３１日

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき、市道の区域を変更する。その関係書類は告示の日から２週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長　　幸　山　政　史

| 整理番号 | 路線名 | 道路の区域 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 新旧の別 | 区間 | 敷地の幅員(m) | 延長(m) |
| 1－116 | 千葉城町草葉町第1号線 | 旧 | 中央区上通町7番14地先から<br>中央区上通町7番14地先まで | 3．2<br>～ 3．3 | 56．1 |
| | | 新 | 中央区上通町7番55地先から<br>中央区上通町7番55地先まで | 3．6<br>～ 4．3 | 56．1 |
| 1－196 | 子飼本町第5号線 | 旧 | 中央区子飼本町149番地先から<br>中央区子飼本町149番地先まで | 3．2<br>～ 3．3 | 7．1 |
| | | 新 | 中央区子飼本町149番地先から<br>中央区子飼本町149番地先まで | 4．0<br>～ 4．0 | 7．1 |
| 1－314 | 京町2丁目第8号線 | 旧 | 中央区京町二丁目246番地先から<br>中央区京町二丁目246番地先まで | 2．4<br>～ 3．3 | 19．4 |
| | | 新 | 中央区京町二丁目246番地先から<br>中央区京町二丁目246番地先まで | 3．2<br>～ 3．3 | 16．5 |
| 1－315 | 京町2丁目第9号線 | 旧 | 中央区京町二丁目261番地先から<br>中央区京町二丁目261番地先まで | 1．6<br>～ 3．1 | 29．7 |
| | | 新 | 中央区京町二丁目261番1地先から<br>中央区京町二丁目261番1地先まで | 3．2<br>～ 6．3 | 20．6 |
| 1－316 | 京町2丁目第10号線 | 旧 | 中央区京町二丁目261番地先から<br>中央区京町二丁目261番地先まで | 4．5<br>～ 6．1 | 12．2 |
| | | 新 | 中央区京町二丁目261番1地先から<br>中央区京町二丁目261番1地先まで | 4．5<br>～ 6．1 | 12．2 |
| 2－3 | 黒髪4丁目黒髪2丁目第1号線 | 旧 | 中央区黒髪四丁目101番2地先から<br>中央区黒髪四丁目101番2地先まで | 3．4<br>～ 3．6 | 17．1 |
| | | 新 | 中央区黒髪四丁目101番1地先から<br>中央区黒髪四丁目101番1地先まで | 3．6<br>～ 4．2 | 17．1 |
| 2－66 | 黒髪2丁目第23号線 | 旧 | 中央区黒髪二丁目744番3地先から<br>中央区黒髪二丁目744番3地先まで | 2．4<br>～ 4．0 | 20．4 |
| | | 新 | 中央区黒髪二丁目744番1地先から<br>中央区黒髪二丁目744番1地先まで | 3．2<br>～ 4．6 | 20．4 |
| 2－92 | 黒髪5丁目第7号線 | 旧 | 中央区黒髪五丁目1番地先から<br>中央区黒髪五丁目227番地先まで | 4．8<br>～ 5．6 | 2．5 |
| | | 新 | 中央区黒髪五丁目1番1地先から<br>中央区黒髪五丁目227番地先まで | 5．7<br>～ 6．2 | 2．5 |
| 2－93 | 黒髪5丁目第8号線 | 旧 | 中央区黒髪五丁目1番地先から<br>中央区黒髪五丁目184番1地先まで | 4．0<br>～ 8．2 | 88．7 |
| | | 新 | 中央区黒髪五丁目1番1地先から<br>中央区黒髪五丁目184番1地先まで | 4．0<br>～ 8．4 | 88．7 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 2－112 | 黒髪6丁目第3号線 | 旧 | 中央区黒髪六丁目４２７番4地先から<br>中央区黒髪六丁目４２７番4地先まで | 3．4<br>～ 3．6 | 21．0 |
| | | 新 | 中央区黒髪六丁目４２７番2地先から<br>中央区黒髪六丁目４２７番1地先まで | 3．6<br>～ 3．7 | 21．0 |
| 2－119 | 黒髪6丁目第10号線 | 旧 | 中央区黒髪六丁目４２７番4地先から<br>中央区黒髪六丁目４２７番4地先まで | 2．4<br>～ 2．5 | 24．4 |
| | | 新 | 中央区黒髪六丁目４２７番1地先から<br>中央区黒髪六丁目４２７番3地先まで | 3．2<br>～ 5．3 | 24．4 |
| 3－35 | 渡鹿7丁目第3号線 | 旧 | 中央区渡鹿七丁目１７１番地先から<br>中央区渡鹿七丁目１７１番地先まで | 2．7<br>～ 5．0 | 17．0 |
| | | 新 | 中央区渡鹿七丁目１７１番1地先から<br>中央区渡鹿七丁目１７１番1地先まで | 3．4<br>～ 5．0 | 17．0 |
| 3－84 | 新屋敷2丁目第4号線 | 旧 | 中央区新屋敷二丁目２２番3地先から<br>中央区新屋敷二丁目２２番1地先まで | 6．0<br>～11．6 | 36．1 |
| | | 新 | 中央区新屋敷二丁目２２番2地先から<br>中央区新屋敷二丁目２２番1地先まで | 6．5<br>～14．3 | 8．9 |
| 3－85 | 新屋敷2丁目第5号線 | 旧 | 中央区新屋敷二丁目２４番１５地先から<br>中央区新屋敷二丁目２２番１５地先まで | 6．0<br>～ 6．1 | 10．9 |
| | | 新 | 中央区新屋敷二丁目２４番１５地先から<br>中央区新屋敷二丁目２２番１５地先まで | － | － |
| 3－94 | 新屋敷2丁目第13号線 | 旧 | 中央区新屋敷二丁目5番5地先から<br>中央区新屋敷二丁目5番3地先まで | 3．3<br>～ 3．3 | 14．2 |
| | | 新 | 中央区新屋敷二丁目5番5地先から<br>中央区新屋敷二丁目5番3地先まで | 3．7<br>～ 3．7 | 14．2 |
| 3－219 | 大江5丁目第4号線 | 旧 | 中央区大江五丁目5番9地先から<br>中央区大江五丁目2番1地先まで | 2．8<br>～ 3．0 | 12．6 |
| | | 新 | 中央区大江五丁目5番9地先から<br>中央区大江五丁目2番1地先まで | 2．8<br>～ 3．4 | 12．6 |
| 3－275 | 大江2丁目第1号線 | 旧 | 中央区大江二丁目８９７番3地先から<br>中央区大江二丁目８９７番3地先まで | 3．9<br>～ 3．9 | 21．2 |
| | | 新 | 中央区大江二丁目８９７番3地先から<br>中央区大江二丁目８９７番3地先まで | 3．9<br>～ 4．2 | 21．2 |
| 3－286 | 大江2丁目第3号線 | 旧 | 中央区大江二丁目８９８番1地先から<br>中央区大江二丁目８９８番1地先まで | 8．9<br>～ 9．2 | 0．1 |
| | | 新 | 中央区大江二丁目８９８番1地先から<br>中央区大江二丁目８９８番1地先まで | － | － |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 3－375 | 新屋敷2丁目第18号線 | 旧 | 中央区新屋敷二丁目20番22地先から<br>中央区新屋敷二丁目20番53地先まで | 4．6<br>～ 5．7 | 39．3 |
| | | 新 | 中央区新屋敷二丁目20番61地先から<br>中央区新屋敷二丁目20番53地先まで | 4．0<br>～ 7．1 | 16．7 |
| 4－252 | 出水7丁目第3号線 | 旧 | 中央区出水七丁目409番1地先から<br>中央区出水七丁目260番9地先まで | 2．4<br>～ 3．1 | 83．3 |
| | | 新 | 中央区出水七丁目409番1地先から<br>中央区出水七丁目260番9地先まで | 3．2<br>～ 4．5 | 83．3 |
| 4－261 | 出水8丁目第9号線 | 旧 | 中央区出水八丁目638番地先から<br>中央区出水八丁目640番2地先まで | 2．9<br>～ 3．4 | 23．5 |
| | | 新 | 中央区出水八丁目638番地先から<br>中央区出水八丁目640番2地先まで | 3．4<br>～ 3．7 | 23．5 |
| 5－91 | 琴平本町第4号線 | 旧 | 中央区琴平本町1605番2地先から<br>中央区琴平本町1606番6地先まで | 2．0<br>～ 3．5 | 32．4 |
| | | 新 | 中央区琴平本町1605番2地先から<br>中央区琴平本町1606番6地先まで | 3．1<br>～ 4．8 | 32．4 |
| 5－141 | 萩原町田迎第1号線 | 旧 | 中央区八王寺町739番地先から<br>中央区八王寺町745番3地先まで | 2．4<br>～ 5．7 | 67．0 |
| | | 新 | 中央区八王寺町739番地先から<br>中央区八王寺町745番3地先まで | 4．0<br>～ 5．9 | 67．0 |
| 5－207 | 世安町十禅寺町第1号線 | 旧 | 中央区十禅寺一丁目526番1地先から<br>南区十禅寺二丁目520番2地先まで | 4．0<br>～ 5．2 | 72．0 |
| | | 新 | 中央区十禅寺一丁目526番1地先から<br>南区十禅寺二丁目520番2地先まで | 4．2<br>～ 8．0 | 72．4 |
| 6－114 | 春日4丁目第9号線 | 旧 | 西区春日四丁目27番地先から<br>西区春日四丁目21番地先まで | 3．6<br>～ 3．9 | 1．9 |
| | | 新 | 西区春日四丁目27番地先から<br>西区春日四丁目21番地先まで | 3．6<br>～ 5．7 | 1．9 |
| 6－119 | 春日4丁目第14号線 | 旧 | 西区春日四丁目131番地先から<br>西区春日四丁目136番2地先まで | ― | ― |
| | | 新 | 西区春日四丁目131番地先から<br>西区春日四丁目136番2地先まで | 22．1<br>～26．3 | 1．5 |
| 6－140 | 春日5丁目第1号線 | 旧 | 西区春日五丁目188番地先から<br>西区春日五丁目139番2地先まで | 9．2<br>～ 9．5 | 2．8 |
| | | 新 | 西区春日五丁目188番地先から<br>西区春日五丁目139番2地先まで | ― | ― |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 6－174 | 春日2丁目第1号線 | 旧 | 西区春日二丁目747番1地先から<br>西区春日二丁目716番8地先まで | 2．5<br>～ 3．3 | 17．8 |
| | | 新 | 西区春日二丁目747番1地先から<br>西区春日二丁目716番8地先まで | 3．3<br>～ 3．3 | 17．8 |
| 6－176 | 春日2丁目第3号線 | 旧 | 西区春日二丁目753番地先から<br>西区春日二丁目708番2地先まで | 5．5<br>～ 7．8 | 14．4 |
| | | 新 | 西区春日二丁目753番地先から<br>西区春日二丁目708番2地先まで | 5．5<br>～ 7．8 | 14．4 |
| 6－198 | 春日町第16号線 | 旧 | 西区春日七丁目175番地先から<br>西区春日七丁目152番7地先まで | 4．4<br>～ 5．3 | 69．6 |
| | | 新 | 西区春日七丁目175番地先から<br>西区春日七丁目152番7地先まで | 5．7<br>～ 6．6 | 69．6 |
| 6－473 | 八島2丁目城山上代町第2号線 | 旧 | 西区上代二丁目59番8地先から<br>西区上代二丁目59番7地先まで | 2．4<br>～ 3．2 | 34．5 |
| | | 新 | 西区上代二丁目59番1地先から<br>西区上代二丁目59番6地先まで | 4．0<br>～ 4．0 | 34．5 |
| 6－473 | 八島2丁目城山上代町第2号線 | 旧 | 西区上代二丁目58番3地先から<br>西区上代二丁目58番3地先まで | 2．7<br>～ 4．0 | 40．0 |
| | | 新 | 西区上代二丁目58番1地先から<br>西区上代二丁目58番1地先まで | 4．0<br>～ 4．0 | 40．0 |
| 7－28 | 花園5丁目第11号線 | 旧 | 西区花園五丁目938番6地先から<br>西区花園五丁目938番6地先まで | 2．0<br>～ 2．0 | 17．5 |
| | | 新 | 西区花園五丁目938番5地先から<br>西区花園五丁目938番5地先まで | 2．4<br>～ 2．4 | 17．5 |
| 7－133 | 花園7丁目第57号線 | 旧 | 西区花園七丁目1865番地先から<br>西区花園七丁目1866番地先まで | 3．3<br>～ 7．3 | 34．1 |
| | | 新 | 西区花園七丁目1865番地先から<br>西区花園七丁目1866番地先まで | 5．5<br>～11．8 | 35．0 |
| 7－139 | 花園7丁目第63号線 | 旧 | 西区花園七丁目1863番5地先から<br>西区花園七丁目1865番地先まで | 1．9<br>～ 2．1 | 14．9 |
| | | 新 | 西区花園七丁目1863番5地先から<br>西区花園七丁目1865番地先まで | 1．9<br>～ 8．6 | 17．9 |
| 7－140 | 花園7丁目第64号線 | 旧 | 西区花園七丁目2482番地先から<br>西区花園七丁目1866番3地先まで | 8．1<br>～ 9．0 | 8．0 |
| | | 新 | 西区花園七丁目2482番地先から<br>西区花園七丁目1866番3地先まで | 8．1<br>～ 8．5 | 5．9 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 7－150 | 花園7丁目第74号線 | 旧 | 西区花園七丁目1801番1地先から<br>西区花園七丁目1802番2地先まで | 7．5<br>～ 9．2 | 2．6 |
| | | 新 | 西区花園七丁目1801番1地先から<br>西区花園七丁目1802番2地先まで | ― | ― |
| 7－219 | 島崎6丁目花園三丁目第1号線 | 旧 | 西区花園三丁目380番17地先から<br>西区花園三丁目380番17地先まで | 4．8<br>～ 4．8 | 2．0 |
| | | 新 | 西区花園三丁目380番2地先から<br>西区花園三丁目380番2地先まで | 4．8<br>～ 7．1 | 2．0 |
| 7－304 | 島崎3丁目第19号線 | 旧 | 西区島崎三丁目421番地先から<br>西区島崎三丁目421番地先まで | 1．7<br>～ 2．6 | 60．4 |
| | | 新 | 西区島崎三丁目421番7地先から<br>西区島崎三丁目421番1地先まで | 2．6<br>～ 7．5 | 60．4 |
| 7－339 | 島崎5丁目第9号線 | 旧 | 西区島崎五丁目323番地先から<br>西区島崎五丁目303番地先まで | 2．9<br>～12．3 | 43．1 |
| | | 新 | 西区島崎五丁目322番14地先から<br>西区島崎五丁目303番地先まで | 5．0<br>～ 7．2 | 43．1 |
| 7－347 | 島崎5丁目第16号線 | 旧 | 西区島崎五丁目377番地先から<br>西区島崎五丁目389番3地先まで | 2．6<br>～ 6．6 | 51．2 |
| | | 新 | 西区島崎五丁目377番地先から<br>西区島崎五丁目389番3地先まで | 3．5<br>～ 6．8 | 51．2 |
| 7－364 | 島崎5丁目第26号線 | 旧 | 西区島崎五丁目637番地先から<br>西区島崎五丁目633番地先まで | 2．5<br>～ 2．5 | 6．2 |
| | | 新 | 西区島崎五丁目637番地先から<br>西区島崎五丁目633番地先まで | ― | ― |
| 8－3 | 池田2丁目第2号線 | 旧 | 西区池田二丁目200番1地先から<br>西区池田二丁目200番2地先まで | 4．0<br>～ 4．5 | 30．2 |
| | | 新 | 西区池田二丁目200番1地先から<br>西区池田二丁目200番2地先まで | 4．5<br>～10．8 | 30．2 |
| 9－214 | 山室第39号線 | 旧 | 北区山室二丁目416番2地先から<br>北区山室二丁目416番2地先まで | 3．4<br>～ 3．4 | 21．3 |
| | | 新 | 北区山室二丁目416番3地先から<br>北区山室二丁目416番1地先まで | 4．0<br>～ 4．0 | 21．3 |
| 9－226 | 大窪第8号線 | 旧 | 北区大窪一丁目17番1地先から<br>北区大窪一丁目17番1地先まで | 4．4<br>～26．6 | 25．3 |
| | | 新 | 北区大窪一丁目17番1地先から<br>北区大窪一丁目17番1地先まで | 4．4<br>～26．6 | 43．7 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ９－２７５ | 清水本町室園町第１号線 | 旧 | 北区室園町２６番１地先から<br>北区室園町２０番地先まで | ４．３<br>～　９．４ | ２４．６ |
| | | 新 | 北区室園町２６番１地先から<br>北区室園町２０番地先まで | ８．１<br>～１３．５ | ２３．３ |
| ９－３６８ | 八景水谷１丁目第９号線 | 旧 | 北区八景水谷一丁目１０９７番１２地先から<br>北区八景水谷一丁目１０９７番１２地先まで | ２．５<br>～　２．７ | １１．０ |
| | | 新 | 北区八景水谷一丁目１０９７番１１地先から<br>北区八景水谷一丁目１０９７番１１地先まで | ３．３<br>～　３．４ | １１．０ |
| ９－４１９ | 八景水谷２丁目新地第１号線 | 旧 | 北区八景水谷二丁目３１４番3地先から<br>北区八景水谷二丁目３１４番１地先まで | ７．０<br>～１０．８ | ４．０ |
| | | 新 | 北区八景水谷二丁目３１４番3地先から<br>北区八景水谷二丁目３１４番１地先まで | ７．０<br>～１０．９ | ３．０ |
| ９－６０４ | 室園町第２２号線 | 旧 | 北区清水本町１５９番１地先から<br>北区清水本町１５４番２地先まで | ４．４<br>～　７．４ | ７５．４ |
| | | 新 | 北区清水本町１５９番１地先から<br>北区清水本町１５４番２地先まで | １１．６<br>～２４．３ | ６９．５ |
| １０－６１ | 上立田第７号線 | 旧 | 北区龍田一丁目３９２番地先から<br>北区龍田一丁目３９２番地先まで | ２．４<br>～　３．９ | ２２．０ |
| | | 新 | 北区龍田一丁目３９２番１０地先から<br>北区龍田一丁目３９２番１０地先まで | ５．０<br>～　５．０ | ２２．０ |
| １０－１３９ | 上立田第８４号線 | 旧 | 北区楡木二丁目１６２８番２地先から<br>北区楡木二丁目１６２８番２地先まで | ４．０<br>～　４．１ | ９．１ |
| | | 新 | 北区楡木二丁目１６１４番２地先から<br>北区楡木二丁目１６２８番１地先まで | ４．７<br>～　４．７ | ９．１ |
| １０－２５０ | 弓削第４１号線 | 旧 | 北区龍田弓削一丁目８１番１地先から<br>北区龍田弓削一丁目８１番１地先まで | ２．３<br>～　４．５ | １５．４ |
| | | 新 | 北区龍田弓削一丁目８１番２６地先から<br>北区龍田弓削一丁目８１番２６地先まで | ３．３<br>～　６．４ | １５．４ |
| １０－３２８ | 上立田第１１４号線 | 旧 | 北区龍田二丁目６３６番１０地先から<br>北区龍田二丁目６３６番１１地先まで | ２．５<br>～　３．８ | ５８．８ |
| | | 新 | 北区龍田二丁目６３６番5地先から<br>北区龍田二丁目６３６番１地先まで | ３．５<br>～　４．２ | ５８．８ |
| １０－３３８ | 弓削第１０７号線 | 旧 | 北区楠八丁目１３２６番２地先から<br>北区楠八丁目１３５４番１地先まで | ２．４<br>～　４．０ | ６９．５ |
| | | 新 | 北区楠八丁目１３２６番２地先から<br>北区楠八丁目１３５４番１地先まで | ３．４<br>～　４．０ | ６９．５ |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| １０－３３９ | 弓削第１０８号線 | 旧 | 北区楠六丁目１８６７番1地先から<br>北区楠六丁目１８８４番1地先まで | ３．１<br>～　４．３ | ３１．８ |
| | | 新 | 北区楠六丁目１８６７番1地先から<br>北区楠六丁目１８８４番4地先まで | ３．９<br>～１０．７ | ３３．２ |
| １１－３３ | 保田窪本町第２０号線 | 旧 | 東区保田窪三丁目６４４番1地先から<br>東区保田窪三丁目６４４番1地先まで | １．７<br>～　２．３ | １２．２ |
| | | 新 | 東区保田窪三丁目６４４番3地先から<br>東区保田窪三丁目６４４番3地先まで | ６．０<br>～　６．０ | １２．２ |
| １２－１８７ | 神水本町第１号線 | 旧 | 中央区神水本町１４７番地先から<br>中央区神水本町１６２番1地先まで | ３．０<br>～　３．７ | ３４．２ |
| | | 新 | 中央区神水本町１４７番地先から<br>中央区神水本町１６２番1地先まで | ３．０<br>～　４．０ | ３４．２ |
| １２－１９１ | 神水本町第５号線 | 旧 | 中央区神水本町４１４番3地先から<br>中央区神水本町４１４番3地先まで | ３．３<br>～　３．６ | １６．７ |
| | | 新 | 中央区神水本町４１４番3地先から<br>中央区神水本町４１４番3地先まで | ４．１<br>～　４．２ | １６．７ |
| １２－１９４ | 神水本町第８号線 | 旧 | 中央区神水本町１７０番2地先から<br>中央区神水本町１７０番1地先まで | ３．６<br>～　５．３ | １．３ |
| | | 新 | 中央区神水本町１７０番2地先から<br>中央区神水本町１７０番1地先まで | ３．６<br>～　５．９ | １．１ |
| １２－１９５ | 神水本町第９号線 | 旧 | 東区神水本町５０７番2地先から<br>東区神水本町５０７番1地先まで | ２．０<br>～　５．３ | １５．０ |
| | | 新 | 東区神水本町５０７番2地先から<br>東区神水本町５０７番1地先まで | ３．０<br>～　５．３ | １５．０ |
| １２－２００ | 神水本町第１４号線 | 旧 | 東区神水本町５０７番1地先から<br>東区神水本町５０７番1地先まで | ２．５<br>～　２．５ | ２６．３ |
| | | 新 | 東区神水本町５０７番1地先から<br>東区神水本町５０７番7地先まで | ３．２<br>～　３．２ | ３０．８ |
| １２－３４５ | 健軍5丁目第１号線 | 旧 | 東区湖東二丁目２５７番1地先から<br>東区湖東二丁目２５６番2地先まで | ２．３<br>～　３．８ | １５．１ |
| | | 新 | 東区湖東二丁目２５７番1地先から<br>東区湖東二丁目２５６番2地先まで | ３．２<br>～　４．８ | １５．１ |
| １２－３５６ | 広木町第７号線 | 旧 | 東区広木町４５４番地先から<br>東区広木町４３３番3地先まで | ２．８<br>～　３．１ | ３２．７ |
| | | 新 | 東区広木町４５４番地先から<br>東区広木町４３３番3地先まで | ４．０<br>～　４．８ | ３２．７ |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| １２－３９７ | 健軍町第２４号線 | 旧 | 東区新外四丁目２９９７番3地先から<br>東区新外四丁目２９９７番5地先まで | ３．０<br>～　３．３ | ２２．８ |
| | | 新 | 東区新外四丁目２９９７番3地先から<br>東区新外四丁目２９９７番5地先まで | ４．０<br>～　４．１ | ２２．８ |
| １２－４４１ | 健軍町第６７号線 | 旧 | 東区佐土原三丁目３５２４番1地先から<br>東区佐土原三丁目３４９７番1地先まで | ２．１<br>～　８．３ | １５６．１ |
| | | 新 | 東区佐土原三丁目３５２４番1地先から<br>東区佐土原三丁目３４９７番1地先まで | ３．８<br>～　８．３ | １５６．１ |
| １２－４５５ | 健軍町第８１号線 | 旧 | 東区花立五丁目３８５７番5地先から<br>東区花立五丁目３８５６番2地先まで | ４．０<br>～１０．７ | ５．６ |
| | | 新 | 東区花立五丁目３８５７番5地先から<br>東区花立五丁目３８５６番2地先まで | ４．０<br>～１０．７ | ５．６ |
| １２－４５８ | 花立5丁目第2号線 | 旧 | 東区花立五丁目３８９４番２６地先から<br>東区花立五丁目３８９２番3地先まで | １．８<br>～　４．０ | ８３．０ |
| | | 新 | 東区花立五丁目３８９４番２６地先から<br>東区花立五丁目３８９２番3地先まで | ２．０<br>～　４．５ | ８３．０ |
| １２－８３０ | 健軍町第１６７号線 | 旧 | 東区月出三丁目２４３２番９０地先から<br>東区月出七丁目２４３２番７１地先まで | ４．０<br>～　４．３ | ６７．５ |
| | | 新 | 東区月出三丁目２４３２番５０５地先から<br>東区月出七丁目２４３２番７１地先まで | ５．０<br>～　７．４ | ６７．５ |
| １２－８５１ | 小峯2丁目第2号線 | 旧 | 東区小峯二丁目２６１２番１３１地先から<br>東区小峯二丁目２６１２番４０３地先まで | ４．２<br>～　７．５ | ３０．３ |
| | | 新 | 東区小峯二丁目２６１２番６３８地先から<br>東区小峯二丁目２６１２番４０３地先まで | ６．２<br>～　９．１ | ３１．７ |
| １２－９３５ | 健軍町第１９２号線 | 旧 | 東区尾ノ上四丁目２７５３番1地先から<br>東区尾ノ上四丁目２７５９番3地先まで | ７．９<br>～　８．５ | ０．８ |
| | | 新 | 東区尾ノ上四丁目２７５３番1地先から<br>東区尾ノ上四丁目２７５９番3地先まで | ― | ― |
| １２－１１１１ | 小峯2丁目第3号線 | 旧 | 東区小峯二丁目２６１２番１２地先から<br>東区小峯二丁目２６１２番４８８地先まで | ５．４<br>～　５．４ | ２７．３ |
| | | 新 | 東区小峯二丁目２６１２番１２地先から<br>東区小峯二丁目２６１２番４８８地先まで | ６．２<br>～　６．２ | ２７．３ |
| １３－１５０ | 沼山津第３９号線 | 旧 | 東区桜木四丁目２４２番1地先から<br>東区桜木四丁目２４４番4地先まで | ２．０<br>～　２．２ | ４０．６ |
| | | 新 | 東区桜木四丁目２４２番1地先から<br>東区桜木四丁目２４４番4地先まで | ３．１<br>～　３．１ | ４０．６ |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| １３－１９０ | 沼山津第４４号線 | 旧 | 東区桜木五丁目２９１番1地先から<br>東区桜木五丁目２９１番1地先まで | ２．６<br>～　２．８ | ８．３ |
| | | 新 | 東区桜木五丁目２９１番1地先から<br>東区桜木五丁目２９１番1地先まで | ３．８<br>～　４．０ | ８．３ |
| １３－１９０ | 沼山津第４４号線 | 旧 | 東区桜木五丁目３１２番1地先から<br>東区桜木五丁目３１２番1地先まで | ２．０<br>～　２．０ | ６．５ |
| | | 新 | 東区桜木五丁目２９５番地先から<br>東区桜木五丁目３１２番1地先まで | ２．０<br>～　３．０ | ６．５ |
| １３－４７０ | 桜木5丁目桜木6丁目第1号線 | 旧 | 東区桜木六丁目４９５番4地先から<br>東区桜木六丁目３７９番1地先まで | １０．９<br>～１４．４ | ３０．６ |
| | | 新 | 東区桜木六丁目４９５番4地先から<br>東区桜木六丁目３７９番1地先まで | １４．４<br>～１４．８ | ３０．６ |
| １４－２４ | 江津1丁目第１４号線 | 旧 | 東区江津三丁目８４５番1地先から<br>東区江津三丁目８４５番1地先まで | ２．６<br>～　３．８ | １１．２ |
| | | 新 | 東区江津三丁目８４５番1地先から<br>東区江津三丁目８４５番1地先まで | ３．５<br>～１０．５ | １５．７ |
| １４－３２ | 江津1丁目第１９号線 | 旧 | 東区江津三丁目７４７番1地先から<br>東区江津三丁目７４８番1地先まで | ２．０<br>～　３．５ | ３４．１ |
| | | 新 | 東区江津三丁目７４７番1地先から<br>東区江津三丁目７４８番1地先まで | ３．０<br>～　５．４ | ３４．１ |
| １４－３３ | 江津1丁目第２０号線 | 旧 | 東区江津三丁目８４５番1地先から<br>東区江津三丁目８４５番1地先まで | ３．６<br>～　４．８ | １５．６ |
| | | 新 | 東区江津三丁目８４５番1地先から<br>東区江津三丁目８４５番7地先まで | ４．０<br>～　５．７ | １５．３ |
| １４－５２ | 下江津上無田第1号線 | 旧 | 東区画図東一丁目６９３番6地先から<br>東区画図東一丁目６９８番1地先まで | ３．０<br>～　３．７ | １９．８ |
| | | 新 | 東区画図東一丁目６９３番6地先から<br>東区画図東一丁目６９８番1地先まで | ４．０<br>～　４．１ | １９．８ |
| １４－６８ | 上無田第7号線 | 旧 | 東区画図東一丁目５４３番地先から<br>東区画図東一丁目４８９番地先まで | １．８<br>～　３．５ | ８７．１ |
| | | 新 | 東区画図東一丁目５４１番１１地先から<br>東区画図東一丁目４８９番地先まで | ５．０<br>～　５．７ | ８７．１ |
| １４－９３ | 下無田第4号線 | 旧 | 東区画図町大字下無田字宮ノ本１９８番地先から<br>東区画図町大字下無田字宮ノ本１９８番地先まで | ３．５<br>～　３．６ | ２２．１ |
| | | 新 | 東区画図町大字下無田字宮ノ本１９８番1地先から<br>東区画図町大字下無田字宮ノ本１９８番1地先まで | ４．０<br>～　４．０ | ２２．１ |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| １４－１３０ | 重富第２号線 | 旧 | 東区画図町大字重富字住吉４２番地先から<br>東区画図町大字重富字住吉４２番地先まで | ３．０<br>～　３．０ | １９．５ |
| | | 新 | 東区画図町大字重富字住吉４２番１地先から<br>東区画図町大字重富字住吉４２番１地先まで | ４．０<br>～　４．０ | １９．５ |
| １４－１３０ | 重富第２号線 | 旧 | 東区画図町大字重富字住吉６３番２地先から<br>東区画図町大字重富字住吉３３番地先まで | １．８<br>～　４．０ | ４６．０ |
| | | 新 | 東区画図町大字重富字住吉３３番１地先から<br>東区画図町大字重富字住吉３３番１地先まで | ２．８<br>～　４．０ | ４６．０ |
| １４－１３１ | 重富第３号線 | 旧 | 東区画図町大字重富字住吉６３番２地先から<br>東区画図町大字重富字住吉３３番地先まで | ３．７<br>～　３．７ | ０．７ |
| | | 新 | 東区画図町大字重富字住吉６３番２地先から<br>東区画図町大字重富字住吉３３番地先まで | ― | ― |
| １４－１３９ | 重富第８号線 | 旧 | 東区画図町大字重富字前無田４７２番地先から<br>東区画図町大字重富字前無田５１３番２地先まで | ２．１<br>～　２．９ | ８５．６ |
| | | 新 | 東区画図町大字重富字前無田４７２番地先から<br>東区画図町大字重富字前無田５１３番２地先まで | ５．３<br>～　８．０ | ８５．６ |
| １４－１４０ | 重富第９号線 | 旧 | 東区画図町大字重富字前無田５１８番地先から<br>東区画図町大字重富字前無田５４７番１地先まで | ２．２<br>～　２．９ | ６６．１ |
| | | 新 | 東区画図町大字重富字前無田５１４番８地先から<br>東区画図町大字重富字前無田５４７番１地先まで | ５．７<br>～　６．３ | ６６．１ |
| １４－２４４ | 江津２丁目第２６号線 | 旧 | 東区江津二丁目２００番１地先から<br>東区江津二丁目２００番１地先まで | ４．１<br>～　４．１ | ８．８ |
| | | 新 | 東区江津二丁目２００番１地先から<br>東区江津二丁目２００番１地先まで | ５．０<br>～　５．０ | ８．８ |
| １４－２５２ | 江津２丁目第２７号線 | 旧 | 中央区出水八丁目５４５番地先から<br>中央区出水八丁目５４８番地先まで | ４．１<br>～　６．８ | ３８．３ |
| | | 新 | 中央区出水八丁目５４５番３地先から<br>中央区出水八丁目５４８番地先まで | ５．３<br>～　９．０ | ３７．０ |
| １４－２５２ | 江津２丁目第２７号線 | 旧 | 東区江津二丁目２８５番２地先から<br>東区江津二丁目２８７番地先まで | ２．２<br>～　２．４ | １８．５ |
| | | 新 | 東区江津二丁目２８５番２地先から<br>東区江津二丁目２８７番地先まで | ５．０<br>～　５．２ | １８．５ |
| １４－２５２ | 江津２丁目第２７号線 | 旧 | 東区江津二丁目３３１番地先から<br>東区江津二丁目３０３番地先まで | ２．９<br>～　３．１ | ６３．０ |
| | | 新 | 東区江津二丁目３３１番４地先から<br>東区江津二丁目３０３番地先まで | ５．２<br>～　５．４ | ６３．０ |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| １４－２５９ | 重富第２２号線 | 旧 | 東区画図町大字重富字津田６４４番２地先から<br>東区画図町大字重富字津田６３４番１地先まで | ２．５<br>～　６．０ | １９．１ |
| | | 新 | 東区画図町大字重富字津田６４４番２地先から<br>東区画図町大字重富字津田６３４番１地先まで | ５．３<br>～１０．６ | ２６．５ |
| １４－３１６ | 所島第２０号線 | 旧 | 東区画図町所島８番３地先から<br>東区画図町所島８番６地先まで | ５．０<br>～１０．０ | ６０．８ |
| | | 新 | 東区画図町所島８番３地先から<br>東区画図町所島８番６地先まで | ５．０<br>～１２．２ | ８８．０ |
| １５－１８ | 田迎第１４号線 | 旧 | 南区田迎五丁目２６８番１１地先から<br>南区田迎五丁目３１７番７地先まで | ５．５<br>～　７．４ | １８８．２ |
| | | 新 | 南区田迎五丁目２６８番１１地先から<br>南区田迎五丁目３１７番７地先まで | ６．０<br>～　７．７ | １８８．２ |
| １５－３３ | 田迎第２８号線 | 旧 | 南区田迎二丁目４１３番地先から<br>南区田迎二丁目４１３番地先まで | ５．３<br>～　５．７ | １．０ |
| | | 新 | 南区田迎二丁目４１３番地先から<br>南区田迎二丁目４１３番地先まで | ― | ― |
| ５－１２１ | 良町第１７号線 | 旧 | 南区良町二丁目１１７５番１地先から<br>南区良町二丁目１１７５番１地先まで | ２．５<br>～　２．７ | ２２．３ |
| | | 新 | 南区良町二丁目１１７５番９地先から<br>南区良町二丁目１１７５番９地先まで | ３．３<br>～　３．４ | ２２．３ |
| １５－１２２ | 良町第１８号線 | 旧 | 南区良町二丁目１１７５番１地先から<br>南区良町二丁目１１７５番１地先まで | ３．３<br>～　３．５ | ２２．１ |
| | | 新 | 南区良町二丁目１１７５番９地先から<br>南区良町二丁目１１７５番１３地先まで | ４．０<br>～　４．２ | ２１．４ |
| １５－１８８ | 笛田第１０号線 | 旧 | 南区御幸笛田二丁目８８番１０地先から<br>南区御幸笛田二丁目８８番１０地先まで | ３．５<br>～　４．６ | １７．３ |
| | | 新 | 南区御幸笛田二丁目８８番１地先から<br>南区御幸笛田二丁目８８番６地先まで | ４．０<br>～　４．６ | １７．３ |
| １５－２０４ | 笛田第２６号線 | 旧 | 南区御幸笛田二丁目９２番１地先から<br>南区御幸笛田二丁目９２番１地先まで | ２．４<br>～　２．７ | １１．９ |
| | | 新 | 南区御幸笛田二丁目９２番７地先から<br>南区御幸笛田二丁目９２番７地先まで | ３．８<br>～　４．０ | １１．９ |
| １５－２５３ | 西無田第１９号線 | 旧 | 南区御幸西一丁目１５２番１地先から<br>南区御幸西一丁目１５１番１地先まで | ２．６<br>～　５．０ | １４５．６ |
| | | 新 | 南区御幸西一丁目１５２番１地先から<br>南区御幸西一丁目１５１番１地先まで | ５．０<br>～　８．９ | １４５．６ |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| １５－２５４ | 西無田第２０号線 | 旧 | 南区御幸西一丁目１５１番１地先から<br>南区御幸西一丁目１７３番地先まで | ３．７<br>～　３．７ | ５．０ |
| | | 新 | 南区御幸西一丁目１５１番１地先から<br>南区御幸西一丁目１７３番３地先まで | ３．７<br>～　３．７ | ５．８ |
| １５－２７９ | 西無田第４５号線 | 旧 | 南区御幸西無田町３９１番１地先から<br>南区御幸西無田町３８７番１地先まで | ２．７<br>～　３．４ | ９４．８ |
| | | 新 | 南区御幸西無田町３９１番１地先から<br>南区御幸西無田町３８７番１地先まで | ２．７<br>～　８．５ | ９４．８ |
| １５－２８８ | 木部第８号線 | 旧 | 南区御幸木部町３２１番地先から<br>南区御幸木部町１１番１地先まで | １．２<br>～　３．１ | ８９．７ |
| | | 新 | 南区御幸木部町３２１番地先から<br>南区御幸木部町１１番１地先まで | １．９<br>～　７．１ | ８９．７ |
| １５－３２６ | 木部第４６号線 | 旧 | 南区御幸木部三丁目１０７７番地先から<br>南区御幸木部一丁目８５３番１地先まで | ４．１<br>～　４．３ | ２４．２ |
| | | 新 | 南区御幸木部三丁目１０７７番２地先から<br>南区御幸木部一丁目８５３番１地先まで | ５．０<br>～　５．１ | ２４．２ |
| １５－５４５ | 田迎５丁目第６号線 | 旧 | 南区田迎五丁目２７３番１４地先から<br>南区田迎五丁目２７３番１５地先まで | ６．０<br>～１０．５ | ２．２ |
| | | 新 | 南区田迎五丁目２７３番１４地先から<br>南区田迎五丁目２７３番１５地先まで | ６．０<br>～　６．４ | ０．６ |
| １５－５４６ | 田迎５丁目第７号線 | 旧 | 南区田迎五丁目２７７番８地先から<br>南区田迎五丁目２７８番５地先まで | ５．０<br>～　８．６ | ２．１ |
| | | 新 | 南区田迎五丁目２７７番８地先から<br>南区田迎五丁目２７８番５地先まで | ５．０<br>～　７．１ | ０．６ |
| １６－５ | 十禅寺町平田町第１号線 | 旧 | 南区平田一丁目３番地先から<br>南区平田一丁目５０７番１地先まで | ３．３<br>～　６．８ | １０３．４ |
| | | 新 | 南区平田一丁目３番地先から<br>南区平田一丁目５０７番１地先まで | ６．１<br>～　６．９ | １０３．４ |
| １６－１２ | 十禅寺町第１号線 | 旧 | 中央区十禅寺一丁目３５３番１の３地先から<br>中央区十禅寺一丁目３５３番１の１地先まで | ３．５<br>～　４．９ | ３７．０ |
| | | 新 | 中央区十禅寺一丁目３５３番１０地先から<br>中央区十禅寺一丁目３５３番５地先まで | ４．３<br>～　６．９ | ３７．０ |
| １６－３４ | 十禅寺町第２１号線 | 旧 | 南区十禅寺二丁目５２０番地先から<br>南区十禅寺二丁目５１２番１地先まで | １０．３<br>～１１．０ | ３．６ |
| | | 新 | 南区十禅寺二丁目５２０番地先から<br>南区十禅寺二丁目５１２番１地先まで | ― | ― |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| １６－３５ | 十禅寺町第２２号線 | 旧 | 南区十禅寺二丁目５２０番地先から<br>南区十禅寺二丁目５７７番地先まで | ４．５<br>～　７．６ | ２７．６ |
| | | 新 | 南区十禅寺二丁目５２０番地先から<br>南区十禅寺二丁目５７７番地先まで | ７．７<br>～　８．６ | ２７．２ |
| １６－４３ | 十禅寺町第３０号線 | 旧 | 南区十禅寺二丁目４７６番２地先から<br>南区十禅寺二丁目４７６番４地先まで | ３．４<br>～　３．５ | １５．４ |
| | | 新 | 南区十禅寺二丁目４７６番２地先から<br>南区十禅寺二丁目４７６番４地先まで | ４．０<br>～　４．０ | １５．４ |
| １６－４５ | 平田町第１号線 | 旧 | 南区平田一丁目５２７番地先から<br>南区平田一丁目５２４番１地先まで | ３．８<br>～　４．５ | １．１ |
| | | 新 | 南区平田一丁目５２７番地先から<br>南区平田一丁目５２４番１地先まで | ― | ― |
| １６－４９ | 平田町第５号線 | 旧 | 南区平田一丁目７９番２地先から<br>南区平田一丁目５１４番４地先まで | ６．０<br>～　６．２ | ６．０ |
| | | 新 | 南区平田一丁目７９番２地先から<br>南区平田一丁目５１４番４地先まで | ６．０<br>～　７．４ | ８．７ |
| １６－１２３ | 近見町第４５号線 | 旧 | 南区近見町２９０８番地先から<br>南区近見町２９０５番１地先まで | ２．７<br>～　４．６ | ５６．４ |
| | | 新 | 南区近見町２９０８番地先から<br>南区近見町２９０５番１地先まで | ― | ― |
| １６－２０１ | 高江町第９号線 | 旧 | 南区日吉二丁目１４２５番地先から<br>南区日吉二丁目１４２５番地先まで | ２．７<br>～　３．８ | ３１．５ |
| | | 新 | 南区日吉二丁目１４２５番１地先から<br>南区日吉二丁目１４２５番１地先まで | ４．３<br>～　５．１ | ３１．５ |
| １６－３４３ | 元三町木部第１号線 | 旧 | 南区元三町９０４番地先から<br>南区元三町９１７番地先まで | ４．０<br>～　６．０ | ５．４ |
| | | 新 | 南区元三町９０４番地先から<br>南区元三町９１７番地先まで | ４．０<br>～　６．４ | ５．４ |
| １６－３４５ | 元三町第５３号線 | 旧 | 南区元三町７９３番１地先から<br>南区元三町７９３番３地先まで | ２．１<br>～　３．２ | ７１．７ |
| | | 新 | 南区元三町７９３番１地先から<br>南区元三町７９３番３地先まで | ３．０<br>～　３．２ | ７１．７ |
| １６－３４６ | 元三町第５４号線 | 旧 | 南区元三町９０４番地先から<br>南区元三町８０３番地先まで | ３．１<br>～　４．５ | ２８５．８ |
| | | 新 | 南区元三町９０４番地先から<br>南区元三町８０３番地先まで | ４．０<br>～　５．０ | ２８５．８ |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| １６－３５５ | 元三町第６３号線 | 旧 | 南区元三町１０４０番3地先から<br>南区元三町１０４０番3地先まで | １．５<br>～　６．３ | ２７．３ |
| | | 新 | 南区元三町１０４０番3地先から<br>南区元三町１０４０番3地先まで | １．３<br>～　５．０ | ２４．３ |
| １６－３８８ | 高江町第１３号線 | 旧 | 南区日吉二丁目９７０番1地先から<br>南区日吉二丁目９７０番１０地先まで | ３．６<br>～　３．８ | ２９．７ |
| | | 新 | 南区日吉二丁目９７０番１３地先から<br>南区日吉二丁目９７０番１７地先まで | ３．８<br>～　３．９ | ２９．７ |
| １６－３９７ | 近見町第１１１号線 | 旧 | 南区近見町２９６０番2地先から<br>南区近見町２９０５番1地先まで | ー | ー |
| | | 新 | 南区近見町２９６０番2地先から<br>南区近見町２９０５番1地先まで | ４．０<br>～１１．３ | １１９．６ |
| １６－４３３ | 近見町第１２３号線 | 旧 | 南区近見町５５３番1地先から<br>南区近見町５５２番1地先まで | ５．９<br>～　６．９ | ２８．８ |
| | | 新 | 南区近見町５５３番1地先から<br>南区近見町５５２番1地先まで | ８．５<br>～１２．０ | ２８．８ |
| １６－４３８ | 野田町第３７号線 | 旧 | 南区野田二丁目１８２番5地先から<br>南区野田二丁目１８２番5地先まで | ３．５<br>～　４．６ | ２７．９ |
| | | 新 | 南区野田二丁目１８２番１５地先から<br>南区野田二丁目１８２番１５地先まで | ４．６<br>～　５．０ | ２５．６ |
| １６－４５７ | 江越一丁目平成一丁目第1号線 | 旧 | 南区江越一丁目１９７番地先から<br>南区江越一丁目１９８番地先まで | １１．１<br>～１５．７ | ７．７ |
| | | 新 | 南区江越一丁目１９７番地先から<br>南区江越一丁目１９８番地先まで | １１．１<br>～１５．７ | ７．７ |
| １６－４６０ | 平成一丁目江越二丁目第1号線 | 旧 | 南区平成二丁目２３１番地先から<br>南区平成一丁目９０番地先まで | ６．０<br>～１０．６ | １６５．０ |
| | | 新 | 南区平成二丁目２３１番地先から<br>南区平成一丁目９０番地先まで | ７．３<br>～１０．６ | １６５．８ |
| １７－２ | 薄場町八幡町第1号線 | 旧 | 南区鳶町一丁目１２６９番1地先から<br>南区鳶町一丁目１２６８番3地先まで | ３．８<br>～　３．９ | １７．９ |
| | | 新 | 南区鳶町一丁目１２６９番1地先から<br>南区鳶町一丁目１２６８番3地先まで | ４．１<br>～　４．１ | １７．９ |
| １７－４ | 上ノ郷町第1号線 | 旧 | 南区上ノ郷町７７番2地先から<br>南区上ノ郷町７７番2地先まで | ４．０<br>～　４．５ | ９．３ |
| | | 新 | 南区上ノ郷町７７番2地先から<br>南区上ノ郷町７７番2地先まで | ４．０<br>～１０．７ | ６．７ |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| １７－６ | 上ノ郷町第３号線 | 旧 | 南区上ノ郷二丁目１２６番２地先から<br>南区上ノ郷二丁目１４０番地先まで | ２．１<br>～　３．１ | ３１．２ |
| | | 新 | 南区上ノ郷二丁目１２６番２地先から<br>南区上ノ郷二丁目１３５番１０地先まで | ４．３<br>～　５．４ | ３１．２ |
| １７－２０ | 上ノ郷町第１５号線 | 旧 | 南区上ノ郷町１９４番１地先から<br>南区上ノ郷町１９４番１地先まで | １．５<br>～　１．５ | ０．５ |
| | | 新 | 南区上ノ郷町１９４番１地先から<br>南区上ノ郷町１９４番１地先まで | ― | ― |
| １７－２８ | 島町上ノ郷町第１号線 | 旧 | 南区薄場町１１４番地先から<br>南区薄場町２１４番地先まで | ２．６<br>～　５．２ | ２１．４ |
| | | 新 | 南区薄場町１１４番地先から<br>南区薄場町２１４番地先まで | ２．９<br>～　５．０ | ２２．１ |
| １７－５５ | 野口町薄場町第１号線 | 旧 | 南区野口一丁目５６６番６地先から<br>南区野口一丁目５６６番５地先まで | ２．７<br>～　４．０ | ２１．９ |
| | | 新 | 南区野口一丁目５６６番２地先から<br>南区野口一丁目５６６番１地先まで | ４．０<br>～　４．０ | ２１．９ |
| １７－６０ | 野口町第４号線 | 旧 | 南区野口一丁目６０９番７地先から<br>南区野口一丁目６０９番７地先まで | ２．０<br>～　２．１ | １４．５ |
| | | 新 | 南区野口一丁目６０９番１地先から<br>南区野口一丁目６０９番１地先まで | ３．１<br>～　５．１ | １４．５ |
| １７－６１ | 野口町第５号線 | 旧 | 南区野口一丁目６１４番１地先から<br>南区野口一丁目６１４番１地先まで | ２．３<br>～　３．０ | １７．１ |
| | | 新 | 南区野口一丁目６１４番１地先から<br>南区野口一丁目６１４番１地先まで | ３．１<br>～　５．１ | １７．１ |
| １７－７５ | 野口町荒尾町第３号線 | 旧 | 南区野口二丁目２６２番２地先から<br>南区野口二丁目９６９番地先まで | ４．８<br>～　５．１ | ５７．８ |
| | | 新 | 南区野口二丁目２６２番２地先から<br>南区野口二丁目９６９番１０地先まで | ５．１<br>～　５．４ | ５７．８ |
| １７－７６ | 薄場町野口町第２号線 | 旧 | 南区野口二丁目２９１番１地先から<br>南区野口二丁目２８８番地先まで | ２．８<br>～　４．７ | ４０．５ |
| | | 新 | 南区野口二丁目２９１番１地先から<br>南区野口二丁目２８８番地先まで | ２．８<br>～　５．５ | ４０．５ |
| １７－７６ | 薄場町野口町第２号線 | 旧 | 南区野口三丁目１１７４番２地先から<br>南区野口三丁目１１７４番２地先まで | ２．１<br>～　２．１ | ２０．１ |
| | | 新 | 南区野口三丁目１１７４番５地先から<br>南区野口三丁目１１７４番５地先まで | ３．１<br>～　３．１ | ２０．１ |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| １７－７７ | 島町野口町第１号線 | 旧 | 南区野口二丁目９６９番地先から<br>南区野口二丁目９６６番地先まで | ２．１<br>～　２．２ | ４０．０ |
| | | 新 | 南区野口二丁目９６９番５地先から<br>南区野口二丁目９６５番１１地先まで | ４．０<br>～　６．７ | ３９．４ |
| １７－１２５ | 鳶町２丁目荒尾３丁目第１号線 | 旧 | 南区鳶町二丁目１２２２番１地先から<br>南区鳶町二丁目１０８７番地先まで | ２．７<br>～　６．８ | ５８．５ |
| | | 新 | 南区鳶町二丁目１２２２番１地先から<br>南区鳶町二丁目１０８７番地先まで | ３．９<br>～　６．８ | ５８．５ |
| １７－１６５ | 合志町第１０号線 | 旧 | 南区合志二丁目５６４番地先から<br>南区合志二丁目５０５番地先まで | ３．３<br>～　６．８ | ５７．３ |
| | | 新 | 南区合志二丁目５６４番６地先から<br>南区合志二丁目５０５番地先まで | ３．５<br>～　７．７ | ５７．３ |
| １７－２０３ | 白藤町第１８号線 | 旧 | 南区白藤一丁目２３３番地先から<br>南区白藤一丁目２３３番地先まで | ３．４<br>～　５．４ | ２４．２ |
| | | 新 | 南区白藤一丁目２３３番６地先から<br>南区白藤一丁目２３３番１地先まで | ４．５<br>～　６．５ | ２４．２ |
| １７－２３３ | 八幡町第２０号線 | 旧 | 南区川尻二丁目１２５７番２地先から<br>南区川尻二丁目１２５７番２地先まで | ４．０<br>～　９．５ | ８．３ |
| | | 新 | 南区川尻二丁目１２５７番２地先から<br>南区川尻二丁目１２５７番２地先まで | ４．５<br>～　９．５ | ８．３ |
| １７－２３９ | 八幡町第２６号線 | 旧 | 南区八幡三丁目１２９０番地先から<br>南区八幡三丁目１２９０番地先まで | ４．８<br>～　７．０ | ３１．１ |
| | | 新 | 南区八幡三丁目１２９０番地先から<br>南区八幡三丁目１２９０番地先まで | ５．７<br>～　７．０ | ３１．１ |
| １７－２５７ | 川尻町八幡町第１号線 | 旧 | 南区八幡十丁目６０１番６地先から<br>南区八幡十丁目６０１番６地先まで | ２．２<br>～　３．０ | ２２．０ |
| | | 新 | 南区八幡十丁目６０１番２地先から<br>南区八幡十丁目６０１番１地先まで | ３．０<br>～　３．３ | ２２．０ |
| １７－２６１ | 八幡町第４６号線 | 旧 | 南区八幡十丁目８１６番９地先から<br>南区八幡十丁目８１６番９地先まで | ３．７<br>～　４．２ | １９．３ |
| | | 新 | 南区八幡十丁目８１５番地先から<br>南区八幡十丁目８１６番２地先まで | ４．２<br>～　４．２ | １９．３ |
| １８－６２ | 大塘薬師第１号線 | 旧 | 西区城山下代三丁目１２３番地先から<br>西区城山下代三丁目１０９番２地先まで | ４．０<br>～　４．１ | ２９．６ |
| | | 新 | 西区城山下代三丁目１２３番地先から<br>西区城山下代三丁目１０９番２地先まで | ４．０<br>～　６．１ | ２９．６ |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| １８－７５ | 半田第３号線 | 旧 | 西区城山半田二丁目９２番２地先から<br>西区城山半田二丁目９２番２地先まで | ３．６<br>～　３．７ | ２５．８ |
| | | 新 | 西区城山半田二丁目９２番２地先から<br>西区城山半田二丁目９２番２地先まで | ３．７<br>～　４．０ | ２５．８ |
| １８－１０５ | 半田第１８号線 | 旧 | 西区城山半田一丁目８３２番地先から<br>西区城山半田一丁目８３２番地先まで | ２．３<br>～　２．５ | ４５．０ |
| | | 新 | 西区城山半田一丁目８３２番５地先から<br>西区城山半田一丁目８３２番１地先まで | ２．３<br>～　４．１ | ４５．０ |
| １８－１８６ | 下代第２１号線 | 旧 | 西区城山下代三丁目４４番１地先から<br>西区城山下代三丁目４４番１地先まで | ４．０<br>～　４．０ | ２１．３ |
| | | 新 | 西区城山下代三丁目４４番１地先から<br>西区城山下代三丁目４４番１地先まで | ５．０<br>～　９．０ | ２１．３ |
| １９－１４ | 戸坂町第１０号線 | 旧 | 西区戸坂町７６番７地先から<br>西区戸坂町７６番６地先まで | ２．１<br>～　４．１ | ２１．０ |
| | | 新 | 西区戸坂町７６番１地先から<br>西区戸坂町７６番４地先まで | ３．１<br>～　４．１ | ２１．０ |
| １９－１５ | 戸坂町谷尾崎町第２号線 | 旧 | 西区谷尾崎町８２３番地先から<br>西区谷尾崎町８２２番地先まで | ２．９<br>～　５．２ | １４．４ |
| | | 新 | 西区谷尾崎町８２３番地先から<br>西区谷尾崎町８２２番地先まで | ５．０<br>～　９．６ | １２．４ |
| １９－２９ | 谷尾崎町第１０号線 | 旧 | 西区谷尾崎町９０９番地先から<br>西区谷尾崎町９１４番地先まで | ２．３<br>～　６．３ | ６７．９ |
| | | 新 | 西区谷尾崎町９０９番地先から<br>西区谷尾崎町９１４番地先まで | ４．０<br>～　７．７ | ６９．１ |
| １９－４９ | 池上町第７号線 | 旧 | 西区池上町６９３番２地先から<br>西区池上町７０４番地先まで | ２．７<br>～　４．５ | ９５．１ |
| | | 新 | 西区池上町６９３番２地先から<br>西区池上町７０４番地先まで | ２．２<br>～　７．３ | ２３８．９ |
| １９－５４ | 池上町第１２号線 | 旧 | 西区上代一丁目１６７９番１地先から<br>西区上代一丁目１６７９番１地先まで | ３．０<br>～　３．５ | ３４．５ |
| | | 新 | 西区上代一丁目１６７９番２地先から<br>西区上代一丁目１６７９番３地先まで | ４．０<br>～　４．４ | ３４．５ |
| １９－５４ | 池上町第１２号線 | 旧 | 西区池上町字山王平１５９３番５地先から<br>西区池上町字山王平１５９２番３地先まで | ３．８<br>～　３．９ | １８．０ |
| | | 新 | 西区池上町字山王平１５９３番３地先から<br>西区池上町字山王平１５９２番１地先まで | ３．９<br>～　４．２ | １８．０ |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ２０－２８ | 近津第1号線 | 旧 | 西区松尾町近津１１５５番地先から<br>西区松尾町近津１１５９番地先まで | 4．2<br>～　4．2 | １７．０ |
| | | 新 | 西区松尾町近津１１５５番地先から<br>西区松尾町近津１１５９番地先まで | 7．０<br>～　7．１ | １７．０ |
| ２１－７ | 小島下町第6号線 | 旧 | 西区小島下町３８６番1地先から<br>西区小島下町４９２番1地先まで | 2．１<br>～　6．１ | １５３．４ |
| | | 新 | 西区小島下町３８６番1地先から<br>西区小島下町４９２番1地先まで | 4．０<br>～　6．１ | １５３．４ |
| ２１－８ | 小島下町第7号線 | 旧 | 西区小島下町３２９番2地先から<br>西区小島下町４９２番1地先まで | 2．８<br>～　2．８ | ２．２ |
| | | 新 | 西区小島下町３２９番2地先から<br>西区小島下町４９２番1地先まで | 2．８<br>～　2．８ | ６．４ |
| ２１－１４ | 小島下町第１３号線 | 旧 | 西区小島下町５８２番２４地先から<br>西区小島下町５８２番9地先まで | 3．６<br>～　4．８ | ３７．９ |
| | | 新 | 西区小島下町５８２番２４地先から<br>西区小島下町５８２番9地先まで | 4．３<br>～　4．８ | ３７．９ |
| ２１－１８ | 小島中町第3号線 | 旧 | 西区小島六丁目９０番地先から<br>西区小島六丁目８９番地先まで | 3．１<br>～　4．３ | １７．６ |
| | | 新 | 西区小島六丁目９０番地先から<br>西区小島六丁目８９番地先まで | 3．８<br>～　4．３ | １７．６ |
| ２１－６８ | 小島上町第１２号線 | 旧 | 西区小島三丁目１８４３番地先から<br>西区小島三丁目１８４３番地先まで | 3．２<br>～　3．６ | ３０．８ |
| | | 新 | 西区小島三丁目１８４３番1地先から<br>西区小島三丁目１８４３番1地先まで | 3．６<br>～　3．９ | ３０．８ |
| ２２－１２ | 沖新町第3号線 | 旧 | 西区沖新町４７３０番3地先から<br>西区沖新町４７３２番4地先まで | １６．９<br>～１８．８ | ０．４ |
| | | 新 | 西区沖新町４７３０番3地先から<br>西区沖新町４７３２番4地先まで | ― | ― |
| ２２－１８ | 沖新町第6号線 | 旧 | 西区沖新町４７３２番7地先から<br>西区沖新町４８９１番7地先まで | 4．２<br>～　4．８ | ９５．７ |
| | | 新 | 西区沖新町４７３２番7地先から<br>西区沖新町４８９１番4地先まで | 4．５<br>～　6．１ | ９５．７ |
| ２２－２８ | 沖新町第１６号線 | 旧 | 西区沖新町５０５番2地先から<br>西区沖新町５１７番1地先まで | 2．３<br>～　3．９ | ２２３．７ |
| | | 新 | 西区沖新町５０５番2地先から<br>西区沖新町５１７番1地先まで | 3．８<br>～１１．０ | ２２３．７ |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ２２－５７ | 沖新町第４５号線 | 旧 | 西区沖新町４１９３番１地先から<br>西区沖新町４２０３番地先まで | ４．５<br>～　５．８ | ５．６ |
| | | 新 | 西区沖新町４１９３番１地先から<br>西区沖新町４２０３番地先まで | ４．５<br>～　４．６ | ５．６ |
| ２２－６２ | 沖新町第５０号線 | 旧 | 西区沖新町４２００番１地先から<br>西区沖新町４２０６番３地先まで | ２．４<br>～　６．６ | ２０１．４ |
| | | 新 | 西区沖新町４２００番１地先から<br>西区沖新町４２０６番３地先まで | ３．８<br>～　６．６ | ２０１．４ |
| ２２－７７ | 中原町第６号線 | 旧 | 西区中原町２７９６番地先から<br>西区中原町２８２４番１地先まで | ２．２<br>～　５．２ | １４５．０ |
| | | 新 | 西区中原町２７９６番地先から<br>西区中原町２８２４番１地先まで | ３．８<br>～　５．２ | １４５．０ |
| ２２－９５ | 中島町第１３号線 | 旧 | 西区中島町２１８８番地先から<br>西区中島町１９６８番地先まで | ２．０<br>～　５．３ | ２０４．６ |
| | | 新 | 西区中島町２１８８番地先から<br>西区中島町１９６８番地先まで | ４．０<br>～　５．３ | ２０４．６ |
| ２２－１０３ | 中島町第２１号線 | 旧 | 西区中島町字上割１５８２番４地先から<br>西区中島町字上割１５８２番７地先まで | ４．３<br>～　５．５ | ２１．６ |
| | | 新 | 西区中島町字上割１５８２番１地先から<br>西区中島町字上割１５８２番２地先まで | ５．５<br>～　５．５ | ２１．６ |
| ２２－１２２ | 中原町第２４号線 | 旧 | 西区中原町５３番１地先から<br>西区中原町３６番１地先まで | ２．１<br>～　５．３ | １２８．８ |
| | | 新 | 西区中原町５３番１地先から<br>西区中原町３６番１地先まで | ４．４<br>～１３．９ | １２８．８ |
| ２２－１２２ | 中原町第２４号線 | 旧 | 西区中原町１０３番３地先から<br>西区中原町２２番２地先まで | ４．２<br>～１１．１ | ３１．１ |
| | | 新 | 西区中原町１０３番３地先から<br>西区中原町２２番２地先まで | ４．５<br>～１１．１ | ３１．１ |
| ２２－１３０ | 中原町第３１号線 | 旧 | 西区中原町９４７番地先から<br>西区中原町８６４番６地先まで | ３．５<br>～　５．２ | ２１．１ |
| | | 新 | 西区中原町９４７番地先から<br>西区中原町８６４番４地先まで | ５．２<br>～　７．３ | ２１．１ |
| ２２－１５４ | 沖新町第７４号線 | 旧 | 西区沖新町４２０９番１地先から<br>西区沖新町４１７４番地先まで | １．７<br>～　２．５ | ２２８．０ |
| | | 新 | 西区沖新町４２０９番１地先から<br>西区沖新町４１７４番地先まで | ３．５<br>～　５．１ | ２２８．０ |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ２３－１１ | 戸島町第１１号線 | 旧 | 東区戸島七丁目１８５２番１地先から<br>東区戸島七丁目１８５２番１地先まで | ３．４<br>～　８．０ | ２８．３ |
| | | 新 | 東区戸島七丁目１８５２番１地先から<br>東区戸島七丁目１８５２番１地先まで | ４．６<br>～　６．１ | ２５．６ |
| ２３－１２ | 戸島町第１２号線 | 旧 | 東区戸島七丁目１８５２番１地先から<br>東区戸島七丁目１８５２番１地先まで | ３．１<br>～　９．２ | ３７．１ |
| | | 新 | 東区戸島七丁目１８５２番１地先から<br>東区戸島七丁目１８５２番１地先まで | ５．５<br>～１１．５ | ３７．１ |
| ２３－１４ | 戸島町第１４号線 | 旧 | 東区戸島西一丁目２９４０番１地先から<br>東区戸島西一丁目３０９４番地先まで | ４．２<br>～　４．２ | ８５．７ |
| | | 新 | 東区戸島西一丁目２９４０番１地先から<br>東区戸島西一丁目３０９４番１８地先まで | ４．２<br>～　５．１ | ８５．７ |
| ２３－３８ | 小山町第９号線 | 旧 | 東区小山五丁目１２１８番４地先から<br>東区小山五丁目１０８５番１地先まで | ４．９<br>～１０．０ | ９．０ |
| | | 新 | 東区小山五丁目１２１８番４地先から<br>東区小山五丁目１０８５番１地先まで | ― | ― |
| ２３－５９ | 長嶺町第２号線 | 旧 | 東区長嶺東五丁目８５７番地先から<br>東区長嶺東五丁目８５８番地先まで | ３．０<br>～　３．０ | １０．９ |
| | | 新 | 東区長嶺東五丁目８５７番地先から<br>東区長嶺東五丁目８５８番地先まで | ４．０<br>～　４．０ | １０．９ |
| ２３－１３２ | 上南部町第１０号線 | 旧 | 東区上南部一丁目１６９番１地先から<br>東区上南部一丁目９７番地先まで | ５．１<br>～　６．３ | ４９．９ |
| | | 新 | 東区上南部一丁目１６９番１地先から<br>東区上南部一丁目９７番地先まで | ４．７<br>～　７．８ | ４９．９ |
| ２３－１６１ | 御幣町第５号線 | 旧 | 東区御幣五丁目６３２番２地先から<br>東区御幣五丁目６３４番３地先まで | ３．８<br>～　５．０ | ４７．４ |
| | | 新 | 東区御幣五丁目６３２番２地先から<br>東区御幣五丁目６３４番３地先まで | ５．０<br>～　５．１ | ４７．４ |
| ２３－２０６ | 戸島町第３９号線 | 旧 | 東区戸島町３６５番地先から<br>東区戸島町３９７番地先まで | ４．６<br>～　６．０ | １９３．６ |
| | | 新 | 東区戸島町３６５番地先から<br>東区戸島町３９７番地先まで | ４．６<br>～　６．５ | １９３．６ |
| ２３－３０１ | 九貫側道第１９号線 | 旧 | 東区戸島町３８１７番２地先から<br>東区戸島町３５１５番１地先まで | ３．２<br>～１１．４ | ２７８．８ |
| | | 新 | 東区戸島町３８１７番２地先から<br>東区戸島町３５１５番１地先まで | ４．０<br>～１１．４ | ２７８．８ |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ２３－３０７ | 戸島１丁目戸島町第１号線 | 旧 | 東区戸島一丁目２３０６番2地先から<br>東区戸島一丁目２３３６番１地先まで | ４．０<br>～　５．５ | ６７．６ |
| | | 新 | 東区戸島一丁目２３０６番5地先から<br>東区戸島一丁目２３３６番１地先まで | ５．０<br>～　６．３ | ６７．６ |
| ２３－３０８ | 戸島町第６１号線 | 旧 | 東区戸島西七丁目２７７７番3地先から<br>東区戸島西七丁目２７５７番地先まで | ４．２<br>～　４．４ | １０９．１ |
| | | 新 | 東区戸島西七丁目２７７７番3地先から<br>東区戸島西七丁目２７５７番１４地先まで | ５．０<br>～　５．４ | １０９．１ |
| ２３－３６２ | 長嶺町第８０号線 | 旧 | 東区長嶺東四丁目１４３９番3地先から<br>東区長嶺東五丁目１２９９番地先まで | ４．０<br>～　５．０ | ２９．４ |
| | | 新 | 東区長嶺東四丁目１４３９番3地先から<br>東区長嶺東五丁目１２９９番１０地先まで | ４．８<br>～　５．０ | ２９．４ |
| ２３－３７８ | 長嶺南7丁目第１号線 | 旧 | 東区長嶺南七丁目１８２９番１０地先から<br>東区長嶺南七丁目１８３２番１地先まで | ３．８<br>～　７．３ | ７８．９ |
| | | 新 | 東区長嶺南七丁目１８２９番１０地先から<br>東区長嶺南七丁目１８３２番１地先まで | ５．３<br>～　７．９ | ７８．９ |
| ２３－４８５ | 戸島町第８９号線 | 旧 | 東区戸島六丁目４２２６番１地先から<br>東区戸島六丁目４２２６番１地先まで | ３．０<br>～　３．０ | ３５．８ |
| | | 新 | 東区戸島六丁目４２２６番6地先から<br>東区戸島六丁目４２２６番１地先まで | ２．０<br>～　４．０ | ４９．９ |
| ２３－５２０ | 戸島町第９４号線 | 旧 | 東区戸島西五丁目３１２２番地先から<br>東区戸島西五丁目３１２２番地先まで | ４．０<br>～　４．１ | ４５．９ |
| | | 新 | 東区戸島西五丁目３１２２番地先から<br>東区戸島西五丁目３１２２番地先まで | ５．０<br>～　５．１ | ４５．９ |
| ２３－５７１ | 長嶺町第１６９号線 | 旧 | 東区長嶺南四丁目２１５６番１４地先から<br>東区長嶺南四丁目２１５６番１４地先まで | ４．１<br>～　４．１ | ２．１ |
| | | 新 | 東区長嶺南四丁目２１５６番２９８地先から<br>東区長嶺南四丁目２１５６番２９８地先まで | ４．１<br>～　６．２ | ２．１ |
| ２３－５９９ | 長嶺町第１８８号線 | 旧 | 東区長嶺東五丁目９１１番5地先から<br>東区長嶺東五丁目９１１番5地先まで | ４．０<br>～　４．０ | ２０．８ |
| | | 新 | 東区長嶺東五丁目９１１番１１地先から<br>東区長嶺東五丁目９１１番１１地先まで | ４．０<br>～　４．３ | ２０．８ |
| ２３－６９１ | 長嶺南3丁目第５号線 | 旧 | 東区長嶺南三丁目２０５６番１７０地先から<br>東区長嶺南三丁目２０５６番３７７地先まで | ５．２<br>～　６．８ | １．１ |
| | | 新 | 東区長嶺南三丁目２０５６番１７０地先から<br>東区長嶺南三丁目２０５６番３７７地先まで | ― | ― |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ２３－８２９ | 長嶺南7丁目4丁目第1号線 | 旧 | 東区長嶺南三丁目２０５６番３８２地先から<br>東区長嶺南三丁目２０５６番３７７地先まで | ３．１<br>～　８．９ | ８１．０ |
| | | 新 | 東区長嶺南三丁目２０５６番３８２地先から<br>東区長嶺南三丁目２０５６番３７７地先まで | ５．４<br>～　８．９ | ８１．０ |
| ２４－３８ | 改寄町第3号線 | 旧 | 北区改寄町７２２番1地先から<br>北区改寄町１８３４番1地先まで | ４．３<br>～　５．６ | ２１４．８ |
| | | 新 | 北区改寄町７２２番1地先から<br>北区改寄町１８３４番1地先まで | ４．６<br>～　６．８ | ２１４．８ |
| ２４－２０５ | 飛田町第１９号線 | 旧 | 北区飛田二丁目８１３番2地先から<br>北区飛田二丁目８１２番1地先まで | ― | ― |
| | | 新 | 北区飛田二丁目８１３番2地先から<br>北区飛田二丁目８１２番1地先まで | ４．２<br>～　４．２ | １．６ |
| ２５－２６ | 船津白浜第1号線 | 旧 | 西区河内町船津１０１２番1地先から<br>西区河内町船津１０６６番地先まで | ２．３<br>～　４．５ | ５７．２ |
| | | 新 | 西区河内町船津１０１２番1地先から<br>西区河内町船津１０６６番地先まで | ３．８<br>～　５．０ | ５７．２ |
| ２５－３０ | 野出第3号線 | 旧 | 西区河内町野出２４１番2地先から<br>西区河内町野出３０９番1地先まで | ２．６<br>～　５．７ | ３１９．３ |
| | | 新 | 西区河内町野出２１３番1地先から<br>西区河内町野出３０９番1地先まで | ４．２<br>～１５．６ | ３３０．０ |
| ２５－８５ | 面木第1号線 | 旧 | 西区河内町面木２６５番地先から<br>西区河内町面木３４７番地先まで | ３．１<br>～　５．１ | ５８．５ |
| | | 新 | 西区河内町面木２６５番地先から<br>西区河内町面木３４７番地先まで | ３．１<br>～　５．１ | ５８．５ |
| ２５－９３ | 岳第１１号線 | 旧 | 西区河内町岳２５６番3地先から<br>西区河内町岳２５７番地先まで | ２．４<br>～１０．５ | １４２．４ |
| | | 新 | 西区河内町岳２５６番3地先から<br>西区河内町岳２５７番地先まで | ３．５<br>～１１．７ | １４２．４ |
| ２５－１０１ | 岳東門寺第1号線 | 旧 | 西区河内町東門寺５９９番2地先から<br>西区河内町東門寺６０１番1地先まで | ３．８<br>～　４．９ | ８９．０ |
| | | 新 | 西区河内町東門寺５９９番2地先から<br>西区河内町東門寺６０１番1地先まで | ５．２<br>～　６．６ | ８９．０ |
| ２６－４６ | 会富町第1号線 | 旧 | 南区会富町７１３番地先から<br>南区会富町１８５６番1地先まで | ２．０<br>～　９．６ | ２００．５ |
| | | 新 | 南区会富町７１３番地先から<br>南区会富町１８５６番1地先まで | ３．１<br>～１５．２ | ２００．５ |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ２６－６１ | 土河原町孫代町第１号線 | 旧 | 南区砂原町１３６番１地先から<br>南区砂原町４４６番４地先まで | ４．３<br>～　４．６ | ８．０ |
| | | 新 | 南区砂原町１３６番１地先から<br>南区砂原町４４６番４地先まで | ４．６<br>～　４．８ | ８．０ |
| ２６－６７ | 護藤町第３号線 | 旧 | 南区護藤町３５５５番１地先から<br>南区護藤町３５４０番３地先まで | ４．５<br>～２２．２ | ２８．５ |
| | | 新 | 南区護藤町３５５５番１地先から<br>南区護藤町３５４０番３地先まで | ４．５<br>～１７．４ | ２７．０ |
| ２６－７２ | 護藤町第８号線 | 旧 | 南区護藤町３５５５番２地先から<br>南区護藤町３５５５番２地先まで | ３．７<br>～　５．６ | ４．６ |
| | | 新 | 南区護藤町３５５５番２地先から<br>南区護藤町３５５５番２地先まで | ６．１<br>～１０．３ | ５．６ |
| ２６－７６ | 護藤町第１２号線 | 旧 | 南区護藤町３５５５番１地先から<br>南区護藤町１０８３番地先まで | ４．７<br>～１０．０ | ２５．８ |
| | | 新 | 南区護藤町３５５５番１地先から<br>南区護藤町１０８３番地先まで | ４．７<br>～１１．０ | ２５．８ |
| ２６－８４ | 護藤町第２０号線 | 旧 | 南区護藤町２０９９番地先から<br>南区護藤町１５３２番地先まで | ２．８<br>～　５．２ | ２８．８ |
| | | 新 | 南区護藤町２０９９番地先から<br>南区護藤町１５３２番２地先まで | ４．２<br>～　５．２ | ２８．８ |
| ２６－９０ | 護藤町第２６号線 | 旧 | 南区護藤町６７１番地先から<br>南区護藤町２４７番地先まで | １．３<br>～　５．９ | ４１７．５ |
| | | 新 | 南区護藤町６７１番地先から<br>南区護藤町２４７番地先まで | ３．６<br>～　７．７ | ４１６．８ |
| ２６－１０３ | 今町八分字町第１号線 | 旧 | 南区砂原町１３６番１地先から<br>南区砂原町４４６番１地先まで | ２．９<br>～　６．５ | ３７．９ |
| | | 新 | 南区砂原町１３６番１地先から<br>南区砂原町４４６番１地先まで | ５．２<br>～　８．１ | ３７．３ |
| ２６－１６０ | 護藤町３２号線 | 旧 | 南区護藤町１５３１番地先から<br>南区護藤町１５３２番地先まで | ６．０<br>～１０．３ | ４．３ |
| | | 新 | 南区護藤町１５３１番地先から<br>南区護藤町１５３２番２地先まで | ６．０<br>～１０．８ | ４．１ |
| ２７－４０ | 美登里町第６号線 | 旧 | 南区美登里町２３６番地先から<br>南区美登里町２２４番地先まで | ４．０<br>～　８．２ | １６３．０ |
| | | 新 | 南区美登里町２３６番地先から<br>南区美登里町２２４番地先まで | ４．２<br>～１０．７ | １６３．０ |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ２７－５２ | 銭塘町第３号線 | 旧 | 南区内田町１８５８番地先から<br>南区内田町１８５８番地先まで | ４．１<br>～　４．１ | １６．１ |
| | | 新 | 南区内田町１８５８番地先から<br>南区内田町１８５８番地先まで | ６．３<br>～　６．４ | １６．１ |
| ２７－５２ | 銭塘町第３号線 | 旧 | 南区内田町１８５４番１地先から<br>南区内田町１８５４番地先まで | ４．０<br>～　４．０ | １５．５ |
| | | 新 | 南区内田町１８５４番１地先から<br>南区内田町１８５４番地先まで | ６．７<br>～　６．８ | １５．５ |
| ２７－１２３ | 奥古閑町銭塘町第３号線 | 旧 | 南区奥古閑町４３０８番２地先から<br>南区奥古閑町４３０８番２地先まで | ５．０<br>～　６．１ | ９．７ |
| | | 新 | 南区奥古閑町４３０８番２地先から<br>南区奥古閑町４３０８番２地先まで | ５．０<br>～　８．６ | ９．７ |
| ２８－３０３１０ | 清藤２号線 | 旧 | 南区富合町国町２７０番３地先から<br>南区富合町国町２７０番地先まで | ４．０<br>～　６．５ | ４２．７ |
| | | 新 | 南区富合町国町２７０番３地先から<br>南区富合町国町２７０番地先まで | ４．７<br>～　８．０ | ４２．７ |
| ２８－３０３４０ | 南北７号線 | 旧 | 南区富合町古閑４３１番地先から<br>南区富合町田尻９９６番地先まで | ６．４<br>～　８．０ | ５９．９ |
| | | 新 | 南区富合町古閑４３１番地先から<br>南区富合町田尻９９６番地先まで | ７．５<br>～　８．０ | ５９．９ |
| ２８－３０３４０ | 南北７号線 | 旧 | 南区富合町田尻２６１番１地先から<br>南区富合町田尻４３５番１地先まで | ６．２<br>～　８．０ | ９５．５ |
| | | 新 | 南区富合町田尻２６１番１地先から<br>南区富合町田尻４３５番１地先まで | ７．９<br>～　８．８ | ９５．５ |
| ２８－３０３９９ | 沙崎４号線 | 旧 | 南区富合町沙崎６５３番１地先から<br>南区富合町沙崎６５３番２地先まで | ４．５<br>～　４．６ | ８８．１ |
| | | 新 | 南区富合町沙崎６５３番１地先から<br>南区富合町沙崎６５３番２地先まで | ４．２<br>～　５．０ | ８８．１ |
| ２８－３０３９９ | 沙崎４号線 | 旧 | 南区富合町沙崎６４０番１地先から<br>南区富合町沙崎６３９番１地先まで | ４．５<br>～　７．３ | ２５．９ |
| | | 新 | 南区富合町沙崎６４０番１地先から<br>南区富合町沙崎６３９番１地先まで | ４．５<br>～　７．３ | ２５．９ |
| ２８－３０４３１ | 清藤７号線 | 旧 | 南区富合町清藤３６３番１地先から<br>南区富合町清藤３５４番２地先まで | ８．０<br>～　９．１ | ３４．９ |
| | | 新 | 南区富合町清藤３６３番１地先から<br>南区富合町清藤３５４番２地先まで | １０．２<br>～１０．５ | ３４．９ |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 28－30431 | 清藤7号線 | 旧 | 南区富合町清藤３５９番5地先から<br>南区富合町清藤３６２番地先まで | 8．2<br>～　9．4 | 24．5 |
| | | 新 | 南区富合町清藤３５９番5地先から<br>南区富合町清藤３６２番地先まで | 9．8<br>～　9．9 | 24．5 |
| 28－30549 | 木原１４号線 | 旧 | 南区富合町木原１４８１番地先から<br>南区富合町木原７３０番地先まで | 2．9<br>～　8．0 | 21．2 |
| | | 新 | 南区富合町木原１４８１番地先から<br>南区富合町木原７３０番地先まで | 2．9<br>～　8．3 | 21．2 |
| 28－30554 | 南田尻１２号線 | 旧 | 南区富合町南田尻７６９番4地先から<br>南区富合町南田尻６５７番1地先まで | 2．8<br>～　7．5 | 43．4 |
| | | 新 | 南区富合町南田尻７６９番4地先から<br>南区富合町南田尻６５７番1地先まで | 3．5<br>～　7．5 | 43．4 |
| 29－10004 | 坂本出水線 | 旧 | 南区城南町築地８９２番1地先から<br>南区城南町築地８５９番2地先まで | 2．8<br>～　6．7 | 91．3 |
| | | 新 | 南区城南町築地８９２番1地先から<br>南区城南町築地８５９番2地先まで | 3．5<br>～　8．5 | 91．3 |
| 29－10018 | 市口陳内新村線（陣内新村線）（鰐瀬沈 | 旧 | 南区城南町陳内４３６番2地先から<br>南区城南町陳内１１３１番2地先まで | 3．2<br>～　5．3 | 95．2 |
| | | 新 | 南区城南町陳内４３６番2地先から<br>南区城南町陳内１１３１番2地先まで | 3．6<br>～　5．3 | 95．2 |
| 29－10019 | 鰐瀬士鹿野線 | 旧 | 南区城南町鰐瀬６０４番3地先から<br>南区城南町鰐瀬３００２番3地先まで | 3．9<br>～　5．6 | 137．4 |
| | | 新 | 南区城南町鰐瀬６０４番1地先から<br>南区城南町鰐瀬３００２番3地先まで | 4．4<br>～　6．9 | 137．4 |
| 29－20008 | 沈目吉野線 | 旧 | 南区城南町舞原字東３００番1地先から<br>南区城南町舞原字東１１２番１０地先まで | 7．3<br>～　7．5 | 29．3 |
| | | 新 | 南区城南町舞原字東３００番1地先から<br>南区城南町舞原字東１１２番１０地先まで | 7．5<br>～　7．7 | 29．3 |
| 29－30015 | 舞原中央線 | 旧 | 南区城南町宮地１２６７番4地先から<br>南区城南町宮地９２７番3地先まで | 6．2<br>～12．0 | 68．4 |
| | | 新 | 南区城南町宮地２１９４番地先から<br>南区城南町宮地９２７番3地先まで | 8．7<br>～12．0 | 68．4 |
| 29－30026 | 千町永丹生宮線 | 旧 | 南区城南町丹生宮３７２番地先から<br>南区城南町丹生宮３１６番地先まで | 4．1<br>～　7．4 | 210．7 |
| | | 新 | 南区城南町丹生宮３７２番地先から<br>南区城南町丹生宮３１６番地先まで | 5．4<br>～　7．4 | 210．7 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ２９－３００５０ | 浜戸川堤防２号線 | 旧 | 南区城南町島田７６１番１６地先から<br>南区城南町島田７５３番１地先まで | ２．５<br>～　６．４ | １２４．８ |
| | | 新 | 南区城南町島田７６１番１３地先から<br>南区城南町島田７５３番１地先まで | ３．０<br>～１０．７ | １２３．３ |
| ２９－３００７６ | 塚原本村線 | 旧 | 南区城南町塚原８３０番地先から<br>南区城南町塚原８８５番地先まで | ３．０<br>～　３．４ | ２６．５ |
| | | 新 | 南区城南町塚原８３０番地先から<br>南区城南町塚原８８５番地先まで | ３．１<br>～　３．６ | ２６．５ |
| ２９－３００８３ | 塚原敷田線 | 旧 | 南区城南町東阿高字前田１５７番１地先から<br>南区城南町東阿高字前田１５７番１地先まで | ４．０<br>～　５．０ | ３．６ |
| | | 新 | 南区城南町東阿高字前田１５７番６地先から<br>南区城南町東阿高字前田１５７番６地先まで | ４．７<br>～　７．０ | ３．６ |
| ２９－３００９１ | 二の町下宮地線 | 旧 | 南区城南町下宮地５８５番地先から<br>南区城南町下宮地４５３番地先まで | ３．２<br>～　５．８ | １８９．６ |
| | | 新 | 南区城南町下宮地５８５番地先から<br>南区城南町下宮地４５３番地先まで | ３．３<br>～　７．８ | １８９．６ |
| ２９－３００９９ | 築地上村線 | 旧 | 南区城南町築地８２９番地先から<br>南区城南町築地７０１番１地先まで | ２．８<br>～　３．７ | ２６．８ |
| | | 新 | 南区城南町築地８２９番地先から<br>南区城南町築地７０１番１地先まで | ２．６<br>～　７．７ | ２６．８ |
| ２９－３００９９ | 築地上村線 | 旧 | 南区城南町築地８３２番地先から<br>南区城南町築地６７７番１地先まで | ２．３<br>～　３．３ | ４４．３ |
| | | 新 | 南区城南町築地８３２番地先から<br>南区城南町築地６７７番１地先まで | ２．８<br>～　４．０ | ４４．３ |
| ２９－３００９９ | 築地上村線 | 旧 | 南区城南町築地８５６番地先から<br>南区城南町築地８５９番２地先まで | ２．７<br>～　５．７ | ２５．０ |
| | | 新 | 南区城南町築地８５６番地先から<br>南区城南町築地８５９番２地先まで | ３．２<br>～　５．０ | ２５．４ |
| ２９－３０１０６ | 六田碇線 | 旧 | 南区城南町碇字免戸町９０９番地先から<br>南区城南町碇字免戸町９１０番６地先まで | ４．５<br>～　８．０ | １００．７ |
| | | 新 | 南区城南町碇字免戸町９０９番地先から<br>南区城南町碇字免戸町９１０番６地先まで | ５．３<br>～　９．３ | １００．７ |
| ２９－３０１１９ | 上碇和久良線 | 旧 | 南区城南町碇字竹尾４５０番７地先から<br>南区城南町碇字竹尾６３４番６地先まで | ４．５<br>～　５．０ | ５１．８ |
| | | 新 | 南区城南町碇字竹尾４５０番７地先から<br>南区城南町碇字竹尾６３４番６地先まで | ４．５<br>～　６．２ | ５１．８ |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 29－30120 | 今才木線 | 旧 | 南区城南町碇字竹尾４６６番地先から<br>南区城南町碇字竹尾４５０番１地先まで | 5．0<br>～ 5．0 | 57．0 |
| | | 新 | 南区城南町碇字竹尾４６６番地先から<br>南区城南町碇字竹尾４５０番１地先まで | 6．2<br>～ 6．3 | 56．3 |
| 29－30121 | 旭町鰐瀬線 | 旧 | 南区城南町塚原１８６番地先から<br>南区城南町塚原５９番１地先まで | 5．5<br>～ 6．6 | 167．4 |
| | | 新 | 南区城南町塚原１８６番４地先から<br>南区城南町塚原５９番１地先まで | 5．5<br>～ 7．7 | 167．4 |
| 29－30144 | 舞原東西４号線 | 旧 | 南区城南町舞原字東８６７番地先から<br>南区城南町舞原字東１１２番２０地先まで | 2．5<br>～ 5．1 | 58．2 |
| | | 新 | 南区城南町舞原字東８６７番地先から<br>南区城南町舞原字東１１２番２０地先まで | 5．0<br>～ 8．9 | 58．2 |
| 29－30149 | 舞原南北２号線 | 旧 | 南区城南町舞原字西３７９番２２地先から<br>南区城南町舞原字西２４１番２地先まで | 2．5<br>～ 4．3 | 90．0 |
| | | 新 | 南区城南町舞原字西３７９番２２地先から<br>南区城南町舞原字西２４１番２地先まで | 3．6<br>～ 4．3 | 90．0 |
| 29－30151 | 舞原南北４号線 | 旧 | 南区城南町舞原６１番１地先から<br>南区城南町舞原６１番２地先まで | 2．1<br>～ 2．3 | 105．0 |
| | | 新 | 南区城南町舞原６１番１地先から<br>南区城南町舞原６１番２地先まで | 5．7<br>～ 6．0 | 105．0 |
| 29－30179 | 隈庄橋六田線 | 旧 | 南区城南町下宮地１２０１番１地先から<br>南区城南町下宮地１１８３番１地先まで | 4．4<br>～ 5．5 | 53．1 |
| | | 新 | 南区城南町下宮地１２０１番１地先から<br>南区城南町下宮地１１８３番１地先まで | 5．3<br>～ 5．6 | 53．1 |
| 29－30215 | 才木堤防線 | 旧 | 南区城南町島田７４４番２地先から<br>南区城南町島田７４４番２地先まで | 3．5<br>～ 3．5 | 2．0 |
| | | 新 | 南区城南町島田７４４番２地先から<br>南区城南町島田７４４番２地先まで | ― | ― |
| 29－30249 | 火の君通り線 | 旧 | 南区城南町塚原１８６番４地先から<br>南区城南町塚原２３番３地先まで | 6．2<br>～20．4 | 82．8 |
| | | 新 | 南区城南町塚原１８６番４地先から<br>南区城南町塚原２３番３地先まで | 8．8<br>～35．2 | 81．9 |
| 30－30313 | 小清水線 | 旧 | 北区植木町清水１３７０番１地先から<br>北区植木町清水１３５９番地先まで | 2．0<br>～ 6．2 | 105．8 |
| | | 新 | 北区植木町清水１３７０番１地先から<br>北区植木町清水１３５９番地先まで | 4．0<br>～ 6．9 | 105．8 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ３０－３０３３９ | 上岩野～北広住線 | 旧 | 北区植木町岩野１３０８番１地先から<br>北区植木町岩野１３０８番７地先まで | ４．０<br>～　５．５ | １６．２ |
| | | 新 | 北区植木町岩野１３０８番１地先から<br>北区植木町岩野１３０８番７地先まで | ５．５<br>～　８．２ | １６．２ |
| ３０－３０３５１ | 南原～古閑線 | 旧 | 北区植木町有泉４３９番地先から<br>北区植木町有泉３５０番１地先まで | ３．９<br>～　５．７ | ２１．３ |
| | | 新 | 北区植木町有泉４３９番地先から<br>北区植木町有泉３５０番１地先まで | ３．９<br>～　６．０ | ２１．３ |
| ３０－３０３６３ | 中原～宝田線 | 旧 | 北区植木町亀甲１１８６番１地先から<br>北区植木町亀甲１１８６番１地先まで | ３．４<br>～　６．５ | ４７．８ |
| | | 新 | 北区植木町亀甲１１８６番１地先から<br>北区植木町亀甲１１８６番１地先まで | ４．６<br>～　７．１ | ４７．８ |
| ３０－３０４０８ | 鞍掛～蚕試線 | 旧 | 北区植木町一木字山ノ本１７４番１８地先から<br>北区植木町一木字山ノ本１７４番１８地先まで | ４．４<br>～　４．４ | １５．５ |
| | | 新 | 北区植木町一木字山ノ本１７４番６地先から<br>北区植木町一木字山ノ本１７４番１７地先まで | ４．７<br>～　４．８ | １５．５ |
| ３０－３０４２１ | 小畑線 | 旧 | 北区植木町平原１４６番１地先から<br>北区植木町平原１番２地先まで | ２．５<br>～　６．３ | １５２．６ |
| | | 新 | 北区植木町平原１４６番１地先から<br>北区植木町平原１番２地先まで | ３．１<br>～　７．２ | １５２．６ |
| ３０－３０４３９ | 五次郎丸線 | 旧 | 北区植木町轟３２０番地先から<br>北区植木町轟３１９番地先まで | ３．３<br>～　３．９ | １９．６ |
| | | 新 | 北区植木町轟３２０番地先から<br>北区植木町轟３１９番地先まで | ３．５<br>～　７．２ | １９．６ |
| ３０－３０４５２ | 木留～滴水線 | 旧 | 北区植木町滴水字向原１６４４番１地先から<br>北区植木町滴水字向原１６４３番１地先まで | ４．１<br>～　４．６ | ５６．０ |
| | | 新 | 北区植木町滴水字向原１６４４番１地先から<br>北区植木町滴水字向原１６４３番１地先まで | ５．０<br>～　６．２ | ５６．０ |
| ３０－３０４５８ | 辺田野～木留線 | 旧 | 北区植木町辺田野１１７番１地先から<br>北区植木町辺田野８４番１地先まで | ４．５<br>～　７．３ | １６４．８ |
| | | 新 | 北区植木町辺田野１１７番１地先から<br>北区植木町辺田野８４番１地先まで | ５．０<br>～１３．４ | １６４．８ |
| ３０－３０４５９ | 舞尾～石橋線 | 旧 | 北区植木町摘水１０２５番２地先から<br>北区植木町摘水１０５０番７地先まで | ５．０<br>～　５．５ | ４８．２ |
| | | 新 | 北区植木町摘水１０２５番２地先から<br>北区植木町摘水１０５０番７地先まで | ５．５<br>～　６．９ | ４８．２ |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ３０－３０４６３ | 荻迫線 | 旧 | 北区植木町萩迫字表畑４９０番3地先から<br>北区植木町萩迫字表畑４７８番１地先まで | ４．３<br>～　４．７ | ４９．６ |
| | | 新 | 北区植木町萩迫字表畑４９０番3地先から<br>北区植木町萩迫字表畑４７８番１地先まで | ４．３<br>～　６．６ | ４９．６ |
| ３０－３０４７０ | 向坂～投刀塚線 | 旧 | 北区植木町投刀塚１０２５番地先から<br>北区植木町投刀塚３２１番2地先まで | ４．４<br>～　６．６ | ８４．４ |
| | | 新 | 北区植木町投刀塚１０２５番地先から<br>北区植木町投刀塚３２１番2地先まで | ４．７<br>～　８．５ | ８６．７ |
| ３０－３０４７２ | 向坂～松原線 | 旧 | 北区植木町鐙田９９１番１地先から<br>北区植木町鐙田２７５番6地先まで | ２．２<br>～　３．７ | １０５．１ |
| | | 新 | 北区植木町鐙田９９１番１地先から<br>北区植木町鐙田２７５番6地先まで | ２．２<br>～　９．７ | １０２．４ |
| ３０－３０４７４ | 松原～停車場線 | 旧 | 北区植木町荻迫７０９番地先から<br>北区植木町荻迫６９８番7地先まで | ３．７<br>～１０．３ | ３０７．７ |
| | | 新 | 北区植木町荻迫７０９番地先から<br>北区植木町荻迫６９８番7地先まで | ６．１<br>～２３．８ | ３０６．７ |
| ３０－３０４８６ | 植木西裏線 | 旧 | 北区植木町一木１５３番１地先から<br>北区植木町一木１５３番１地先まで | ４．１<br>～　４．１ | ２４．７ |
| | | 新 | 北区植木町一木１５３番１地先から<br>北区植木町一木１５３番１地先まで | ５．０<br>～　５．０ | ２４．７ |
| ３０－３０５５８ | 小清水線支線 | 旧 | 北区植木町清水１３８８番１地先から<br>北区植木町清水１３８８番１地先まで | ５．４<br>～　７．７ | １０．１ |
| | | 新 | 北区植木町清水１３８８番１地先から<br>北区植木町清水１３８８番１地先まで | ６．０<br>～　７．４ | ７．８ |
| ３０－３０５６５ | 停車場～向迫線 | 旧 | 北区植木町鐙田１３０９番3地先から<br>北区植木町鐙田１２４８番地先まで | ３．１<br>～　６．９ | ２５２．４ |
| | | 新 | 北区植木町鐙田１３０９番3地先から<br>北区植木町鐙田１２４８番地先まで | ３．９<br>～１４．１ | ２４６．９ |
| ３０－３０６５５ | インター～有泉線 | 旧 | 北区植木町有泉１７６６番地先から<br>北区植木町有泉４３９番地先まで | ２．８<br>～　５．１ | ２１２．２ |
| | | 新 | 北区植木町有泉１７６６番地先から<br>北区植木町有泉４３９番地先まで | ４．８<br>～１０．６ | ２１２．２ |
| ３０－３０６７９ | 岩野第1号線 | 旧 | 北区植木町広住字迎原５５７番１地先から<br>北区植木町広住字迎原５５７番１地先まで | ５．９<br>～　５．９ | １．４ |
| | | 新 | 北区植木町広住字迎原５５７番１地先から<br>北区植木町広住字迎原５５７番１地先まで | ５．９<br>～　８．１ | １．４ |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ３０－３１０１１ | 鐙田　２号線 | 旧 | 北区植木町鐙田字永ノ尾６１９番地先から<br>北区植木町鐙田字永ノ尾６０５番地先まで | ４．０<br>～　４．３ | １１．０ |
| | | 新 | 北区植木町鐙田字永ノ尾６１９番地先から<br>北区植木町鐙田字永ノ尾６０５番地先まで | ４．０<br>～　４．６ | １１．０ |
| ４１－４０１０ | 子飼本町大江６丁目第１号線 | 旧 | 中央区新屋敷二丁目２４番６地先から<br>中央区新屋敷二丁目２０番９地先まで | １１．２<br>～２２．１ | ２５０．３ |
| | | 新 | 中央区新屋敷二丁目２４番６地先から<br>中央区新屋敷二丁目２０番９地先まで | ２２．０<br>～４６．９ | ２５０．３ |
| ４１－４０１４ | 九品寺６丁目画図町下無田第１号線 | 旧 | 中央区菅原町１４番２２地先から<br>中央区菅原町１４番１７地先まで | ４．５<br>～　８．５ | ３６．６ |
| | | 新 | 中央区菅原町１４番２２地先から<br>中央区菅原町１４番１７地先まで | ８．５<br>～１２．３ | ３６．６ |
| ４１－４０１４ | 九品寺６丁目画図町下無田第１号線 | 旧 | 中央区出水八丁目５４５番地先から<br>中央区出水八丁目５５１番１地先まで | ４．０<br>～　５．９ | １２．７ |
| | | 新 | 中央区出水八丁目５４５番３地先から<br>中央区出水八丁目５５１番１地先まで | ５．４<br>～　５．９ | １２．７ |
| ４１－４０３４ | 山室２丁目大窪１丁目第１号線 | 旧 | 北区山室一丁目１２５番６４地先から<br>北区山室一丁目１２５番４３地先まで | １２．０<br>～１９．８ | ２９．０ |
| | | 新 | 北区山室一丁目１２５番６４地先から<br>北区山室一丁目１２５番４３地先まで | １２．０<br>～２０．４ | ２９．０ |
| ４１－４０５２ | 川尻４丁目画図町下無田第１号線 | 旧 | 南区元三町三丁目１８１５番１地先から<br>南区元三町三丁目１８３１番１地先まで | ３．４<br>～　６．０ | ２１．８ |
| | | 新 | 南区元三町三丁目１８１５番１地先から<br>南区元三町三丁目１８３１番１地先まで | ３．４<br>～　８．７ | ２１．８ |
| ４１－４０５２ | 川尻４丁目画図町下無田第１号線 | 旧 | 南区元三町１０８８番地先から<br>南区元三町１０４０番３地先まで | ４．１<br>～　５．１ | ３０１．５ |
| | | 新 | 南区元三町１０８８番地先から<br>南区元三町１０４０番３地先まで | ６．８<br>～　８．６ | ３０１．５ |
| ４１－４０５４ | 上高橋町今町第１号線 | 旧 | 西区城山大塘一丁目１番２地先から<br>西区城山大塘一丁目６３７番４地先まで | ９．７<br>～１０．０ | ７８．３ |
| | | 新 | 西区城山大塘一丁目１番２地先から<br>西区城山大塘一丁目６３７番４地先まで | １１．２<br>～１１．４ | ７８．３ |
| ４１－４０６６ | 上南部２丁目御領３丁目第１号線 | 旧 | 東区上南部二丁目１５２２番地先から<br>東区上南部二丁目１５２２番地先まで | ５．０<br>～　６．０ | ９．９ |
| | | 新 | 東区上南部二丁目１５２２番１地先から<br>東区上南部二丁目１５２２番１地先まで | ６．０<br>～　６．０ | ９．９ |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 41－4067 | 御領1丁目下南部2丁目第1号線 | 旧 | 東区下南部二丁目183番3地先から<br>東区下南部二丁目186番5地先まで | 2．7<br>～ 8．1 | 31．0 |
| | | 新 | 東区下南部二丁目183番1地先から<br>東区下南部二丁目186番5地先まで | 4．2<br>～ 8．1 | 31．0 |
| 41－4067 | 御領1丁目下南部2丁目第1号線 | 旧 | 東区下南部二丁目146番地先から<br>東区下南部二丁目144番地先まで | 4．0<br>～10．0 | 43．6 |
| | | 新 | 東区下南部二丁目146番地先から<br>東区下南部二丁目144番地先まで | 4．0<br>～ 9．0 | 40．3 |
| 41－4088 | 河内町野出第1号線 | 旧 | 西区河内町野出226番11地先から<br>西区河内町野出604番2地先まで | 4．0<br>～ 8．0 | 170．9 |
| | | 新 | 西区河内町野出226番11地先から<br>西区河内町野出604番2地先まで | 7．1<br>～ 9．1 | 165．4 |
| 41－4089 | 河内町岳第2号線 | 旧 | 西区河内町岳1848番地先から<br>西区河内町岳1880番4地先まで | 6．8<br>～ 8．4 | 14．8 |
| | | 新 | 西区河内町岳1848番地先から<br>西区河内町岳1880番4地先まで | 6．8<br>～ 8．7 | 14．8 |
| 41－4095 | 護藤町八分字町第1号線 | 旧 | 南区荒尾町2122番1地先から<br>南区荒尾町2122番1地先まで | 2．7<br>～ 9．1 | 6．8 |
| | | 新 | 南区荒尾町2122番1地先から<br>南区荒尾町2122番1地先まで | 2．7<br>～10．2 | 6．8 |
| 51－5015 | 春日7丁目池上町第2号線 | 旧 | 西区春日七丁目189番1地先から<br>西区春日六丁目245番地先まで | 5．5<br>～10．7 | 29．0 |
| | | 新 | 西区春日七丁目189番1地先から<br>西区春日六丁目245番地先まで | 5．5<br>～12．2 | 29．0 |
| 51－5015 | 春日7丁目池上町第2号線 | 旧 | 西区池上町593番1地先から<br>西区池上町229番地先まで | 4．0<br>～12．5 | 145．1 |
| | | 新 | 西区池上町593番1地先から<br>西区池上町229番地先まで | 5．0<br>～11．2 | 144．8 |
| 51－5056 | 尾ノ上4丁目東町2丁目第1号線 | 旧 | 東区尾ノ上四丁目2759番3地先から<br>東区尾ノ上四丁目2769番3地先まで | 9．5<br>～13．3 | 182．5 |
| | | 新 | 東区尾ノ上四丁目2759番3地先から<br>東区尾ノ上四丁目2769番3地先まで | 10．5<br>～14．0 | 182．5 |
| 51－5056 | 尾ノ上4丁目東町2丁目第1号線 | 旧 | 東区山ノ内三丁目3182番3地先から<br>東区山ノ内三丁目3182番2地先まで | 6．8<br>～ 8．0 | 29．5 |
| | | 新 | 東区山ノ内三丁目3182番3地先から<br>東区山ノ内三丁目3182番2地先まで | 11．7<br>～22．2 | 30．8 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ５１－５０５８ | 昭和町山ノ神１丁目第１号線 | 旧 | 東区東町二丁目２番８地先から<br>東区山ノ内三丁目３１８２番２地先まで | ９．５<br>～１７．８ | ３００．２ |
| | | 新 | 東区東町二丁目２番８地先から<br>東区山ノ内三丁目３１８２番２地先まで | １１．３<br>～１７．３ | ３００．２ |
| ５１－５０７３ | 平田２丁目田迎２丁目第１号線 | 旧 | 南区田迎二丁目４１３番４地先から<br>南区田迎二丁目４１３番４地先まで | ４．３<br>～　７．３ | ９．２ |
| | | 新 | 南区田迎二丁目４１３番４地先から<br>南区田迎二丁目４１３番４地先まで | ５．１<br>～１０．７ | ９．２ |
| ５１－５１２７ | 河内町大多尾第３号線 | 旧 | 西区河内町大多尾１６４２番地先から<br>西区河内町大多尾１６０６番地先まで | ２．９<br>～　４．６ | ７７．５ |
| | | 新 | 西区河内町大多尾１６４２番地先から<br>西区河内町大多尾１６０６番地先まで | ４．６<br>～　６．５ | ７７．５ |
| ５１－５１４２ | 海路口町第６号線 | 旧 | 南区海路口町４００５番１地先から<br>南区海路口町４０６５番２地先まで | ３．９<br>～　７．２ | ４７．８ |
| | | 新 | 南区海路口町４００５番１地先から<br>南区海路口町４０６５番２地先まで | ３．９<br>～　７．２ | ４７．８ |

告示第１７６号

平成２６年３月３１日

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき、市道の供用開始をする。

その関係書類は告示の日から２週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長　　幸　山　政　史

| 整理番号 | 路　線　名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|---|---|---|---|
| １－１１６ | 千葉城町草葉町第１号線 | 中央区上通町７番５５地先から<br>中央区上通町７番５５地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １－１９６ | 子飼本町第５号線 | 中央区子飼本町１４９番地先から<br>中央区子飼本町１４９番地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １－３１４ | 京町２丁目第８号線 | 中央区京町二丁目２４６番地先から<br>中央区京町二丁目２４６番地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １－３１５ | 京町２丁目第９号線 | 中央区京町二丁目２６１番１地先から<br>中央区京町二丁目２６１番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １－３１６ | 京町２丁目第１０号線 | 中央区京町二丁目２６１番１地先から<br>中央区京町二丁目２６１番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２－３ | 黒髪４丁目黒髪２丁目第１号線 | 中央区黒髪四丁目１０１番１地先から<br>中央区黒髪四丁目１０１番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２－６６ | 黒髪２丁目第２３号線 | 中央区黒髪二丁目７４４番１地先から<br>中央区黒髪二丁目７４４番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 2－92 | 黒髪5丁目第7号線 | 中央区黒髪五丁目1番1地先から<br>中央区黒髪五丁目227番地先まで | 平成26年3月31日 |
| 2－93 | 黒髪5丁目第8号線 | 中央区黒髪五丁目1番1地先から<br>中央区黒髪五丁目184番1地先まで | 平成26年3月31日 |
| 2－112 | 黒髪6丁目第3号線 | 中央区黒髪六丁目427番2地先から<br>中央区黒髪六丁目427番1地先まで | 平成26年3月31日 |
| 2－119 | 黒髪6丁目第10号線 | 中央区黒髪六丁目427番1地先から<br>中央区黒髪六丁目427番3地先まで | 平成26年3月31日 |
| 3－35 | 渡鹿7丁目第3号線 | 中央区渡鹿七丁目171番1地先から<br>中央区渡鹿七丁目171番1地先まで | 平成26年3月31日 |
| 3－84 | 新屋敷2丁目第4号線 | 中央区新屋敷二丁目22番2地先から<br>中央区新屋敷二丁目22番1地先まで | 平成26年3月31日 |
| 3－85 | 新屋敷2丁目第5号線 | 中央区新屋敷二丁目24番15地先から<br>中央区新屋敷二丁目22番15地先まで | 平成26年3月31日 |
| 3－94 | 新屋敷2丁目第13号線 | 中央区新屋敷二丁目5番5地先から<br>中央区新屋敷二丁目5番3地先まで | 平成26年3月31日 |
| 3－219 | 大江5丁目第4号線 | 中央区大江五丁目5番9地先から<br>中央区大江五丁目2番1地先まで | 平成26年3月31日 |
| 3－275 | 大江2丁目第1号線 | 中央区大江二丁目897番3地先から<br>中央区大江二丁目897番3地先まで | 平成26年3月31日 |
| 3－286 | 大江2丁目第3号線 | 中央区大江二丁目898番1地先から<br>中央区大江二丁目898番1地先まで | 平成26年3月31日 |
| 3－375 | 新屋敷2丁目第18号線 | 中央区新屋敷二丁目20番61地先から<br>中央区新屋敷二丁目20番53地先まで | 平成26年3月31日 |
| 4－252 | 出水7丁目第3号線 | 中央区出水七丁目409番1地先から<br>中央区出水七丁目260番9地先まで | 平成26年3月31日 |
| 4－261 | 出水8丁目第9号線 | 中央区出水八丁目638番地先から<br>中央区出水八丁目640番2地先まで | 平成26年3月31日 |
| 5－91 | 琴平本町第4号線 | 中央区琴平本町1605番2地先から<br>中央区琴平本町1606番6地先まで | 平成26年3月31日 |
| 5－141 | 萩原町田迎第1号線 | 中央区八王寺町739番地先から<br>中央区八王寺町745番3地先まで | 平成26年3月31日 |
| 5－207 | 世安町十禅寺町第1号線 | 中央区十禅寺一丁目526番1地先から<br>南区十禅寺二丁目520番2地先まで | 平成26年3月31日 |
| 6－114 | 春日4丁目第9号線 | 西区春日四丁目27番地先から<br>西区春日四丁目21番地先まで | 平成26年3月31日 |
| 6－119 | 春日4丁目第14号線 | 西区春日四丁目131番地先から<br>西区春日四丁目136番2地先まで | 平成26年3月31日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 6－140 | 春日5丁目第1号線 | 西区春日五丁目188番地先から<br>西区春日五丁目139番2地先まで | 平成26年3月31日 |
| 6－174 | 春日2丁目第1号線 | 西区春日二丁目747番1地先から<br>西区春日二丁目716番8地先まで | 平成26年3月31日 |
| 6－176 | 春日2丁目第3号線 | 西区春日二丁目753番地先から<br>西区春日二丁目708番2地先まで | 平成26年3月31日 |
| 6－198 | 春日町第16号線 | 西区春日七丁目175番地先から<br>西区春日七丁目152番7地先まで | 平成26年3月31日 |
| 6－473 | 八島2丁目城山上代町第2号線 | 西区上代二丁目59番1地先から<br>西区上代二丁目59番6地先まで | 平成26年3月31日 |
| 6－473 | 八島2丁目城山上代町第2号線 | 西区上代二丁目58番1地先から<br>西区上代二丁目58番1地先まで | 平成26年3月31日 |
| 7－7 | 花園7丁目第1号線 | 西区花園七丁目1913番地先から<br>西区花園七丁目1865番地先まで | 平成26年3月31日 |
| 7－28 | 花園5丁目第11号線 | 西区花園五丁目938番5地先から<br>西区花園五丁目938番5地先まで | 平成26年3月31日 |
| 7－133 | 花園7丁目第57号線 | 西区花園七丁目1865番地先から<br>西区花園七丁目1866番地先まで | 平成26年3月31日 |
| 7－139 | 花園7丁目第63号線 | 西区花園七丁目1863番5地先から<br>西区花園七丁目1865番地先まで | 平成26年3月31日 |
| 7－140 | 花園7丁目第64号線 | 西区花園七丁目2482番地先から<br>西区花園七丁目1866番3地先まで | 平成26年3月31日 |
| 7－150 | 花園7丁目第74号線 | 西区花園七丁目1801番1地先から<br>西区花園七丁目1802番2地先まで | 平成26年3月31日 |
| 7－219 | 島崎6丁目花園三丁目第1号線 | 西区花園三丁目380番2地先から<br>西区花園三丁目380番2地先まで | 平成26年3月31日 |
| 7－304 | 島崎3丁目第19号線 | 西区島崎三丁目421番7地先から<br>西区島崎三丁目421番1地先まで | 平成26年3月31日 |
| 7－339 | 島崎5丁目第9号線 | 西区島崎五丁目322番14地先から<br>西区島崎五丁目303番地先まで | 平成26年3月31日 |
| 7－347 | 島崎5丁目第16号線 | 西区島崎五丁目377番地先から<br>西区島崎五丁目389番3地先まで | 平成26年3月31日 |
| 7－364 | 島崎5丁目第26号線 | 西区島崎五丁目637番地先から<br>西区島崎五丁目633番地先まで | 平成26年3月31日 |
| 8－3 | 池田2丁目第2号線 | 西区池田二丁目200番1地先から<br>西区池田二丁目200番2地先まで | 平成26年3月31日 |
| 9－214 | 山室第39号線 | 北区山室二丁目416番3地先から<br>北区山室二丁目416番1地先まで | 平成26年3月31日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ９－２２６ | 大窪第８号線 | 北区大窪一丁目１７番1地先から<br>北区大窪一丁目１７番1地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ９－２７５ | 清水本町室園町第１号線 | 北区室園町２６番1地先から<br>北区室園町２０番地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ９－３６８ | 八景水谷１丁目第９号線 | 北区八景水谷一丁目１０９７番１１地先から<br>北区八景水谷一丁目１０９７番１１地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ９－４１９ | 八景水谷２丁目新地第１号線 | 北区八景水谷二丁目３１４番3地先から<br>北区八景水谷二丁目３１４番1地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ９－６０４ | 室園町第２２号線 | 北区清水本町１５９番1地先から<br>北区清水本町１５４番2地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ９－１０３６ | 室園町第２５号線 | 北区室園町２６番1地先から<br>北区室園町５９番1地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １０－６１ | 上立田第７号線 | 北区龍田一丁目３９２番１０地先から<br>北区龍田一丁目３９２番１０地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １０－１３９ | 上立田第８４号線 | 北区楡木二丁目１６１４番2地先から<br>北区楡木二丁目１６２８番1地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １０－２５０ | 弓削第４１号線 | 北区龍田弓削一丁目８１番２６地先から<br>北区龍田弓削一丁目８１番２６地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １０－３２８ | 上立田第１１４号線 | 北区龍田二丁目６３６番5地先から<br>北区龍田二丁目６３６番1地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １０－３３８ | 弓削第１０７号線 | 北区楠八丁目１３２６番2地先から<br>北区楠八丁目１３５４番1地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １０－３３９ | 弓削第１０８号線 | 北区楠六丁目１８６７番1地先から<br>北区楠六丁目１８８４番4地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １１－３３ | 保田窪本町第２０号線 | 東区保田窪三丁目６４４番3地先から<br>東区保田窪三丁目６４４番3地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １２－１８７ | 神水本町第１号線 | 中央区神水本町１４７番地先から<br>中央区神水本町１６２番1地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １２－１９１ | 神水本町第５号線 | 中央区神水本町４１４番3地先から<br>中央区神水本町４１４番3地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １２－１９４ | 神水本町第８号線 | 中央区神水本町１７０番2地先から<br>中央区神水本町１７０番1地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １２－１９５ | 神水本町第９号線 | 東区神水本町５０７番2地先から<br>東区神水本町５０７番1地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １２－２００ | 神水本町第１４号線 | 東区神水本町５０７番1地先から<br>東区神水本町５０７番7地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １２－３４５ | 健軍5丁目第１号線 | 東区湖東二丁目２５７番1地先から<br>東区湖東二丁目２５６番2地先まで | 平成２６年3月３１日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| １２－３５６ | 広木町第７号線 | 東区広木町４５４番地先から<br>東区広木町４３３番３地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １２－３９７ | 健軍町第２４号線 | 東区新外四丁目２９９７番３地先から<br>東区新外四丁目２９９７番５地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １２－４４１ | 健軍町第６７号線 | 東区佐土原三丁目３５２４番１地先から<br>東区佐土原三丁目３４９７番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １２－４５５ | 健軍町第８１号線 | 東区花立五丁目３８５７番５地先から<br>東区花立五丁目３８５６番２地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １２－４５８ | 花立5丁目第2号線 | 東区花立五丁目３８９４番２６地先から<br>東区花立五丁目３８９２番３地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １２－８３０ | 健軍町第１６７号線 | 東区月出三丁目２４３２番５０５地先から<br>東区月出七丁目２４３２番７１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １２－８５１ | 小峯2丁目第2号線 | 東区小峯二丁目２６１２番６３８地先から<br>東区小峯二丁目２６１２番４０３地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １２－９３５ | 健軍町第１９２号線 | 東区尾ノ上四丁目２７５３番１地先から<br>東区尾ノ上四丁目２７５９番３地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １２－１１１１ | 小峯2丁目第3号線 | 東区小峯二丁目２６１２番１２地先から<br>東区小峯二丁目２６１２番４８８地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １３－１５０ | 沼山津第３９号線 | 東区桜木四丁目２４２番１地先から<br>東区桜木四丁目２４４番４地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １３－１９０ | 沼山津第４４号線 | 東区桜木五丁目２９１番１地先から<br>東区桜木五丁目２９１番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １３－１９０ | 沼山津第４４号線 | 東区桜木五丁目２９５番地先から<br>東区桜木五丁目３１２番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １３－４７０ | 桜木5丁目桜木6丁目第1号線 | 東区桜木六丁目４９５番４地先から<br>東区桜木六丁目３７９番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １４－２４ | 江津1丁目第１４号線 | 東区江津三丁目８４５番１地先から<br>東区江津三丁目８４５番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １４－３２ | 江津1丁目第１９号線 | 東区江津三丁目７４７番１地先から<br>東区江津三丁目７４８番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １４－３３ | 江津1丁目第２０号線 | 東区江津三丁目８４５番１地先から<br>東区江津三丁目８４５番７地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １４－５２ | 下江津上無田第1号線 | 東区画図東一丁目６９３番６地先から<br>東区画図東一丁目６９８番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １４－６８ | 上無田第７号線 | 東区画図東一丁目５４１番１１地先から<br>東区画図東一丁目４８９番地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １４－９３ | 下無田第４号線 | 東区画図町大字下無田字宮ノ本１９８番１地先から<br>東区画図町大字下無田字宮ノ本１９８番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| １４－１３０ | 重富第2号線 | 東区画図町大字重富字住吉４２番１地先から<br>東区画図町大字重富字住吉４２番１地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １４－１３０ | 重富第2号線 | 東区画図町大字重富字住吉３３番１地先から<br>東区画図町大字重富字住吉３３番１地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １４－１３１ | 重富第3号線 | 東区画図町大字重富字住吉６３番2地先から<br>東区画図町大字重富字住吉３３番地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １４－１３９ | 重富第8号線 | 東区画図町大字重富字前無田４７２番地先から<br>東区画図町大字重富字前無田５１３番2地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １４－１４０ | 重富第9号線 | 東区画図町大字重富字前無田５１４番8地先から<br>東区画図町大字重富字前無田５４７番１地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １４－１５０ | 重富第１９号線 | 東区画図町重富６３４番１地先から<br>東区画図町重富６３４番１地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １４－２４４ | 江津2丁目第２６号線 | 東区江津二丁目２００番１地先から<br>東区江津二丁目２００番１地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １４－２５２ | 江津2丁目第２７号線 | 中央区出水八丁目５４５番3地先から<br>中央区出水八丁目５４８番地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １４－２５２ | 江津2丁目第２７号線 | 東区江津二丁目２８５番2地先から<br>東区江津二丁目２８７番地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １４－２５２ | 江津2丁目第２７号線 | 東区江津二丁目３３１番4地先から<br>東区江津二丁目３０３番地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １４－２５９ | 重富第２２号線 | 東区画図町大字重富字津田６４４番2地先から<br>東区画図町大字重富字津田６３４番1地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １４－３１６ | 所島第２０号線 | 東区画図町所島８番3地先から<br>東区画図町所島８番6地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １５－１８ | 田迎第１４号線 | 南区田迎五丁目２６８番１１地先から<br>南区田迎五丁目３１７番7地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １５－３３ | 田迎第２８号線 | 南区田迎二丁目４１３番地先から<br>南区田迎二丁目４１３番地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １５－１２１ | 良町第１７号線 | 南区良町二丁目１１７５番9地先から<br>南区良町二丁目１１７５番9地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １５－１２２ | 良町第１８号線 | 南区良町二丁目１１７５番9地先から<br>南区良町二丁目１１７５番１３地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １５－１８８ | 笛田第１０号線 | 南区御幸笛田二丁目８８番1地先から<br>南区御幸笛田二丁目８８番6地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １５－２０４ | 笛田第２６号線 | 南区御幸笛田二丁目９２番7地先から<br>南区御幸笛田二丁目９２番7地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １５－２５３ | 西無田第１９号線 | 南区御幸西一丁目１５２番1地先から<br>南区御幸西一丁目１５１番1地先まで | 平成２６年3月３１日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| １５－２５４ | 西無田第２０号線 | 南区御幸西一丁目１５１番１地先から<br>南区御幸西一丁目１７３番３地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １５－２７９ | 西無田第４５号線 | 南区御幸西無田町３９１番１地先から<br>南区御幸西無田町３８７番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １５－２８８ | 木部第８号線 | 南区御幸木部町３２１番地先から<br>南区御幸木部町１１番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １５－３２６ | 木部第４６号線 | 南区御幸木部三丁目１０７７番２地先から<br>南区御幸木部一丁目８５３番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １５－５４５ | 田迎５丁目第６号線 | 南区田迎五丁目２７３番１４地先から<br>南区田迎五丁目２７３番１５地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １５－５４６ | 田迎５丁目第７号線 | 南区田迎五丁目２７７番８地先から<br>南区田迎五丁目２７８番５地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １６－５ | 十禅寺町平田町第１号線 | 南区平田一丁目３番地先から<br>南区平田一丁目５０７番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １６－１２ | 十禅寺町第１号線 | 中央区十禅寺一丁目３５３番１０地先から<br>中央区十禅寺一丁目３５３番５地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １６－３４ | 十禅寺町第２１号線 | 南区十禅寺二丁目５２０番地先から<br>南区十禅寺二丁目５１２番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １６－３５ | 十禅寺町第２２号線 | 南区十禅寺二丁目５２０番地先から<br>南区十禅寺二丁目５７７番地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １６－４３ | 十禅寺町第３０号線 | 南区十禅寺二丁目４７６番２地先から<br>南区十禅寺二丁目４７６番４地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １６－４５ | 平田町第１号線 | 南区平田一丁目５２７番地先から<br>南区平田一丁目５２４番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １６－４９ | 平田町第５号線 | 南区平田一丁目７９番２地先から<br>南区平田一丁目５１４番４地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １６－１２３ | 近見町第４５号線 | 南区近見町２９０８番地先から<br>南区近見町２９０５番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １６－２０１ | 高江町第９号線 | 南区日吉二丁目１４２５番１地先から<br>南区日吉二丁目１４２５番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １６－３４３ | 元三町木部第１号線 | 南区元三町９０４番地先から<br>南区元三町９１７番地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １６－３４５ | 元三町第５３号線 | 南区元三町７９３番１地先から<br>南区元三町７９３番３地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １６－３４６ | 元三町第５４号線 | 南区元三町９０４番地先から<br>南区元三町８０３番地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １６－３５５ | 元三町第６３号線 | 南区元三町１０４０番３地先から<br>南区元三町１０４０番３地先まで | 平成２６年３月３１日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| １６－３８８ | 高江町第１３号線 | 南区日吉二丁目９７０番１３地先から<br>南区日吉二丁目９７０番１７地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １６－３９７ | 近見町第１１１号線 | 南区近見町２９６０番2地先から<br>南区近見町２９０５番1地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １６－４３３ | 近見町第１２３号線 | 南区近見町５５３番1地先から<br>南区近見町５５２番1地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １６－４３８ | 野田町第３７号線 | 南区野田二丁目１８２番１５地先から<br>南区野田二丁目１８２番１５地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １６－４５７ | 江越一丁目平成一丁目第１号線 | 南区江越一丁目１９７番地先から<br>南区江越一丁目１９８番地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １６－４６０ | 平成一丁目江越二丁目第１号線 | 南区平成二丁目２３１番地先から<br>南区平成一丁目９０番地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １７－２ | 薄場町八幡町第１号線 | 南区鳶町一丁目１２６９番1地先から<br>南区鳶町一丁目１２６８番3地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １７－４ | 上ノ郷町第１号線 | 南区上ノ郷町７７番2地先から<br>南区上ノ郷町７７番2地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １７－６ | 上ノ郷町第3号線 | 南区上ノ郷二丁目１２６番2地先から<br>南区上ノ郷二丁目１３５番１０地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １７－２０ | 上ノ郷町第１５号線 | 南区上ノ郷町１９４番1地先から<br>南区上ノ郷町１９４番1地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １７－２８ | 島町上ノ郷町第１号線 | 南区薄場町１１４番地先から<br>南区薄場町２１４番地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １７－５５ | 野口町薄場町第１号線 | 南区野口一丁目５６６番2地先から<br>南区野口一丁目５６６番1地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １７－６０ | 野口町第4号線 | 南区野口一丁目６０９番1地先から<br>南区野口一丁目６０９番1地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １７－６１ | 野口町第5号線 | 南区野口一丁目６１４番1地先から<br>南区野口一丁目６１４番1地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １７－７５ | 野口町荒尾町第3号線 | 南区野口二丁目２６２番2地先から<br>南区野口二丁目９６９番１０地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １７－７６ | 薄場町野口町第2号線 | 南区野口二丁目２９１番1地先から<br>南区野口二丁目２８８番地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １７－７６ | 薄場町野口町第2号線 | 南区野口三丁目１１７４番5地先から<br>南区野口三丁目１１７４番5地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| １７－７７ | 島町野口町第1号線 | 南区野口二丁目９６９番5地先から<br>南区野口二丁目９６５番１１地先まで | 平成２６年3月３１日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| １７－１２５ | 鳶町２丁目荒尾３丁目第１号線 | 南区鳶町二丁目１２２２番１地先から<br>南区鳶町二丁目１０８７番地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １７－１６５ | 合志町第１０号線 | 南区合志二丁目５６４番６地先から<br>南区合志二丁目５０５番地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １７－２０３ | 白藤町第１８号線 | 南区白藤一丁目２３３番６地先から<br>南区白藤一丁目２３３番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １７－２３３ | 八幡町第２０号線 | 南区川尻二丁目１２５７番２地先から<br>南区川尻二丁目１２５７番２地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １７－２３９ | 八幡町第２６号線 | 南区八幡三丁目１２９０番地先から<br>南区八幡三丁目１２９０番地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １７－２５７ | 川尻町八幡町第１号線 | 南区八幡十丁目６０１番２地先から<br>南区八幡十丁目６０１番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １７－２６１ | 八幡町第４６号線 | 南区八幡十丁目８１５番地先から<br>南区八幡十丁目８１６番２地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １８－６２ | 大塘薬師第１号線 | 西区城山下代三丁目１２３番地先から<br>西区城山下代三丁目１０９番２地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １８－７５ | 半田第３号線 | 西区城山半田二丁目９２番２地先から<br>西区城山半田二丁目９２番２地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １８－１０５ | 半田第１８号線 | 西区城山半田一丁目８３２番５地先から<br>西区城山半田一丁目８３２番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １８－１８６ | 下代第２１号線 | 西区城山下代三丁目４４番１地先から<br>西区城山下代三丁目４４番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １９－１４ | 戸坂町第１０号線 | 西区戸坂町７６番１地先から<br>西区戸坂町７６番４地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １９－１５ | 戸坂町谷尾崎町第２号線 | 西区谷尾崎町８２３番地先から<br>西区谷尾崎町８２２番地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １９－２９ | 谷尾崎町第１０号線 | 西区谷尾崎町９０９番地先から<br>西区谷尾崎町９１４番地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １９－４９ | 池上町第７号線 | 西区池上町６９３番２地先から<br>西区池上町７０４番地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １９－５４ | 池上町第１２号線 | 西区上代一丁目１６７９番２地先から<br>西区上代一丁目１６７９番３地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| １９－５４ | 池上町第１２号線 | 西区池上町字山王平１５９３番３地先から<br>西区池上町字山王平１５９２番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２０－２８ | 近津第１号線 | 西区松尾町近津１１５５番地先から<br>西区松尾町近津１１５９番地先まで | 平成２６年３月３１日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ２１－７ | 小島下町第６号線 | 西区小島下町３８６番１地先から<br>西区小島下町４９２番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２１－８ | 小島下町第７号線 | 西区小島下町３２９番２地先から<br>西区小島下町４９２番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２１－１４ | 小島下町第１３号線 | 西区小島下町５８２番２４地先から<br>西区小島下町５８２番９地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２１－１８ | 小島中町第３号線 | 西区小島六丁目９０番地先から<br>西区小島六丁目８９番地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２１－６８ | 小島上町第１２号線 | 西区小島三丁目１８４３番１地先から<br>西区小島三丁目１８４３番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２２－１２ | 沖新町第３号線 | 西区沖新町４７３０番３地先から<br>西区沖新町４７３２番４地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２２－１８ | 沖新町第６号線 | 西区沖新町４７３２番７地先から<br>西区沖新町４８９１番４地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２２－２８ | 沖新町第１６号線 | 西区沖新町５０５番２地先から<br>西区沖新町５１７番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２２－５７ | 沖新町第４５号線 | 西区沖新町４１９３番１地先から<br>西区沖新町４２０３番地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２２－６２ | 沖新町第５０号線 | 西区沖新町４２００番１地先から<br>西区沖新町４２０６番３地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２２－７７ | 中原町第６号線 | 西区中原町２７９６番地先から<br>西区中原町２８２４番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２２－９５ | 中島町第１３号線 | 西区中島町２１８８番地先から<br>西区中島町１９６８番地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２２－１０３ | 中島町第２１号線 | 西区中島町字上割１５８２番１地先から<br>西区中島町字上割１５８２番２地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２２－１２２ | 中原町第２４号線 | 西区中原町５３番１地先から<br>西区中原町３６番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２２－１２２ | 中原町第２４号線 | 西区中原町１０３番３地先から<br>西区中原町２２番２地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２２－１３０ | 中原町第３１号線 | 西区中原町９４７番地先から<br>西区中原町８６４番４地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２２－１５４ | 沖新町第７４号線 | 西区沖新町４２０９番１地先から<br>西区沖新町４１７４番地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２３－１１ | 戸島町第１１号線 | 東区戸島七丁目１８５２番１地先から<br>東区戸島七丁目１８５２番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ２３－１２ | 戸島町第１２号線 | 東区戸島七丁目１８５２番1地先から<br>東区戸島七丁目１８５２番1地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ２３－１４ | 戸島町第１４号線 | 東区戸島西一丁目２９４０番1地先から<br>東区戸島西一丁目３０９４番１８地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ２３－３８ | 小山町第９号線 | 東区小山五丁目１２１８番4地先から<br>東区小山五丁目１０８５番1地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ２３－５９ | 長嶺町第２号線 | 東区長嶺東五丁目８５７番地先から<br>東区長嶺東五丁目８５８番地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ２３－１３２ | 上南部町第１０号線 | 東区上南部一丁目１６９番1地先から<br>東区上南部一丁目９７番地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ２３－１６１ | 御領町第５号線 | 東区御領五丁目６３２番2地先から<br>東区御領五丁目６３４番3地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ２３－２０６ | 戸島町第３９号線 | 東区戸島町３６５番地先から<br>東区戸島町３９７番地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ２３－３０１ | 九貫側道第１９号線 | 東区戸島町３８１７番2地先から<br>東区戸島町３５１５番1地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ２３－３０７ | 戸島１丁目戸島町第１号線 | 東区戸島一丁目２３０６番5地先から<br>東区戸島一丁目２３３６番1地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ２３－３０８ | 戸島町第６１号線 | 東区戸島西七丁目２７７７番3地先から<br>東区戸島西七丁目２７５７番１４地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ２３－３６２ | 長嶺町第８０号線 | 東区長嶺東四丁目１４３９番3地先から<br>東区長嶺東五丁目１２９９番１０地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ２３－３７８ | 長嶺南７丁目第１号線 | 東区長嶺南七丁目１８２９番１０地先から<br>東区長嶺南七丁目１８３２番1地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ２３－４８５ | 戸島町第８９号線 | 東区戸島六丁目４２２６番6地先から<br>東区戸島六丁目４２２６番1地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ２３－５２０ | 戸島町第９４号線 | 東区戸島西五丁目３１２２番地先から<br>東区戸島西五丁目３１２２番地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ２３－５７１ | 長嶺町第１６９号線 | 東区長嶺南四丁目２１５６番２９８地先から<br>東区長嶺南四丁目２１５６番２９８地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ２３－５９９ | 長嶺町第１８８号線 | 東区長嶺東五丁目９１１番１１地先から<br>東区長嶺東五丁目９１１番１１地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ２３－６９１ | 長嶺南３丁目第５号線 | 東区長嶺南三丁目２０５６番１７０地先から<br>東区長嶺南三丁目２０５６番３７７地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ２３－８２９ | 長嶺南７丁目４丁目第１号線 | 東区長嶺南三丁目２０５６番３８２地先から<br>東区長嶺南三丁目２０５６番３７７地先まで | 平成２６年3月３１日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ２４－３８ | 改寄町第３号線 | 北区改寄町７２２番１地先から<br>北区改寄町１８３４番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２４－２０５ | 飛田町第１９号線 | 北区飛田二丁目８１３番２地先から<br>北区飛田二丁目８１２番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２５－２６ | 船津白浜第１号線 | 西区河内町船津１０１２番１地先から<br>西区河内町船津１０６６番地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２５－３０ | 野出第３号線 | 西区河内町野出２１３番１地先から<br>西区河内町野出３０９番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２５－８５ | 面木第１号線 | 西区河内町面木２６５番地先から<br>西区河内町面木３４７番地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２５－９３ | 岳第１１号線 | 西区河内町岳２５６番３地先から<br>西区河内町岳２５７番地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２５－１０１ | 岳東門寺第１号線 | 西区河内町東門寺５９９番２地先から<br>西区河内町東門寺６０１番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２６－４６ | 会富町第１号線 | 南区会富町７１３番地先から<br>南区会富町１８５６番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２６－６１ | 土河原町孫代町第１号線 | 南区砂原町１３６番１地先から<br>南区砂原町４４６番４地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２６－６７ | 護藤町第３号線 | 南区護藤町３５５５番１地先から<br>南区護藤町３５４０番３地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２６－７２ | 護藤町第８号線 | 南区護藤町３５５５番２地先から<br>南区護藤町３５５５番２地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２６－７６ | 護藤町第１２号線 | 南区護藤町３５５５番１地先から<br>南区護藤町１０８３番地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２６－８４ | 護藤町第２０号線 | 南区護藤町２０９９番地先から<br>南区護藤町１５３２番２地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２６－９０ | 護藤町第２６号線 | 南区護藤町６７１番地先から<br>南区護藤町２４７番地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２６－１０３ | 今町八分字町第１号線 | 南区砂原町１３６番１地先から<br>南区砂原町４４６番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２６－１６０ | 護藤町３２号線 | 南区護藤町１５３１番地先から<br>南区護藤町１５３２番２地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２７－４０ | 美登里町第６号線 | 南区美登里町２３６番地先から<br>南区美登里町２２４番地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２７－５２ | 銭塘町第３号線 | 南区内田町１８５８番地先から<br>南区内田町１８５８番地先まで | 平成２６年３月３１日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ２７－５２ | 銭塘町第３号線 | 南区内田町１８５４番１地先から<br>南区内田町１８５４番地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２７－１２３ | 奥古閑町銭塘町第３号線 | 南区奥古閑町４３０８番２地先から<br>南区奥古閑町４３０８番２地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２８－３０３１０ | 清藤２号線 | 南区富合町国町２７０番３地先から<br>南区富合町国町２７０番地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２８－３０３４０ | 南北７号線 | 南区富合町古閑４３１番地先から<br>南区富合町田尻９９６番地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２８－３０３４０ | 南北７号線 | 南区富合町田尻２６１番１地先から<br>南区富合町田尻４３５番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２８－３０３９９ | 沙崎４号線 | 南区富合町沙崎６５３番１地先から<br>南区富合町沙崎６５３番２地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２８－３０３９９ | 沙崎４号線 | 南区富合町沙崎６４０番１地先から<br>南区富合町沙崎６３９番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２８－３０４３１ | 清藤７号線 | 南区富合町清藤３６３番１地先から<br>南区富合町清藤３５４番２地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２８－３０４３１ | 清藤７号線 | 南区富合町清藤３５９番５地先から<br>南区富合町清藤３６２番地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２８－３０５４９ | 木原１４号線 | 南区富合町木原１４８１番地先から<br>南区富合町木原７３０番地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２８－３０５５４ | 南田尻１２号線 | 南区富合町南田尻７６９番４地先から<br>南区富合町南田尻６５７番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２９－１０００４ | 坂本出水線 | 南区城南町築地８９２番１地先から<br>南区城南町築地８５９番２地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２９－１００１８ | 市口陳内新村線（陣内新村線）（鰐瀬沈） | 南区城南町陳内４３６番２地先から<br>南区城南町陳内１１３１番２地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２９－１００１９ | 鰐瀬土鹿野線 | 南区城南町鰐瀬６０４番１地先から<br>南区城南町鰐瀬３００２番３地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２９－２０００８ | 沈目吉野線 | 南区城南町舞原字東３００番１地先から<br>南区城南町舞原字東１１２番１０地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２９－３００１５ | 舞原中央線 | 南区城南町宮地２１９４番地先から<br>南区城南町宮地９２７番３地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２９－３００２６ | 千町永丹生宮線 | 南区城南町丹生宮３７２番地先から<br>南区城南町丹生宮３１６番地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ２９－３００５０ | 浜戸川堤防２号線 | 南区城南町島田７６１番１３地先から<br>南区城南町島田７５３番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ２９－３００７６ | 塚原本村線 | 南区城南町塚原８３０番地先から<br>南区城南町塚原８８５番地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ２９－３００８３ | 塚原敷田線 | 南区城南町東阿高字前田１５７番6地先から<br>南区城南町東阿高字前田１５７番6地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ２９－３００９１ | 二の町下宮地線 | 南区城南町下宮地５８５番地先から<br>南区城南町下宮地４５３番地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ２９－３００９９ | 築地上村線 | 南区城南町築地８２９番地先から<br>南区城南町築地７０１番1地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ２９－３００９９ | 築地上村線 | 南区城南町築地８３２番地先から<br>南区城南町築地６７７番1地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ２９－３００９９ | 築地上村線 | 南区城南町築地８５６番地先から<br>南区城南町築地８５９番2地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ２９－３０１０６ | 六田碇線 | 南区城南町碇字免戸町９０９番地先から<br>南区城南町碇字免戸町９１０番6地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ２９－３０１１９ | 上碇和久良線 | 南区城南町碇字竹尾４５０番7地先から<br>南区城南町碇字竹尾６３４番6地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ２９－３０１２０ | 今才木線 | 南区城南町碇字竹尾４６６番地先から<br>南区城南町碇字竹尾４５０番1地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ２９－３０１２１ | 旭町鰐瀬線 | 南区城南町塚原１８６番4地先から<br>南区城南町塚原５９番1地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ２９－３０１４４ | 舞原東西４号線 | 南区城南町舞原字東８６７番地先から<br>南区城南町舞原字東１１２番２０地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ２９－３０１４９ | 舞原南北２号線 | 南区城南町舞原字西３７９番２２地先から<br>南区城南町舞原字西２４１番2地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ２９－３０１５１ | 舞原南北４号線 | 南区城南町舞原６１番1地先から<br>南区城南町舞原６１番2地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ２９－３０１７９ | 隈庄橋六田線 | 南区城南町下宮地１２０１番1地先から<br>南区城南町下宮地１１８３番1地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ２９－３０２１５ | 才木堤防線 | 南区城南町島田７４４番2地先から<br>南区城南町島田７４４番2地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ２９－３０２４９ | 火の君通り線 | 南区城南町塚原１８６番4地先から<br>南区城南町塚原２３番3地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ３０－３０３１３ | 小清水線 | 北区植木町清水１３７０番1地先から<br>北区植木町清水１３５９番地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ３０－３０３３９ | 上岩野～北広住線 | 北区植木町岩野１３０８番1地先から<br>北区植木町岩野１３０８番7地先まで | 平成２６年3月３１日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ３０－３０３５１ | 南原～古閑線 | 北区植木町有泉４３９番地先から<br>北区植木町有泉３５０番１地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ３０－３０３６３ | 中原～宝田線 | 北区植木町亀甲１１８６番１地先から<br>北区植木町亀甲１１８６番１地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ３０－３０４０８ | 鞍掛～蚕試線 | 北区植木町一木字山ノ本１７４番６地先から<br>北区植木町一木字山ノ本１７４番１７地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ３０－３０４２１ | 小畑線 | 北区植木町平原１４６番１地先から<br>北区植木町平原１番２地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ３０－３０４３９ | 五次郎丸線 | 北区植木町轟３２０番地先から<br>北区植木町轟３１９番地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ３０－３０４５２ | 木留～滴水線 | 北区植木町滴水字向原１６４４番１地先から<br>北区植木町滴水字向原１６４３番１地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ３０－３０４５８ | 辺田野～木留線 | 北区植木町辺田野１１７番１地先から<br>北区植木町辺田野８４番１地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ３０－３０４５９ | 舞尾～石橋線 | 北区植木町滴水１０２５番２地先から<br>北区植木町滴水１０５０番７地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ３０－３０４６３ | 荻迫線 | 北区植木町萩迫字表畑４９０番３地先から<br>北区植木町萩迫字表畑４７８番１地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ３０－３０４７０ | 向坂～投刀塚線 | 北区植木町投刀塚１０２５番地先から<br>北区植木町投刀塚３２１番２地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ３０－３０４７２ | 向坂～松原線 | 北区植木町鐙田９９１番１地先から<br>北区植木町鐙田２７５番６地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ３０－３０４７４ | 松原～停車場線 | 北区植木町荻迫７０９番地先から<br>北区植木町荻迫６９８番７地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ３０－３０４８６ | 植木西裏線 | 北区植木町一木１５３番１地先から<br>北区植木町一木１５３番１地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ３０－３０５５８ | 小清水線支線 | 北区植木町清水１３８８番１地先から<br>北区植木町清水１３８８番１地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ３０－３０５６５ | 停車場～向迫線 | 北区植木町鐙田１３０９番３地先から<br>北区植木町鐙田１２４８番地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ３０－３０６５５ | インター～有泉線 | 北区植木町有泉１７６６番地先から<br>北区植木町有泉４３９番地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ３０－３０６７９ | 岩野第１号線 | 北区植木町広住字迎原５５７番１地先から<br>北区植木町広住字迎原５５７番１地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ３０－３１０１１ | 鐙田　２号線 | 北区植木町鐙田字永ノ尾６１９番地先から<br>北区植木町鐙田字永ノ尾６０５番地先まで | 平成２６年3月３１日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ４１－４０１０ | 子飼本町大江６丁目第１号線 | 中央区新屋敷二丁目２４番６地先から<br>中央区新屋敷二丁目２０番９地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ４１－４０１４ | 九品寺６丁目画図町下無田第１号線 | 中央区菅原町１４番２２地先から<br>中央区菅原町１４番１７地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ４１－４０１４ | 九品寺６丁目画図町下無田第１号線 | 中央区出水八丁目５４５番３地先から<br>中央区出水八丁目５５１番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ４１－４０３４ | 山室２丁目大窪１丁目第１号線 | 北区山室一丁目１２５番６４地先から<br>北区山室一丁目１２５番４３地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ４１－４０５２ | 川尻４丁目画図町下無田第１号線 | 南区元三町三丁目１８１５番１地先から<br>南区元三町三丁目１８３１番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ４１－４０５２ | 川尻４丁目画図町下無田第１号線 | 南区元三町１０８８番地先から<br>南区元三町１０４０番３地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ４１－４０５４ | 上高橋町今町第１号線 | 西区城山大塘一丁目１番２地先から<br>西区城山大塘一丁目６３７番４地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ４１－４０６３ | 長嶺西１丁目小山５丁目第１号線 | 東区小山五丁目１０８５番１地先から<br>東区小山五丁目１１１３番３地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ４１－４０６６ | 上南部２丁目御領３丁目第１号線 | 東区上南部二丁目１５２２番１地先から<br>東区上南部二丁目１５２２番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ４１－４０６７ | 御領１丁目下南部２丁目第１号線 | 東区下南部二丁目１８３番１地先から<br>東区下南部二丁目１８６番５地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ４１－４０６７ | 御領１丁目下南部２丁目第１号線 | 東区下南部二丁目１４６番地先から<br>東区下南部二丁目１４４番地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ４１－４０８８ | 河内町野出第１号線 | 西区河内町野出２２６番１１地先から<br>西区河内町野出６０４番２地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ４１－４０８９ | 河内町岳第２号線 | 西区河内町岳１８４８番地先から<br>西区河内町岳１８８０番４地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ４１－４０９５ | 護藤町八分字町第１号線 | 南区荒尾町２１２２番１地先から<br>南区荒尾町２１２２番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ５１－５０１５ | 春日７丁目池上町第２号線 | 西区春日七丁目１８９番１地先から<br>西区春日六丁目２４５番地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ５１－５０１５ | 春日７丁目池上町第２号線 | 西区池上町５９３番１地先から<br>西区池上町２２９番地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ５１－５０５６ | 尾ノ上４丁目東町２丁目第１号線 | 東区尾ノ上四丁目２７５９番３地先から<br>東区尾ノ上四丁目２７６９番３地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| ５１－５０５６ | 尾ノ上４丁目東町２丁目第１号線 | 東区山ノ内三丁目３１８２番３地先から<br>東区山ノ内三丁目３１８２番２地先まで | 平成２６年３月３１日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ５１－５０５８ | 昭和町山ノ神1丁目第1号線 | 東区東町二丁目２番8地先から<br>東区山ノ内三丁目３１８２番2地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ５１－５０７３ | 平田２丁目田迎2丁目第1号線 | 南区田迎二丁目４１３番4地先から<br>南区田迎二丁目４１３番4地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ５１－５１２７ | 河内町大多尾第3号線 | 西区河内町大多尾１６４２番地先から<br>西区河内町大多尾１６０６番地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| ５１－５１４２ | 海路口町第6号線 | 南区海路口町４００５番1地先から<br>南区海路口町４０６５番2地先まで | 平成２６年3月３１日 |

告示第１７７号

平成２６年３月３１日

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき、県道の区域を変更する。

その関係書類は告示の日から２週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長　　幸　山　政　史

| 道路の種類 | 路線名 | 道路の区域 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 新旧の別 | 区間 | 敷地の幅員(m) | 延長(m) |
| 主要地方道 | 熊本田原坂線 | 旧 | 北区硯川町１１２４番3地先から<br>北区硯川町９９４番2地先まで | ９．９<br>～１４．３ | ２８．１ |
| | | 新 | 北区硯川町１１２４番3地先から<br>北区硯川町９９４番2地先まで | １３．２<br>～１４．４ | ２８．１ |
| 主要地方道 | 宇土甲佐線 | 旧 | 南区富合町南田尻１８４番1地先から<br>南区富合町南田尻１７３番3地先まで | ６．８<br>～ ６．８ | ５．６ |
| | | 新 | 南区富合町南田尻１８４番1地先から<br>南区富合町南田尻１７３番3地先まで | １０．８<br>～１０．８ | ５．６ |
| 主要地方道 | 宇土甲佐線 | 旧 | 南区城南町阿高６７３番地先から<br>南区城南町阿高６１８番1地先まで | １０．２<br>～１４．３ | １０３．４ |
| | | 新 | 南区城南町阿高６７３番地先から<br>南区城南町阿高６１８番1地先まで | １３．３<br>～１９．４ | １０３．４ |
| 一般県道 | 熊本浜線 | 旧 | 南区田迎四丁目１７０番3地先から<br>南区田迎四丁目１６４番1地先まで | ６．７<br>～ ７．６ | ９０．１ |
| | | 新 | 南区田迎四丁目１７０番3地先から<br>南区田迎四丁目１６４番1地先まで | ９．０<br>～ ９．７ | ９０．１ |
| 一般県道 | 熊本浜線 | 旧 | 南区良町二丁目９５番2地先から<br>南区良町二丁目３４番1地先まで | ６．８<br>～ ９．６ | ８７．７ |
| | | 新 | 南区良町二丁目９５番2地先から<br>南区良町二丁目３４番1地先まで | ８．７<br>～１１．４ | ８７．７ |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般県道 | 戸島熊本線 | 旧 | 東区戸島西五丁目３１５３番6地先から<br>東区戸島西四丁目３１９０番7地先まで | ９．７<br>～１３．０ | １１８．０ |
| | | 新 | 東区戸島西五丁目３１５３番6地先から<br>東区戸島西四丁目３１９０番7地先まで | ９．７<br>～１７．０ | １１８．０ |
| 一般県道 | 畠口川尻停車場線 | 旧 | 南区並建町字江川７８番3地先から<br>南区並建町字江川７８番3地先まで | ８．１<br>～　８．１ | １８．０ |
| | | 新 | 南区並建町字江川７８番1地先から<br>南区並建町字江川７８番1地先まで | ８．６<br>～　８．７ | １８．０ |
| 一般県道 | 天明川尻線 | 旧 | 南区海路口町６４６番1地先から<br>南区海路口町４１３番2地先まで | ７．３<br>～１８．８ | １２９．９ |
| | | 新 | 南区海路口町６４６番1地先から<br>南区海路口町４１３番2地先まで | ７．３<br>～１８．８ | １２８．７ |
| 一般県道 | 天明川尻線 | 旧 | 南区奥古閑町４２９５番地先から<br>南区奥古閑町４３７５番地先まで | １３．１<br>～１４．１ | ２７．９ |
| | | 新 | 南区奥古閑町４２９５番地先から<br>南区奥古閑町４３７５番地先まで | １３．９<br>～１４．２ | ２７．９ |

---

告示第１７８号

平成２６年３月３１日

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき、県道の供用開始をする。

その関係書類は告示の日から２週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長　　幸　山　政　史

| 道路の種類 | 路　線　名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|---|---|---|---|
| 主要地方道 | 熊本田原坂線 | 北区硯川町１１２４番3地先から<br>北区硯川町９９４番2地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| 主要地方道 | 宇土甲佐線 | 南区富合町南田尻１８４番1地先から<br>南区富合町南田尻１７３番3地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| 主要地方道 | 宇土甲佐線 | 南区城南町阿高６７３番地先から<br>南区城南町阿高６１８番1地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| 一般県道 | 熊本浜線 | 南区田迎四丁目１７０番3地先から<br>南区田迎四丁目１６４番1地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| 一般県道 | 熊本浜線 | 南区良町二丁目９５番2地先から<br>南区良町二丁目３４番1地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| 一般県道 | 戸島熊本線 | 東区戸島西五丁目３１５３番6地先から<br>東区戸島西四丁目３１９０番7地先まで | 平成２６年3月３１日 |
| 一般県道 | 畠口川尻停車場線 | 南区並建町字江川７８番1地先から<br>南区並建町字江川７８番1地先まで | 平成２６年3月３１日 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一般県道 | 天明川尻線 | 南区海路口町６４６番１地先から<br>南区海路口町４１３番２地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| 一般県道 | 天明川尻線 | 南区奥古閑町４２９５番地先から<br>南区奥古閑町４３７５番地先まで | 平成２６年３月３１日 |
| 一般県道 | 神水川尻線 | 東区健軍五丁目５番３地先から<br>東区健軍五丁目１５３番１地先まで | 平成２６年３月３１日 |

---

告示第１７９号

平成２６年３月３１日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７５条２項の規定による届出がされたので、同法第７８条及び同法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１３１条の２の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長　　幸　山　政　史

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名 | 廃止年月日 | サービスの種類 |
|---|---|---|---|---|
| ４３７０１０９９１２ | あすなろ熊本ヘルパーステーション<br>熊本市南区城南町舞原３４２番地２ | 株式会社あすなろ<br>福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目９番３号<br>代表取締役　森　真佐司 | 平成２６年３月３１日 | 訪問介護<br>介護予防訪問介護 |

---

告示第１８０号

平成２６年３月３１日

県道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から２週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長　　幸　山　政　史

| 道路の種類 | 路線名 | 道路の区域 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 区間 | 旧新の別 | 敷地の幅員(m) | 延長(m) |
| 国道 | ５０１号 | 西区河内町白浜１６８７番３地先から<br>西区河内町白浜１番４地先まで | 旧 | ９．９<br>～<br>１１．２ | ４７．８ |
| | | 西区河内町白浜１６８７番３地先から<br>西区河内町白浜１番４地先まで | 新 | １０．１<br>～<br>１４．７ | ４７．８ |

---

告示第１８１号

平成２６年３月３１日

市道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から２週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長　　幸　山　政　史

| 整理番号 | 路線名 | 道路の区域 | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 区　間 | 旧新の別 | 敷地の幅員(m) | 延　長(m) |
| ２５－１６ | 白浜第２号線 | 西区河内町白浜１番４地先から<br>西区河内町白浜９番地先まで | 旧 | ４．８<br>～<br>７．６ | ３３．２ |
| | | 西区河内町白浜１番４地先から<br>西区河内町白浜９番地先まで | 新 | ７．２<br>～<br>２２．０ | ３３．２ |
| ２５－２５ | 白浜第１１号線 | 西区河内町白浜９番地先から<br>西区河内町白浜５番１地先まで | 旧 | ２．１<br>～<br>３．５ | ２６．９ |
| | | 西区河内町白浜９番地先から<br>西区河内町白浜５番１地先まで | 新 | ３．２<br>～<br>８．０ | ２６．９ |

---

告示第１８２号
平成２６年３月３１日

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第４１条第１項本文の指定及び同法第５３条第１項本文の指定をしたので、同法第７８条及び同法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１３１条の２並びに同法第１１５条の１０及び同法施行規則第１４０条の２３の規定により告示する。

熊本市長　　幸　山　政　史

| 介護保険事業所番号 | 事業所の名称及び所在地 | 申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名 | 指定年月日 | サービスの種類 |
|---|---|---|---|---|
| ４３７０１１０３８１ | あすなろ熊本ヘルパーステーション<br>熊本市南区城南町舞原３４２番地２ | 株式会社ゆとり<br>熊本市南区城南町舞原３４２番地２<br>代表取締役　丸山　勝平 | 平成２６年４月１日 | 訪問介護 |
| ４３７０１１０３８１ | あすなろ熊本ヘルパーステーション<br>熊本市南区城南町舞原３４２番地２ | 株式会社ゆとり<br>熊本市南区城南町舞原３４２番地２<br>代表取締役　丸山　勝平 | 平成２６年４月１日 | 介護予防訪問介護 |

---

## 公　　告

公告第２２２号
平成２６年３月１８日

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長　　幸　山　政　史

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区龍田三丁目２３８５番３
４６２．８２平方メートル
2　許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区龍田一丁目２２番３０号
熊本　和哉

---

公 告 第 ２ ２ ３ 号
平成２６年３月１９日

都市公園法（昭和３１年法律第７９号）第２７条第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。

熊本市長　　幸　山　政　史

1　行うべき措置
３に掲げる都市公園に存する４に掲げる工作物の当該都市公園外への除却
2　措置すべき者
４に掲げる工作物につき、所有権その他１に掲げる措置を行う権原を有する者
3　工作物が存する都市公園
花畑公園（熊本県熊本市中央区花畑町６番１）
4　対象工作物
(1)　消防記念碑
(2)　三烈士碑
(3)　歩兵第２３連隊址碑
(4)　荒木大将記念植樹碑
(5)　代継神社遺跡碑
(6)　九重の石塔
5　措置期限
平成２６年６月２０日
6　期限経過後の措置
熊本市が１に掲げる措置を行う。
7　その他
１に掲げる措置の実施に当たっては、事前に熊本市都市建設局河川公園課と協議を行うこと。

---

公 告 第 ２ ２ ４ 号
平成２６年３月１９日

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長　　幸　山　政　史

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区城南町藤山字南三石野３２９７番６、３２９７番１２、３２９７番１４、３２９８番２、３２９８番５
４９９．７５平方メートル
2　許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区城南町藤山３２９７番地８
松田　多聞

---

公 告 第 ２ ２ ５ 号
平成２６年３月１９日

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により、開発行為に関する工事が

完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長　　幸　山　政　史

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
　熊本市東区戸島西五丁目３１２７番１
　１，１２８．９２平方メートル
2　許可を受けた者の住所及び氏名
　熊本市中央区平成三丁目１６番２７号
　株式会社　九建ホーム
　　代表取締役　福嶋　正夫

---

公 告 第 ２ ２ ６ 号
平成２６年３月１９日

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長　　幸　山　政　史

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
　熊本市南区御幸笛田三丁目９１４番１
　１，３０２．１８平方メートル
2　許可を受けた者の住所及び氏名
　熊本市南区御幸笛田六丁目７番４０号
　医療法人　博光会
　　理事長　富島　三貴

---

公 告 第 ２ ２ ８ 号
平成２６年３月２０日

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長　　幸　山　政　史

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
　熊本市西区谷尾崎町字堀切１２７番１０、１２７番１２
　３３９．７８平方メートル
2　許可を受けた者の住所及び氏名
　熊本市西区池上町１１１７番地９
　上田　正和
　上田　留美

---

公 告 第 ２ ２ ９ 号
平成２６年３月２０日

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長　　幸　山　政　史

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
　熊本市南区荒尾一丁目１６８２番2、１６８３番2、１６８３番3、１６９８番2、１７０４番2、１７０４番3、１７０５番2、１７０６番2、１７０９番4、１７２１番3、１７２２番2、１７２３番2、１７２４番2、１７２４番3、１７３３番、１９４８番及び市道、法定外公共物（河川）

３８，９５８．３２平方メートル
２　許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区手取本町１番１号
熊本市長　幸山　政史

---

公 告 第 ２ ３ ０ 号
平成２６年３月２０日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和４４年法律第５８号）第８条第１項の規定に基づく熊本農業振興地域整備計画の一部を次のとおり変更したので、同法第１３条第４項において準用する同法第１２条第２項の規定により次の場所において縦覧に供する。

熊本市長　　幸　山　政　史

１　変更内容
農用地利用計画の変更

| 番号 | 変更しようとする土地の所在 | 面積（a） | 変更理由 |
|---|---|---|---|
| 1 | 熊本市南区白石町４７０番１の一部、４７１番１の一部 | ５．００ | 分家住宅 |
| 2 | 熊本市南区海路口町３６４０番１の一部 | ２０．０７ | 水産物加工施設及び駐車場 |
| 3 | 熊本市南区海路口町６２０番１の一部、６２１番の一部 | ７．４３ | 保育園運動場 |
| 4 | 熊本市西区沖新町８２２番１の一部 | １．３６ | 農家住宅 |

２　縦覧場所
熊本市農水商工局農業政策課
熊本市中央区役所総務企画課
熊本市東区役所農業振興課
熊本市西区役所農業振興課
熊本市南区役所農業振興課
熊本市北区役所農業振興課

---

公 告 第 ２ ５ ０ 号
平成２６年３月２６日

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長　　幸　山　政　史

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区富合町大町字前田４２８番２
４９９．２０平方メートル
２　許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区富合町大町１０４３番地
大﨑　裕文

---

公 告 第 ２ ５ １ 号
平成２６年３月２６日

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により、開発行為に関する工事が

完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長　　幸　山　政　史

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
　熊本市南区幸田２丁目３９１番１の一部、３９４番１の一部、３９５番３の一部、３９７番１の一部、３９４番３、３９５番４、３９７番３
　１，９５９．５５平方メートル
2　許可を受けた者の住所及び氏名
　八代市二見下大野町１３１番地
　社会福祉法人　二見中央福祉会
　　理事　菊池　由己子

---

公 告 第 ２ ５ ４ 号
平成２６年３月２６日

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長　　幸　山　政　史

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
　熊本市東区小峯四丁目２６１２番９９、２６１２番１５７、２６１２番５５２、２６１２番９８
　１，３２５．６８平方メートル
2　許可を受けた者の住所及び氏名
　福岡市博多区博多駅東一丁目１番１４号
　ＪＲ九州リテール　株式会社
　　代表取締役　本多　修一

---

公 告 第 ２ ５ ６ 号
平成２６年３月２７日

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長　　幸　山　政　史

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
　熊本市北区植木町山本字襟迫８７４番２、８７４番５
　９９３．５２平方メートル
2　許可を受けた者の住所及び氏名
　熊本市北区植木町木留１７７６番地
　有限会社　ひまわり
　　代表取締役　髙江　康明

---

公 告 第 ２ ５ ８ 号
平成２６年３月２７日

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長　　幸　山　政　史

1　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
　熊本市東区長嶺南七丁目１８１５番１１
　４９８．８８平方メートル
2　許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区長嶺東二丁目３１番１号
礒野　恭子

---

公 告 第 ２ ５ ９ 号
平成２６年３月２７日

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長　　幸　山　政　史

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区御幸木部三丁目１１１６番１、１１２０番１
４９９．９４平方メートル
２　許可を受けた者の住所及び氏名
熊本県上益城郡甲佐町大字早川１６９８番地１
小倉　裕矢

---

公 告 第 ２ ６ １ 号
平成２６年３月２７日

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長　　幸　山　政　史

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区山ノ神二丁目３４３０番１、３４３０番２
１，１１７．４６平方メートル
２　許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区沼山津四丁目３番１５４号
福永　秀弘

---

公 告 第 ２ ６ ２ 号
平成２６年３月２７日

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第３６条第３項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長　　幸　山　政　史

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区佐土原二丁目３８７番３、３８７番４、３８７番５
１，４３２．４１平方メートル
２　許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区尾ノ上四丁目２０番２５号
有限会社　肥後開発
代表取締役　竹本　久夫

---

## 中　央　区

中 央 区 告 示 第 ６ 号
平成２６年３月２０日

住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第８条、住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第８条及び第１２条第１項の規定により、次の者の住民票を平成２６年３月１４日に職権に

より消除したので、同条第４項の規定により告示する。

熊本市中央区長　　前　渕　啓　子

以下、登載省略

---

中央区告示第７号

平成２６年３月２４日

住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第８条、住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第８条及び第１２条第１項の規定により、次の者の住民票を平成２６年３月１８日に職権により消除したので、同条第４項の規定により告示する。

熊本市中央区長　　前　渕　啓　子

以下、登載省略

---

中央区告示第８号

平成２６年３月２７日

住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第８条、住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第８条及び第１２条第１項の規定により、次の者の住民票を平成２６年３月２４日に職権により消除したので、同条第４項の規定により告示する。

熊本市中央区長　　前　渕　啓　子

以下、登載省略

---

## 東　　区

東区告示第４号

平成２６年３月１９日

住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第８条、住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第８条及び第１２条第１項の規定により、次の者の住民票を平成２６年３月１７日に職権により消除したので、同条第４項の規定により告示する。

熊本市東区長　　西　島　徹　郎

以下、登載省略

---

## 西　　区

西区告示第２号

平成２６年３月２６日

住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第８条、住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第８条及び第１２条第１項の規定により、次の者の住民票を平成２６年３月１７日に職権により消除したので、同条第４項の規定により告示する。

熊本市西区長　　永　田　剛　毅

以下、登載省略

---

## 北　　区

北区告示第２号

平成２６年３月２６日

住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第８条、住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第８条及び第１２条第１項の規定により、次の者の住民票を平成２６年３月１７日に職権に

より消除したので、同条第４項の規定により告示する。

熊本市北区長　　石　原　純　生

以下、登載省略

---

# 議会事務局

議会規程第１号
平成２６年３月３１日

熊本市議会事務局処務規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市議会議長　　三　島　良　之

熊本市議会事務局処務規程の一部を改正する規程

熊本市議会事務局処務規程（昭和４０年議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「調査係」を「委員会係
調査法制係」に改める。

第２条第２項中「、首席総務審議員」を「、首席審議員」に、「首席総務審議員（以下「給与担当首席総務審議員」を「首席審議員（以下「給与担当首席審議員」に、「、総務審議員」を「、副課長、審議員」に、「総務審議員（以下「給与担当総務審議員」を「審議員（以下「給与担当審議員」に改め、同条第４項中「首席総務審議員」を「首席審議員」に、「総務審議員」を「副課長、審議員」に改める。

第３条第３項中「課長補佐」を「副課長、課長補佐」に改め、同条第５項中「首席総務審議員（給与担当首席総務審議員」を「首席審議員（給与担当首席審議員」に改め、同条第６項中「給与担当首席総務審議員」を「給与担当首席審議員」に、「決定」を「支給」に改め、同条第７項中「総務審議員（給与担当総務審議員」を「審議員（給与担当審議員」に改め、同条第８項中「給与担当総務審議員」を「給与担当審議員」に改める。

第４条総務課の項第１２号中「議会関係規程」の次に「（総務課の所管に属するものに限る。）」を加え、同条議事課の項第１１号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同項第１２号とし、同項第１０号の次に次の１号を加える。

(11)　議会関係規程の制定及び改廃に関すること。

第６条第１項中「課長」の次に「、副課長」を加え、「第１０条」を「第１０条の２」に改め、同条第２項中「給与担当首席総務審議員」を「給与担当首席審議員」に改め、同条第３項中「給与担当総務審議員」を「給与担当審議員」に改める。

第７条第３項中「課長補佐」を「副課長又は課長補佐」に改める。

第７条の２中「給与担当首席総務審議員」を「給与担当首席審議員」に、「給与担当総務審議員」を「給与担当審議員」に改める。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

---

# 消　防　局

消防局告示第１号
平成２６年３月１８日

防火対象物に係る表示制度の実施に関する規程を次のように制定する。

熊本市消防局長　　大　塚　和　規

防火対象物に係る表示制度の実施に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、消防局の管轄区域内に存するホテル・旅館等不特定多数の者が利用する防火対象物の防火安全対策の重要性を踏まえ、防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置、維持管理等を促進するとともに、重要な建築構造等への適合性も含めた防火・防災管理上の一定の基準に適合している防火対象物について、その情報を利用者等に提供することにより防火安全体制の確立を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　関係者　消防法（昭和２３年法律第１８６号。以下「法」という。第２条第４項に規定する防火対象物又は消防対象物の所有者、管理者又は占有者をいう。

(2)　ホテル・旅館等　消防法施行令（昭和３６年政令第３７号。以下「令」という。）別表第一（５）項イ及び同表（１６）項イに掲げる防火対象物のうち同表（５）項イの用途に供する部分が存するものをいう。

(3)　表示マーク　適マーク通知により重要な建築構造等への適合性も含めた防火・防災管理上の一定の基準に適合しているホテル・旅館等に掲出することができる表示をいう。

(4)　表示済対象物　表示マークの掲出又はホームページ等において当該電子データを使用している防火対象物をいう。

(5)　防火対象物定期点検報告　法第８条の２の２第１項に規定する点検及び報告をいう。

(6)　防災管理点検報告　法第３６条第１項において準用する法第８条の２の２第１項に規定する点検及び報告をいう。

(7)　消防用設備等点検報告　法第１７条の３の３に規定する点検及び報告をいう。

(8)　製造所等定期点検　法第１４条の３の２に規定する点検をいう。

(9)　定期調査報告　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号。以下同じ）第１２条に規定する調査及び報告をいう。

（表示制度の対象）

第３条　表示マークの交付対象は、ホテル・旅館等のうち法第８条の適用があるものとする。

（表示基準等）

第４条　表示マークを掲出するための防火・防災管理上の表示基準（以下「表示基準」という。）は、別表第１のとおりとするほか、次の各号によるものとする。

(1)　表示基準の審査においては、防火対象物定期点検報告、防災管理点検報告、消防用設備等点検報告及び製造所等定期点検記録表並びに定期調査報告等現行の制度を活用するものとする。

(2)　表示制度の対象となるホテル・旅館等のうち防火対象物定期点検報告又は定期調査報告の対象外であるものについても、表示基準の審査においては、前号の規定を準用するものとする。

(3)　表示基準の審査は、書類審査によるものとし、必要に応じて現地確認を実施するものとする。

(4)　前号の審査のうち建築基準法令に係る表示基準については、必要に応じて特定行政庁に意見を求めるなどし、火災予防上の見地から防火・避難に関する支障の有無を判断するものとする。

２　表示マークの申請の際、現に増築、改築、用途変更その他製造所等に係る事項の変更等（以下「増築等」という。）の工事が行われているホテル・旅館等については、当該増築等に係る部分を除いた部分の当該適合状況により判断できるものとする。

３　前項の場合においては、増築等の工事が終了した後、当該増築等の工事を行った部分を含めた法第８条の適用を受ける範囲内の防火対象物全体について当該適合状況を再度判断するものとする。

（表示マークの交付申請）

第５条　表示マークの交付申請を行う者は、表示マーク交付（更新）申請書（別記様式第１号。以下

「申請書」という。）に必要書類を添付し、所轄消防署長（以下「署長」という。）に申請するものとする。

2　前項の申請書は、2部提出するものとする。

3　署長は、第1項の申請書を受理したときは、その1部に受付印を押して申請者に返付するものとする。

4　署長は、第1項の申請について、表示基準に適合するものについては、表示基準適合通知書（別記様式第2号。以下「適合通知書」という。）により、適合しない場合は、表示基準不適合通知書（別記様式第3号。以下「不適合通知書」という。）により、それぞれ結果を通知するものとする。

（表示マークの交付）

第6条　署長は、次項に定める場合を除いて、前条第4項に定める適合通知書を通知する際に、当該関係者に対して、別図に定める表示マーク（銀）を交付するものとする。ただし、表示マーク（銀）を継続する場合は、適合通知書のみ通知を行うものとする。

2　署長は、次の各号に該当すると認められる場合には、前条第4項に定める適合通知書を通知する際に、当該関係者に対して、別図に定める表示マーク（金）を交付するものとする。ただし、表示マーク（金）を継続する場合は、適合通知書のみ通知を行うものとする。

(1)　表示マーク（銀）が3年間継続して交付されており、かつ、表示基準に適合していると認められる場合

(2)　表示マーク（金）が交付されており、交付日から3年が経過する前に交付（更新）申請され、表示基準に適合していると認められる場合

3　署長は、前2項の規定により、表示マークを交付した場合は、申請者に表示マーク受領書（別記様式第4号）を提出させ、受理するものとする。

（表示マークの掲出）

第7条　前条により、表示マークの交付を受けたホテル・旅館等の関係者は、当該防火対象物に表示マークを掲出するとともに、ホームページ等において当該電子データを使用することができるものとする。

2　前項により表示マークを掲出するとともに、ホームページ等において当該電子データを使用することができるホテル・旅館等以外の防火対象物は、表示マーク若しくはこれと紛らわしい表示を掲出し、又は、ホームページ等において使用してはならない。

（表示マークの有効期間）

第8条　表示マークの有効期間は、交付日から起算し、次の各号の区分ごとに定める期間とする。

(1)　表示マーク（銀）　　1年間

(2)　表示マーク（金）　　3年間

（表示済対象物への立入検査等）

第9条　署長は、表示マーク交付後においても表示済対象物が審査基準に適合しているかについて、必要に応じて立入検査又は審査を実施し、表示基準への適合状況を確認するものとする。

（表示マークの返還）

第10条　表示マークの交付を受けたホテル・旅館等の関係者は、表示マークの有効期間が満了し、交付（更新）申請を行わない場合又は当該有効期間内に表示マークの掲出及びホームページ等での使用を中止する場合には、当該交付を行った署長へ表示マークを返還しなければならない。

2　署長は、表示済対象物が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該表示マークを交付した関係者等に対して、表示マーク返還請求書（別記様式第5号）により、交付していた表示マークの返還

及びホームページ等での使用の中止を求めるものとする。

(1)　第３条の要件に該当しなくなった場合

(2)　表示基準に適合しないことが明らかとなった場合

(3)　火災が発生した場合（出火原因及び出火時の対応について、関係者の責に帰すべき事由のないものを除く。）

(4)　ホームページ等への表示マークの使用の際に、配付された当該電子データを無断で転用した場合

(5)　偽りその他不正な手段により表示マークの交付を受けたことが判明した場合

(6)　その他署長が必要と認めた場合

（表示マークの再交付）

第１１条　前条の規定により表示マークを返還させた防火対象物の関係者から表示マークの再交付の申請がなされ、再審査において表示基準に適合していると認められる場合には、返還前の表示マークの種別に関係なく表示マーク（銀）を再交付するものとする。

２　前項の規定により、再審査を行う場合は、表示マークの返還の理由となった違反等の内容に応じて十分な確認期間を確保すること。

（表示制度対象外施設の表示基準適合の確認）

第１２条　第３条に定めるもの以外のホテル・旅館等の関係者は、表示制度対象外施設表示基準適合確認申請書（別記様式第６号）に必要書類を添付し、署長に当該防火対象物が表示基準に適合しており、かつ、表示制度の対象外である旨の確認を求めることができる。

２　前項の手続きについては、第５条第２項及び第３項の規定を準用する。

３　署長は、第１項の申請がなされた場合、当該対象物が表示基準に適合しているものについては、表示基準適合通知書（表示制度対象外施設）（別記様式第７号）により、適合しない場合は、不適合通知書により、それぞれ結果を通知するものとする。

（委任）

第１３条　この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

別表第１

表示基準

１　点検項目

表示に当たっての点検項目は、次に掲げる項目のうち該当するものとする。

| 点検項目 | |
|---|---|
| 防火管理等 | 防火対象物の点検及び報告 |
| | 防火管理者等の届出 |
| | 自衛消防組織の届出 |
| | 防火管理に係る消防計画 |
| | 統括防火管理者等の届出 |
| | 防火・避難施設等 |
| | 防炎対象物品の使用 |
| | 圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出 |
| | 火気使用設備・器具 |
| | 少量危険物・指定可燃物 |
| 防災管理 | 防災管理対象物の点検及び報告 |
| | 防災管理者等の届出 |
| | 防災管理に係る消防計画 |
| | 統括防災管理者等の届出 |
| 消防用設備等 | 消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置及び維持等 |
| | 消防用設備等の点検報告 |
| 危険物施設等 | |
| 建築構造等 | 定期調査報告 |
| | 建築構造等（建築構造・防火区画・階段） |
| | 避難施設等 |

２　判定基準

「防火対象物の表示制度に係る運用基準」別添１「判定基準」により、適合状況を判定するものとする。

別記様式第１号（第５条第１項関係）

# 表示マーク交付（更新）申請書

年　　月　　日

消防署長　（宛）

申請者
住所
氏名　　㊞
（法人の場合は、名称及び代表者氏名）
電話番号

下記のとおり、表示マーク（□　金・□　銀）の交付（更新）を受けたいので申請します。

記

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 防火対象物 | 所在地 | | | |
| | 名称 | | | |
| | 用途 | | | 令別表第一（　　）項 |
| | 収容人員 | | 管理権原 | □　単一権原・□　複数権原 |
| | 構造・規模 | 造　地上　　階　地下　　階 | | |
| | | 床面積　　㎡　延べ面積　　㎡ | | |
| 交付年月日 | | 年　月　日 | 交付番号 | |

| | |
|---|---|
| 添付書類 | □　（　防火　・　防災管理　）対象物定期点検報告書（写） |
| | □　（　防火　・　防災管理　）対象物定期点検の特例認定通知書（写） |
| | □　消防用設備等点検結果報告書（写） |
| | □　定期調査報告書（写） |
| | □　製造所等定期点検記録（写） |
| | □　その他消防本部等が必要と認める書類（　　） |
| 特記事項 | |

| ※　受付欄 | ※　経過欄 |
|---|---|
| | |

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　２　※の欄は、記入しないこと。
　　３　□印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

別記様式第２号（第５条第４項関係）

# 表示基準適合通知書

第　　号
年　　月　　日

様

消防署長

年　　月　　日付けで申請のあった下記の防火対象物については、審査の結果、基準に適合していると認めるので、表示マーク（　□　金・□銀　）を交付（更新）します。

記

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 防火対象物 | 所在地 | | | |
| | 名　　称 | | | |
| | 用　　途 | | | |
| 交付年月日 | | 年　　月　　日 | 交付番号 | |
| 表示有効期間 | | 年　　月　　日　～　　年　　月　　日 | | |
| 特記事項 | | | | |

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　２　□印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

別記様式第３号（第５条第４項関係）

# 表示基準不適合通知書

第　　号
年　　月　　日

様

消防署長

年　　月　　日付で申請のあった下記の防火対象物については、審査の結果、基準に不適合であったので通知します。

記

| | | |
|---|---|---|
| 防火対象物 | 所在地 | |
| | 名　称 | |
| | 用　途 | |
| 不適合理由 | | |
| 特記事項 | | |

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

別記様式第４号（第６条第３項関係）

# 表示マーク受領書

年　　月　　日

消防署長　（宛）

受領者
住所
氏名　　㊞
（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

表示マーク（　□　金・□　銀　）を受領しましたので、今後、下記の事項を遵守します。

記

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 防火対象物 | 所在地 | | | |
| | 名　称 | | | |
| | 用　途 | | 令別表第一（　　）項 | |
| 交付年月日 | | 年　　月　　日 | 交付番号 | |

＜表示マーク交付に伴う遵守事項＞

１　表示マークは見やすい場所に掲出するものとし、可能な場合はホームページ等へ掲載を行うこと。

なお、ホームページ等への掲載に際しては、消防署長から配付された表示マークの電子データを必ず原データとして使用すること。

２　表示マークは貸与されるものであり、破損等のないよう取扱いに注意すること。

３　表示有効期間内であっても次の各号のいずれかに該当する場合は、表示マークを返還するものとし、また、ホームページ等に表示マークを使用している場合は、その使用をとりやめること。

(1)　表示マークの対象に該当しなくなった場合

(2)　表示基準に適合しないことが明らかとなった場合

(3)　火災が発生した場合（出火原因及び出火時の対応について、関係者の責に帰すべき事由のないものを除く。）

(4)　ホームページ等への表示マークの使用の際に、配付された当該電子データを無断で転用した場合

(5)　偽りその他不正な手段により交付を受けたことが判明した場合

(6)　その他所轄消防署長が必要と認めた場合

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　□印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

別記様式第５号（第１０条第２項関係）

# 表示マーク返還請求書

第　　号
年　　月　　日

様

消防署長

年　　月　　日付けで申請のあった下記の防火対象物については、表示マークの返還事由に該当し、表示マークを掲出することが不適当と認められることから、速やかに貸与した表示マークを返還するとともに、ホームページ等による使用を取りやめるよう請求します。

記

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 防火対象物 | 所在地 | | | |
| | 名　　称 | | | |
| | 用　　途 | | 令別表第一（　　）項 | |
| 交付年月日 | | 年　　月　　日 | 交付番号 | |

返還事由

□　表示マークの対象に該当しなくなった場合

□　表示基準に適合しないことが明らかとなった場合

□　火災が発生した場合（出火原因及び出火時の対応について、関係者の責に帰すべき事由のないものを除く。）

□　ホームページ等への表示マークの使用の際に、配付された当該電子データを無断で転用した場合

□　偽りその他不正な手段により交付を受けたことが判明した場合

□　その他所轄消防署長が必要と認めた場合

（　　）

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　□印のある欄については、該当の□印にレを付けること。

別記様式第６号（第１２条第１項関係）

# 表示制度対象外施設表示基準適合確認申請書

年　　月　　日

消防署長　（宛）

申請者
住所
氏名　　㊞
（法人の場合は、名称及び代表者氏名）
電話番号

下記の防火対象物について、表示基準に適合している旨の確認をしたいので申請します。

記

| | | | |
|---|---|---|---|
| 防火対象物 | 所在地 | | |
| | 名称 | | |
| | 用途 | | 令別表第一（　　）項 |
| | 構造・規模 | 造地上　　階　地下　　階 | |
| | | 床面積　　㎡　延べ面積　　㎡ | |
| 添付書類 | □（防火・防災管理）対象物定期点検報告書（写）<br>□（防火・防災管理）対象物定期点検の特例認定通知書（写）<br>□ 消防用設備等点検結果報告書（写）<br>□ 定期調査報告書（写）<br>□ 製造所等定期点検記録（写）<br>□ その他消防本部等が必要と認める書類（　　） | | |

| ※　受付欄 | ※　経過欄 |
|---|---|
| | |

備考　１　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　※の欄は、記入しないこと。
３　表示基準に適合していることを証明するために、必要と認められる資料を添付すること。
４　□印のある欄については、該当の□印にレを付けること。）

別記様式第７号（第１２条第３項関係）

# 表示基準適合通知書

## （表示制度対象外施設）

第　　号
年　　月　　日

様

消防署長

年　　月　　日付けで申請のあった下記の防火対象物については、表示制度の対象外施設ですが、審査の結果、表示基準に適合することが確認されたので通知します。

記

| | | | |
|---|---|---|---|
| 防火対象物 | 所在地 | | |
| | 名称 | | |
| | 用途 | | 令別表第一（　　）項 |
| | 収容人員 | | |
| | 構造・規模 | 造　地上　　階　　地下　　階 | |
| | | 床面積　　㎡　延べ面積　　㎡ | |
| 基準適合確認日 | | 年　　月　　日適合確認 | |
| 特記事項 | | | |

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

別図

表示マーク（金）

表示マーク（銀）

備考

1　様式の大きさは、日本工業規格Ｂ４とする。

2　色彩は、地を紺色、その他のもの（消防本部名を除く。）にあっては、それぞれ金色・銀色とする。

3　消防本部名部分には、「熊本市消防局」と表示する。

---

消 防 局 告 示 2 号

平成２６年３月２６日

熊本市火災予防規程の一部を次のとおり改正する。

熊本市消防局長　　大　塚　和　規

熊本市火災予防規程の一部を改正する規程

熊本市火災予防規程（平成２０年消防局告示第１号）の一部を次のとおり改正する。

第２条の見出しを「（統括防火管理者の選任又は解任の届出）」に改め、同条第１項中「法第８条の２第２項」を「法第８条の２第４項」に、「共同防火管理協議事項」を「統括防火管理者の選任又は解任」に、「共同防火管理協議事項作成（変更）届出書（様式第１号）及び」を「当該防火対象物のそれぞれの部分の管理について権原を有する者（以下「各管理権原者」という。）のうち代表者により作成された統括防火（防災）管理者選任（解任）届出書（省令別記様式第１号の２の２の２の２）に」に、「により」を「を添付し」に改め、「所轄消防署長に」の次に「当該選任に関係する全ての各管理権原者の連名で」を加える。

第２条の２の見出しを「（統括防災管理者の選任又は解任の届出）」に改め、同条第１項中「法第

８条の２の２第２項」を「法第８条の２第４項」に、「共同防災管理協議事項の届出は、共同防災管理協議事項作成（変更）届出書（様式第１号の３）及び権原を有する者一覧表（様式第１号の２）により、所轄消防署長に提出するものとする」を「統括防災管理者の選任又は解任の届出については、前条の規定を準用する」に改め、同条第２項を削る。

第２条の３第３項中「様式第１号の４」を「様式第１号の３」に改める。

第２条の４第３項中「様式第１号の５」を「様式第１号の４」に改める。

第４条中「、政令別表第１（５）項ロ、（７）項、（８）項、（９）項ロ、（１０）項から（１５）項まで、（１６）項ロ、（１７）項及び（１８）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が３００平方メートル以上のものとする。ただし」を削り、「に限る」を「とする」に改める。

第５条の見出し中「消防計画」を「防火管理に係る消防計画」に改め、同条第１項中「消防計画書」を「防火管理に係る消防計画書」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画の届出）

第５条の２　省令第４条第１項に規定する全体についての消防計画作成（変更）届出書（省令別記様式第１号の２の２の２）は、作成した防火対象物の全体についての防火管理に係る消防計画書を添えて所轄消防署長に提出するものとする。

２　前項の届出書を受理したときは、その１部に受付印を押して届出者に返付するものとする。

第６条の２中「様式第４号９」を「様式第４号」に改める。

第７条第１項中「省令第４条第１項」を「省令第３条の２第１項」に改め、同条第２項中「及び」を「並びに」に、「権限が付与されている」を「権限及び知識を有する」に改め、「資料並びに」を削る。

第７条の２第３項を第２項に改める。

第１０条の５を第１０条の６とし、第１０条の４を第１０条の５とする。

第１０条の３第１項中「省令第４条第１項」を「省令第３条の２第１項」に改め、同条を第１０条の４とし、同条の前に次の１条を加える。

（建築物その他の工作物の全体についての防災管理に係る消防計画の届出）

第１０条の３　省令第５１条の１１の２第１項に規定する全体についての消防計画作成（変更）届出書（省令別記様式第１号の２の２の２）は、作成した建築物その他工作物の全体についての防災管理に係る消防計画書を添えて所轄消防署長に提出するものとする。

２　前項の届出書を受理したときは、その１部に受付印を押して届出者に返付するものとする。

第１２条第２項中「第１１条第３項」の次に「、第１１条の２第２項」を加える。

第１４条の２第１項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者」を「消防長又は所轄消防署長」に、「申請を要しないものとする」を「この限りでない」に改め、同項第１号から第３号を削り、同条第３項中「届出者」を「申請者」に改める。

附則に次の見出し及び１項を加える。

（高遊原南消防組合の消防事務の移管及び宇城広域連合からの脱退に伴う経過措置）

８　この告示の施行日前に旧高遊原南消防組合又は宇城広域連合の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

様式第１号を削る。

様式第１号の２を次のように改める。

様式第１号（告示第２条、第２条の２関係）

## 権原を有する者一覧表

防火対象物又は建築物その他の工作物の名称
所在地
代表者　住　所
氏　名　　印
（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

熊本市火災予防規程第（２条・２条の２）に基づき、統括（防火・防災）管理者を下記のとおり連名で選任（解任）します。

記

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 住　　所 | |
| | 氏　　名<br>（法人の場合は、名称及び代表者氏名） | 印 |
| | 権原を有する部分（範囲） | |
| 2 | 住　　所 | |
| | 氏　　名<br>（法人の場合は、名称及び代表者氏名） | 印 |
| | 権原を有する部分（範囲） | |
| 3 | 住　　所 | |
| | 氏　　名<br>（法人の場合は、名称及び代表者氏名） | 印 |
| | 権原を有する部分（範囲） | |
| 4 | 住　　所 | |
| | 氏　　名<br>（法人の場合は、名称及び代表者氏名） | 印 |
| | 権原を有する部分（範囲） | |

備考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第１号の３を次のように改める。

様式第１号の２（告示第２条、第２条の２関係）

**権原を有する者一覧表（その２）**　（　　／　　）

| | | |
|---|---|---|
| | 住　　所 | |
| | 氏　　名<br>（法人の場合は、名称及び代表者氏名） | 印 |
| | 権原を有する部分（範囲） | |
| | 住　　所 | |
| | 氏　　名<br>（法人の場合は、名称及び代表者氏名） | 印 |
| | 権原を有する部分（範囲） | |
| | 住　　所 | |
| | 氏　　名<br>（法人の場合は、名称及び代表者氏名） | 印 |
| | 権原を有する部分（範囲） | |
| | 住　　所 | |
| | 氏　　名<br>（法人の場合は、名称及び代表者氏名） | 印 |
| | 権原を有する部分（範囲） | |
| | 住　　所 | |
| | 氏　　名<br>（法人の場合は、名称及び代表者氏名） | 印 |
| | 権原を有する部分（範囲） | |
| | 住　　所 | |
| | 氏　　名<br>（法人の場合は、名称及び代表者氏名） | 印 |
| | 権原を有する部分（範囲） | |
| | 住　　所 | |
| | 氏　　名<br>（法人の場合は、名称及び代表者氏名） | 印 |

様式第１号の４を次のように改める。

様式第１号の３（第２条の３関係）

# 共同防火対象物点検報告を行う届出者等一覧

（　／　）

| 番号 | 届出者の氏名等 | 防火管理者立会者備考 |
|---|---|---|
| 1 | 住　所<br>氏　名　㊞<br>電話番号 | ㊞<br>㊞ |
| 2 | 住　所<br>氏　名　㊞<br>電話番号 | ㊞<br>㊞ |
| 3 | 住　所<br>氏　名　㊞<br>電話番号 | ㊞<br>㊞ |
| 4 | 住　所<br>氏　名　㊞<br>電話番号 | ㊞<br>㊞ |
| 5 | 住　所<br>氏　名　㊞<br>電話番号 | ㊞<br>㊞ |
| 6 | 住　所<br>氏　名　㊞<br>電話番号 | ㊞<br>㊞ |
| 7 | 住　所<br>氏　名　㊞<br>電話番号 | ㊞<br>㊞ |

注１　届出者の氏名の記入にあたり、法人の場合は、法人の名称及び代表者氏名を記入してください。
　２　備考欄には、テナントの名称等を記入してください。

様式第１号の５を次のように改める。

様式第１号の４（第２条の４関係）

## 共同防災管理点検報告を行う届出者等一覧

（　／　）

| 番号 | 届出者の氏名等 | 防災管理者立会者備考 |
|---|---|---|
| 1 | 住　所 | ㊞ |
| | 氏　名　㊞ | ㊞ |
| | 電話番号 | |
| 2 | 住　所 | ㊞ |
| | 氏　名　㊞ | ㊞ |
| | 電話番号 | |
| 3 | 住　所 | ㊞ |
| | 氏　名　㊞ | ㊞ |
| | 電話番号 | |
| 4 | 住　所 | ㊞ |
| | 氏　名　㊞ | ㊞ |
| | 電話番号 | |
| 5 | 住　所 | ㊞ |
| | 氏　名　㊞ | ㊞ |
| | 電話番号 | |
| 6 | 住　所 | ㊞ |
| | 氏　名　㊞ | ㊞ |
| | 電話番号 | |
| 7 | 住　所 | ㊞ |
| | 氏　名　㊞ | ㊞ |
| | 電話番号 | |

注１　届出者の氏名の記入にあたり、法人の場合は、法人の名称及び代表者氏名を記入してください。
　２　備考欄には、テナントの名称等を記入してください。

様式第６号を次のように改める。

様式第６号（第７条の３関係）

防火対象物定期点検報告特例認定失効通知書

消　　第　　号
年　　月　　日

様

熊本市　　消防署長　　印

年　　月　　日付け　　指令　　第　　号　で認定した下記の防火対象物に係る定期点検報告の特例は、失効となったので通知します。

なお、これに伴い防火優良認定証又は防火・防災優良認定証が付されている場合は、除去してください。

記

１　防火対象物の所在地・名称・用途

２　特例認定が失効となった日及び理由

(1)　失効となった日　　年　　月　　日

(2)　理　　由（根拠条文等）

３　特記事項

備　考　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際、改正前の規定によりなされた処分、手続は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた処分、手続とみなす。

# 交　通　局

交通局規程第１号
平成２６年３月２８日

熊本市電ＩＣカード取扱規程を公布する。

熊本市交通事業管理者　　中　山　弘　一

熊本市電ＩＣカード取扱規程

（目的）

第１条　この規程は、熊本市交通局（以下「当局」という。）の電車（以下「市電」という。）におけるＩＣカードの取扱いについて必要な事項を定めることにより、もって旅客の利便性の向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

（用語の意義）

第２条　この規程における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　「ＩＣカード」　ＳＦにより旅客の運送等に供するＩＣカードをいう。

(2)　「ＳＦ」　専ら旅客運賃の支払等に充当するＩＣカードに記録される金銭的価値をいう。

(3)　「無記名式ＩＣカード」　券面に使用者の記名を行わない、持参人の使用に供するＩＣカードをいう。

(4)　「記名式ＩＣカード」　券面に使用者の記名を行い、かつ、カードに使用者の氏名を記録した、記名人本人の使用に供するＩＣカードをいう。

(5)　「大人用ＩＣカード」　大人の使用に供する記名式ＩＣカードをいう。

(6)　「小児用ＩＣカード」　小児の使用に供するものであって券面に小児の表示を行った記名式ＩＣカードをいう。

(7)　「持参人ＩＣ定期乗車券」　無記名式ＩＣカードに定期乗車券の情報を記録した、持参人１名の使用に供するＩＣ定期乗車券をいう。

(8)　「記名式ＩＣ定期乗車券」　記名式ＩＣカードに定期乗車券の情報を記録した、記名人本人の使用に供するＩＣ定期乗車券をいう。

(9)　「大人用ＩＣ定期乗車券」　大人の使用に供する記名式ＩＣ定期乗車券をいう。

(10)　「小児用ＩＣ定期乗車券」　小児の使用に供する記名式ＩＣ定期乗車券をいう。

(11)　「チャージ」　ＩＣカードに入金すること、またはその他の方法によりＩＣカードのＳＦを積み増しすることをいう。

(12)　「デポジット」　返却することを条件に、ＩＣカード発行事業者が収受するＩＣカードの使用権の代価をいう。

(13)　「ＩＣカードリーダ・ライタ」（以下「Ｒ／Ｗ」という。）　市電車内に設置した装置で、乗車処理をするために設置したものと降車処理をするために設置したものをいう。

(14)　「ＩＣ発行事業者」次条第１項に定めるＩＣカードを発行する事業者をいう。

(15)　「ポイント」　ＳＦによる支払額に対して、熊本市交通事業管理者（以下「管理者」という。）が定めるところにより付与するポイントをいう。

（適用範囲）

第３条　市電において旅客の運送等に使用できるＩＣカードは、次の各号のとおりとする。

(1)　株式会社ニモカが発行するｎｉｍｏｃａカード

(2)　株式会社ニモカが定めるｎｉｍｏｃａカードの取扱規則（以下「ＩＣカード発行事業者規則」という。）に規定する相互利用先のＩＣカード（以下「相互利用ＩＣカード」という。）

２　相互利用ＩＣカードについては、ＩＣカードを処理する機器（以下「ＩＣカード処理機」という。）で使用できない場合があるとともに、この規程に定める取扱いの一部を行わない。

３　この規程に定めのない事項については、法令、ＩＣカード発行事業者規則及びこの規程に対する特約等の定めるところによる。

（契約の成立等）

第４条　ＩＣカードによる旅客運送の契約は、Ｒ／Ｗで乗車処理を行ったときに旅客と当局の間において成立する。ただし、ＩＣ定期乗車券による旅客運送の契約は、その定期乗車券を発売したときに成立する。

２　前項の規定により契約が成立したとき以降における取扱いは、別の定めをしない限り、その契約の成立した時の定めによるものとする。

（個人情報の取扱い）

第５条　記名式のＩＣカードに関する個人情報の取扱いは、ＩＣカード発行事業者規則の定めるところによる。

（使用方法等）

第６条　市電においてＩＣカードを使用するときは、乗車時にＲ／Ｗで乗車処理を行い、降車時に同一のＩＣカードによりＲ／Ｗで降車処理を行うものとする。

２　１回の乗車につき、２枚以上のＩＣカードを同時に使用することはできない。

３　運賃支払時に、ＳＦの残額が減額する運賃相当額に満たないときは、現金又は当局が別に定める方法で運賃を支払う。

４　ＩＣカードのＳＦを使用して、定期乗車券又は当局が別に定める乗車券等との引換えはできない。

５　１０円未満のＳＦは、旅客運賃等に充当することはできない。

６　ＩＣカードの破損又はＲ／Ｗの故障等によりＩＣカードの内容の読取りが不能となったときは、ＩＣカードをＲ／Ｗで使用できないことがある。

７　小児用ＩＣカードは、有効期限終了後は使用することができない。

（旅客の同意）

第７条　旅客は、ＩＣカードを使用するときは、この規程及びこれに基づいて定められた規定等を承認し、かつ、これらに同意したものとする。

（制限又は停止）

第８条　旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため等に必要があるときは、管理者は次の措置を行うことができる。

(1)　ＩＣカードの発売の箇所等の制限又は停止

(2)　乗車区間、乗車方法及び乗車時間等の制限

２　本条に基づく制限又は停止に対し、当局はその責めを負わないものとする。

（発売）

第９条　当局は、ｎｉｍｏｃａカードの発売業務を株式会社ニモカから受託し、当局の大江営業所、市電の車内その他管理者が指定する場所において発売する。

（チャージ）

第１０条　ＩＣカードは、ＩＣカード処理機によりチャージすることができる。ただし、１枚あたりのＳＦ残額は、ＩＣカード発行事業者規則に定める額を超えることはできない。

（ＳＦ残額の確認）

第１１条　ＩＣカードのＳＦ残額は、ＩＣカード処理機により確認することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、表示又は印字による確認はできないものとする。

(1)　降車処理がされなかったとき。

(2)　ＩＣカード処理機による処理が完全に行われなかったとき。

２　前項本文の規定にかかわらず、ＩＣカードを再発行したとき又はＩＣカードを交換したときは、再発行前又は交換前のＳＦ残額は確認できない。

（運賃の減額等）

第１２条　旅客がＩＣカードを用いて乗車したときは、運賃支払時に大人普通旅客運賃１名分を減額する。ただし、小児用ＩＣカードにあっては、小児普通旅客運賃１名分を減額する。

２　前項に規定する運賃支払以外の場合は、旅客が乗務員に申告し、乗務員が金額を設定した後に内

容に応じた運賃を減額することができる。

3　無記名式ＩＣカードについて、大人普通旅客運賃以外の運賃支払の申告がなく使用する場合は、小児にあっても大人普通旅客運賃１名分を減額する。

（ポイントの付与）

第１３条　旅客がＩＣカードによってＳＦ支払を行ったときは、管理者が別に定めるところにより、その支払額に対してポイントを付与する。

（効力）

第１４条　ＩＣカードにより乗車する場合の効力は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)　当該乗車において１回の乗車に限り有効とする。

(2)　乗車処理したＩＣカードは当日に限り処理される。なお、同一便における乗車及び下車が、午前零時を跨いだ場合は同一日とみなす。

（記名式ＩＣカードの再表示）

第１５条　記名式ＩＣカードは、その券面に表示すべき事項（以下「券面表示事項」という。）が不明となったときは、使用してはならない。

2　前項の場合、旅客は速やかに当該ＩＣカードを当局に提出し、券面表示事項の再表示を請求しなければならない。

（記名ＩＣカードの個人情報の変更）

第１６条　改姓等により、旅客の個人情報と記名式ＩＣカードに記録された個人情報に相違が生じた場合は、当該記名式ＩＣカードは使用してはならない。

2　前項の場合、旅客は速やかに所定の手続を行うとともに、当該記名式ＩＣカードを当局に提出し、個人情報の変更の請求をしなければならない。

（無効となる場合）

第１７条　ＩＣカードは、次の各号のいずれかに該当する場合は無効とし、無効となったＩＣカードの取扱いはＩＣ発行事業者規則の定めるところによる。

(1)　乗車処理後のＩＣカードを他人から譲り受けて使用した場合

(2)　記名式ＩＣカードを記名人以外の者が使用した場合

(3)　券面表示事項が不明となった記名式ＩＣカードを使用した場合

(4)　使用資格、氏名、生年月日等を偽って購入した小児用ＩＣカードを使用した場合

(5)　券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合

(6)　その他不正乗車の手段として使用した場合

2　次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定を準用する。

(1)　偽造、変造又は不正に作成されたＩＣカード又はＳＦを使用した場合

(2)　旅客の故意又は重大な過失によりＩＣカードが障害状態になったと認められる場合

（不正使用における旅客運賃等）

第１８条　前条に該当するＩＣカードの使用をした旅客については、普通旅客運賃及びこれと同額の割増し運賃をあわせて収受する。

（紛失再発行）

第１９条　記名式ＩＣカードの記名人が当該記名式ＩＣカードを紛失した場合で所定の手続を行ったときは、再発行の取扱いを行う。

2　紛失再発行の取扱いを行った後に、紛失した記名式ＩＣカードが発見された場合で、当該記名式ＩＣカードにつきデポジットを収受しているときのデポジットの取扱いは、ＩＣ発行事業者規則の定めるところによる。

（障害再発行）

第２０条　ＩＣカードの破損等によってカード処理機で使用できなくなった場合で、使用者が所定の手続を行ったときは、再発行の取扱いを行う。

2　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、再発行の取扱いを行わない。

(1)　裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合
(2)　旅客の故意又は重大な過失によりＩＣカードが障害状態になったと認められる場合

（ＩＣカードの交換）

第２１条　当局の都合により、旅客が使用しているＩＣカードを、当該ＩＣカード裏面に刻印されたものと異なるカード番号のＩＣカードに予告なく交換することがある。

２　前項に規定する交換を行う場合は、当該交換と同時に、ポイントを移し替えるものとする。

（免責事項）

第２２条　ＩＣカードの再発行又は交換により、ＩＣカード裏面に刻印されたものと異なるカード番号のＩＣカードを発行したことによる旅客の損害等については、当局はその責めを負わない。

２　紛失した記名式ＩＣカードの払戻しやＳＦの使用等で生じた旅客の損害については、当局はその責めを負わない。

３　この規程に定めのない、ＩＣカードを媒体としたサービスに関して生じた使用者の損害等については、当局はその責めを負わない。

（ＩＣカードの変更）

第２３条　旅客が無記名式ＩＣカードを差し出して、記名式ＩＣカードへの変更を申し出た場合は、ＩＣカードの変更を行う。ただし、記名式ＩＣカードから無記名式ＩＣカードへの変更は行わない。

２　旅客が有効期限終了後の小児用ＩＣカードを差し出して、大人用ＩＣカードへの変更を申し出た場合は、ＩＣ発行事業者規則の定めるところによりＩＣカードの変更を行う。

（払戻し）

第２４条　旅客が、ＩＣカードが不要となり所定の手続を行ったときは、ＩＣカード発行事業者規則の定めるところにより払戻しを行う。

（定期券の発売）

第２５条　旅客がＩＣ定期乗車券の購入の手続を行ったときは、ＩＣカードに、当局が別に定めるＩＣ定期乗車券を発売する。

（定期券における準用）

第２６条　第１１条から第２３条までの規定は、ＩＣ定期乗車券の取扱いについて準用する。

（定期券の払戻し）

第２７条　旅客が、持参人ＩＣ定期乗車券における定期乗車券の情報が不要となり所定の手続を行った場合は、定期乗車券の払戻しを請求することができる。この場合、ＩＣ発行事業者規則の定めるところにより払戻しを行い、持参人ＩＣ定期乗車券から定期乗車券の情報のみを消去して返却する。

２　旅客が、記名式ＩＣ定期乗車券における定期乗車券の情報が不要となり、所定の手続を行い、かつ、公的証明書等の呈示により当該記名式ＩＣ定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、定期乗車券の払戻しを請求することができる。この場合、ＩＣ発行事業者規則の定めるところにより払戻しを行い、記名式ＩＣ定期乗車券から定期乗車券の情報のみを消去して返却する。

３　旅客が、持参人ＩＣ定期乗車券が不要となり所定の手続を行ったときは、ＩＣ発行事業者規則の定めるところにより定期乗車券の払戻し又は無記名式ＩＣカードの払戻しを行う。

４　旅客が、当局の有効な記名式ＩＣ定期乗車券が不要となり、所定の手続を行い、かつ、公的証明書等の呈示により当該記名式ＩＣ定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、定期乗車券の払戻し及び記名式ＩＣカードの払戻しを行う。

５　前2項により払戻しを行う場合の手数料（以下この項において「手数料」という。）は、定期乗車券の部分については1枚につき５００円とし、ＳＦ部分とデポジットについてはＩＣ発行事業者規則の定めにより払戻しの取扱いを行う。

６　前項の払戻しに当たって、定期乗車券部分の払戻しの際に払戻し手数料を収受した場合、ＳＦ部分の払戻しでは払戻し手数料は収受しない。

（雑則）

第２８条　この規程に定めるもののほか、ＩＣカードの取扱いに関して必要な事項は、管理者が別に

定める。

附　則

1　この規程は、公布の日から施行する。ただし、定期券に関する規定は、管理者が定める日から施行する。

2　この規程を施行するために必要な準備行為は、この規程の施行日前であっても行うことができる。

---

交通局規程第２号
平成２６年３月２８日

熊本市電ＩＣカードポイント規程を公布する。

熊本市交通事業管理者　　中　山　弘　一

熊本市電ＩＣカードポイント規程

（趣旨）

第１条　この規程は、熊本市電ＩＣカード取扱規程（平成２６年交通局規程第〇〇号。以下「ＩＣカード規程」という。）第１３条の規定に基づき、旅客が熊本市交通局（以下「当局」という。）の電車（以下「市電」という。）においてＩＣカードのＳＦにより支払を行った場合のポイントの付与等について、必要な事項を定めるものとする。

（ポイントの付与）

第２条　旅客が降車時にＩＣカードのＳＦにより支払を行った場合、次の各号に定めるところによりポイントを付与する。

(1)　利用ごとに利用額に１００分の２を乗じて得た数のポイントを付与する。ただし、小数点以下のポイントは切り捨てる。

(2)　暦月の利用累計額が一定額に達した時点で、別表に定めるボーナスポイントを付与する。

(3)　利用累計額の計算期間は、月の初日から末日までとする。

(4)　利用累計額は、株式会社ニモカが定めるｎｉｍｏｃａカードの取扱規則で定めるｎｉｍｏｃａ交通事業者で利用した総額（鉄道利用額を除く。）とする。

2　前項の規定にかかわらず、ＩＣカード規程第３条第１項第２号に定める相互利用ＩＣカードを利用した場合には、ポイントは付与しない。また、当局の都合により、付与ポイントを変更等するとともにポイントを付与しない場合がある。

（ポイントの利用等）

第３条　旅客は、株式会社ニモカが定めるｎｉｍｏｃａカードのポイントサービス規則で定めるところにより、付与されたポイントをＳＦに交換することができる。

2　ポイントをＳＦに換算する場合の換算率は、１ポイントあたり１円とする。

3　ＩＣカードにポイントが蓄積されている状態で、市電車内において現金によるチャージを行った場合は、当該ＩＣカードのポイントは自動的にＳＦに交換されるものとする。ただし、旅客からチャージを行う前にポイント交換しない旨の申出があった場合を除く。

（ポイントの効力）

第４条　ポイントは付与日の翌年の１２月末日をもって、自動的にその効力を失うものとする。

2　前項に規定するほか、ＩＣカード規程第１７条の規定により、ＩＣカードが無効となる場合は、当該ＩＣカードに付与されたポイントは無効とする。

3　ＩＣカード規程第１９条、第２０条及び第２１条の規定により、ＩＣカードの再発行等の取扱いを行う場合は、当該取扱いを行う前のＩＣカードに付与されたポイントは新たに発行するＩＣカードに付与する。

（雑則）

第５条　この規程に定めるもののほか、ポイントの付与に関し必要な事項は、管理者が定める。

別表（第２条関係）

| 暦月利用累計額 | 付与するボーナスポイント |
|---|---|
| 2,000円 | 50 |
| 4,000円 | 100 |
| 6,000円 | 150 |
| 8,000円 | 200 |
| 10,000円 | 250 |

備考　同一月の利用累計額が１０,０００円を超えた場合は、以降２,０００円ごとに、この表の利用累計額に応じたボーナスポイントを付与する。

附　則

１　この規程は、公布の日から施行する。

２　この規程の施行の日前において、ｎｉｍｏｃａカードを保有していた者に対する別表の適用については、当該カードの平成２６年３月分の利用累計額を、別表の暦月利用累計額に通算する。

---

交通局規程第３号

平成２６年３月２７日

熊本市交通局遺失物取扱規程の全部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者　　中　山　弘　一

熊本市交通局遺失物取扱規程の全部を改正する規程

熊本市交通局遺失物取扱規程（昭和３０年交通局規程第５号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規程は、熊本市交通局（以下「局」という。）の施設等における遺失物について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　施設等　局の保有する乗合自動車及び電車並びに局の建物等の施設をいう。

(2)　局員　局の職員をいう。

(3)　係員　営業所等における遺失物の取扱担当職員をいう。

(4)　拾得者　施設等において遺失物を拾得した者であって、局員以外のものをいう。

２　前項の係員は、営業所の監督長、監督及び営業推進室の職員をもってあてる。

（手続）

第３条　拾得者から遺失物の提出を受けた局員は、拾得者の住所、氏名等を聴取し、拾得者に拾得物預かり書を交付するものとする。ただし、拾得者がこれを拒否する場合を除く。

２　前項の局員又は遺失物を発見した局員は、拾得物伝票に必要な事項を記入し　て、拾得物とともに、係員に遅滞なく届け出るものとする。

（拾得物の送付）

第４条　係員は、拾得物を受理したときは、拾得物伝票とともに現品を営業推進室長に送付するものとする。

（整理簿）

第５条　営業推進室長は、拾得物整理簿を備え、拾得物の処理に必要な一切の事項を記載するものとする。

（点検）

第６条　営業推進室長及び営業所長は、拾得物について必要があるときは、その内容を点検すること

ができる。ただし、施錠又は封印したものを除く。

（保管方法）

第７条　営業推進室長及び営業所長は、拾得物を善良な管理者の注意をもって保管し、拾得物が現金又は貴重品であるときは、金庫等に保管する等の適当な処置を講ずるものとする。

（危険物等の取扱い）

第８条　係員又は営業推進室長は、遺失物が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに当該遺失物を警察署長に提出する等の措置を講ずるものとする。

(1)　危険物又は危険が生ずるおそれがあるもの

(2)　犯罪者が置き去ったと認められるもの

(3)　法令により所持することが禁止されているもの

(4)　保管することが極めて困難であるもの

(5)　その他保管することが不適当と営業推進室長が認めるもの

（保管の通知）

第９条　営業推進室長は、拾得物件一覧簿を備え付け、遺失者が判明するまでの間又は拾得物を所轄警察署長に引き渡すまでの間、随時関係者に閲覧させるものとする。

２　遺失者が判明したときは、係員又は営業推進室長は遺失者に拾得保管の旨を通知するものとする。

（返還）

第１０条　遺失者から遺失物返還の申出があった場合は、係員又は営業推進室長は、遺失日時、遺失場所及び遺失物の特徴その他必要な事項をただし、正当権利者であることを確認の上、受領書と引換えに返還するものとする。

２　前項の場合において、必要と認めるときは、拾得者又は警察官の立会いを求め又はその承認を得て返還しなければならない。

（警察署への引渡し）

第１１条　営業推進室長は遺失物返還の申出がなかった拾得物につき、拾得の日から１週間以内に、拾得物件に拾得物件差出書を添え、所轄警察署長に引き渡すものとする。ただし、当該拾得物に関する権利を放棄する場合を除く。

２　営業推進室長は、拾得物が食糧品又は不衛生品若しくは腐敗しやすいもの、その他爆発、燃焼等保管に困難なものである場合は、臨機の処置を講ずるものとする。

（警察署の返還）

第１２条　拾得物を警察署長に引き渡した後、遺失者から拾得物返還の申出があった場合は、営業推進室長は、拾得物整理簿に記入し、遺失者に証明書を交付し、直接警察署長から遺失物を受け取らせなければならない。

（権利の放棄）

第１３条　拾得物が局において引取り価値がないものである場合は、遺失物を警察署長に引き渡す際に、当該拾得物に関する権利を放棄する旨を申告するものとする。

（還付の請求）

第１４条　営業推進室長は、局員が拾得した拾得物につき、警察署長において拾得物公告後３月を経過したときは、前条により権利放棄した拾得物である場合を除き、遅滞なく当該警察署長に拾得物の還付を請求するものとする。

（処分）

第１５条　営業推進室長は、還付を受けた拾得物につき、収入として取扱いができるものについては、速やかに収入に係る手続を行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、交通事業管理者が特に必要と認めた場合にあっては、還付を受けた拾得物を他に利用することができる。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

---

交 通 局 規 程 第 ４ 号

平成２６年３月２７日

熊本市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者　　中　山　弘　一

熊本市交通局広告取扱規程の一部を改正する規程

熊本市交通局広告取扱規程（昭和５９年交通局規程第４号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「１０５」を「１０８」に改める。

別表摘要の欄中「３５枚以上」を「２１枚」に改める。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

---

交 通 局 規 程 第 ５ 号

平成２６年３月２７日

熊本市交通局事務分掌規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者　　中　山　弘　一

熊本市交通局事務分掌規程の一部を改正する規程

熊本市交通局事務分掌規程（昭和３３年交通局規程第１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「係」を「班」に改め、「整備工場」を削る。

第２条第１項中「係」を「課等」に、「係長」を「主査」に改め、同条第２項中「交通」及び「課長補佐」を削り、「審議員」の次に「、副課長」を加え、「、主査」を削る。

第３条第１項中「課長」の次に「、副課長」を加え、「、課長補佐」を削り、「係長」を「主査」に改め、同条第２項中「交通」を削り、同条第３項を削る。

第５条総務課の項第１９号中「の整備工場」を削り、同項中第２９号を第３０号とし、第２８号の次に次の１号を加える。

(29)　ＩＣカードの取扱いに関すること。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

(経過措置)

２　この規則による改正後の第２条第２項の規程にかかわらず、平成３０年３月３１日までの間、管理者が別に定める課に課長補佐を置くことが出来る。

---

交 通 局 規 程 第 ６ 号

平成２６年３月２７日

熊本市交通局事務決裁規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者　　中　山　弘　一

熊本市交通局事務決裁規程の一部を改正する規程

熊本市交通局事務決裁規程（昭和４４年交通局規程第９号）の一部を次のように改正する。

第２条中「、整備工場長」を削り、総務課長専決事項の項第３７号中「、営業推進室長」を「及び営業推進室長」に改め、「及び整備工場長専決事項」を削り、自動車課長専決事項の項第２号の次に次のように加える。

(3)　物品の購入及び修理に関すること（自動車用諸資材（燃料を除く。）の購入及び車両修理に限る）。

副課長共通専決事項

(1)　定例的な所管事務に係る照会および回答に関すること。

(2)　旅費及び費用弁償の支払いに関すること。

(3)　所管に属する光熱水費及び電話使用料の支出に関すること。

(4)　課長専決事項に属する事務に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関すること。

総務課副課長専決事項

(1)　報酬及び賃金の支払に関すること。

(2)　社会保険料の支出に関すること。

第２条中整備工場長専決事項の項を次のように改める。

小峯営業所長専決事項

(1)　定例的な所管事務に係る経由、進達、申請、報告、照会、回答及び通知に関すること。

(2)　整備日誌その他日表類に関すること。

第５条第３項中「課長補佐、」を「副課長、」に改める。

第６条を第７条とし、第５条の次に次の１条を加える。

（権限の調整）

第６条　副課長を置く課の課長は、課長限りの専決事項（第２条課長共通専決事項の項第６号及び第１５号から第１７号までに掲げる専決事項を除く。）について、副課長と協議の上、当該専決事項に係る決裁権限を副課長に付与し、調整を図ることができるものとする。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

---

交通局規程第７号

平成２６年３月２７日

熊本市交通局文書規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者　　中　山　弘　一

熊本市交通局文書規程の一部を改正する規程

熊本市交通局文書規程規程（平成８年交通局規程第１号）の一部を次のように改正する。

第２条の２中「、」を「及び」に改め、「及び整備工場」を削る。

第１５条第２項第５号を削る。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

---

交通局規程第８号

平成２６年３月２７日

熊本市交通局公印保管使用規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者　　中　山　弘　一

熊本市交通局公印保管使用規程の一部を改正する規程

熊本市交通局公印保管使用規程（昭和４４年交通局規程第２９号）の一部を次のように改正する。

別表の１の表中「

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 整備工場長印 | | 方　21 | てん書 | 整備工場の長の名をもってする公文書 | 整備工場長 | 1 |

」を削る。

別表の２の表中「整備工場長」を「自動車課長」に改める。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

---

交通局規程第９号

平成２６年３月２７日

熊本市交通事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者　　中　山　弘　一

熊本市交通事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

熊本市交通事業企業職員の給与に関する規程（昭和３０年交通局規程第１２号）の一部を次のように改正する。

第１９条第１項第１号中「第３号」を「次号」に改め、同項中第２号を削り、第３号を第２号とし、同条第３項各号列記以外の部分中「又は第２号」を削り、「第３号」を「第２号」に改め、同項第２号を削り、同項第３号中「第３号」を「第２号」に、「第１号」を「前号」に改め、同号を同項第２号とする。

第１９条の３第１項第３号ア(ｳ)中「認められる」の次に「(ｱ)、(ｲ)及び(ｳ)に類する」を加え、同号ア(ｳ)を同号ア(ｴ)とし、同号ア(ｲ)の次に次のように加える。

(ｳ)　育児休業をした配偶者が職務に復帰するため、住居の移転を伴う直近の勤務公署を異にする異動の直前の居住地に転居すること。

第１９条の３第２項の表中「58,000 円」を「68,000 円」に改める。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第１３条の２関係）

| 職務の級 | 標準的な職務 |
|---|---|
| 1 級 | 定型的な業務を行う主事、技師の職務及びこれに相当する職務 |
| 2 級 | 相当の知識・技術又は経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務及びこれに相当する職務 |
| 3 級 | 主任主事、主任技師の職務及びこれに相当する職務 |
| 4 級 | 主査の職務及びこれに相当する職務 |
| 5 級 | 主幹の職務及びこれに相当する職務 |
| 6 級 | 課長の職務及びこれに相当する職務 |
| 7 級 | 高度の知識・技術又は経験を必要とする課長の職務及びこれに相当する職務 |
| 8 級 | 次長の職務及びこれに相当する職務 |
| 9 級 | 局長の職務及びこれに相当する職務 |

別表第４を次のように改める。

別表第４（第３５条の２関係）

| 支給を受ける職員 | 勤務１回の額 |
|---|---|
| 職務の級が９級の職員 | 10,000円 |
| 職務の級が８級の職員 | 8,000円 |
| 職務の級が６級又は７級の職員 | 6,000円 |
| 職務の級が５級の職員（営業推進室、営業所及び車両工場の長に限る。） | 4,000円 |

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

---

交通局規程第１０号

平成２６年３月２７日

熊本市交通局就業規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者　　中　山　弘　一

熊本市交通局就業規程の一部を改正する規程

熊本市交通局就業規程（昭和３０年交通局規程第２７号）の一部を次のように改正する。

第３条中「首席交通審議員」を「首席審議員」に改める。

第２３条の表を次のように改める。

| |
|---|
| 次長、首席審議員、首席契約担当審議員、首席工事検査審議員、課長、副課長、審議員、契約担当審議員、工事検査審議員、課長補佐、室長、所長、工場長、主幹、技術主幹、工事検査主幹、主査、副所長、参事、技術参事、監督長、整備長、工事検査員、主任主事、主任技師、監督、技工長、主任運転士、主任技工、主事、技師、運転士、車掌、技工 |

第５８条第１項表以外の部分中「、勤務時間」を「、勤務時間の割振り」に改め、同項表区分の項中「勤務時間」の次に「の割振り」を加える。

第５８条第２項中「業務の都合上」の次に「特に」を加え、同項に後段として次のように加える。

「この場合において、管理者は、変更の内容を適当な方法により速やかに当該関係職員に明示しなければならない。」

第５８条第３項中「業務の都合上」の次に「特に」を加える。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

---

交通局規程第１１号

平成２６年３月２７日

熊本市交通局被服貸与規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者　　中　山　弘　一

熊本市交通局被服貸与規程の一部を改正する規程

熊本市交通局被服貸与規程（平成２３年交通局規程第１９号）の一部を次のように改正する。

別表第１電車運輸職員（男）の部中「４５」を「２５」に、「４０」を「２０」に改め、技能職員の部中「整備工場」を「整備」に改める。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

交通局規程第１２号
平成２６年３月２７日

熊本市電気軌道安全管理規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者　　中　山　弘　一

熊本市電気軌道安全管理規程の一部を改正する規程

熊本市電気軌道安全管理規程（平成１８年交通局規程第１４号）の一部を次のように改正する。

別紙１、別紙２及び別紙３を次のように改める。

別紙１

安　全　管　理　体　制　図

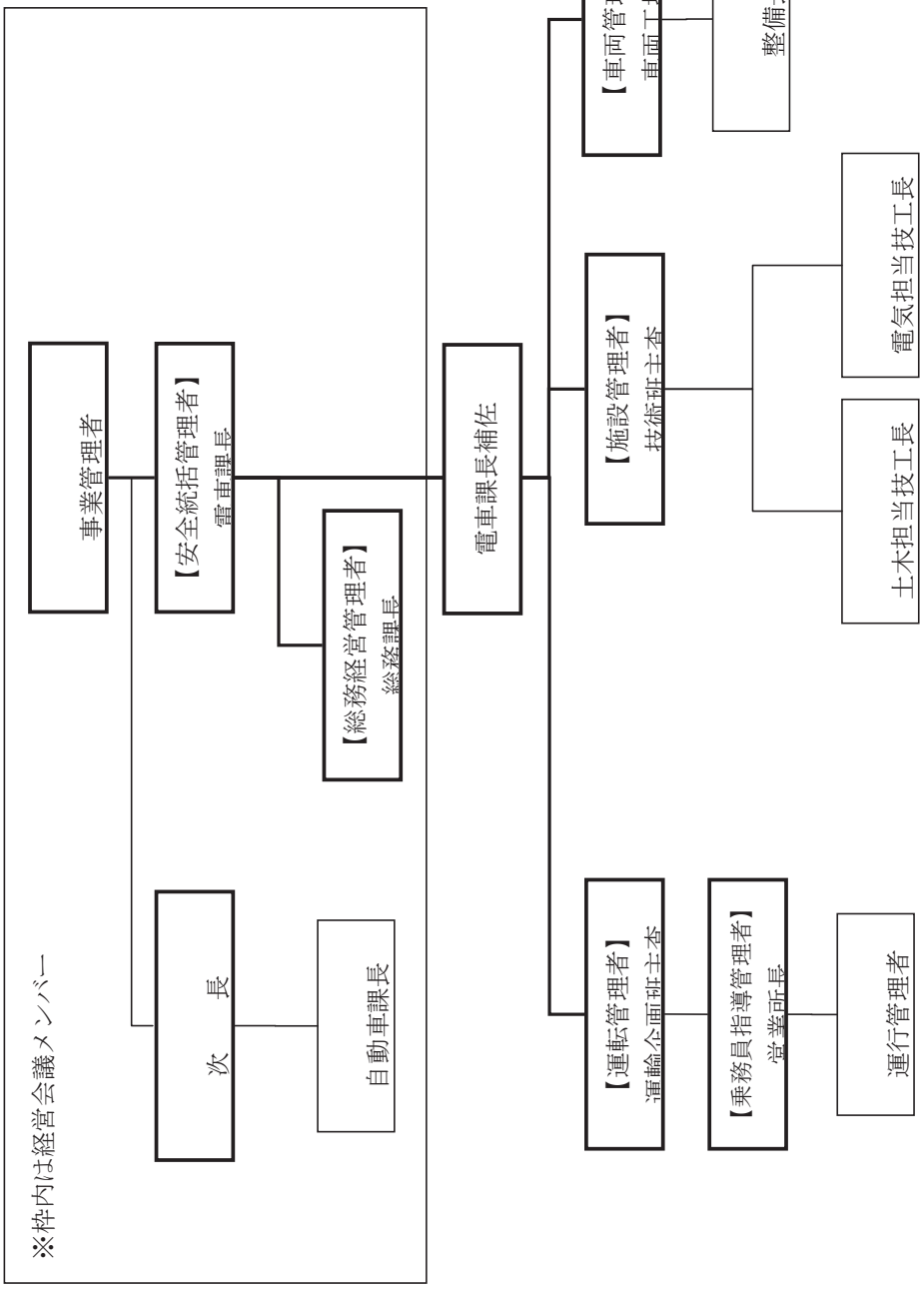


備考：【　】内は、第４条第１項各号に定める役職を示す。

別紙２

# 運　転　管　理　体　制　図

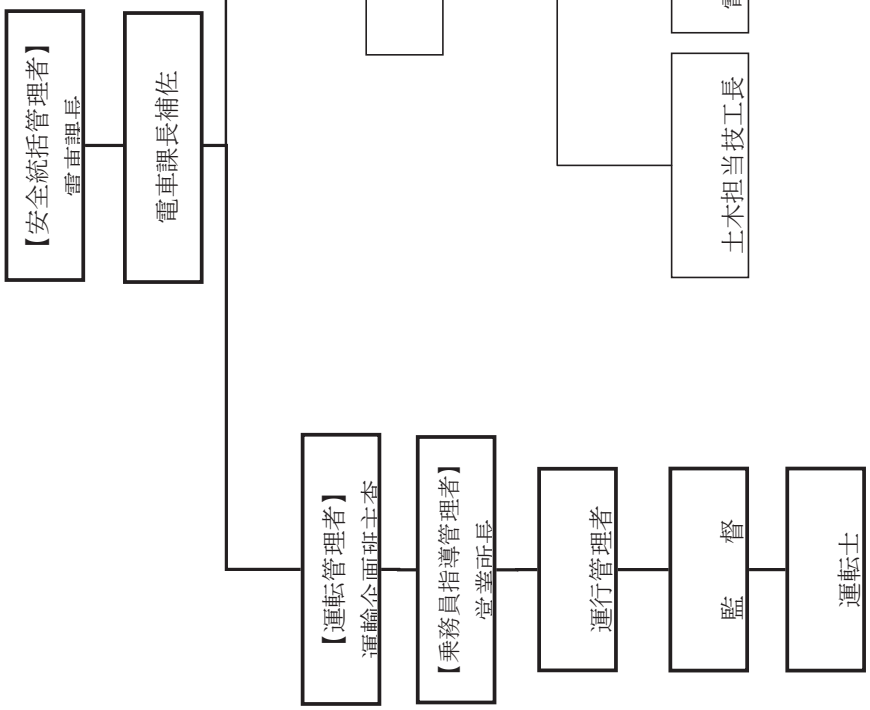


備考：【　】内は、第４条第１項各号に定める役職を示す。

別紙３

施　設　・　車　両　管　理　体　制　図

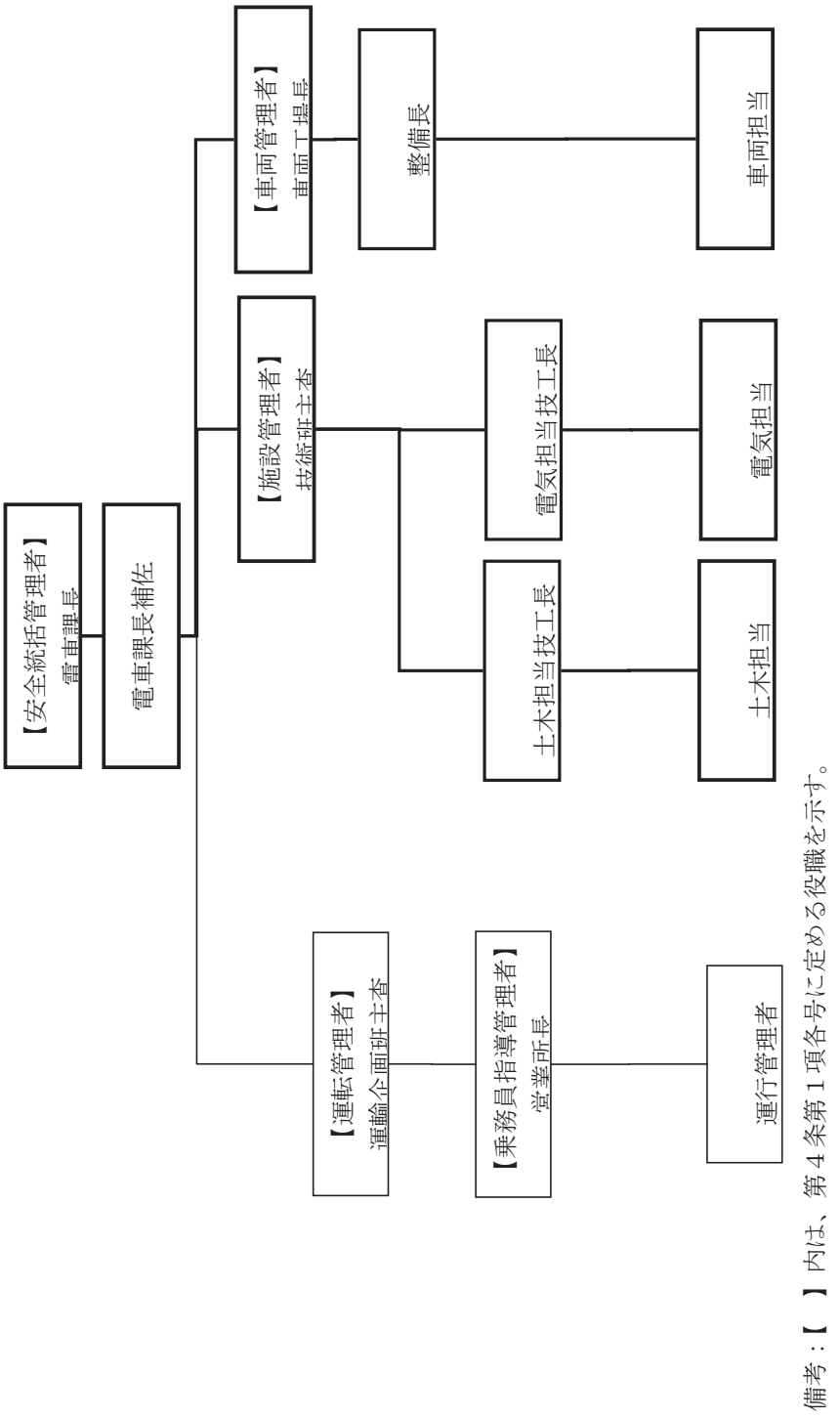


備考：【　】内は、第４条第１項各号に定める役職を示す。

附則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

交通局規程第１３号
平成２６年３月３１日

熊本市軌道条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者　　中　山　弘　一

熊本市軌道条例施行規程の一部を改正する規程

熊本市軌道条例施行規程（平成１４年交通局規程第１号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項を次のように改める。

運賃の収受及び乗車券の発売は、その種類により、次の各号に掲げる場所で行う。

(1)　普通旅客運賃（割引運賃を含む。）の収受

市電内

(2)　定期乗車券の発売

営業推進室及び九州産交バス株式会社出札室（預金口座振替による運賃の収受は、出納又は収納取扱金融機関で行う。）

(3)　回数乗車券の発売

営業推進室、大江営業所、大江営業所上熊本車庫、小峯営業所、乗車券委託販売所、市電内及び乗合自動車内（動植物園の入園券に付された回数乗車券（以下「動植物園入園券付回数乗車券」という。）については、営業推進室及び市電内に限る。）

(4)　団体旅客運賃の収受

市電内

(5)　貸切旅客運賃の収受

大江営業所及び大江営業所上熊本車庫

(6)　１日乗車券及び２日乗車券の発売

営業推進室、大江営業所、大江営業所上熊本車庫、小峯営業所、乗車券委託販売所、市電内及び乗合自動車内

第１３条第２項中「害」を「がい」に改める。

第２０条第３項中「旧券と引き換えに」を削り、同条第４項を第５項とし、同条第３項の次に次の１項を加える

４　前項に規定する場合を除き、新たに定期乗車券を発行する場合は、通用期間の開始日の１箇月前を限度とする。

第２８条第１項中「九州産交バス株式会社」の次に「、産交バス株式会社」を加え、「、ジェイアール九州バス株式会社」を削る。

第４０条中「この規程」の前に「この規程に定めるもののほか、」を加える。

別表第３(1)回数旅客運賃の表中「九州産交バス株式会社」の次に「、産交バス株式会社」を加え、「、ジェイアール九州バス株式会社」を削る。

別表第５団体旅客運賃の表中「害」を「がい」に改める。

別表第７指定区間表の表中

「

| | | |
|---|---|---|
| 4 | 小峯京塚線 | 蓮台寺～東水前寺 |
| 32 | 渡鹿長嶺線 | 交通センター～渡鹿七丁目 |

」

を

「

| | | |
|---|---|---|
| 4 | 小峯京塚線 | 蓮台寺～東水前寺 |

」

に改める。

附則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

---

交通局規程第１４号

平成２６年３月３１日

熊本市自動車運送条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者　　中　山　弘　一

熊本市自動車運送条例施行規程の一部を改正する規程

熊本市自動車運送条例施行規程（平成１４年交通局規程第２号）の一部を次のように改正する。

第３条中「３１円」を「３２円」に改める。

第４条を次のように改める。

（運賃額）

第４条　運賃額を次のとおり定める。

(1)　普通旅客運賃　路線の種別ごとの区間料金を管理者が別に定める。

(2)　定期旅客運賃（次項から第５項までに定めるものを除く。）　別表第１

(3)　回数旅客運賃　別表第２

(4)　特殊普通旅客運賃　別表第４

２　電車・自動車共通定期旅客運賃は、次のとおりとする。

(1)　通用期間が１箇月であるもの

通勤にあっては通勤定期の金額とそれらに対応する熊本市軌道条例施行規程（平成１４年交通局規程第１号）第２条第１項第２号に規定する金額とのいずれか多い額と、通学にあっては大人通学定期及び小児通学定期の金額とそれらに対応する同号に規定する金額とのいずれか多い額

(2)　通用期間が３箇月であるもの

通勤、通学のいずれについても、１箇月券の３倍の５分引の額

３　電車・自動車乗継定期旅客運賃は、次のとおりとする。

(1)　通用期間が１箇月であるもの

通勤にあっては普通運賃から３０円を差し引いた額の６０倍の４割引と市電の普通運賃から３０円を差し引いた額の６０倍の４割引との合計額、通学にあっては普通運賃から３０円を差し引いた額の６０倍の５割引と市電の普通運賃から３０円を差し引いた額の６０倍の５割引との合計額

(2)　通用期間が３箇月であるもの

通勤、通学のいずれについても、１箇月券の３倍の５分引の額

４　自動車・他社自動車乗継定期旅客運賃は、次のとおりとする。

(1)　通用期間が１箇月であるもの

通勤にあっては普通運賃の６０倍の３割引の額のうち本市の乗合自動車と他の事業者の乗合自動車の通用区間距離により按分した額の本市の乗合自動車の通用区間の額、通学にあっては普通運賃の６０倍の５割引の額のうち本市の乗合自動車と他の事業者の乗合自動車の通用区間距離により按分した額の本市の乗合自動車の通用区間の額

(2)　通用期間が３箇月であるもの

通勤、通学のいずれについても、１箇月券の３倍の５分引の額のうち、本市の乗合自動車と他の事業者の乗合自動車の通用区間距離により按分した額の本市の乗合自動車の通用区間の額

５　夏休み子ども定期旅客運賃は、小児１，０００円とする。

６　２以上の系統に乗り継ぐ場合の定期旅客運賃は、それぞれの乗降区間（乗降停留所が運賃区界停留所でない場合は、運賃区界停留所相互間）の運賃計算キロ程に対する大人（中学生以上の者をいう。以下同じ。）片道普通旅客運賃を基準運賃額とする。ただし、それぞれの乗降区間の大人片道

普通旅客運賃の併算額が前記の運賃額より低額となる場合は、併算額の基準運賃額とする。

7　通学端数定期旅客運賃は、次の算式により算定した額とする。

(1)　1箇月と端数

基準運賃額×（６０＋端数の日数の２倍）×（１－０．５）

(2)　3箇月と端数

基準運賃額×（１８０＋端数の日数の２倍）×（１－０．５）×０．９５

8　片道定期旅客運賃は、定期旅客運賃額の半額とする。ただし、第3項から第5項までに規定する定期旅客運賃を除く。

9　前2項の規定により算定された金額に5円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、5円以上１０円未満の端数が生じたときは１０円に切り上げる。

１０　条例第２条第２項に規定する運賃は、他の交通機関との協定で定めるところによる。

第６条第１項第１号中「（割引運賃を含む。）」の次に「の収受」を加え、同項第２号中「定期乗車券」の次に「の発売」を加え、「（預金口座振替による一般乗合旅客自動車の運賃の収受は、出納又は収納取扱金融機関）」を削り、同項第３号中「回数乗車券」の次に「の発売」を加え、同項第４号中「２日乗車券」の次に「の発売」を加える。

第１２条第２項中「害」を「がい」に改める。

第１３条の次に次の１条を加える。

（企業定期乗車券）

第１３条の２　企業定期乗車券は、単一の事業所が同時に５以上の通勤定期乗車券を購入する場合に発売する。

第１９条第３項中「旧券と引き換えに」を削り、同条第４項を第５項とし、第３項の次に次の１項を加える

４　前項に規定する場合を除き、新たに定期乗車券を発行する場合は、通用期間の開始日の１箇月前を限度とする。

第２７条第１項中「九州産交バス株式会社」の次に「、産交バス株式会社、」を加え、「、ジェイアール九州バス株式会社」を削る。

第５０条中「この規程の」の前に「この規程に定めるもののほか、」を加える。

別表第１を、次のように改める。

別表第１（第４条関係）

定期旅客運賃

| | 通勤 | | | | | | 通学 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 一般 | | 企業 | | 持参人 | | 大人通学 | | 小児通学 | |
| | １箇月 | ３箇月 | １箇月 | ３箇月 | １箇月 | ３箇月 | １箇月 | ３箇月 | １箇月 | ３箇月 |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 130 | 4,770 | 13,590 | 4,370 | 12,450 | 4,770 | 13,590 | 3,980 | 11,340 | 1,990 | 5,670 |
| 140 | 5,140 | 14,650 | 4,710 | 13,420 | 5,140 | 14,650 | 4,280 | 12,220 | 2,140 | 6,100 |
| 150 | 5,500 | 15,680 | 5,050 | 14,390 | 5,500 | 15,680 | 4,590 | 13,080 | 2,290 | 6,530 |
| 160 | 5,870 | 16,730 | 5,380 | 15,330 | 5,870 | 16,730 | 4,890 | 13,940 | 2,450 | 6,980 |
| 170 | 6,240 | 17,780 | 5,720 | 16,300 | 6,240 | 17,780 | 5,200 | 14,820 | 2,600 | 7,410 |
| 180 | 6,610 | 18,840 | 6,060 | 17,270 | 6,610 | 18,840 | 5,500 | 15,680 | 2,750 | 7,840 |
| 190 | 6,970 | 19,860 | 6,390 | 18,210 | 6,970 | 19,860 | 5,810 | 16,560 | 2,910 | 8,290 |

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 200 | 7,340 | 20,920 | 6,730 | 19,180 | 7,340 | 20,920 | 6,120 | 17,440 | 3,060 | 8,720 |
| 210 | 7,710 | 21,970 | 7,060 | 20,120 | 7,710 | 21,970 | 6,420 | 18,300 | 3,210 | 9,150 |
| 220 | 8,070 | 23,000 | 7,400 | 21,090 | 8,070 | 23,000 | 6,730 | 19,180 | 3,360 | 9,580 |
| 230 | 8,440 | 24,050 | 7,740 | 22,060 | 8,440 | 24,050 | 7,030 | 20,040 | 3,520 | 10,030 |
| 240 | 8,810 | 25,110 | 8,070 | 23,000 | 8,810 | 25,110 | 7,340 | 20,920 | 3,670 | 10,460 |
| 250 | 9,170 | 26,130 | 8,410 | 23,970 | 9,170 | 26,130 | 7,650 | 21,800 | 3,820 | 10,890 |
| 260 | 9,540 | 27,190 | 8,750 | 24,940 | 9,540 | 27,190 | 7,950 | 22,660 | 3,980 | 11,340 |
| 270 | 9,910 | 28,240 | 9,080 | 25,880 | 9,910 | 28,240 | 8,260 | 23,540 | 4,130 | 11,770 |
| 280 | 10,280 | 29,300 | 9,420 | 26,850 | 10,280 | 29,300 | 8,560 | 24,400 | 4,280 | 12,200 |
| 290 | 10,640 | 30,320 | 9,760 | 27,820 | 10,640 | 30,320 | 8,870 | 25,280 | 4,430 | 12,630 |
| 300 | 11,010 | 31,380 | 10,090 | 28,760 | 11,010 | 31,380 | 9,170 | 26,130 | 4,590 | 13,080 |
| 310 | 11,380 | 32,430 | 10,430 | 29,730 | 11,380 | 32,430 | 9,480 | 27,020 | 4,740 | 13,510 |
| 320 | 11,740 | 33,460 | 10,770 | 30,690 | 11,740 | 33,460 | 9,790 | 27,900 | 4,890 | 13,940 |
| 330 | 12,110 | 34,510 | 11,100 | 31,640 | 12,110 | 34,510 | 10,090 | 28,760 | 5,050 | 14,390 |
| 340 | 12,480 | 35,570 | 11,440 | 32,600 | 12,480 | 35,570 | 10,400 | 29,640 | 5,200 | 14,820 |
| 350 | 12,840 | 36,590 | 11,770 | 33,540 | 12,840 | 36,590 | 10,700 | 30,500 | 5,350 | 15,250 |
| 360 | 13,210 | 37,650 | 12,110 | 34,510 | 13,210 | 37,650 | 11,010 | 31,380 | 5,500 | 15,680 |
| 370 | 13,580 | 38,700 | 12,450 | 35,480 | 13,580 | 38,700 | 11,320 | 32,260 | 5,660 | 16,130 |
| 380 | 13,950 | 39,760 | 12,780 | 36,420 | 13,950 | 39,760 | 11,620 | 33,120 | 5,810 | 16,560 |
| 390 | 14,310 | 40,780 | 13,120 | 37,390 | 14,310 | 40,780 | 11,930 | 34,000 | 5,960 | 16,990 |
| 400 | 14,680 | 41,840 | 13,460 | 38,360 | 14,680 | 41,840 | 12,230 | 34,860 | 6,120 | 17,440 |
| 410 | 15,050 | 42,890 | 13,790 | 39,300 | 15,050 | 42,890 | 12,540 | 35,740 | 6,270 | 17,870 |
| 420 | 15,410 | 43,920 | 14,130 | 40,270 | 15,410 | 43,920 | 12,840 | 36,590 | 6,420 | 18,300 |
| 430 | 15,780 | 44,970 | 14,470 | 41,240 | 15,780 | 44,970 | 13,150 | 37,480 | 6,580 | 18,750 |
| 440 | 16,150 | 46,030 | 14,800 | 42,180 | 16,150 | 46,030 | 13,460 | 38,360 | 6,730 | 19,180 |
| 450 | 16,510 | 47,050 | 15,140 | 43,150 | 16,510 | 47,050 | 13,760 | 39,220 | 6,880 | 19,610 |
| 460 | 16,880 | 48,110 | 15,470 | 44,090 | 16,880 | 48,110 | 14,070 | 40,100 | 7,030 | 20,040 |
| 470 | 17,250 | 49,160 | 15,810 | 45,060 | 17,250 | 49,160 | 14,370 | 40,950 | 7,190 | 20,490 |
| 480 | 17,620 | 50,220 | 16,150 | 46,030 | 17,620 | 50,220 | 14,680 | 41,840 | 7,340 | 20,920 |
| 490 | 17,980 | 51,240 | 16,480 | 46,970 | 17,980 | 51,240 | 14,990 | 42,720 | 7,490 | 21,350 |
| 500 | 18,350 | 52,300 | 16,820 | 47,940 | 18,350 | 52,300 | 15,290 | 43,580 | 7,650 | 21,800 |

備考　片道定期券は、上記金額の２分の１の額とする。

別表第２の１の表中「九州産交バス株式会社」の次に「、産交バス株式会社」を加え、「、ジェイアール九州バス株式会社」を削る。

別表第４指定区間表中

「

| | | |
|---|---|---|
| 4 | 小峯京塚線 | 蓮台寺～東水前寺 |
| 32 | 渡鹿長嶺線 | 交通センター～渡鹿七丁目 |

」

を

「

| | | |
|---|---|---|
| 4 | 小峯京塚線 | 蓮台寺～東水前寺 |

」

に改める。

附則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

---

交通局規程第１５号

平成２６年３月３１日

熊本市交通局会計規程の全部を改正する規程を公布する。

熊本市交通事業管理者　　中　山　弘　一

熊本市交通局会計規程の全部を改正する規程

熊本市交通局会計規程（昭和４２年交通局規程第９号）の全部を改正する。

目次

第１章　総則（第１条～第５条）
第２章　伝票及び帳簿並びに勘定科目
　第１節　伝票（第６条～第８条）
　第２節　帳簿（第９条～第１３条）
　第３節　勘定科目（第１４条）
第３章　収入及び支出
　第１節　通則（第１５条～第１９条）
　第２節　収入（第２０条～第３１条）
　第３節　支出（第３２条～第５２条）
第４章　前受金、預り金及び預り有価証券（第５３条～第５９条）
第５章　たな卸資産
　第１節　通則（第６０条～第６１条）
　第２節　出納（第６２条～第７１条）
　第３節　たな卸（第７２条～第７６条）
　第４節　管理（第７７条～第７８条）
第６章　物品会計
　第１節　通則（第７９条～第８１条）
　第２節　購入及び修繕等（第８２条～第８５条）
　第３節　処分（第８６条～第８８条）
第７章　固定資産
　第１節　通則（第８９条）
　第２節　取得（第９０条～第９９条）
　第３節　管理及び処分（第１００条～第１０５条）

第４節　減価償却（第１０６条～第１０８条）
第５節　整理（第１０９条～第１１０条）
第８章　引当金（第１１１条）
第９章　予算
第１節　編成（第１１２条～第１１６条）
第２節　執行（第１１７条～第１２３条）
第１０章　決算（第１２４条～第１２８条）
第１１章　雑則（第１２９条～第１３１条）
附則

熊本市交通局会計規程

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、熊本市交通事業（以下「交通事業」という。）の会計事務の処理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（企業出納員等）

第２条　交通事業に企業出納員及び現金取扱員を置く。

２　企業出納員は、総務課長とする。

３　現金取扱員は、次表に掲げる職にあるものをもってこれにあて、現金取扱員１人が１日に取り扱うことのできる現金の限度額は、それぞれ右欄に掲げる額とする。

| 職 | 限度額 |
|---|---|
| 監督長及び監督 | ４００万円 |
| 運転士及び車掌 | ２０万円 |
| 総務課経理班の職員 | ２００万円 |
| 総務課営業推進室（以下「営業推進室」という。）の職員 | ５００万円 |
| 前各号に掲げる職員以外のもの | １００万円 |

（善管注意義務）

第３条　企業出納員及び現金取扱員は、善良な管理者の注意をもって、現金その他の資産を取り扱わなければならない。

（金融機関の出納事務取扱い）

第４条　管理者は、交通事業の業務に係る資金の出納事務の一部を市長の同意を得て指定した金融機関に行わせるものとする。

２　出納事務の一部を取り扱わせる金融機関のうち、収納及び支払事務の一部を取り扱わせるものを熊本市交通事業出納取扱金融機関（以下「出納取扱金融機関」という。）と、収納事務の一部を取り扱わせるものを熊本市交通事業収納取扱金融機関（以下「収納取扱金融機関」という。）とする。

（管理者の現金保管限度額）

第５条　管理者が、現金を自ら保管することができる限度額は次の各号に定める額とする。

(1)　預け入れ未済金　毎日の限度額は、その日１日間に収納した金額。ただし、金融機関へ預け入れをしなければならない日が当該金融機関の休業日に当たるときは、その日までに収納した金額。

(2)　支払準備金　１００万円

(3)　両替金　３００万円

第２章　伝票及び帳簿並びに勘定科目

第１節　伝票

（会計伝票の種類）

第６条　会計伝票の種類は、収入伝票、支出伝票及び振替伝票とする。
２　収入伝票は、現金収納の取引について発行する。
３　支出伝票は、現金支払の取引について発行する。
４　振替伝票は、前２項に規定する取引以外の取引について発行する。
（会計伝票の発行）
第７条　交通事業に係る取引については、その取引の発生のつど、証拠となるべき書類に基づいて会計伝票を発行するものとする。ただし、各伝票の発行は、総務課長が収入簿、支出簿及び振替簿を発行することによってこれに代えることができる。
（会計伝票の整理及び日計表の作成）
第８条　総務課長は、毎日会計伝票を整理し、日計表を作成しなければならない。
第２節　帳簿
（帳簿の種類及び保管）
第９条　交通事業に関する取引を記録し、計算し、及び整理するため、次の会計帳簿（以下「帳簿」という。）を備える。
(1)　収入予算執行整理簿
(2)　支出予算執行整理簿
(3)　総勘定元帳
(4)　内訳簿
(5)　現金出納簿
(6)　預金口座出納簿
(7)　固定資産台帳
(8)　貯蔵品台帳
(9)　企業債台帳
２　前項に掲げる帳簿は、総務課長が整理し、保管しなければならない。
（帳簿の記載）
第１０条　帳簿は、会計伝票又は証拠となるべき書類により、正確かつ明瞭に記載しなければならない。
（総勘定元帳及び内訳簿の記帳）
第１１条　総勘定元帳は、第１４条第２項に定める勘定科目の目（項又は目までの科目については、項）について口座を設け、第８条の規定により作成する日計表により記帳するものとする。
２　内訳簿は、第１４条第２項に定める勘定科目の節（項又は目までの科目については、それぞれ項又は目）について口座を設け、会計伝票により１件ごとに記帳するものとする。
（科目の更正）
第１２条　整理済みの科目に誤りを発見したときは、直ちに振替伝票を発行し、正当科目に更正しなければならない。
（帳簿の照合）
第１３条　総勘定元帳、内訳簿その他相互に関係する帳簿は、随時照合しなければならない。
第３節　勘定科目
（勘定科目）
第１４条　交通事業の経理は、損益勘定、資産勘定、負債勘定及び資本勘定に区分して行うものとする。
２　前項に規定する勘定科目は、管理者が別に定める勘定科目表により区分する。
第３章　収入及び支出
第１節　通則
（原本主義）
第１５条　証拠書類は、原本でなければならない。ただし、やむを得ない理由により原本により難い

ときは、この限りでない。

（首標金額の表示）

第１６条　現金及び有価証券の出納の証拠となるべき書類の首標金額は、アラビア数字又は漢数字を用いなければならない。この場合において、漢数字を用いるときは、「壱」、「弐」、「参」及び「拾」の字体を使用しなければならない。

２　前項の書類の首標金額の頭初には、「¥」又は「金」の記号を記載しなければならない。ただし、当該書類が電子計算機によって作成されるものであるときその他総務課長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

（証拠書類の記載）

第１７条　証拠書類の金額、数量その他重要な文字又は数字は、明瞭に記載し、鉛筆その他の消滅しやすいものを使用してはならない。

（誤記訂正）

第１８条　証拠書類の首標金額は、改ざんし、又は訂正してはならない。

２　証拠書類の内訳となるべき文字又は数字についてやむを得ず訂正しようとするときは、その部分に二重線を引き、その上位に正書し、削除した部分は明らかに読むことができるようにしておかなければならない。

３　前項の規定により誤記訂正をしたときは、その部分に認印しなければならない。

（外国文の証拠書類）

第１９条　証拠書類で外国文を記載したものについては、その訳文を添えなければならない。

２　署名を習慣とする外国人の作成する証拠書類の自署は、この規程の適用については、記名押印とみなす。

第２節　収入

（収入の調定）

第２０条　収入の調定は、総務課長、電車課長、自動車課長又は営業推進室長（以下「課長等」という。）がしなければならない。

２　課長等は、収入の調定をしようとするときは、振替伝票（調定と同時に収入の収納が行われる場合には、収入伝票）を発行し、収入の根拠、所属年度、収入科目、納入すべき金額、納入義務者等を明らかにした書類を添付し、決裁を受けなければならない。

３　前項の規定は、収入の調定を更正しようとする場合について準用する。

（納入通知書の送付）

第２１条　課長等は、前条の規定により収入を調定し、又は収入の調定を更正したときは、直ちに納入義務者に対して納入通知書を送付しなければならない。ただし、口頭によって納入の通知をする場合は、この限りでない。

２　前項本文の場合において、納期日の定めのある収入に係る納入通知書については、当該納期日の１０日前までに送付しなければならない。

３　前２項の規定にかかわらず、料金その他収入金の納付方法が次の各号のいずれかに該当するときは、納入通知書の発行を省略することができる。

(1)　集金によるとき。

(2)　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成１４年法律第１５１号）、熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成１６年熊本県条例第６４号）又は熊本市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成１６年条例第５４号）の規定により、電子情報処理組織を使用して行った申請等に係る納付を電子情報処理組織を使用して行うとき。

(3)　その性質上、事前に調定することができないとき。

（納入通知書の再発行）

第２２条　課長等は、納入通知書を亡失し、又は損傷した旨の納入義務者からの届出を受けたときは、速やかに納入通知書を再発行し、その余白に「何年何月何日再発行」と記載して当該納入義務者に

送付しなければならない。

（領収証書の交付）

第２３条　総務課長、現金取扱員、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関は、収入の納付を受けたときは、直ちに納付者に対して領収証書を交付しなければならない。ただし、乗車券その他領収証書に類するものを交付するときは、これをもって領収証書に代え、普通旅客運賃及び団体旅客運賃については、領収証書の交付を省略することができる。

（収納金の取扱い）

第２４条　現金取扱員は、現金を収納したときは、当該現金をその内訳を示す書類を添えて当該収納した日のうちに総務課長に引き継がなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、その翌日に引き継ぐことができる。

２　総務課長は、前項の規定により現金取扱員から引継を受けた収入及び自ら収納した収入を当該引継を受けた日のうちに出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関に預け入れなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、その翌日に預け入れることができる。

（乗車料金等収入金の取扱い）

第２５条　乗車料金等は、次の各号に定めるところにより取り扱うものとする。

(1)　各営業日をもって当該営業日の乗車料収入とする。

(2)　現金取扱員のうち電車の運転士及び車掌並びに乗合自動車の運転士は、乗務終了後、速やかに乗車券の売上金を補充伝票と共に運行管理者、運行管理代務者又は営業推進室長に提出しなければならない。

(3)　運行管理者又は運行管理代務者は、収受した現金及び乗車料金を金庫室に保管しなければならない。

(4)　営業推進室長は、乗車料金及び乗車券の売上金等の精算を行い、その他入金された現金とあわせて出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関に預け入れるとともに、総務課長に払込書によって報告しなければならない。

（乗車券等の委託販売における納付）

第２６条　乗車券等の販売業務の委託を受けたものは、別に委託契約の定めるところにより、収入を納入通知書により納付しなければならない。

（収入伝票の発行）

第２７条　総務課長は、収入の収納を証する書類に基づいて収入伝票（一部現金の収納を含む取引について発行される振替伝票を含む。以下同じ。）を発行し、収入予算執行整理簿及び内訳簿に記帳しなければならない。

（過誤納金の還付）

第２８条　総務課長は、収納金のうち過納又は誤納となったものがあるときは、当該過誤納金について還付すべき金額及び還付すべき納入者を明らかにして預り金処理するとともに、その旨を納入者に通知し、納入者からの還付請求書の提出を待って還付を行う。

２　第３４条及び第５０条の規定は、前項の過誤納金について準用する。

（小切手の支払地の区域）

第２９条　交通事業の収入の納入義務者が収入の納付に用いることができる小切手の支払地の区域は、熊本市とする。

（証券の支払拒絶等）

第３０条　総務課長、現金取扱員、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関及び公金徴収事務等受託者は、納入義務者が収入の納付に用いた小切手が、次の各号のいずれかに該当するときは、その受領を拒絶しなければならない。

(1)　振出日から起算して５日を越えるもの。

(2)　支払人が熊本市手形交換所に加入している金融機関及び当該金融機関に手形交換を委託している金融機関以外の者であるとき。

2　収納取扱金融機関は、納入義務者から納付された証券を呈示期間又は有効期間内に呈示し、支払の請求をした場合において、支払の拒絶があったときは、直ちにその支払のなかった金額に相当する収納済額を取り消すとともに、当該証券を納付した納入義務者に対して当該証券の支払が拒絶され、かつ、当該収入の納付が取り消された旨及び当該証券を還付する旨を証券還付通知書により通知しなければならない。この場合において、収納取扱金融機関は、直ちに当該取り消した旨を出納取扱金融機関に通知しなければならない。

3　出納取扱金融機関は、前項の規定による収納取扱金融機関からの通知を受けたときは、直ちにその旨を管理者に通知しなければならない。

4　第2項の規定は、出納取扱金融機関が取り扱う納入義務者から納付された証券について準用する。この場合において、同項中「出納取扱金融機関」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

5　前項の場合において、出納取扱金融機関は、管理者から払込みを受けた証券については、当該証券を管理者に返付し、当該証券の受領証を徴さなければならない。

6　総務課長、出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関は、第2項前段又は第4項の通知をした納入義務者から支払の拒絶のあった証券について還付の請求を受けたときは、当該証券の受領書を徴し、これと引換えに当該証券を還付しなければならない。

（不納欠損）

第31条　法令若しくは条例又は議会の議決によって債権を放棄し、又は時効等により債権が消滅した場合においては、課長等は、当該債権に係る収入金の調定の年月日、金額、収入科目、調定後の経緯等を記載した文書を添付して決裁を受けた後、総務課長に報告しなければならない。

2　総務課長は、前項の規定による報告を受けたときは、振替伝票を発行し、支出予算執行整理簿に記帳しなければならない。

第3節　支出

（支出の手続）

第32条　支出の原因となるべき契約その他の行為については、支出負担行為書を作成し、決裁を受けるとともに、支出予算執行整理簿に記帳しなければならない。

2　課長等は、支出負担行為に係る債務が発生したときは、振替伝票を発行しなければならない。

3　課長等は、支出しようとするときは、当該支出に関する書類に基づいて支出命令書を作成し、決裁を受けた後、総務課長に送付するとともに、内訳簿のほか支出予算執行整理簿に記帳しなければならない。

（支出命令書の作成）

第33条　支出命令書は予算科目及び債権者ごとに作成し、債権者の請求書その他証拠となるべき書類を添付しなければならない。ただし、債権者に請求書を提出させることが困難なときは、支出調書をもって請求書に代えることができる。

2　1通の請求書又は支出調書（以下「請求書等」という。）に対して複数の支出命令書により支払うときは、請求書等の原本を一の支出命令書に添付し、他の支出命令書には請求書等の写しを添付の上、当該支出命令書に請求書等の原本の所在を付記しなければならない。ただし、支払期日及び予算執行課が同じであるときは、複数の支出命令書に1通の請求書等を添付することで足りるものとする。

3　2人以上の債権者に対して支払を行う場合において、予算科目及び支払期日が同一であるときは、第1項の規定にかかわらず、債権者ごとの命令明細書を添付した集合の支出命令書を作成することができる。

4　同一の債権者に複数の予算科目から支払を行う場合において、支払期日が同一であるときは、第1項の規定にかかわらず、予算科目ごとの命令明細書を添付した集合の支出命令書を作成することができる。

（請求書等の具備用件）

第34条　請求書等は、次に掲げる事項が記載されているものでなければならない。

(1)　請求金額、算出の基礎及び債権を証すべき事実
(2)　債権者の住所及び氏名（債権者が職員のときは、所属、職及び氏名）
(3)　請求年月日

２　債権者が代理人をもって請求するときは、委任状を添えなければならない。この場合において、課長等は、債権者との代理関係及び印鑑を確認しなければならない。

３　請求書に使用する印鑑は、契約書、見積書、申請書等に使用したものと同一のものを使用しなければならない。

４　数葉をもって１通とする請求書には、債権者の割印をしなければならない。

５　債権者は、紛失その他やむを得ない理由によって改印の届出を申し出るときは、印鑑を証すべき書類を添えなければならない。

（請求書等の省略）

第３５条　次に掲げる経費については、第３３条第１項の規定にかかわらず、請求書等の添付を省略することができる。

(1)　給料、手当、賃金、報酬、退職給与金、法定福利費及び旅費
(2)　諸謝金その他これに類する経費
(3)　企業債及び一時借入金の元金償還金及び支払利息
(4)　調定の瑕疵に伴う過誤納還付金、諸払戻金及び還付加算金
(5)　官公署、公社又は公団に対して納付書で支払う経費
(6)　会議の出席負担金、研修及び講習会の受講料、試験の受験料その他これらに類する経費
(7)　前各号に掲げるもののほか、請求書等の提出が困難であると総務課長が認めた経費

（支出命令書の審査）

第３６条　総務課長は、支出命令書の送付を受けたときは、次に掲げる事項について適否を審査しなければならない。

(1)　その経費に係る支出負担行為が適正になされていること。
(2)　金額の算定に誤りがないこと。
(3)　正当な債権者であること。
(4)　所属年度及び予算科目に誤りがないこと。
(5)　支出すべき時期が到来していること。
(6)　当該債務が時効になっていないこと。
(7)　必要な債務が履行されていること。
(8)　証拠書類が適正なものであること。
(9)　支出の方法が適正であること。
(10)　法令その他会計に関する規程、契約等に違反していないこと。

（支出伝票の発行）

第３７条　総務課長は、支払日及び支出命令書ごとに支出伝票を発行しなければならない。

２　総務課長は、支出伝票に基づいて支払を行い、現金出納簿又は預金口座出納簿に記帳しなければならない。

（資金前渡）

第３８条　地方公営企業法施行令（昭和２７年政令第４０３号。以下「令」という。）第２１条の５第１項第１号から第１４号までに掲げるもののほか、次に掲げる経費については、資金を前渡することができる。

(1)　印紙及び証紙の購入経費並びに郵便料（料金後納分を除く。）、保険料等の経費
(2)　出席負担金、受講料、試験料その他会議、研修、講習会、試験等の開催場所において直接支払を必要とする経費
(3)　渡船、駐車及び有料道路の通行のための料金
(4)　交際費

(5)　食糧費
(6)　即時支払をしなければ調達困難な物資の購入、加工又は修繕の経費
(7)　債務の弁済を目的とするために供託する経費
(8)　補償金、賠償金その他これらに類する経費
(9)　職員以外の者に支払う旅費
(10)　会場使用料その他即時支払を必要とする経費
(11)　訴訟に要する経費
(12)　謝礼金、事故費、見舞金、弔祭料及びこれに類する経費
(13)　前各号に掲げるもののほか、資金前渡によらなければ処理し難い経費

（概算払）

第３９条　令第２１条の６第１号から第４号までに掲げるもののほか、次に掲げる経費については、概算払をすることができる。

(1)　委託料
(2)　補償金、賠償金その他これらに類する経費
(3)　保険料
(4)　前各号に掲げるもののほか、概算払によらなければ処理し難い経費

（前金払）

第４０条　令第２１条の７第１号から第７号までに掲げるもののほか、次に掲げる経費については、前金払をすることができる

(1)　委託料
(2)　保険料
(3)　補償金
(4)　公社又は公団に対して支払う経費
(5)　前金で支払う場合に割引を得られる経費
(6)　前各号に掲げるもののほか、概算払によらなければ処理し難い経費

（前渡金及び概算払の精算）

第４１条　資金前渡又は概算払を受けた者は、支払が終わった後、債権額が確定した後又は役務の提供が完了した日後７日以内に精算書を作成し、証拠となるべき書類及び残金があるときにはその残金を添えて決裁を受けた後、総務課長に送付しなければならない。ただし、前段の精算において証拠書類を添えることが不適当又は著しく困難なときは、証拠書類を添えることを省略することができる。

（繰替払）

第４２条　令第２１条の８第１号及び第２号に掲げるもののほか、次に掲げる経費の支払については、繰替払をすることができる

(1)　広告取次手数料　当該広告の取次により収納した収入金
(2)　広告あっせん手数料　当該広告のあっせんにより収納した収入金
(3)　乗車券等委託販売手数料　当該委託により収納した収入金
(4)　共通カード販売手数料及び共通カード制作費　当該共通カード精算により収納した収入金
(5)　１日乗車券及び２日乗車券の発売手数料及び精算事務手数料　当該乗車券精算により収納した収入金
(6)　ＩＣカードシステム利用手数料　ＳＦ利用による運賃収入金

（隔地払）

第４３条　総務課長は、令第２１条の９第１項に規定する隔地払をしようとするときは、出納取扱金融機関を受取人とする小切手及び債権者の氏名、支払金額、支払日時、支払場所等を記載した隔地払依頼書を出納取扱金融機関に交付して送金の手続を行い、送金通知書を債権者に送付するものとする。

２　総務課長は、前項の規定により出納取扱金融機関に資金を交付したときは、隔地払受託書を徴しなければならない。

（口座振替の申出）

第４４条　債権者は、口座振替の方法によって支払を受けようとするときは、文書によって管理者に申し出なければならない。ただし、債権、振替先金融機関及び振替先預金口座並びに振替金額を記載した請求書を債権者から受けたときは、これを口座振替の申出とみなす。

（口座振替のできる金融機関）

第４５条　口座振替の方法により支出することができる金融機関は、出納取扱金融機関のほか、出納取扱金融機関と為替取引のある金融機関とする。

（口座振替手続等）

第４６条　総務課長は、口座振替の方法により支出しようとするときは、所定の依頼書を交付して出納取扱金融機関に依頼するものとする。ただし、電磁的記録の送付をもって当該依頼書の交付に代えることができる。

２　出納取扱金融機関は、前項の規定による依頼により口座振替を行ったときは、管理者に報告しなければならない。

（小切手の振出し）

第４７条　総務課長は、出納取扱金融機関の支払準備資金口座の残高の範囲内で小切手を振り出さなければならない。

２　小切手の署名は、記名押印によって行うものとする。

３　総務課長は、小切手を振り出したときは、支払人たる出納取扱金融機関に、受取人の氏名、支払金額、事業年度、番号その他必要な事項を通知しなければならない。

４　出納取扱金融機関は、前項の小切手の支払を行ったものについて支払済通知書により翌日までに総務課長に報告しなければならない。

（小切手の訂正等）

第４８条　小切手の金額は、訂正してはならない。

２　小切手の金額以外の記載事項を訂正するときは、その訂正を要する部分に二重線を引き、その上側に正書し、かつ、当該訂正箇所の左方余白に訂正した旨及び訂正文字数を記載して銀行届出印を押さなければならない。

３　書損、汚損等により小切手を廃棄するときは、当該小切手に朱で斜線を引き、「廃棄」と朱書してそのまま小切手帳に残しておかなければならない。

（小切手帳の保管）

第４９条　小切手帳の保管は、総務課長が行う。

（領収証書等の徴収）

第５０条　総務課長は、現金の支出若しくは小切手の振出し又は隔地払依頼書若しくは口座振替の方法によって支出をしたときは、債権者の領収証書又は出納取扱金融機関の領収証書若しくは振込受付書を徴さなければならない。

２　前項の場合における債権者の領収印は、請求書に押印したものと同一のものでなければならない。ただし、債権者が紛失その他やむを得ない理由により印鑑を証明する書類を添えて改印した旨を申し出た場合は、この限りでない。

（過誤払金の回収）

第５１条　交通事業の支出の支払のうち過払又は誤払となったものがあるときは、課長等は、過誤払を証する書類に基づいて振替伝票を発行し、決裁を受けるとともに、支出予算執行整理簿又は収入予算執行整理簿に記帳しなければならない。

２　第２０条から第２３条まで及び第２７条の規定は、前項の過誤払金の回収について準用する。

（債務免除等）

第５２条　債務免除、時効等により債務が消滅したときは、課長等は、当該債務の消滅を証する書類

を添付した文書によって管理者の決裁を受けた後、総務課長に報告しなければならない。

２　総務課長は、前項の規定による報告を受けたときは、振替伝票を発行しなければならない。

第４章　前受金、預り金及び預り有価証券

（前受金）

第５３条　課長等は、既に現金を受け入れたもののうち、債務を履行していないものについては、これを前受金として次の各号に掲げる区分により整理しなければならない。

(1)　営業前受金

(2)　営業外前受金

(3)　その他前受金

（前受金の収入）

第５４条　前条の前受金は、その債務が履行されたときは、交通事業の収入の収納の例により取扱わなければならない。

（預り金）

第５５条　課長等は、保証金その他交通事業の収入に属さない現金を受け入れたときは、これを預り金として次の各号に掲げる区分により整理しなければならない。

(1)　預り保証金

(2)　預り諸税

(3)　その他預り金

（預り金の受入れ及び払出し）

第５６条　預り金の受入れ及び払出しは、交通事業の収入の収納及び支出の支払の例により取扱わなければならない。

（預り有価証券）

第５７条　交通事業の所有に属さない有価証券を保管するときは、預り有価証券として整理しなければならない。

２　預り有価証券は、安全かつ確実な方法によって保管しなければならない。

（預り有価証券の受入れ及び還付）

第５８条　総務課長は、前条の有価証券を受け入れたときは受領書を交付し、当該預り有価証券を還付したときは受領書を徴さなければならない。

（利札の還付請求）

第５９条　総務課長は、預り有価証券について所有者から利札の還付請求を受けたときは、審査の上、受領書と引換えにこれを還付しなければならない。

第５章　たな卸資産

第１節　通則

（たな卸資産の範囲）

第６０条　たな卸資産とは、次の各号に掲げる物品であって、たな卸経理を行うもの（以下「貯蔵品」という。）をいう。

(1)　原材料

(2)　消耗品

(3)　その他貯蔵品

２　貯蔵品の区分の細目は、別に定める貯蔵品名鑑によるものとする。

（貯蔵）

第６１条　総務課長は、常に交通事業の業務の執行上必要な量の貯蔵品を貯蔵するように努め、かつ、これを適正に管理しなければならない。

第２節　出納

（購入）

第６２条　貯蔵品の購入は、予算に定める貯蔵品購入限度額の範囲内で、総務課長が行う。

（直購入）

第６３条　前条の規定にかかわらず、課長等は、第６０条第１項各号に掲げる物品のうち購入後直ちに使用する予定のもの又は第９８条の規定に基づき建設仮勘定を設けて経理する建設改良工事に使用する予定のものは、直接当該科目の支出として購入することができる。

２　第６５条及び第６７条の規定は、前項の規定によって購入した物品のうち残品が生じたときについて準用する。

（購入依頼）

第６４条　課長等は、貯蔵品を必要とするときは、所要の貯蔵品の品名、数量、所要時期等を記入した貯蔵品購入依頼書を総務課長に提出しなければならない。

（受入価額）

第６５条　貯蔵品の受入価額は、次の各号に掲げるところによる。

(1)　購入又は製作によって取得したものについては、購入又は製作に要した価額

(2)　前号に掲げるもの以外の貯蔵品については、適正な見積価額

（検収）

第６６条　総務課長は、貯蔵品の納入又は引渡を受けたときは、遅滞なく検収しなければならない。

（入庫）

第６７条　総務課長は、貯蔵品を入庫したときは、入庫伝票及び振替伝票を発行しなければならない。

（払出価額）

第６８条　たな卸資産の払出価額は、移動平均法によるものとする。

（出庫）

第６９条　課長等は、貯蔵品を使用するときは、次の各号に掲げる事項を記載した貯蔵品出庫依頼伝票により総務課長に請求し、これと引換えに貯蔵品の引渡しを受けなければならない。

(1)　払出しをしようとする貯蔵品の品名及び数量

(2)　予算科目

(3)　その他必要と認められる事項

２　総務課長は、貯蔵品を出庫するときは、出庫伝票を発行しなければならない。

３　課長等は、前項の出庫伝票に基づき振替伝票を発行し、支出予算執行整理簿に記帳しなければならない。

４　課長等は、出庫した貯蔵品に返品が生じたときは、その都度遅滞なく貯蔵品返納伝票に当該貯蔵品を添えて総務課長に返納しなければならない。出庫した貯蔵品が不用となった場合も同様とする。

（発生品）

第７０条　総務課長は、第６０条第１項各号に掲げる物品で交通事業の資産として計上されていないものを新たに発見したときは、これを再使用できるものと不用となり又は使用に耐えなくなったものとに区分し、再使用できるものは第６５条第２号及び第６７条の規定に準じて受け入れなければならない。

２　前項の規定は、工事の施行等に伴って撤去品を生じた場合について準用する。

（不用品の処分）

第７１条　総務課長は、貯蔵品のうち不用となり、又は使用に耐えなくなったものを不用品として整理し、これを売却しなければならない。ただし、買受人がないもの又は売却価額が売却に要する費用の額に達しないものその他売却することが不適当と認められるものについては、これを廃棄することができる。

２　前項の規定は、出庫した貯蔵品についても準用する。

第３節　たな卸

（帳簿残高の確認）

第７２条　総務課長は、常に貯蔵品台帳の残高をこれと関係のある他の帳簿と照合し、その正確な額の確認に努めなければならない。

（実地たな卸）

第７３条　総務課長は、毎事業年度末に実地たな卸を行わなければならない。

２　前項に定める場合のほか、総務課長は、貯蔵品が天災その他の事由により滅失したとき又はその他必要と認められるときは、随時実地たな卸を行わなければならない。

３　前２項の規定により実地たな卸を行ったときは、総務課長は、その結果に基づいてたな卸表を作成しなければならない。

（実地たな卸の立会）

第７４条　前条第１項及び第２項の規定により実地たな卸を行うときは、総務課長は、貯蔵品の受払及び保管に直接関係のない職員を立ち合わせなければならない。

（たな卸の結果の報告）

第７５条　総務課長は、実地たな卸を行った結果を、第７２条第３項の規定により作成するたな卸表を添えて、管理者に報告しなければならない。

２　総務課長は、実地たな卸の結果現品に不足があることを発見したときは、その原因及び現状を調査し、前項の報告にあわせて管理者に報告しなければならない。

（たな卸修正）

第７６条　総務課長は、実地たな卸の結果、貯蔵品台帳の残高が貯蔵品の現在高と一致しないときは、たな卸表に基づき修正しなければならない。

第４節　管理

（貯蔵品の管理）

第７７条　課長等は、出庫した貯蔵品又は第６３条の規定により直接当該科目の支出として購入されたものを適正に管理しなければならない。

（事故報告）

第７８条　総務課長は、天災その他の事由により貯蔵品が滅失し、亡失し、又は損傷を受けたときは、すみやかにその原因及び現状を調査して管理者に報告しなければならない。

第６章　物品会計

第１節　通則

（物品の区分）

第７９条　物品（地方自治法（昭和２２年法第６７号）第２３９条第１項の物品（貯蔵品を除く。）をいう。以下同じ。）は、次の区分により分類するものとする。

(1)　備品（品質及び形状を変えることなく１年以上の使用に耐え得る物品で取得価格が２万円以上１０万円未満のものをいう。次号を除き、以下同じ。）

(2)　固定資産（取得価額が１０万円未満の工具、器具及び備品を除く。）

(3)　原材料（使用によりその性質又は形態を変え、若しくはその全部又は一部を損耗し、又は固定資産の構成部分となるものをいう。）

(4)　消耗品（前３号に掲げる物品以外の物品をいう。以下同じ。）

（物品管理者）

第８０条　課及び営業推進室に物品管理者を置き、課長等をもってこれに充てる。

（物品検査員及び物品取扱員）

第８１条　課及び営業推進室に物品検査員及び物品取扱員を置く。

２　物品検査員及び物品取扱員は、管理者が任免する。

第２節　購入及び修繕等

（物品の購入及び修理）

第８２条　物品管理者は、所管の事務又は事業に必要な物品を購入又は修理しようとするときは、総務課長に対し、次に掲げる事項を記載した物品購入依頼書又は物品修理依頼書によって購入又は修理の依頼をしなければならない。

(1)　購入又は修理を必要とする物品の品目、規格及び数量

(2)　購入又は修理の時期及び納品場所
(3)　予算科目及び予算額
(4)　前３号に掲げるもののほか、必要な事項

２　総務課長は、前項の依頼があったときは、速やかに必要な措置をするものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、自動車用資材（燃料は除く。）の購入及びバス車両の修理は自動車課長が行うものとする。

（購入の代行）

第８３条　前条の規定にかかわらず、次に掲げる物品（貯蔵品は除く。）の購入又は修理は、物品管理者において代行することができる。

(1)　総務課で契約した単価契約品
(2)　消耗品に属するもののうち食糧品、郵便切手、はがき、収入印紙、証紙、植物、図書、新聞、雑誌、法規追録、飼料、賄材料品及び公共交通機関の利用に係るカード式回数券
(3)　報償費に属するもののうち記念品、見舞品、賞品等で、購入する１件金額（同時に契約する金額の合計）が５万円以下のもの
(4)　購入する１件金額（同時に契約する金額の合計額）が５万円以下のもの（前号までに規定するものを除く。）
(5)　前各号に掲げるもののほか、総務課長が特に認めたもの

（検査）

第８４条　物品取扱員は、購入し、又は修理等が終了した物品につき品名、規格、寸法、数量、価額等を確認し、物品検査員の検査後、これを受領するものとする。

２　前項に規定する物品の検査を完了した物品検査員は、検収書を作成し、物品管理者に報告しなければならない。ただし、１件５万円以下ものについては、検収書の作成を省略することができる。

（備品台帳）

第８５条　物品管理者は、備品台帳により所管に属する備品の増加、減少、異動等を整理し、その状況を明らかにしなければならない。

第三節　処分

（不用の決定）

第８６条　物品管理者は、使用する必要がない物品又は使用することができない物品があるときは、これらの物品について不用の決定をすることができる。

２　前項に規定する不用の決定の基準は、次に掲げるところによるものとする。

(1)　将来にわたって物品を使用する見込みがないと認められる場合
(2)　物品の修繕又は改造の費用が当該物品に相当する物品を取得するに要する費用よりも高価になると認められる場合
(3)　物品の使用年数の経過、能力の低下等により新たに物品を取得した方が有利であると認められる場合又は解体して活用できる場合
(4)　売払いを目的とする物品が市況等により売払いの見込みがたたないと認められる場合
(5)　前各号に定めるもののほか管理者が特に認める場合

（廃棄）

第８７条　物品管理者は、前条の規定により不用の決定をした物品（以下「不用物品」という。）のうち、売り払うことが不利又は不適当であると認められるもの及び売り払うことができないものは廃棄することができる。

２　前項に規定する廃棄の基準は、次に掲げるところによるものとする。

(1)　売払いをしようとする不用物品の売払い予定価格が売払いに要する費用に満たない場合
(2)　売り払うことにより熊本市交通局の事務又は事業の秘密が漏れるおそれがあると認められる場合
(3)　売り払うことにより悪用されるおそれがあると認められる場合
(4)　変質腐敗その他売り払うことができないと認められる場合

(5)　前各号に定めるもののほか管理者が特に認める場合

（売却）

第８８条　物品管理者は、不用物品で売り払うものがあるときは、総務課長に対し、次に掲げる事項を明らかにして売払いの依頼をしなければならない。

(1)　売払いを必要とする不用物品の品目及び数量

(2)　売払いの時期

(3)　不用物品の管理上売払いについて付すべき条件

２　総務課長は、前項の規定による依頼を受けたときは、当該不用物品を売却するものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、物品管理者は、総務課長と協議し、不用物品を売却することができる。

第７章　固定資産

第１節　通則

（固定資産の範囲）

第８９条　固定資産とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1)　有形固定資産

ア　土地

イ　建物

ウ　構築物

エ　車両

オ　線路設備

カ　電路設備

キ　機械装置

ク　工具器具及び備品（耐用年数が１年以上かつ取得価格が１０万円以上のものに限る。）

ケ　リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であって、当該リース物件がイからクまでに掲げるものである場合に限る。）

コ　建設仮勘定（イからクまでに掲げる資産であって、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）

サ　有形資産であって、有形固定資産に属する資産とすべきもの

(2)　無形固定資産

ア　営業権

イ　借地権

ウ　リース資産（ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主であって、当該リース物件がイに掲げるものである場合に限る。）

エ　その他の無形資産であって、無形固定資産に属する資産とすべきもの

(3)　投資その他の資産

ア　投資有価証券（１年内（当該事業年度の末日の翌日から起算して１年以内の日をいう。）に満期の到来する有価証券を除く。）

イ　出資金

ウ　長期貸付金

エ　基金

オ　その他の固定資産であって、投資その他の資産に属する資産とすべきもの

カ　有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産

第２節　取得

（取得価額）

第９０条　固定資産の取得価額は、次の各号に掲げるところによる。

(1)　購入によって取得した固定資産については、購入に要した価額

(2)　建設改良工事又は製作によって取得した固定資産については、当該建設改良工事又は製作に要した直接及び間接の費用の合計額

(3)　交換によって取得した固定資産については、交換のために提供した固定資産の価格に交換差金（当該額が不明の場合にあっては、公正な評価額）を加算又は控除した額

(4)　譲与、贈与その他無償で取得した固定資産については、公正な評価額

（購入）

第９１条　課長等は、固定資産を購入しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって決裁を受けなければならない。

(1)　購入しようとする固定資産の名称、種類及び数量

(2)　購入しようとする事由

(3)　予定価格及び単価

(4)　当該固定資産の購入に係る予算科目及び予算額

(5)　契約の方法

(6)　前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

２　前項の文書には、購入しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類を添えなければならない。

（交換）

第９２条　課長等は、固定資産を交換しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって決裁を受けなければならない。

(1)　交換しようとする固定資産の名称、種類及び数量並びに交換差金

(2)　交換しようとする事由

(3)　契約の方法

(4)　前３号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

２　前項の文書には、交換しようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類及び相手方の承諾書又は申請書を添えなければならない。

（無償譲受け）

第９３条　課長等は、固定資産を無償で譲り受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって決裁を受けなければならない。

(1)　譲り受けようとする固定資産の名称、種類及び数量

(2)　譲り受けようとする事由

(3)　見積価額

(4)　前３号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

２　前項の文書には、譲り受けようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類及び相手方の承諾書又は申請書を添えなければならない。

（取得の報告）

第９４条　課長等は、第８２条、第８３条又は前３条の規定により固定資産を取得したときは、固定資産取得報告書を作成し、総務課長に報告しなければならない。

２　課長等は、固定資産を取得したときは、第三者に対抗するため登記又は登録を要するものについては、法令の定めるところに従い、遅滞なくその手続をとらなければならない。

３　総務課長は、固定資産取得報告書に基づき、随時又は年度末に振替伝票を発行し、固定資産の整理を行うものとする。

（リース物件の借入れの報告等）

第９５条　課長等は、ファイナンス・リース取引をしたときは、リース物件借入報告書を作成し、当該取引に基づきリース物件を借り入れた月の末日までに総務課長に報告しなければならない。

２　課長等は、ファイナンス・リース取引に係るリース物件を貸主に返還したときは、リース物件返還報告書を作成し、その返還した月の末日までに総務課長に報告しなければならない。

3　総務課長は、リース物件借入報告書又はリース物件返還報告書に基づき、随時又は年度末に振替伝票を発行し、リース物件の整理を行うものとする。

（工事の施行）

第９６条　課長等は、建設改良工事を施行しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって決裁を受けなければならない。

(1)　建設改良工事によって取得しようとする固定資産の名称、種類及び数量
(2)　工事を必要とする事由
(3)　工事の始期及び終期
(4)　予定価格
(5)　当該建設改良工事に係る予算科目及び予算額
(6)　工事の方法及び契約の方法
(7)　前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

2　前項の文書には、設計書その他当該建設改良工事の内容を明らかにするための書類を添えなければならない。

（工事の検査）

第９７条　課長等は、工事が竣工したときは、地方自治法第２３４条の２第１項の規定により、工事検査員による検査を受けなければならない。

2　工事の検査調書の作成については、熊本市交通局契約事務取扱規程（昭和３９年熊本市交通局規程第１号）で準用する熊本市契約事務取扱規則（昭和３９年規則第７号）第２６条に定めるところによる。

（建設仮勘定）

第９８条　前条第１項の検査を終了した建設改良工事で固定資産の当該科目に振り替えるまでのものは、建設仮勘定を設けて経理するものとする。

（建設改良工事の精算）

第９９条　課長等は、建設改良工事が完成したときは、すみやかに工事費の精算を行い、固定資産取得報告書に精算内訳書（間接費を含む。）を添えて総務課長に送付しなければならない。

2　総務課長は、前項の規定による固定資産取得報告書の送付を受けたときは、工事費及びあらかじめ定めた基準に従って按分した間接費を建設仮勘定から固定資産の当該科目に振り替えなければならない。

第3節　管理及び処分

（事故報告）

第１００条　課長等は、天災その他の事由により固定資産が滅失し、亡失し、又は損傷を受けたときは、遅滞なく事故報告書を作成し、総務課長を経て管理者にその旨を報告しなければならない。

（異動報告）

第１０１条　課長等は、所管に属する固定資産について、除却、所管替え又は所在地の変更等が生じたときは、遅滞なく固定資産異動報告書を作成し、総務課長に報告しなければならない。

2　総務課長は、固定資産異動報告書に基づき、随時又は年度末に振替伝票を発行し、固定資産の整理を行うものとする。

（除却）

第１０２条　固定資産は、次の各号のいずれかにより除却することができる。

(1)　売却
(2)　譲渡
(3)　廃棄
(4)　撤去又は取壊し
(5)　用途廃止

（売却等）

第１０３条　課長等は、固定資産を売却又は譲渡しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって決裁を受け、総務課長に依頼をしなければならない。

(1)　売却し、又は譲渡しようとする固定資産の名称、種類及び数量

(2)　売却し、又は譲渡しようとする固定資産の所在地

(3)　売却し、又は譲渡しようとする事由

(4)　予定価額

(5)　契約の方法

(6)　前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

２　総務課長は、前項の依頼があったときは、速やかに必要な措置をするものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、課長等は、総務課長と協議し、固定資産を売却することができる。

（廃棄等）

第１０４条　課長等は、固定資産を廃棄又は撤去しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書によって決裁を受けなければならない。

(1)　廃棄し、又は撤去しようとする固定資産の名称、種類及び数量

(2)　廃棄し、又は撤去しようとする固定資産の所在地

(3)　廃棄し、又は撤去しようとする事由

(4)　予定価額

(5)　契約の方法

(6)　前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

２　固定資産の廃棄は、当該固定資産が著しく損傷を受けていることその他の理由により買受人がない場合又は売却価額が売却に要する費用の額に達しない場合に限るものとする。

（用途廃止）

第１０５条　課長等は、固定資産のうち著しく損傷を受けていることその他の理由によりその用途に使用することができなくなったものについては、決裁を受け、再使用できるものと不用となり又は使用に耐えなくなったものとに区分し、再使用できる貯蔵品は第６５条第２号及び第６７条の規定に準じてたな卸資産に振り替えなければならない。

２　前項の規定は、固定資産を撤去した場合において発生した物品について準用する。

第４節　減価償却

（減価償却の方法）

第１０６条　固定資産の減価償却は、次条の規定によるものを除くほか、定額法によって取得の翌年度から行う。

２　減価償却の方法は、有形固定資産については間接法により、無形固定資産については直接法により行うものとする。

（取替法による資産）

第１０７条　有形固定資産のうち、軌条（附属品を含む。）、枕木及び電車線は、取替資産として経理するものとする。

（減価償却の特例）

第１０８条　総務課長は、有形固定資産について、当該資産の帳簿価額が帳簿原価の100分の５に相当する金額に達した後において、地方公営企業法施行規則（昭和２７年総理府令第７３号）第１５条第３項の規定により帳簿価額が１円に達するまで減価償却を行おうとするときは、あらかじめその年数について管理者の決裁を受けなければならない。

第５節　整理

（固定資産台帳）

第１０９条　総務課長は、固定資産台帳を備え付け、固定資産の増減異動を整理し、常に現状を明らかにしておかなければならない。

（実体調査）

第１１０条　課長等は、固定資産の実体調査を少なくとも３年に１回実施し、固定資産と固定資産台帳を照合しなければならない。

２　課長等は、前項の実体調査を実施したときは、その結果を総務課長に提出しなければならない。

３　課長等は、第１項の実体調査の結果に応じて、固定資産取得報告書又は固定資産異動報告書を総務課長に提出しなければならない。

第８章　引当金

（退職給付引当金の計上方法）

第１１１条　退職給付引当金の計上は、簡便法（当該事業年度の末日において全職員（同日における退職者を除く。）が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。）によるものとする。

第９章　予算

第１節　編成

（予算編成方針）

第１１２条　総務課長は、管理者の命を受けて予算の編成方針を定め課長等に通知するものとする。ただし、毎会計年度の収入支出予算について当初となる予算を除くほか編成方針を定めないことができる。

２　当初予算の編成方針は、毎年度の９月３０日までに課長等に通知することを例とする。

（予算要求）

第１１３条　課長等は前条の予算の編成方針に基づいて、収入及び支出の見積りを作成し、これに必要な説明資料を添付して、１０月末日までに総務課長に提出しなければならない。

（査定）

第１１４条　総務課長は、前条の規定により提出された予算要求書を査定し必要な調整を行い管理者の裁定を求めるものとする。

（原案の作成）

第１１５条　管理者は、前条の裁定を行ったのち予算の原案及び予算に関する説明書を作成し、市長が指定する日までに市長に送付するものとする。なお、予算に関する説明書のうち予定キャッシュ・フロー計算書の作成は、間接法によるものとする。

（予算の補正）

第１１６条　前３条の規定は、予算を補正する場合にこれを準用する。

第２節　執行

（予算の通知及び執行）

第１１７条　総務課長は、予算が成立したときは、企業の適切な経営管理を確保するために必要な計画（以下「予算執行計画」という。）を予算の範囲内で款、項、目、節に区分して作成し、管理者の決裁を受けて課長等に通知するものとする。

２　課長等は、前項の予算執行計画に定める款、項、目、節の区分に従って予算を執行しなければならない。

（予算の流用等）

第１１８条　課長等は、前条の予算執行計画に定める目、節を変更して執行しようとする場合及び予算に定めるところにより各項を流用しようとする場合には、その科目の名称及び金額、変更の理由等を記載した文書によって、総務課長の決裁を受けなければならない。

２　前項の規定は予備費を使用しようとする場合について準用する。

（予算超過の支出）

第１１９条　総務課長は、地方公営企業法第２４条第３項の規定に基づき業務量の増加により業務のために直接必要な経費に不足を生じた場合において、増加する収入に相当する金額を当該業務のため直接必要な経費に使用するときは、使用する経費の名称、金額及び使用する事由等を記載した文書によって管理者の決裁を受けなければならない。この場合において、管理者は、その旨を文書に

よって市長に報告するものとする。

２　現金支出を伴わない経費について必要がある場合において、予算に定める金額を超えて支出するときは、前項の規定に準じて決裁を受けなければならない。

（予算の繰越し）

第１２０条　課長等は、予算に定めた建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものについて、翌年度に繰越して使用する必要がある場合においては、事業ごとに支払義務発生額及び翌年度繰越額並びに繰越しの理由を明記した文書を４月３０日までに総務課長に提出しなければならない。

２　総務課長は、前項の文書に基づいて繰越計算書を作成し管理者の決裁を受けなければならない。

３　管理者は、前項の繰越計算書を５月３１日までに市長に提出するものとする。

４　前各項の規定は、支出予算の金額のうち年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかったものについて、翌年度に繰り越して使用する必要がある場合について準用する。

（予算の統制）

第１２１条　総務課長は、資金の都合その他必要と認めるときは、管理者の決裁を経て各課の予算執行を抑制し、又は臨機の措置を講ずることができる。

（予算執行状況の調査）

第１２２条　総務課長は、予算執行の適正を期すため各課の予算執行状況について随時調査を行い、又は報告を求めることができる。

（総務課長への合議）

第１２３条　次の各号に掲げる事項については、総務課長に合議しなければならない。

(1)　１件５００万円以上の契約の締結
(2)　不動産の借入れ及び取得並びに貸付及び処分
(3)　国又は県から補助金、負担金又は受託金を受けて実施する事業に係る申請及び精算
(4)　旅費、負担金、補助金及び出資金の支出
(5)　後年度の債務負担行為となる支出負担行為
(6)　予算の趣旨を変更した予算の執行
(7)　建設及び改良事業の実施

## 第１０章　決算

（決算の調製）

第１２４条　交通事業の決算の調製に関する事務は、総務課長が行う。

（決算整理）

第１２５条　総務課長は、毎事業年度経過後すみやかに振替伝票により次の各号に掲げる 事項について決算整理を行わなければならない。

(1)　実地たな卸に基づくたな卸資産の修正
(2)　固定資産の減価償却
(3)　繰延収益の償却
(4)　資産の評価
(5)　引当金の計上
(6)　未払費用等の経過勘定に関する整理
(7)　前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

（帳簿の締切）

第１２６条　総務課長は、前条の規定により決算整理を行った後、各帳簿の勘定の締切を行うものとする。

（決算資料の送付）

第１２７条　課長等は、毎事業年度終了後２０日以内に決算に必要な資料を総務課長へ送付しなけれ

ばならない。

（決算報告書等の提出）

第１２８条　総務課長は、毎事業年度５月２０日までに次の各号に掲げる書類を作成し、証書類を添えて管理者の決裁を受けなければならない。なお、キャッシュ・フロー計算書の作成は、予定キャッシュ・フロー計算書と同じ方法によるものとする。

(1) 決算報告書
(2) 損益計算書
(3) 貸借対照表
(4) 剰余金計算書又は欠損金計算書
(5) 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書
(6) 事業報告書
(7) キャッシュ・フロー計算書
(8) 収益費用明細書
(9) 固定資産明細書
(10) 企業債明細書
(11) 継続費精算報告書
(12) 基金運用状況調書

２　管理者は、毎事業年度５月３１日までに前項各号に掲げる書類及び証書類を市長に提出するものとする。

第１１章　雑　則

（計理状況の報告）

第１２９条　総務課長は、毎月末日をもって月次試算表及び資金予算表を作成し、管理者の決裁を受けなければならない。この場合において、管理者は、当該月次試算表及び資金予算表を翌月２０日までに市長に提出するものとする。

（会計伝票等の発行）

第１３０条　この規程の規定により発行することとされている会計伝票その他の帳簿（以下「伝票等」という。）については、当該伝票等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)をもって、代えることができる。

（伝票等の様式）

第１３１条　この規程の施行について必要な伝票等の様式は、管理者が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

（熊本市交通局事務決裁規程の一部改正）

２　熊本市交通局事務決裁規程（昭和４４年規程第９号）の一部を次のように改正する。

第２条総務課長専決事項の項第１４号中「昭和４２年交通局規程第９号」を「平成２６年交通局規程第１５号」に改める。

（熊本市交通局不動産管理規程の一部改正）

３　熊本市交通局不動産管理規程（昭和３０年規程第１４号）の一部を次のように改正する。

第５条中「以下」の前に「平成２６年交通局規程第１５号。」を加える。

# 上 下 水 道 局

上下水道局規程第４号
平成２６年３月３１日

熊本市上下水道局契約事務取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者　　宮　原　國　臣

熊本市上下水道局契約事務取扱規程の一部を改正する規程

熊本市上下水道局契約事務取扱規程（平成２４年上下水道局規程第８号）の一部を次のように改正する。

第２条の見出しを「（熊本市契約事務取扱規則の準用）」に改め、同条中「第２０条」を「第１６条の２、第２０条、第２３条」に改める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

---

上下水道局規程第５号
平成２６年３月３１日

熊本市上下水道局就業規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者　　宮　原　國　臣

熊本市上下水道局就業規程の一部を改正する規程

熊本市上下水道局就業規程（昭和３５年水道局規程第１号）の一部を次のように改正する。

第１８条の６第３項中「必要上」を「都合上特に」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、管理者は、変更の内容を適当な方法により速やかに当該関係職員に明示しなければならない。

第１８条の８中「適当な方法により速やかにその内容を」を「その内容を適当な方法により速やかに当該関係職員に」に改める。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

---

上下水道局規程第６号
平成２６年３月３１日

熊本市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者　　宮　原　國　臣

熊本市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程

熊本市上下水道局事務決裁規程（昭和３６年水道局規程第２号）の一部を次のように改正する。

第３条に次のただし書を加える。

ただし、課長共通専決事項の項第９号（照会及び回答に係る部分に限る。）、第１１号、第１３号及び第２７号に掲げる事項については、副課長によりこれらの事項に係る権限が行使されない場合に限る。

第３条の次に次の１条を加える。

（副課長専決事項）

第３条の２　次の事項は、副課長の専決とする。

(1)　定例的な所管事務に係る照会及び回答に関すること。

(2)　旅費及び費用弁償の支払に関すること。

(3)　所管に属する動力費、光熱水費及び通信運搬費の支出に関すること。

(4)　課長専決事項に属する事務に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関すること。

第４条の見出し中「営業所長等」を「かいの長」に改め、同条中「営業所長、室長、上下水道センター所長、維持補修センター所長及び浄化センター所長」を「営業所、室、上下水道センター、維持補修センター又は浄化センター（以下「かい」という。）の長」に改める。

第５条（見出しを含む。）中「係長及び」を削る。

第７条第４項中「ついて、」の次に「副課長を置く課の」を加え、「課長補佐又は室長」を「副課長」に改め、同項ただし書を削り、同条第６項を同条第８項とし、同条第５項中「営業所長、室長、上下水道センター所長、維持補修センター所長又は浄化センター所長」を「かいの長」に、「それらの者」を「当該かいの長」に、「所長補佐又は室長補佐（所長補佐又は室長補佐が置かれていない場合にあっては、所管の係長又は主査」を「定例かつ軽易で緊急を要するものに限り、所管の主査（当該かいの長の直属下級職位にある者が主査以外の者である場合にあっては、当該者」に改め、同項を同条第７項とし、同項の前に次の２項を加える。

５　前項に規定する場合において副課長が不在のとき又は課長専決事項について、副課長を置かない課の課長が不在のときは、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者がその事務を代決する。

(1)　かいの所管する事務　当該かいの長

(2)　前号に掲げる事務以外の事務　課長の直属下級職位（課長補佐、主幹（主査を兼ねるものに限る。）又は技術主幹（主査を兼ねるものに限る。）に限る。）にある者

６　前項の場合において、代決する者が不在のとき又は代決する者を欠くときは、定例かつ軽易で緊急を要するものに限り、所管の主査（代決する者の直属下級職位にある者が主査以外の者である場合にあっては、当該者）がその事務を代決する。

第８条を第９条とし、第７条の次に次の１条を加える。

（権限の調整）

第８条　副課長を置く課の課長は、課長専決事項（第３条課長共通専決事項の項第１０号及び第２０号から第２２号までに掲げる事項並びに同条経営企画課長専決事項の項第７号に掲げる事項を除く。）について、副課長と協議の上、当該課長専決事項に係る決裁権限を副課長に付与し、調整を図ることができるものとする。

２　前項の規定により、権限の調整を図る場合は、管理者の承認を得るものとし、決定事項については、関係課へ通知しなければならない。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

---

上下水道局規程第７号

平成２６年３月３１日

熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者　　宮　原　國　臣

熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程（昭和４２年水道局規程第３号）の一部を次のように改正する。

第１１条中第７項を第８項とし、同条第６項中「前項」を「第５項」に改め、同項を同条第７項とし、同項の前に次の１項を加える。

６　管理者は、第２項の規定による認定をしたときは、その認定に係る事項を職員情報システムに記録するものとする。

第１３条第１項第１号中「第３号」を「次号」に改め、同項中第２号を削り、第３号を第２号とし、同条第２項各号列記以外の部分中「又は第２号」を削り、「第３号」を「第２号」に改め、同項第２

号を削り、同項第３号中「前項第３号」を「前項第２号」に、「第１号」を「前号」に改め、同号を同項第２号とする。

第２０条第３項中「新たに勤務することとなった勤務公署及び配偶者等の住居の所在する地域に応じて、別表第７に定める額」を「２３，０００円（管理者が定めるところにより算定した職員の住居と配偶者等の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が管理者が定める距離以上である職員にあっては、その額に、４５，０００円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて管理者が定める額を加算した額）」に改め、同項ただし書を削る。

第３０条第１項中「別表第８」を「別表第７」に改める。

別表第１の４級の項中「係長」を「主査」に改め、同表５級の項中「課長補佐」を「主幹」に改める。

別表第７を削り、別表第８を別表第７とする。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

---

上下水道局規程第８号
平成２６年３月３１日

熊本市上下水道事業企業職員職名規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者　　宮　原　國　臣

熊本市上下水道事業企業職員職名規程の一部を改正する規程

熊本市上下水道事業企業職員職名規程（昭和４２年水道局規程第９号）の一部を次のように改正する。

第２条中「首席上下水道審議員」を「首席審議員」に改め、「課長」の次に「、副課長」を加え、「上下水道審議員」を「審議員」に改め、「、係長」を削る。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

---

上下水道局規程第９号
平成２６年３月３１日

熊本市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者　　宮　原　國　臣

熊本市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程

熊本市上下水道局事務分掌規程（昭和４２年水道局規程第１１号）の一部を次のように改正する。

第２条中「、浄化センター及び係」を「及び浄化センター（以下「課等」という。）」「業務係
「総務係
人事係
管財係」、
「庁舎建設管理室」、「情報システム管理室」、
料金調定第一係
料金調定第二係
収納係
収納整理係　」、
「業務係
給水装置係
排水設備係
事業所排水係」、
「施設係
工事第一係
工事第二係
工事第三係」、
「施設係
工事第一係
工事第二係」、
「水道維持係
下水道維持係
渉外工事第一係
渉外工事第二係」
及び
「計画係
運用係
施設管理係」
を削り、
「施設管理係
中部浄化センター
管理第一係」
を「中部浄化センター」に改め、

施設維持係」　　管理第二係　　」

「管理係」を削る。

第３条中「前条に規定する」を削る。

第４条中「第２条に規定する課、営業所、室、上下水道センター、維持補修センター及び浄化センター」を「課等」に改め、同条総務課の項第１５号中「こと」の次に「（他の課又はかいの所管に属する事務を除く。）」を加え、同項第１８号中「、植木営業所及び庁舎建設管理室」を「及び植木営業所」に改め、同課庁舎建設管理室の項を削り、同条経営企画課の項第１３号中「情報システム管理室及び」を削り、同課情報システム管理室の項を削り、同条給排水設備課の項第８号中「事業所排水」の次に「の水質指導」を加え、同条管路維持課の項中第６号を第７号とし、第５号を第６号とし、第４号の次に次の１号を加える。

(5)　水防業務の統括に関すること。

第５条第１項中「係に係長」を「課等に主査」に改め、同条第２項中「首席上下水道審議員」を「首席審議員」に、「上下水道審議員」を「審議員」に改め、「、課長補佐、所長補佐、室長補佐」及び「、主査」を削り、同項を同条第３項とし、同項の前に次の１項を加える。

２　管理者が別に定める課に副課長を置く。

第６条第１項中「係長」を「主査」に改め、同条第２項を次のように改める。

２　副課長は、課長の命を受け、又は課長と連携協力して課の事務を処理するとともに、課の事務に関する事項の企画及び立案に参画し、並びに進行管理を行う。

第６条第４項を削り、同条第３項中「首席上下水道審議員」を「首席審議員」に、「上下水道審議員」を「審議員」に改め、「、主幹、技術主幹、工事検査主幹、参事、技術参事」を削り、同項を同条第４項とし、同項の前に次の１項を加える。

３　主幹、技術主幹、工事検査主幹、参事及び技術参事は、上司の命を受けて特定の事務を処理するとともに、直属上司の職務に係る事項及びその他の決定事項のうち、あらかじめ定められた事項について代行する。

第７条中「この」を「この規程に定めるもののほか、この」に改める。

別表西部上下水道センターの部西区の項中「上高橋二丁目」の次に「、上松尾町」を、「中原町」の次に「、中松尾町、西松尾町」を加え、「松尾町上松尾」を「松尾一丁目、松尾二丁目」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成２６年４月１日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年１０月２７日から施行する。

（経過措置）

２　この規程による改正後の第５条の規定にかかわらず、平成３１年３月３１日までの間に限り、上下水道事業管理者が別に定める課、室又は浄化センターに課長補佐、室長補佐又は所長補佐を置くことができる。

３　前項の規定により置かれる課長補佐、室長補佐及び所長補佐の職務については、この規程による改正前の第６条第２項の規定の例による。

（熊本市上下水道局安全衛生委員会規程の一部改正）

４　熊本市上下水道局安全衛生委員会規程（昭和３４年水道局規程第４号）の一部を次のように改正する。

第１０条中「総務課人事係」を「総務課」に改める。

（熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程の一部改正）

５　熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成１０年水道局規程第５号）の一部を次のように改正する。

様式第２号（表）中

「

| 課　　長 | 課長補佐 | 課長補佐 |
|---|---|---|
| | | |
| 係　　長 | 審　　査 | |
| | | |

」

を

「

| （決裁欄） |
|---|
| |

」

に改める。

様式第３号中

「

| 課　　長 | 課長補佐 | 係　　長 |
|---|---|---|
| | | |

」

を

「

| （決裁欄） |
|---|
| |

」

に改める。

---

上下水道局規程第１０号

平成２６年３月３１日

熊本市水道条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者　　宮　原　國　臣

熊本市水道条例施行規程の一部を改正する規程

熊本市水道条例施行規程（平成１０年水道局規程第１２号）の一部を次のように改正する。

第２条中「条例第３条に規定する給水装置」を「給水装置（条例第３条の給水装置をいう。以下同じ。）」に改める。

第４条中「に規定する」を「の」に改める。

第５条を次のように改める。

（給水装置工事計画図の作成）

第５条　前条の給水装置工事計画図は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める基準に従って作成しなければならない。

第６条の見出しを「（給水管の配水管への取付口における口径）」に改め、同条中「、その」を「、当該」に、「水の使用量」を「使用水量」に改める。

第７条を削る。

第８条第１項中「の申込みをした者（以下「申込者」を「に規定する要望者（以下「要望者」に改め、同条第２項及び第３項第１号中「申込者」を「要望者」に改め、同項第２号中「申込者」を「要望者」に、「水道水」を「水」に、「申込み」を「要望」に改め、同条を第７条とする。

第９条中「材質は、」の次に「管理者が」を加え、同条を第８条とする。

第１０条第４項中「１００分の５」を「１００分の８」に改め、同条を第９条とし、第１１条を第１０条とする。

第１２条第２項中「共同住宅」の次に「（条例第２６条の２の共同住宅をいう。以下同じ。）」を加え、同条を第１１条とする。

第１３条第１項中「給水装置の」を削り、「以下「使用者」という」を「条例第７条の使用者をいう。以下同じ」に改め、同条を第１２条とする。

第１４条第１項中「第２７条第１項」の次に「若しくは第２項」を加え、「及び」を「又は」に改め、同条を第１３条とし、第１５条を第１４条とする。

第１６条第２項中「水道料金（以下「料金」という」を「料金（条例第１条の料金をいう。以下同じ」に改め、同条第３項中「給水装置用途変更届」を「用途変更届」に改め、同条を第１５条とし、第１７条を第１６条とし、第１８条を第１７条とする。

第１９条の見出し中「貯水槽水道」を「簡易専用水道以外の貯水槽水道」に改め、同条中「、条例第２４条の２第２項に定める情報提供を行うため」を削り、「以外の貯水槽水道」を「（条例第２４条の３第１項の簡易専用水道をいう。）以外の貯水槽水道（条例第２４条の２第１項の貯水槽水道をいう。）」に、「の水質」を「における水質」に改め、「通知する」の次に「ものとする」を加え、「当該検査」を「当該水質検査」に改め、「徴収する」の次に「ものとする」を加え、同条を第１８条とする。

第２０条を削り、第２１条を第１９条とする。

第２２条第１号を削り、同条第２号中「当該共同住宅の戸数」を「使用戸数（条例第２６条の２第２号の使用戸数をいう。）」に改め、同号を同条第１号とし、同条第３号を同条第２号とし、同条を第２０条とする。

第２３条第１項中「第１２条第２項の規定により共同住宅の各戸にメーターを設置したときは、」を「条例第２６条の２第１号に掲げる共同住宅にあっては、当該共同住宅の」に改め、「第２７条第１項」の次に「又は第２項」を加え、同条第２項中「各戸にメーターを設置していない」を「条例第２６条の２第１号に掲げる共同住宅以外の」に改め、同条を第２１条とする。

第２４条中「第２７条第１項」の次に「又は第２項」を加え、同条を第２２条とする。

第２５条中「第２７条第１項」の次に「又は第２項」を加え、同条を第２３条とする。

第２６条中「第２７条第２項及び第３項」を「第２７条第３項及び第４項」に改め、同条を第２４条とする。

第２７条第５項中「１００分の５」を「１００分の８」に改め、同条を第２５条とし、第２８条を第２６条とする。

第２９条中「第１１条」を「第１０条」に、「第１６条第１項及び第５項」を「第１５条第１項及び第５項」に、「第１７条第２項及び第３項」を「第１６条第２項及び第３項」に改め、同条を第２７条とする。

附則第３項中「第１０条第２項」を「第９条第２項」に改める。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

---

上下水道局規程第１１号

平成２６年３月３１日

熊本市上下水道局電気工作物保安規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者　　宮　原　國　臣

熊本市上下水道局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

熊本市上下水道局電気工作物保安規程（平成１９年水道局規程第１３号）の一部を次のように改正する。

第４条中「もと」を「下」に改める。

第６条第３項中「基づいて行う」を「基づき」に、「もと」を「下」に改める。

第７条第７号中「整理」を「整備」に改める。

第９条の見出し中「不在時の措置」を「の職務の代行」に改め、同条第１項中「病気」を「疾病」に、「事情」を「事由」に改め、同条第２項中「主任技術者に」を「主任技術者から」に改める。

第１０条第１号及び第２号を次のように改める。

(1)　疾病による長期の欠勤又は精神障害等のため保安の確保上不適当と認められたとき。

(2)　法令若しくはこの規程に違反し、又は職務を怠り、保安の確保上不適当と認められたとき。

第１０条第３号中「主任技術者が、」を削り、「より」を「関し」に改める。

第１２条中「時」を「場合」に、「実地指導訓練」を「、実地指導訓練」に改める。

第１４条第１項中「もと」を「下」に改め、同条第２項中「確認して、」を「確認した後」に改め、同条第３項中「工事」を「電気工作物に関する工事」に改め、「その」を削る。

第１５条の見出しを「（点検、測定及び試験）」に改め、同条第１項中「巡視、点検及び測定等（以下「巡視等」という。）」を「点検、測定及び試験」に、「もと」を「下」に改め、同条第２項中「巡視等」を「前項の点検、測定又は試験」に改める。

第１７条の見出しを削り、同条第１項中「操作順序」を「操作の順序」に改め、同条第５項中「給電運用申合書」を「給電運用申合せ書」に改める。

第１８条の見出しを「（長期間保管する場合に講ずべき措置等）」に改め、同条中「防錆及び」を「防錆（せい）、」に、「対策」を「措置」に改める。

第１９条の見出しを「（保管後の点検等）」に改める。

第２１条第１項中「とる」を「採る」に改める。

第２２条の見出しを削る。

第２３条中「分界点は、両者との間に」を「責任分界点は、両者の間で」に、「電力需給契約書」を「電力需給契約」に改める。

第２６条中「測定器具類は」を「測定器具類を」に改める。

第２７条中「及び取扱説明書等」を「、取扱説明書等」に改める。

第２８条中「及び図面」を「、図面」に改める。

別表第１から別表第４までを次のように改める。

別表第１（第１条、第５条第２号関係）

# 電気工作物設置施設一覧表

（平成２６年４月１日現在）

| No. | 事業場名 | 所在地 | 区分 | 受電設備 | | | 発電設備 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 契約電力(kW) | 受電電圧(V) | 遮断容量(MVA) | 出力(kW×台) | 燃料使用量(ﾘｯﾄﾙ/h) | 常用・非常用の別 |
| 1 | 松尾第１送水場 | 熊本市西区松尾町上松尾１１３５－１ | 委託 | 71 | 6,600 | 160 | 160 | 44 | 非常用 |
| 2 | 松尾第２送水場 | 熊本市西区松尾町上松尾２４７５－２ | 委託 | 94 | 6,600 | 160 | 160 | 44 | 非常用 |
| 3 | 岳加圧ポンプ所 | 熊本市西区河内町野出１４３３ | 委託 | 86 | 6,600 | 500 | 100 | 38 | 非常用 |
| 4 | 秋田配水場 | 熊本市東区秋津町秋田２７８６ | 選任 | 1,356 | 22,000 | 1,000 | － | － | － |
| 5 | 沼山津水源地 | 熊本市東区秋津町沼山津３００５ | 選任 | 700 | 6,600 | 160 | 2000 | 910 | 非常用 |
| 6 | 熊本市上下水道局庁舎 | 熊本市中央区水前寺六丁目２－４５ | 委託 | 358 | 6,600 | 160 | 292<br>200<br>60 | 100<br>70<br>太陽光 | 非常用<br>非常用<br>常用 |
| 7 | 麻生田送水場 | 熊本市北区麻生田五丁目２６－１ | 委託 | 418 | 6,600 | 160 | 600 | 334 | 非常用 |
| 8 | 麻生田第３水源地 | 熊本市北区楡木六丁目２１５５－１ | 委託 | 71 | 6,600 | 250 | 200 | 60 | 非常用 |
| 9 | 麻生田第４水源地 | 熊本市北区楡木六丁目２１４８－２ | 委託 | 89 | 6,600 | 250 | 200 | 60 | 非常用 |
| 10 | 麻生田第６水源地 | 熊本市北区楡木五丁目２１１０－２９ | 委託 | 88 | 6,600 | 250 | － | － | － |
| 11 | 西梶尾水源地 | 熊本市北区西梶尾町４３６－３ | 委託 | 55 | 6,600 | 500 | － | － | － |
| 12 | 飛田水源地 | 熊本市北区飛田二丁目６－１１ | 委託 | 36 | 6,600 | 500 | － | － | － |
| 13 | 健軍水源地 | 熊本市東区水源一丁目１－１ | 選任 | 1,310 | 66,000 | 3,200 | 2400 | 1230 | 非常用 |
| 14 | 改寄配水場 | 熊本市北区改寄町１２８１ | 委託 | 43 | 6,600 | 160 | 240 | 137 | 非常用 |
| 15 | 改寄第２水源地 | 熊本市北区改寄町１３０－１ | 委託 | 29 | 200 | － | 40 | 10 | 非常用 |
| 16 | 貢送水場 | 熊本市北区貢町１１６３－１ | 委託 | 110 | 6,600 | 160 | 200 | 66 | 非常用 |
| 17 | 鶴羽田水源地 | 熊本市北区鶴羽田二丁目５－１ | 委託 | 74 | 6,600 | 160 | － | － | － |
| 18 | 天明配水場 | 熊本市南区奥古閑町３０９７ | 委託 | 65 | 6,600 | 250 | 160 | 44 | 非常用 |
| 19 | 池上水源地 | 熊本市西区池上町９００－３ | 委託 | 188 | 6,600 | 160 | － | － | － |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 20 | 城山水源地 | 熊本市西区上代十丁目６－３１ | 委託 | 101 | 6,600 | 160 | 160 | 42 | 非常用 |
| 21 | 川尻水源地 | 熊本市南区元三町一丁目１－７８ | 委託 | 150 | 6,600 | 160 | 360 | 60 | 非常用 |
| 22 | 戸島送水場 | 熊本市東区戸島町２６３６ | 選任 | 1,027 | 6,600 | 160 | 1000 | 520 | 非常用 |
| 23 | 託麻水源地 | 熊本市東区小山五丁目１１－１ | 委託 | 175 | 6,600 | 160 | － | － | － |
| 24 | 託麻第４水源地 | 熊本市東区小山町２２０３-2 | 委託 | 58 | 6,600 | 160 | 240 | 70 | 非常用 |
| 25 | 託麻第６水源地 | 熊本市東区小山町２３４８-2 | 委託 | 67 | 6,600 | 160 | 160 | 44 | 非常用 |
| 26 | 一本木水源地 | 熊本市北区飛田四丁目２－１５ | 委託 | 181 | 6,600 | 160 | 400 | 235 | 非常用 |
| 27 | 亀井水源地 | 熊本市北区清水亀井町２４－１ | 委託 | 155 | 6,600 | 160 | 10 | 太陽光 | 常用 |
| 28 | 八景水谷水源地 | 熊本市北区八景水谷一丁目７－３ | 委託 | 373 | 6,600 | 160 | 500<br>30 | 270<br>太陽光 | 非常用<br>常用 |
| 29 | 山室水源地 | 熊本市北区山室六丁目６ | 委託 | 139 | 6,600 | 160 | － | － | － |
| 30 | 立田山加圧ポンプ所 | 熊本市中央区黒髪四丁目６９５ | 委託 | 110 | 6,600 | 500 | － | － | － |
| 31 | 追分水源地 | 熊本市西区河内町岳８６３－３ | 委託 | 70 | 6,600 | 500 | － | － | － |
| 32 | 西部上下水道センター | 熊本市西区池上町９０1－1 | 委託 | 59 | 6,600 | 160 | － | － | － |
| 33 | 北部上下水道センター | 熊本市北区下硯川二丁目８－１ | 委託 | 40 | 6,600 | 160 | － | － | － |
| 34 | 一木配水場 | 熊本市北区植木町一木５９２－１ | 委託 | 48 | 6,600 | 160 | 160 | | 非常用 |
| 35 | 一木第３水源地 | 熊本市北区植木町一木６９０－２ | 委託 | 21 | 210 | － | 52 | | 非常用 |
| 36 | 山本配水場 | 熊本市北区植木町内８３１－１ | 委託 | 26 | 6,600 | 160 | 120 | | 非常用 |
| 37 | 山本第１水源地 | 熊本市北区植木町内３５９－９ | 委託 | 14 | 210 | － | 32 | | 非常用 |
| 38 | 山本第２水源地 | 熊本市北区植木町内３１１－１，２ | 委託 | 40 | 210 | － | 120 | | 非常用 |
| 39 | 木留送水場 | 熊本市北区植木町木留５９２－１ | 委託 | 44 | 210 | － | 120 | | 非常用 |
| 40 | 富応加圧ポンプ所 | 熊本市北区植木町富応１０３２－８ | 委託 | 9 | 210 | － | 52 | | 非常用 |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 41 | 舞原水源地 | 熊本市南区城南町築地７７７ | 委託 | 26 | 200 | － | 72 | | 非常用 |
| 42 | 舞原配水場 | 熊本市南区城南町舞原１４１ | 委託 | 28 | 200 | － | 72 | | 非常用 |
| 43 | 中部浄化センター | 熊本市西区蓮台寺五丁目７－２ | 委託 | 1500 | 6,600 | 160 | 120<br>18.4<br>500 | 36.9<br>7.8<br>消化ガス | 非常用<br>常用 |
| 44 | 世安中継ポンプ場 | 熊本市中央区世安町５４９－１ | 選任 | 679 | 6,600 | 160 | 1600 | 876 | 常用 |
| 45 | 花畑ポンプ場 | 熊本市中央区手取本町１－１ | 委託 | 98 | 6,600 | 160 | － | － | － |
| 46 | 新花畑ポンプ場 | 熊本市中央区花畑町地内 | 委託 | 150 | 6,600 | | 400 | | 非常用 |
| 47 | 新島崎ポンプ場 | 熊本市中央区島崎一丁目２５－１ | 委託 | 64 | 6,600 | 160 | 120 | 88 | 非常用 |
| 48 | 花畑第２ポンプ場 | 熊本市中央区手取本町１－１ | 委託 | 23 | 220 | － | 20 | 8.7 | 非常用 |
| 49 | 坪井ポンプ場 | 熊本市中央区坪井五丁目１２－１ | 委託 | 62 | 6,600 | 160 | － | － | － |
| 50 | 本山ポンプ場 | 熊本市中央区本山二丁目９－３９ | 委託 | 21 | 220 | － | 40 | 11.7 | 非常用 |
| 51 | 和泉ポンプ場 | 熊本市北区和泉町２８３－１ | 委託 | 25 | 220 | － | 40 | 11.7 | 非常用 |
| 52 | 飛田中継ポンプ場 | 熊本市北区飛田四丁目９－１ | 委託 | 43 | 210 | － | 50 | 22 | 非常用 |
| 53 | 井川道中継ポンプ場 | 熊本市北区四方寄町１５４６ | 委託 | 48 | 210 | － | 40 | 21.7 | 非常用 |
| 54 | 西里中継ポンプ場 | 熊本市北区下硯川町１９０９ | 委託 | 31 | 6,600 | 500 | 80 | 23.8 | 非常用 |
| 55 | 芭蕉鶴中継ポンプ場 | 熊本市北区龍田七丁目１１ | 委託 | 22 | 210 | － | 52 | 13.4 | 非常用 |
| 56 | 維持補修センター | 熊本市西区蓮台寺五丁目７－３５ | 委託 | 34 | 6,600 | 100 | － | － | － |
| 57 | 富合中継ポンプ場 | 熊本市南区富合町南田尻５７３－２ | 委託 | 27 | 210 | | 80 | | 非常用 |
| 58 | 植木中継ポンプ場 | 熊本市北区植木町小野７９８ | 委託 | 18 | 6,600 | | 160 | | 非常用 |

別表第２（第１条、第５条第２号関係）

# 移動用電気工作物設置予定施設一覧表

（平成２６年４月１日現在）

| No. | 事業場名 | 所在地 | 受電設備 | | | 発電設備 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 契約電力(kW) | 受電電圧(V) | 遮断容量(MVA) | 出力(kW×台) | 燃料使用量(ﾘｯﾄﾙ/h) | 常用・非常用の別 |
| 1 | 本妙寺No２加圧ポンプ所 | 熊本市西区島崎六丁目 | 13 | ３相200 | － | － | － | － |
| 2 | 島崎加圧ポンプ所 | 熊本市西区島崎五丁目３０４ | 40 | ３相200 | － | － | － | － |
| 3 | 花岡山加圧ポンプ所 | 熊本市中央区横手二丁目北岡自然公園内 | 8 | ３相200 | － | － | － | － |
| 4 | 平加圧ポンプ所 | 熊本市西区池上町１１９３－１ | 14 | ３相200 | － | － | － | － |
| 5 | 梅洞加圧ポンプ所 | 熊本市西区松尾町上松尾４５０７－２ | 25 | ３相200 | － | － | － | － |
| 6 | 龍田団地加圧ポンプ所 | 熊本市北区龍田三丁目４ | 30 | ３相200 | － | － | － | － |
| 7 | 三ノ岳加圧ポンプ所 | 熊本市西区河内町大多尾１７４１－４ | 7 | ３相200 | － | － | － | － |
| 8 | 白浜水源地 | 熊本市西区河内町白浜２０２９ | 13 | ３相200 | － | － | － | － |
| 9 | 下園浄水場 | 熊本市南区富合町平原１４５２ | 4 | ３相200 | － | － | － | － |
| 10 | 平原浄水場 | 熊本市南区富合町平原５５８－１ | 27 | ３相200 | － | － | － | － |
| 11 | 榎津浄水場 | 熊本市南区富合町榎津１１７－５ | 44 | ３相200 | － | － | － | － |
| 12 | 廻江・清藤浄水場 | 熊本市南区富合町清藤４７２－１ | 13 | ３相200 | － | － | － | － |
| 13 | 廻江・清藤配水場 | 熊本市南区富合町清藤４６５－１ | 13 | ３相200 | － | － | － | － |
| 14 | 富合南部浄水場 | 熊本市南区富合町田尻４７６－１ | 13 | ３相200 | － | － | － | － |
| 15 | 富合西浄水場 | 熊本市南区富合町莎崎４４５－１ | 12 | ３相200 | － | － | － | － |
| 16 | 富合東部浄水場 | 熊本市南区富合町上杉１２８ | 32 | ３相200 | － | － | － | － |
| 17 | 新浄水場 | 熊本市南区富合町木原１３８４ | 16 | ３相200 | － | － | － | － |
| 18 | 新配水場 | 熊本市南区富合町新６２１－４ | 7 | ３相200 | － | － | － | － |
| 19 | 菰江水源地 | 熊本市南区富合町菰江２１５ | 7 | ３相200 | － | － | － | － |
| 20 | 築地・上村水源地 | 熊本市南区城南町築地８４１－７ | 5 | ３相200 | － | － | － | － |

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 21 | 吉野水源地 | 熊本市南区城南町今吉野４１０ | 5 | 3相200 | － | － | － | － |
| 22 | 湯の上・山下水源地 | 熊本市南区城南町鰐瀬１３８８－１ | 9 | 3相200 | － | － | － | － |
| 23 | 旭ヶ丘水源地 | 熊本市南区城南町鰐瀬１６４２－１３３ | 9 | 3相200 | － | － | － | － |
| 24 | 舞原ニュータウン水源地 | 熊本市南区城南町舞原２７４－４４ | 13 | 3相200 | － | － | － | － |
| 25 | 東阿高水源地 | 熊本市南区城南町阿高４７１－２ | 20 | 3相200 | － | － | － | － |
| 26 | 赤見水源地 | 熊本市南区城南町赤見１６４７－５ | 20 | 3相200 | － | － | － | － |
| 27 | 沈目水源地 | 熊本市南区城南町沈目３７０－１ | 11 | 3相200 | － | － | － | － |
| 28 | 本鰐瀬水源地 | 熊本市南区城南町鰐瀬１２２１－３ | 11 | 3相200 | － | － | － | － |
| 29 | 六田・島田水源地 | 熊本市南区城南町六田８１７－９ | 1 | 3相200 | － | － | － | － |
| 30 | 城南工業用水第1水源地 | 熊本市南区城南町藤山８８５－４ | 9 | 3相200 | － | － | － | － |
| 31 | 城南工業用水第3水源地 | 熊本市南区城南町鰐瀬１８０８－１０ | 9 | 3相200 | － | － | － | － |
| 32 | 西宮原水源地 | 熊本市北区植木町宮原８５９ | 16 | 3相200 | － | － | － | － |
| 33 | 慈恩寺配水池 | 熊本市北区植木町米塚１０７４－２ | 5 | 3相200 | － | － | － | － |
| 34 | 大塚第１水源地 | 熊本市北区植木町正清２１８－２ | 21 | 3相200 | － | － | － | － |
| 35 | 大塚第２水源地 | 熊本市北区植木町正清２１９－２ | 21 | 3相200 | － | － | － | － |
| 36 | 南台加圧ポンプ所 | 熊本市北区植木町米塚８５６－７５ | 5 | 3相200 | － | － | － | － |
| 37 | 慈恩寺加圧ポンプ所 | 熊本市北区植木町米塚２８－１ | 3 | 3相200 | － | － | － | － |
| 38 | 北部加圧ポンプ所 | 熊本市北区植木町清水９９１ | 9 | 3相200 | － | － | － | － |
| 39 | 一木第２水源地 | 熊本市北区植木町一木１８３ | 9 | 3相200 | － | － | － | － |
| 40 | 木留第２水源地 | 熊本市北区植木町円台寺７０３ | 17 | 3相200 | － | － | － | － |
| 41 | 大和配水池 | 熊本市北区植木町大和３２６－１ | 49 | 3相200 | － | － | － | － |
| 42 | 大和第1水源地 | 熊本市北区植木町大和３７－１６ | 25 | 3相200 | － | － | － | － |

別表第３（第５条第５号関係）

# 電気工作物設置施設保安組織図

（平成２６年４月１日現在）

上下水道事業管理者（総括管理）

| 施設名 | 区分 | 契約電力kW | 非常用発電機 kW |
|---|---|---|---|
| **総務課** | | | |
| 上下水道局庁舎 | 委託 | 358kW | 292kW, 200kW |
| **経営企画課** | | | |
| **料金課** | | | |
| **給排水設備課** | | | |
| **計画調整課** | | | |
| **水運用課** | | | |
| 秋田配水場 | 選任 | 1356kW | － |
| 電気主任技術者勤務場所 | 6.6kV配電線路 | | 特高２２kV |
| 戸島送水場 | 選任 | 1027kW | 1000kW |
| 兼務・１時間以内到着 | 6.6kV配電線路 | | |
| 沼山津水源地 | 選任 | 700kW | 2000kW |
| 電気主任技術者勤務場所 | 6.6kV配電線路 | | |
| 健軍水源地 | 選任 | 1310kW | 2400kW |
| 電気主任技術者勤務場所 | | | 特高６６kV |
| 松尾第1送水場 | 委託 | 71kW | 160kW |
| 松尾第2送水場 | 委託 | 94kW | 160kW |
| 岳加圧ポンプ所 | 委託 | 86kW | 100kW |
| 立田山加圧ポンプ所 | 委託 | 110kW | － |
| 天明配水場 | 委託 | 65kW | 160kW |
| 池上水源地 | 委託 | 188kW | － |
| 城山水源地 | 委託 | 101kW | 160kW |
| 川尻水源地 | 委託 | 150kW | 360kW |
| 鶴羽田水源地 | 委託 | 74kW | － |
| 麻生田送水場 | 委託 | 418kW | 600kW |
| 麻生田第3水源地 | 委託 | 71kW | 200kW |
| **水道整備課** | | | |
| 麻生田第4水源地 | 委託 | 89kW | 200kW |
| 麻生田第6水源地 | 委託 | 88kW | － |
| 改寄配水場 | 委託 | 43kW | 240kW |
| 改寄第2水源地 | 委託 | 29kW・低圧 | 40kW |
| 貢送水場 | 委託 | 110kW | 200kW |
| 西梶尾水源地 | 委託 | 55kW | － |
| 飛田水源地 | 委託 | 36kW | － |
| 一本木水源地 | 委託 | 181kW | 400kW |
| 八景水谷水源地 | 委託 | 373kW | 500kW |
| 亀井水源地 | 委託 | 155kW | － |
| 山室水源地 | 委託 | 139kW | － |
| 託麻水源地 | 委託 | 175kW | － |
| 託麻第4水源地 | 委託 | 58kW | 240kW |
| 託麻第6水源地 | 委託 | 67kW | 160kW |
| 追分水源地 | 委託 | 70kW | － |
| 一木配水場 | 委託 | 48kW | 160kW |
| 一木第３水源地 | 委託 | 21kW・低圧 | 52kW |
| 山本配水場 | 委託 | 26kW | 120kW |
| 山本第１水源地 | 委託 | 14kW・低圧 | 32kW |
| 山本第２水源地 | 委託 | 40kW・低圧 | 120kW |
| 木留送水場 | 委託 | 44kW・低圧 | 120kW |
| 富応加圧ポンプ所 | 委託 | 9kW・低圧 | 52kW |
| 舞原水源地 | 委託 | 26kW・低圧 | 72kW |
| 舞原配水場 | 委託 | 28kW・低圧 | 72kW |
| **水相談課** | | | |
| 西部上下水道ｾﾝﾀｰ | 委託 | 59kW | － |
| 北部上下水道ｾﾝﾀｰ | 委託 | 40kW | － |

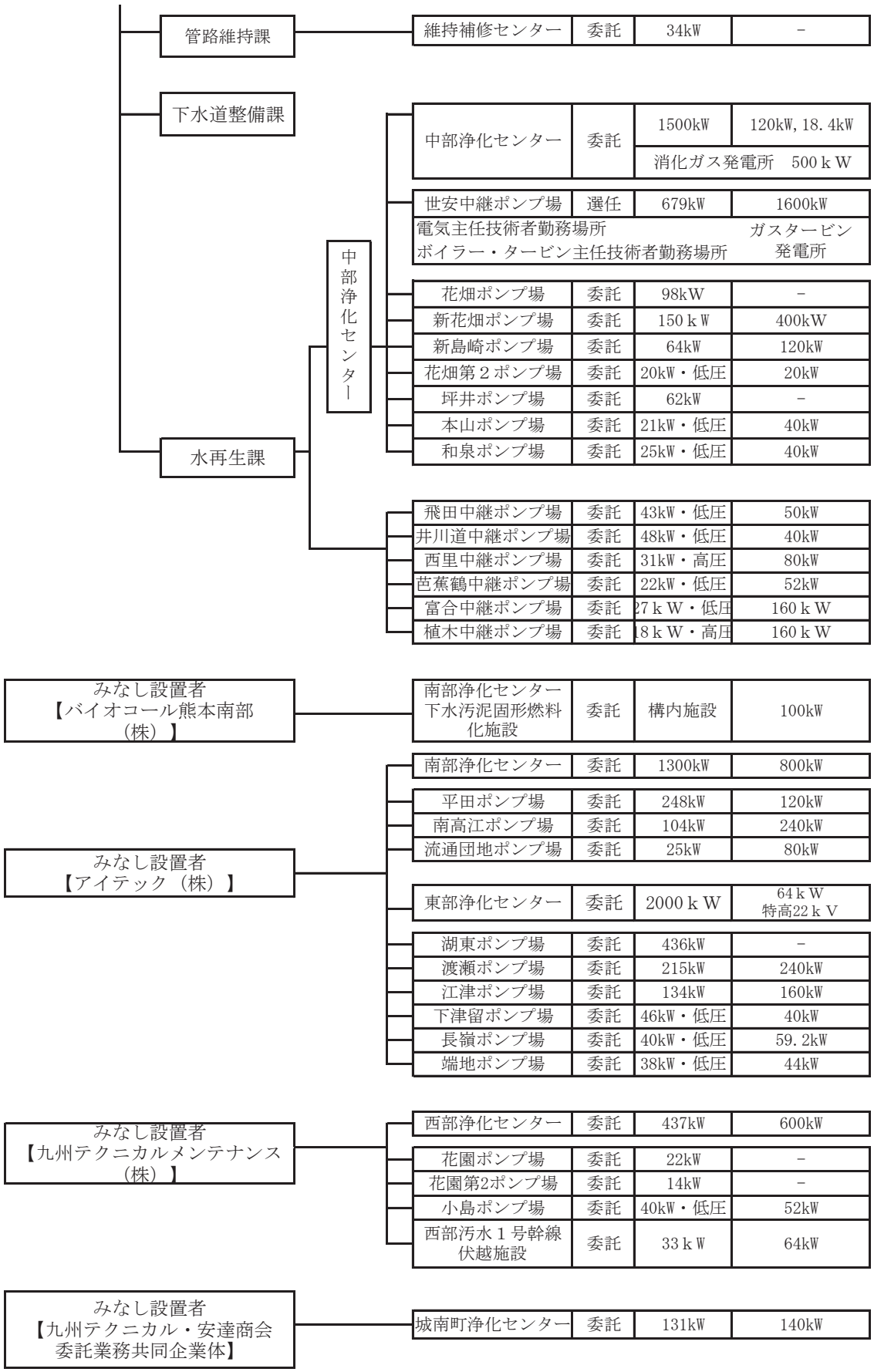
管路維持課
維持補修センター　委託　34kW　－
下水道整備課
水再生課
中部浄化センター
中部浄化センター　委託　1500kW　120kW, 18.4kW
消化ガス発電所　500ｋW
世安中継ポンプ場　選任　679kW　1600kW
電気主任技術者勤務場所　ガスタービン発電所
ボイラー・タービン主任技術者勤務場所
花畑ポンプ場　委託　98kW　－
新花畑ポンプ場　委託　150ｋW　400kW
新島崎ポンプ場　委託　64kW　120kW
花畑第２ポンプ場　委託　20kW・低圧　20kW
坪井ポンプ場　委託　62kW　－
本山ポンプ場　委託　21kW・低圧　40kW
和泉ポンプ場　委託　25kW・低圧　40kW
飛田中継ポンプ場　委託　43kW・低圧　50kW
井川道中継ポンプ場　委託　48kW・低圧　40kW
西里中継ポンプ場　委託　31kW・高圧　80kW
芭蕉鶴中継ポンプ場　委託　22kW・低圧　52kW
富合中継ポンプ場　委託　27ｋW・低圧　160ｋW
植木中継ポンプ場　委託　18ｋW・高圧　160ｋW
みなし設置者【バイオコール熊本南部（株）】
南部浄化センター下水汚泥固形燃料化施設　委託　構内施設　100kW
みなし設置者【アイテック（株）】
南部浄化センター　委託　1300kW　800kW
平田ポンプ場　委託　248kW　120kW
南高江ポンプ場　委託　104kW　240kW
流通団地ポンプ場　委託　25kW　80kW
東部浄化センター　委託　2000ｋW　64ｋW 特高22ｋV
湖東ポンプ場　委託　436kW　－
渡瀬ポンプ場　委託　215kW　240kW
江津ポンプ場　委託　134kW　160kW
下津留ポンプ場　委託　46kW・低圧　40kW
長嶺ポンプ場　委託　40kW・低圧　59.2kW
端地ポンプ場　委託　38kW・低圧　44kW
みなし設置者【九州テクニカルメンテナンス（株）】
西部浄化センター　委託　437kW　600kW
花園ポンプ場　委託　22kW　－
花園第2ポンプ場　委託　14kW　－
小島ポンプ場　委託　40kW・低圧　52kW
西部汚水１号幹線伏越施設　委託　33ｋW　64kW
みなし設置者【九州テクニカル・安達商会委託業務共同企業体】
城南町浄化センター　委託　131kW　140kW

別表第４（第５条第５号関係）

移動用電気工作物設置予定施設保安組織図

（平成２６年４月１日現在）

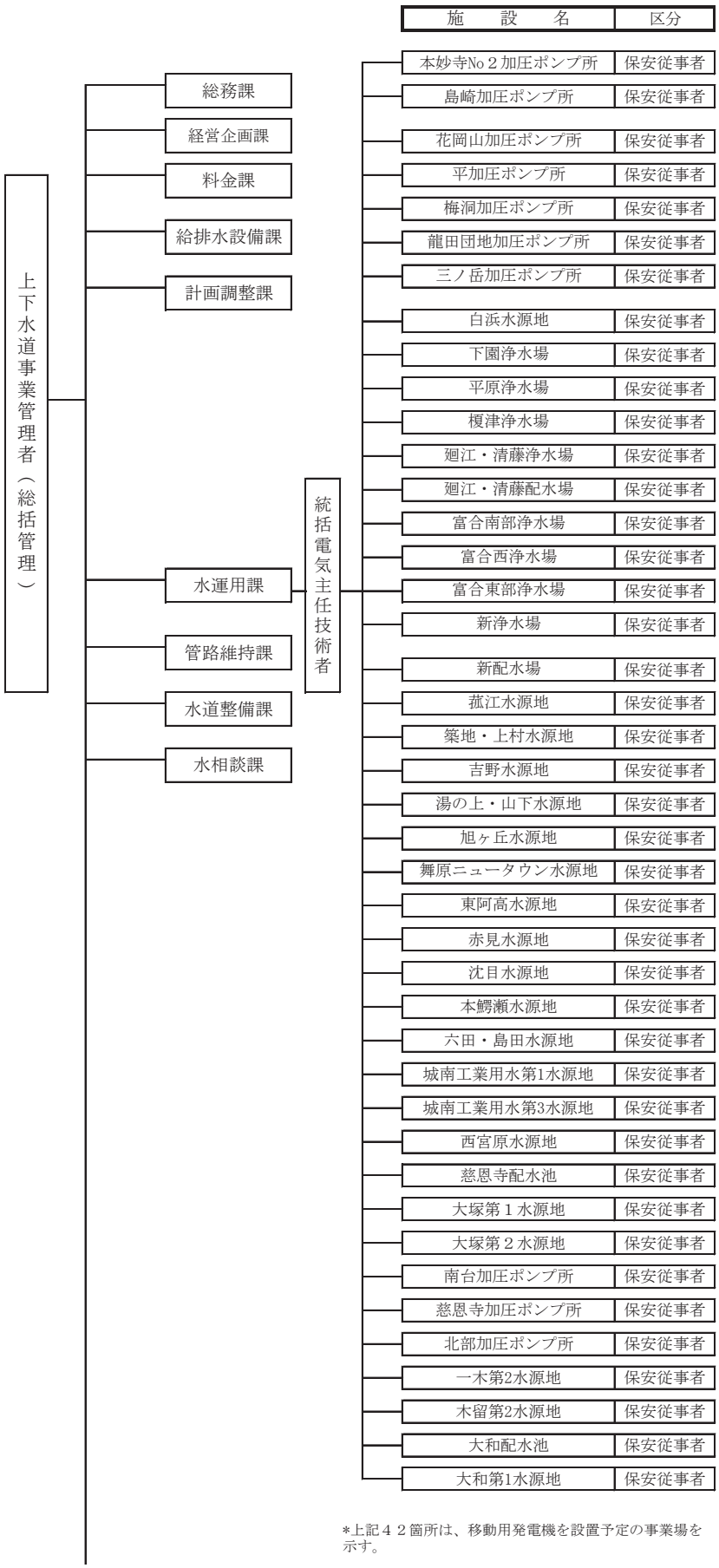


*上記４２箇所は、移動用発電機を設置予定の事業場を示す。

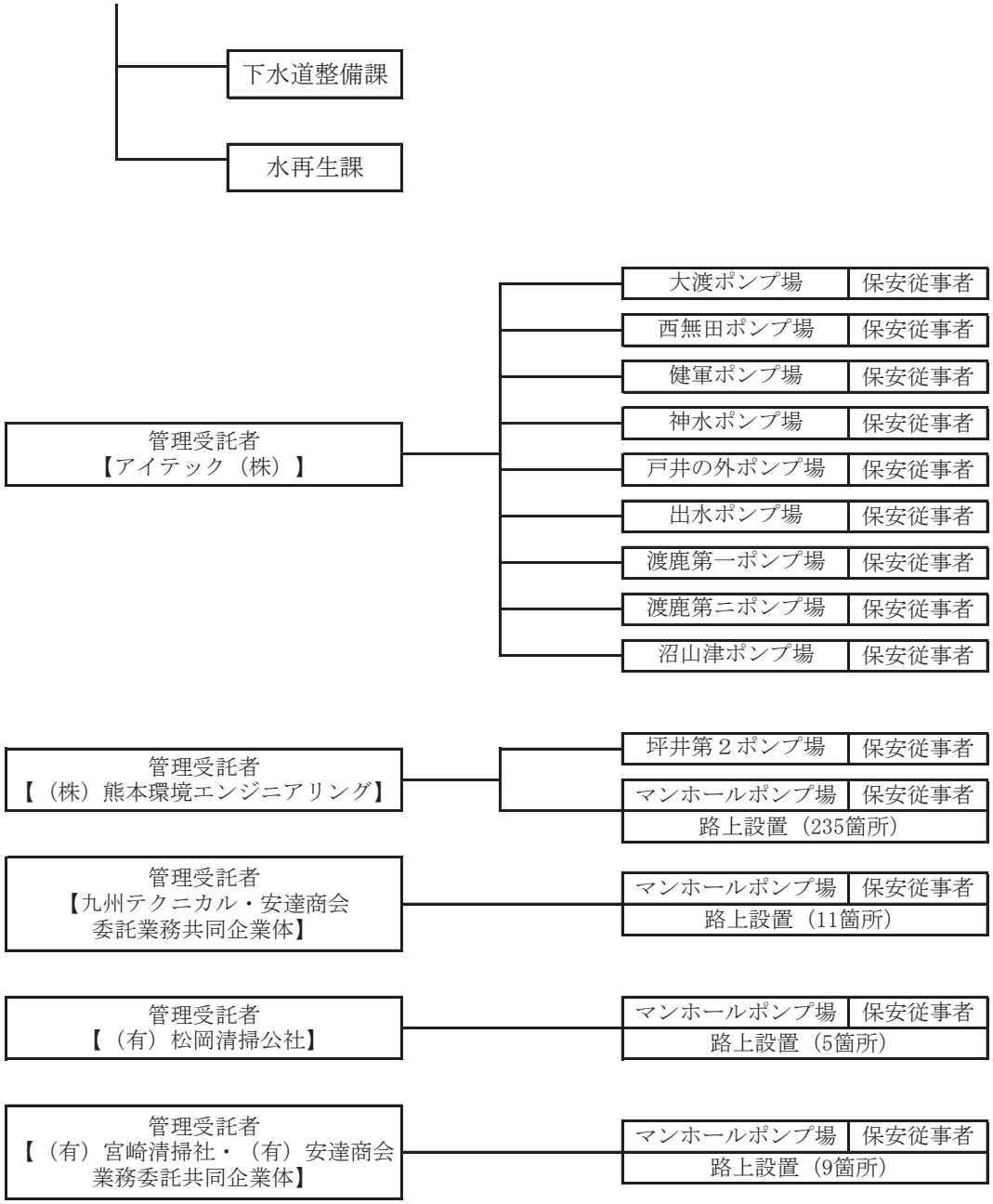


別表第５第３項第２号
中「前号の」を削り、同表第４項中「試験項目」を「試験の項目」に改める。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

---

上下水道局規程第１２号
平成２６年３月３１日

熊本市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者　　宮　原　國　臣

熊本市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

熊本市上下水道局会計規程（平成２１年上下水道局規程第１９号）の一部を次のように改正する。

目次中「伝票及び帳票並びに」を「会計伝票、帳簿、証拠書類及び」に、「たな卸資産会計」を「棚卸資産会計」に、「　第５節　整理（第１３０条ー第１３２条）　第７章　予算　」を「　第５節　整理（第１３０条・第１３１条）　第７章　引当金（第１３２条）　第８章　予算　」に、「第８章」を「第９章」に改める。

第１条中「熊本市が経営する」を削り、「会計その他の財務」を「会計事務」に改める。

第２条中第５号及び第６号を削り、第７号を第５号とし、第８号を第６号とする。

第３条を次のように改める。

（企業出納員）

第３条　企業出納員の設置箇所並びに企業出納員となるべき者の職名及び取扱事務は、別表のとおりとする。ただし、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、特に必要があると認めるときは、別に企業出納員を命ずることができる。

第４条の見出しを「（現金取扱員が取り扱うことのできる現金の限度額）」に改め、同条第１項を削り、同条第２項第２号中「つり銭資金」を「釣銭資金」に改め、同項を同条とする。

第６条第２項及び第３項を削る。

「第２章　伝票及び帳簿並びに勘定科目」を「第２章　会計伝票、帳簿、証拠書類及び勘定科目」に改める。

第７条を次のように改める。

（会計伝票の種類）

第７条　会計伝票の種類は、次のとおりとする。

(1)　収入伝票

(2)　支払伝票

(3)　振替伝票

第８条第２項及び第９条（見出しを含む。）中「伝票」を「会計伝票」に改める。

第１０条の見出し及び同条第１項中「伝票」を「会計伝票」に改め、同項ただし書中「、それぞれ」を削る。

第１１条の見出し中「決裁簿」を「仕訳決裁簿」に改める。

第１２条の見出し中「種類」を「種類等」に改め、同条第１項中「水道事業等」を「水道事業会計、工業用水道事業会計及び下水道事業会計（以下「水道事業会計等」という。）」に改め、第７号を削り、第８号を第７号とし、第９号から第１２号までを１号ずつ繰り上げ、同条第２項中「企業出納員は、」の次に「会計伝票に基づき」を加え、「伝票等により」を削り、「記録整理し、」の次に「及びこれらの帳簿を」を加え、同項ただし書中「当該帳簿の全部又は一部を電子機器を使用して行うことが認められるものに関しては、電磁的記録媒体をもって当該」を「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもってこれらの」に改め、同条に次の１項を加える。

４　法令その他別に定めがあるものを除くほか、第１項各号に掲げる帳簿及び前項の補助簿の様式は、管理者が別に定める。

第１３条中「帳簿」を「水道事業会計等に関する帳簿（以下「帳簿」という。）」に改める。

第１４条中「より」を「基づき」に改める。

第１６条中「規定により定められた勘定科目の」を「勘定科目表に係る」に改め、「第９条の」を削る。

第１７条の見出し中「科目」を「帳簿」に改め、同条中「整理済の科目」を「出納室長は、帳簿」に、「正当な科目に」を「当該帳簿を」に改める。

第１９条第１項中「現金」を「金銭」に改める。

第２１条の見出しを「（証拠書類の訂正等）」に改め、同条第１項中「改ざん」を「改ざんし、」に改め、同条第３項中「誤記訂正」を「訂正」に改め、「、取扱者は」を削り、「認印しなければ」を「押印しなければ」に改める。

第２４条を次のように改める。

第２４条　水道事業会計等の勘定科目は、管理者が別に定める勘定科目表により区分整理する。

第２５条の見出しを「（定義）」に改め、同条第２項を削る。

第２７条を削り、第２６条を第２７条とし、同条の前に次の１条を加える。

（小切手等その他金銭に代わるべき証券の取扱い）

第２６条　令第２１条の３第１項第１号の小切手等その他金銭に代わるべき証券は、金銭に準じて取り扱うものとする。

第２８条第１項ただし書中「預け入れ未済金、支払準備金、つり銭資金及び支払資金用現金」を「次に掲げる現金」に改め、同項に次の各号を加える。

(1)　次条第１項の規定により出納室長が保管する現金

(2)　第２９条第１項の規定により出納室長が交付した現金

(3)　前２号に掲げるもののほか、管理者が別に定める現金

第２８条の２第１項中「水道事業等の業務上必要な現金」を「現金で支払うことが必要な使用料、手数料その他の費用」に改め、「、支払準備金として」を削り、「限度に」を「限度として」に改め、同条第２項中「支払準備金から支払われる使用料、手数料その他の」を「前項の規定により保管する現金から支払われる」に改める。

第２９条の見出しを「（釣銭資金）」に改め、同条第１項中「つり銭を必要とする企業出納員に対し、つり銭資金として必要とする額を」を「釣銭に充てるための資金として、必要と認める額の現金を企業出納員に」に改め、同条第２項中「より現金を受領した」を「よる現金の交付を受けようとする」に、「その保管状況について、毎月出納金報告書を作成し、出納室長に報告しなければ」を「出納室長に対し、釣銭資金交付申請書を提出し、かつ、交付を受けたときは、預り証を提出しなければ」に改め、同条第３項から第６項までを次のように改める。

３　第１項の規定かかわらず、企業出納員は、同項の規定により交付を受けた現金の全部又は一部を現金取扱員に保管させることができる。

４　企業出納員は、第１項の規定により交付を受けた現金の保管状況について、毎月、出納金報告書により出納室長に報告しなければならない。

５　出納室長は、第１項の規定により交付した現金の保管状況について、実地に調査することができる。

６　企業出納員は、第１項の規定により交付を受けた現金の全部又は一部が不要となったときは、速やかに、釣銭資金返還書を添えて、その不要となった現金を出納室長に返還しなければならない。

第３４条を次のように改める。

第３４条　削除

第３５条第１項中「納入期日」を「納期限」に改める。

第３６条第２項を削り、同条第３項中「前２項」を「前項」に改め、「料金その他収入金の納付方法が」を削り、同項第１号中「水道事業等」を「水道事業、工業用水道事業若しくは下水道事業」に、「受領する方法による」を「収入金を受領する」に改め、同項第２号中「よる」を「より収入金を納付する」に改め、同項第３号中「係る」の次に「収入金の」を加え、同項を同条第２項とし、同条第４項を同条第３項とし、同条に次の１項を加える。

４　水道事業会計等に係る納入通知書の様式は、管理者が別に定める。

第３７条第１項中「収入」を「収入金」に改め、同条第２項中「次の各号に掲げる者」を「出納取扱金融機関等」に、「当該各号に定める方法により収入」を「口座振替又は自動振込みにより収入金」に、「対して」を「対する」に改め、同項各号を削り、同条第４項を次のように改める。

４　第２項の規定は、企業出納員が前条第２項第３号に規定する方法により同号の収入金の納付を受けた場合について準用する。

第３７条に次の１項を加える。

５　水道事業会計等に係る領収証書の様式は、管理者が別に定める。

第４０条を削る。

第３９条中「水道事業等」を「水道事業、工業用水道事業又は下水道事業」に改め、同条を第４０条とし、第３８条を第３９条とし、第３７条の２を第３８条とする。

第４１条中「、収入」を「、収入金」に改める。

第４２条の見出しを「（過誤納に係る処理）」に改め、同条第１項中「誤納付」を「誤納」に改め、同条第２項を削る。

第４３条の見出し中「小切手」を「小切手等」に改め、同条中「小切手に係る」を削り、「管理者が」を「管理者の」に改める。

第４４条第１項中「の規定に該当するもの」を「に掲げる証券」に改め、同条第２項中「収入」を「収入金」に改め、同条第６項中「又は」を「及び」に改める。

第４９条第１項ただし書中「請求書に」を「これに」に改める。

第５０条第４項中「割印」を「割り印」に改め、同条第５項中「の届出」を削る。

第５３条第１項中「又は隔地払依頼書若しくは口座振替依頼書の交付により支出した」を「、令第２１条の９第１項の規定による資金の交付又は口座振替により支払をした」に改める。

第５５条各号列記以外の部分を次のように改める。

令第２１条の５第１項第１５号に規定する管理規程で定める経費は、次のとおりとする。

第５６条各号列記以外の部分を次のように改める。

令第２１条の６第５号に規定する管理規程で定める経費は、次のとおりとする。

第５７条各号列記以外の部分を次のように改める。

令第２１条の７第８号に規定する管理規程で定める経費は、次のとおりとする。

第５７条第６号中「料金の」を削り、「もの」を「経費」に改める。

第５８条ただし書中「人事担当総務課長補佐」を「総務課長があらかじめ指定した職員」に改める。

第５９条及び第６０条を次のように改める。

（前渡金及び概算払された経費の精算）

第５９条　資金前渡又は概算払を受けた者は、用務が終了し、又は金額が確定したときは、前渡金又は概算払を受けた経費を精算しなければならない。

２　別に定めがあるものを除くほか、資金前渡又は概算払を受けた者は、前項の規定による精算をしたときは、用務が終了し、又は金額が確定した日後７日以内（年度末に第６項に規定する前渡金を精算した場合にあっては、その年度内）に、精算報告書により、出納室長に当該精算の報告をしなければならない。

３　前項の報告は、領収証書その他の証拠書類を添えて行わなければならない。ただし、これを添えることが著しく困難な場合は、この限りでない。

４　第１項の規定による精算をした場合において、残金があるときは、第２項の報告は、その残金及び納入通知書を添えて行わなければならない。ただし、その残金が出納取扱金融機関に払い込まれているときは、この限りでない。

５　次に掲げる場合には、第２項の規定は、適用しない。

(1)　第５８条の規定により前渡した資金を精算した場合において、総務課長が次に掲げる書類を保管したとき。

ア　職員の領収印のある給与領収印台帳若しくは領収証書又は振替済通知書

イ　熊本市上下水道事業企業職員の給与に関する規程（昭和４２年水道局規程第３号）第７条の規定による給与からの控除に係る証拠書類

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、管理者が必要と認める証拠書類

(2)　出納取扱金融機関へ電磁的記録を送付して行う還付金の支払に係る前渡金を精算した場合において、料金課長が、出納取扱金融機関が押印した口座振込通知書を保管したとき。

6　第４項の規定にかかわらず、第５５条第４号若しくは第５号に掲げる経費の支払のために前渡した資金又は第５８条の２第１項若しくは令第２１条の５第２項の規定により前渡した資金を精算した場合において、当該資金に残金があるときは、これを順次繰り越して使用することができる。ただし、年度末に当該資金に残金があるときは、その年度内に、これを納入通知書とともに出納室長に提出し、又は出納取扱金融機関に払い込まなければならない。

7　前項ただし書の規定による残金の提出を受けたときは、出納室長は、その年度内に、これを現金勘定に振り替えるとともに、出納取扱金融機関に払い込まなければならない。

第６０条　削除

第６１条第１項中「文書」を「請求書その他の文書で債権、振替先金融機関名、振替先預金口座、振替金額その他管理者が必要と認める事項が記載されたもの」に改め、同項ただし書及び同条第２項を削る。

第６２条中「出納取扱金融機関のほか、」を削り、「規定により口座振替による支払をすることができる」を「管理者が定める」に改める。

第６３条第１項ただし書中「電磁的記録媒体」を「電磁的記録」に改める。

第６４条中「が小切手」を「は、小切手」に、「とし、次の事項を記載しなければ」を「としなければ」に改め、同条各号を削る。

第６５条第3項中「朱書して」を「朱書きして」に改める。

第６７条の見出しを「（過誤払に係る処理）」に改め、同条第１項中「水道事業等の」を「水道事業会計、工業用水道事業会計又は下水道事業会計に係る」に改め、「（次項において「過誤払金」という。）」を削り、同条第２項を削る。

第６９条中「現金」を「金銭」に、「、債務」を「債務」に、「次」を「、次」に改める。

第７０条中「事業の収入」を「水道事業会計等」に、「現金」を「金銭」に改める。

第７１条第１項中「水道事業等の」を「水道事業会計等に係る」に改める。

第７２条第１項中「水道事業等の所有」を「水道事業会計等」に改める。

「第４章　たな卸資産会計」を「第４章　棚卸資産会計」に改める。

第７５条の見出し中「区分」を「区分等」に改め、同条第１項中「次に掲げる物品でたな卸経理を行う」を「自治法第２３９条第１項の物品で在庫の管理をする」に改め、同項各号を削り、同条第２項ただし書中「電子機器を使用して行う場合にあっては、電磁的記録媒体」を「電磁的記録」に、「貯蔵品名鑑」を「これ」に改め、同項を同条第３項とし、同項の前に次の１項を加える。

2　貯蔵品は、次の区分により分類するものとする。

(1)　材料（生産、工事若しくは工作により消耗する物又は建設物若しくは構築物の構成部分となる物をいう。以下同じ。）

(2)　再用品（既に使用し、若しくは所定の用途を失った物又は発生品で、なお使用の見込みのあるものをいう。以下同じ。）

(3)　不用品（使用の見込みのない物をいう。以下同じ。）

第７８条後段を削り、同条に次の１項を加える。

2　貯蔵品検査員及び貯蔵品取扱員は、管理者が任免する。

第８０条を次のように改める。

第８０条　削除

第８１条第１号中「、予定金額」を削る。

第８３条第１項中「確認し、」の次に「貯蔵品検査員が」を加え、「規定による貯蔵品検査員の検査」を「検査をした」に改め、同条第２項を削る。

第８４条第２号中「次の」を「次に掲げる」に改め、「それぞれ」の次に「次」を加え、同号ア中「もの」を「再用品」に改める。

第８７条の見出しを「（出入庫）」に改め、同条中「入出庫する」を「出入庫する」に改める。

第８８条第１項中「貯蔵品に」を削る。

第９１条第２項ただし書中「、受渡し」を「受渡し」に改める。

第９３条の見出しを「（実地棚卸し）」に改め、同条第１項中「貯蔵品について」を削り、「たな卸を」を「貯蔵品の実地棚卸しを」に、「たな卸明細書」を「棚卸明細書」に改め、同条第２項を削り、同条第３項中「たな卸の」を「前項の実地棚卸しの」に、「帳簿残高」を「貯蔵品台帳」に、「たな卸資産」を「貯蔵品」に、「たな卸明細書」を「棚卸明細書」に改め、同項を同条第２項とし、同条第４項中「たな卸」を「第１項の実地棚卸し」に、「受払」を「経理」に、「局職員」を「職員」に改め、同項を同条第３項とする。

第９４条の見出しを「（物品の区分）」に改め、同条中「たな卸資産経理を行う物品を除く」を「自治法第２３９条第１項の物品のうち貯蔵品以外のものをいう。以下同じ」に改め、同条各号を次のように改める。

(1)　備品（品質及び形状を変えることなく１年以上の使用に耐え得る物品で管理者が別に定めるものをいう。次号を除き、以下同じ。）

(2)　固定資産（取得価額が１０万円未満の工具、器具及び備品を除く。）

(3)　消耗品（前２号に掲げる物品以外の物品をいう。以下同じ。）

第９５条中「置く」を「置き、課長をもってこれに充てる」に改め、同条後段を削る。

第９６条後段を削り、同条に次の１項を加える。

２　物品検査員及び物品取扱員は、管理者が任免する。

第９７条第１項中「（取得価格が１０万円以上の備品を除く。）」を削り、同条第２項中「速やか」を「、速やか」に改める。

第９８条中「前条」を「前条第１項」に改め、第４号を削り、第５号を第４号とし、第６号を第５号とする。

第９９条第２項を次のように改める。

２　第９７条第２項の規定は、前項の請求があった場合について準用する。

第１００条中「前条」を「前条第１項」に改める。

第１０１条第１項中「確認し、」の次に「物品検査員が」を加え、「規定による物品検査員の検査」を「検査をした」に改め、同条第２項を削る。

第１０２条中「課長」を「物品管理者」に、「物品のうち所管に属する備品（取得価格が２万円以上１０万円未満のものに限る。）を備品台帳により」を「備品台帳により所管に属する備品の」に改める。

第１０３条中「「課長」を「「物品管理者」に改める。

第１０４条を次のように改める。

第１０４条　削除

第１０５条の見出しを「（事務の統括）」に改める。

第１０６条第１項中「の責に任じなければ」を「をしなければ」に改め、同条第２項を削る。

第１０７条第２項中「除却」を「除却し、」に改める。

第１０９条第１号中「購入に要した価額」を「購入価額」に改め、同条第３号中「加算した額」及び「控除した額」の次に「（当該額が不明の場合にあっては、公正な評価額）」を加え、同条第４号を次のように改める。

(4)　譲与、贈与その他無償で取得した固定資産　公正な評価額

第１１０条第１項中「、固定資産」の次に「（物品であるものを除く。）」を加える。

第１１３条第１項中「前３条の規定により購入、交換又は無償譲受けにより」を削り、「とき」の次に「（建設改良工事により取得した場合を除く。）」を加え、「（交換により取得した場合にあっては、固定資産取得報告書及び固定資産除却報告書。次項において同じ。）を作成し、」を「により」に改め、同条第２項中「固定資産取得報告書」を「前項の規定による報告」に、「事業年度末」を「年

度末」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（リース物件の借入れの報告等）

第１１３条の２　課長は、ファイナンス・リース取引に基づきリース物件を借り入れたときは、その借り入れた月の末日までに、リース物件借入報告書により出納室長に報告しなければならない。

２　課長は、ファイナンス・リース取引に係るリース物件を貸主に返還したときは、その返還した月の末日までに、リース物件返還報告書により出納室長に報告しなければならない。

３　出納室長は、前２項の規定による報告に基づき、随時又は年度末に振替伝票を発行し、リース物件の整理を行うものとする。

第１１５条第１項中「課長」を「工事検査員」に、「規定により、工事検査員による検査を受けなければ」を「検査をしなければ」に改め、同条第２項を削る。

第１１６条中「前条第１項の検査を」を「前条の検査が」に改める。

第１１７条の見出し中「の精算及び振替」を「に伴う固定資産の取得報告」に改め、同条第１項中「第１１５条第１項」を「建設改良工事に係る第１１５条」に、「精算内訳書（間接費を含む。）を添えて出納室長に送付しなければ」を「より出納室長に報告しなければ」に改め、同項ただし書を削り、同条第２項中「固定資産取得報告書の送付」を「報告」に改める。

第１２１条を削る。

第１２２条第１項中「出納室長を経て」を削り、同条第２項中「の廃棄」を削り、「限る」を「限り、廃棄することができる」に改め、同条を第１２１条とし、第１２３条を第１２２条とする。

第１２４条中「第１２２条第１項」を「第１２１条第１項」に、「施行」を「施工」に改め、同条を第１２３条とし、同条の次に次の１条を加える。

（除却）

第１２４条　課長は、固定資産を売却し、撤去し、廃棄し、譲与し、若しくは取り壊したとき又は固定資産の用途廃止をしたときは、当該固定資産を除却するものとする。

第１２５条の見出しを「（除却の報告）」に改め、同条第１項中「課長は、」の次に「前条の規定により」を加え、「を作成し、」を「により」に改め、同条第２項を次のように改める。

２　第１１３条第２項の規定は、出納室長が前項の規定による報告を受けた場合について準用する。

第１２７条第１項中「へ編入」を「への編入」に改める。

第１２９条第１項及び第２項を削り、同条第３項中「規則第８条第３項」を「地方公営企業法施行規則（昭和２７年総理府令第７３号）第１５条第３項」に改め、同項を同条とする。

第１３２条を削る。

第１４２条中「水道事業等」を「水道事業会計等」に改める。

第１４３条中「局」を「水道事業会計等」に改める。

第１４５条の見出しを削り、同条後段を削り、同条に次の１項を加える。

２　管理者は、前項の規定により作成された月次試算表及び資金予算表を翌月２０日までに市長に提出するものとする。

第１４６条第１項中「次に掲げる事項について、」を「、実地棚卸しに基づく棚卸資産の修正、固定資産の減価償却、債権の不納欠損処分、損益勘定の整理、繰延収益の償却その他の」に改め、同項各号を削り、同条第２項中「規定により」を削る。

第１４７条の見出し中「提出」を「作成等」に改め、同条第１項中「次に掲げる書類（以下「決算書類」という。）」を「法第３０条第７項に規定する書類、同条第１項の事業報告書及び令第２３条に規定する書類」に改め、同項各号を削り、同条第２項を次のように改める。

２　第１３５条後段の規定は、令第２３条のキャッシュ・フロー計算書を作成する場合について準用する。

第８章を第９章とする。

第１３３条を次のように改める。

（予算編成方針）

第１３３条　管理者は、予算編成に当たり、その方針（以下「予算編成方針」という。）を定めるものとする。ただし、補正予算にあっては、予算編成方針を定めないことができる。

２　経営企画課長は、予算編成方針が定められたときは、これを課長に通知しなければならない。

第１３４条中「前条第１項の」を削り、「毎事業年度」を「毎年度」に改める。

第１３５条中「その説明書等」を「令第１７条の２第１項各号に掲げる書類」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同項第２号の予定キャッシュ・フロー計算書は、間接法により作成するものとする。

第１３６条を次のように改める。

第１３６条　削除

第１３８条を次のように改める。

第１３８条　削除

第１３９条中「その課に属する予算に流用又は予備費充用の事由」を「予算を流用し、又は予備費を充用する必要」に改め、「、経営企画課長を経て」を削る。

第１４０条第１項中「、金額及び」を「及び金額並びに」に改める。

第１４１条第３項中「支出の原因となる契約その他の行為」を「支出負担行為」に改め、「ため」の次に「その」を加える。

第７章を第８章とし、第６章の次に次の１章を加える。

第７章　引当金

（退職給付引当金の計上方法）

第１３２条　退職給付引当金の計上は、簡便法によるものとする。

別表第２から別表第５までを削り、別表第１を別表とする。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

---

上下水道局規程第１３号

平成２６年３月３１日

熊本市下水道条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者　　宮　原　國　臣

熊本市下水道条例施行規程の一部を改正する規程

熊本市下水道条例施行規程（平成２１年上下水道局規程第３６号）の一部を次のように改正する。

第２条第４号中「第７条の規定により、排水設備工事の施工ができる者として上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定した者」を「第７条第１項に規定する指定工事店」に改める。

第３条第３号中「管理者」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第２６条第２項中「の使用料を」を「に規定する使用料を」に改め、同条の次に次の２条を加える。

（届出に基づく一般家庭の水道水以外の水の使用水量の認定）

第２６条の２　条例第１４条の２第２項の規定による届出に基づく同条第１項第２号イの規定による水道水以外の水の使用水量の認定は、別表第１に定めるところによる。

２　条例第１４条の２第２項の規定による届出に基づく同条第１項第３号イの規定による水道水以外の水の使用水量の認定は、別表第２に定めるところによる。

（一般家庭の水道水以外の水の使用水量を認定するための届出）

第２６条の３　条例第１４条の２第２項の規定による届出は、使用人数等（変更）届（様式第１１号の２）により行うものとする。ただし、管理者が別に定める場合に該当するときは、当該届出は、同様式以外の管理者が別に定める様式により行うものとする。

第２７条中「第１４条の２第２項の」を「第１４条の２第３項に規定する」に改める。

第３７条中「ほか、」の次に「この規程の施行に関し」を加える。

附則の次に別表として次の２表を加える。

別表第１（第２６条の２第１項関係）

| 使用人数 | 水量 |
|---|---|
| 1人 | 18立方メートル |
| 2人 | 30立方メートル |
| 3人 | 40立方メートル |
| 4人以上 | 40立方メートルに、3人を超えて1人増えるごとに8立方メートルを加算した水量 |

備考

１　定例日間（条例第１４条第２項に規定する定例日間をいう。以下同じ。）の水道水以外の水の使用水量は、この表の左欄に掲げる使用人数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める水量（以下「基準水量」という。）とする。ただし、定例日間に公共下水道の使用を開始し、又はやめた場合（当該定例日間における使用日数が６０日以上である場合を除く。）における当該定例日間の水道水以外の水の使用水量は、当該基準水量に、当該定例日間における使用日数を６０で除して得た数を乗じて得た水量（その水量に１立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた水量）とする。

２　この表において「使用人数」とは、使用者及びその同居人の合計人数をいう。

３　定例日間に使用人数の変更があった場合にあっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める使用人数を当該定例日間における使用人数とみなして、この表を適用する。

(1)　第３号及び第４号に掲げる場合を除き、当該定例日間において、変更前の使用日数が変更後の使用日数を超えない場合　変更後の使用人数

(2)　次号及び第４号に掲げる場合を除き、当該定例日間において、変更前の使用日数が変更後の使用日数を超える場合　変更前の使用人数

(3)　次号に掲げる場合を除き、当該定例日間において２回以上変更があった場合　使用日数が最も多い使用人数

(4)　当該定例日間において、２回以上変更があった場合であって、変更前の使用日数と変更後の使用日数がそれぞれ同数であるとき。　直近の使用人数

別表第２（第２６条の２第２項関係）

| 水道水以外の水の用途／使用人数 | トイレ | 風呂 | 炊事 | 洗濯 | 洗顔その他 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1人 | 4立方メートル | 4立方メートル | 4立方メートル | 4立方メートル | 2立方メートル |
| 2人 | 8立方メートル | 6立方メートル | 6立方メートル | 6立方メートル | 4立方メートル |
| 3人 | 12立方メートル | 8立方メートル | 8立方メートル | 8立方メートル | 4立方メートル |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 4 人以上 | 12 立方メートルに、3 人を超えて 1 人増えるごとに 2 立方メートルを加算した水量 | 8 立方メートルに、3 人を超えて 1 人増えるごとに 2 立方メートルを加算した水量 | 8 立方メートルに、3 人を超えて 1 人増えるごとに 2 立方メートルを加算した水量 | 8 立方メートルに、3 人を超えて 1 人増えるごとに 2 立方メートルを加算した水量 | 4 立方メートル |

備考

1　定例日間の水道水以外の水の使用水量は、この表に掲げる使用人数の区分に従い、同表に定める水道水以外の水の用途に応じた水量とし、水道水以外の水の用途が２以上ある場合は、その水量の合計水量とする。ただし、定例日間に水道水以外の水の使用による汚水の公共下水道への排除を開始し、又はやめた場合（当該定例日間における使用日数が６０日以上である場合を除く。）における当該定例日間の水道水以外の水の使用水量は、当該水道水以外の水の用途に応じた水量又は合計水量に、当該定例日間における使用日数を６０で除して得た数を乗じて得た水量（その水量に１立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた水量）とする。

2　この表において「使用人数」とは、使用者及びその同居人の合計人数をいう。

3　この表において「洗顔その他」とは、トイレ、風呂、炊事及び洗濯以外の用途をいう。

4　定例日間に使用人数又は水道水以外の水の用途の変更があった場合にあっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める使用人数及び水道水以外の水の用途を当該定例日間における使用人数及び水道水以外の水の用途とみなして、この表を適用する。

(1)　第３号及び第４号に掲げる場合を除き、当該定例日間において、変更前の使用日数が変更後の使用日数を超えない場合　変更後の使用人数及び水道水以外の水の用途

(2)　次号及び第４号に掲げる場合を除き、当該定例日間において、変更前の使用日数が変更後の使用日数を超える場合　変更前の使用人数及び水道水以外の水の用途

(3)　次号に掲げる場合を除き、当該定例日間において２回以上変更があった場合　使用日数が最も多い使用人数及び水道水以外の水の用途

(4)　当該定例日間において、２回以上変更があった場合であって、変更前の使用日数と変更後の使用日数がそれぞれ同数であるとき。　直近の使用人数及び水道水以外の水の用途

様式第１号第１面中「□建替新築　□仮設　□その他（　　）」を「□仮設　□その他（　　）」に改め、同面備考中「申請書」を「様式」に、「３部は」を「うち３部は、」に改め、「【受益者負担金】賦課済・未賦課・猶予中・その他」を削る。

様式第１号の２第１面中「□建替新築　□仮設　□その他（　　）」を「□仮設　□その他（　　）」に、「計量メーター」を「計測装置」に改め、同面備考を次のように改め、同面注を削る。

備考

1　この様式において「計測装置」とは、水道水以外の水の使用水量を計測するための装置をいう。

2　この様式において「減量メーター」とは、水道水以外の水の使用水量のうち公共下水道に排除されない水量を計測するための装置をいう。

3　この様式は、３部提出すること（うち２部は、コピーでも可）。

様式第１号の３備考第１項中「工事完了後、」を「この様式は、工事完了後」に改め、同様式備考第２項中「完了届」を「様式」に、「１部は」を「うち１部は、」に改める。

様式第２号備考第１項中「工事完了後、」を「この様式は、工事完了後」に改め、同様式備考第２項中「完了届」を「様式」に、「１部は」を「うち１部は、」に改める。

様式第１０号を次のように改める。

様式第１０号（第２６条関係）

| 確認番号 | |
|---|---|

公 共 下 水 道 使 用 届

年　　月　　日

熊本市上下水道事業管理者　（宛）

〒
届出者　住　所

フリガナ

氏　名　　印

ＴＥＬ

公共下水道の使用について、熊本市下水道条例第１１条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | |
|---|---|---|
| 届出内容 | □開始　□廃止　□名義変更 | |
| 使用場所 | 熊本市　区 | |
| 使用者 | 住　所<br>ﾌﾘｶﾞﾅ<br>氏　名 | 〒<br>印<br>※　届出者と使用者が異なる場合のみ記入すること。 |
| 区　分 | □一般家庭　□事業所等 | |
| 開始・廃止・名義変更の年月日 | 年　月　日 | |
| 使用水（種別） | | |
| □水道水 | 水せん番号（　） | |
| □井戸水 | 計測装置の有無　□有　□無 | |
| □温泉水 | 計測装置の有無　□有　□無 | |
| □雨水利用水 | 計測装置の有無　□有　□無 | |
| □簡易水道水 | 計測装置の有無　□有　□無 | |
| □その他（　） | 計測装置の有無　□有　□無 | |

備考

1　この様式において「事業所等」とは、事業所、工場、病院、学校、官公署等（一般家庭を除く。）をいう。

2　この様式において「計測装置」とは、水道水以外の水の使用水量を計測するための装置をいう。

3　使用水（種別）は、当てはまるもの全てについて記載すること。

4　水道水を使用する場合は、全ての水せん番号を記載すること。

様式第１１号の次に次の１様式を加える。

様式第１１号の２（第２６条の３関係）

| 確認番号 | |
|---|---|

使用人数等（変更）届

年　　月　　日

熊本市上下水道事業管理者　（宛）

〒
届出者　住　所
フリガナ
氏　名　　印
ＴＥＬ

熊本市下水道条例第１４条の２第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | |
|---|---|---|
| 使用場所 | 熊本市　　区 | |
| 使用者 | 住　所<br>ﾌﾘｶﾞﾅ<br>氏　名 | 〒<br><br>印<br>※　届出者と使用者が異なる場合のみ記入すること。 |

**●使用開始の場合**

| | |
|---|---|
| 使用人数 | 人 |
| 水道水以外の水の用途 | |
| □トイレ　□風呂　□炊事　□洗濯　□散水　□洗顔その他（　　） | |
| ※　水道水と水道水以外の水を併用する場合のみ記入すること。 | |

**●使用人数又は水道水以外の水の用途に変更があった場合**

| | |
|---|---|
| 変更があった事項 | □使用人数　□水道水以外の水の用途 |
| 変更があった年月日 | 年　　月　　日 |
| 変更後の使用人数 | 人<br>※　使用人数に変更があった場合のみ記入すること。 |
| 水道水以外の水の用途　（変更後） | |
| □トイレ　□風呂　□炊事　□洗濯　□散水　□洗顔その他（　　） | |
| ※　水道水と水道水以外の水を併用する場合であって、水道水以外の水の用途に変更があったときのみ記入すること。 | |

備考

１　この様式において「使用人数」とは、使用者及びその同居人の合計人数をいう。

２　この様式において「洗顔その他」とは、トイレ、風呂、炊事、洗濯及び散水以外の用途をいう。

３　水道水以外の水の用途は、使用可能なもの全てにチェックを入れること。

様式第１６号（裏）中「一般家庭汚水」を「一般家庭の汚水」に改める。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

---

上下水道局告示第２２号

平成２６年３月２４日

熊本市下水道条例施行規程（平成２１年上下水道局規程第３６号）第１４条第２項の規定による排水設備指定工事店の指定の効力の停止をしたので、同規程第２２条第２号の規定に基づき、次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者　　宮　原　國　臣

１　指定の効力を停止する排水設備指定工事店の指定番号、事業所所在地、名称及び代表者名並びにその期間

| 指定番号 | 事業所所在地・名称・代表者名 | 指定停止期間 |
|---|---|---|
| 第５２号 | 熊本市中央区出水六丁目４３番５３号<br>株式会社みつとめ設備<br>代表取締役　満留　勝己 | 平成２６年３月２４日から平成２６年４月７日まで |
| 第１６４号 | 熊本市東区錦ケ丘２１番１４号<br>幸輝住設株式会社<br>代表取締役　三浦　寿之 | 平成２６年３月２４日から３月３０日まで |
| 第２３９号 | 合志市御代志１７４０番地の１<br>有限会社大塚商事<br>代表取締役　大塚　一俊 | 平成２６年３月２４日から３月３０日まで |
| 第２７３号 | 熊本市南区田迎一丁目１番２０号<br>清水電気工業株式会社<br>代表取締役　清水　悦子 | 平成２６年３月２４日から３月３０日まで |
| 第２９３号 | 熊本市北区清水万石一丁目８番３９号<br>株式会社木村総合設備<br>代表取締役　木村　和夫 | 平成２６年３月２４日から３月３０日まで |
| 第３６５号 | 上益城郡益城町大字赤井１０３６番地<br>有限会社新栄設備<br>取締役　新宅　竜治 | 平成２６年３月２４日から３月３０日まで |

２　停止する排水設備指定工事店の指定の効力

排水設備工事（平成２６年３月２３日以前に熊本市下水道条例（昭和４６年条例第１４号）第５条の確認を受けたものを除く。）の施工に係る熊本市下水道条例施行規程第７条第１項の規定による排水設備指定工事店の指定の効力

---

上下水道局告示第２３号
平成２６年３月２８日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成２１年上下水道局規程第３６号）第１３条第１項の規定による営業の廃止の届出があったことに伴い、同規程第１４条第１項第１号の規定により熊本市排水設備指定工事店の指定を取り消したので、同規程第２２条第２号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者　　宮　原　國　臣

| 指定番号 | 所在地・商号・代表者名 | 取消年月日 |
|---|---|---|
| 第１２４号 | 熊本市東区長嶺南三丁目３番５６号<br>三信設備工業株式会社<br>代表取締役　四方田　尚子 | 平成２６年３月２５日 |

---

## 病　院　局

病院局規程第１号
平成２６年３月１９日

熊本市病院事業企業職員職名規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市病院事業管理者　　髙　田　明

熊本市病院事業企業職員職名規程の一部を改正する規程

熊本市病院事業企業職員職名規程（平成２１年病院局規程第９号）の一部を次のように改正する。

第２条中「副看護部長」の次に「、副課長」を「主任理学療法士」の次に「、主任視能訓練士」を加える。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

---

病院局規程第２号
平成２６年３月２８日

熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市病院事業管理者　　髙　田　明

熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

熊本市病院事業企業職員の給与に関する規程（平成２１年病院局規程第１６号）の一部を次のように改正する。

第１５条第１項第１号中「第３号」を「次号」に改め、同条第１項第２号を削り、同条第１項第３号を同条第１項第２号とし、同条第２項本文中「又は第２号」を削り、「第３号」を「第２号」に改め、同条第２項第２号を削り、同条第２項第３号を同条第２項第２号とする。

第２２条第３項を次のように改める。

３　単身赴任手当の月額は、２３，０００円（管理者が定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が管理者が定める距離以上である職員にあっては、その額に、４５，０００円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて管理者が定める額を加算した額）とする。

第３４条第１項中「別表第１０」を「別表第９」に改める。

別表第９を削り、別表第１０を別表第９とする。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

---

病院局規程第３号

平成２６年３月２８日

熊本市病院局事務分掌規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市病院事業管理者　　髙　田　明

熊本市病院局事務分掌規程の一部を改正する規程

熊本市病院局事務分掌規程（平成２１年病院局規程第３号）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

（分課）

第２条　分課は次のとおりとする。

熊本市民病院

医療安全感染対策部

医療安全対策室

感染対策室

地域医療連携部

地域医療連携室

がん相談支援センター

機能支援部

医療情報室

医療の質向上支援室

施設基準等調査室

内科

神経内科

呼吸器内科

感染症内科

消化器内科

循環器内科

血液・腫瘍内科

腎臓内科

代謝内科

精神科

新生児内科

小児科

小児外科

小児循環器内科

小児心臓外科

外科

乳腺・内分泌外科
呼吸器外科
心臓血管外科
整形外科
リウマチ科
リハビリテーション科
脳神経外科
皮膚科
泌尿器科
産科
婦人科
眼科
耳鼻咽喉科
放射線科
歯科口腔外科
麻酔科
病理診断科
中央手術部
集中治療部
救急診療部
中央放射線部
中央検査部
内視鏡センター
外来化学療法センター
血液浄化センター
緩和ケアセンター
中央臨床工学部
医療技術部
薬剤課
放射線技術室
検査技術室
生理検査センター
病理検査センター
リハビリテーション技術室
栄養管理技術室
臨床工学技術室
視能訓練技術室
看護部
事務局
総務課
施設管理室
経営企画課
医事課
熊本市民病院附属芳野診療所
植木病院
診療部

内科
外科
整形外科
循環器内科
脳神経外科
リハビリテーション科
放射線科
地域医療連携室
健診部
診療放射線部
リハビリテーション室
薬剤部
検査部
栄養管理室
診療情報管理室
看護部
事務局

第３条第２項中「課に課長」の次に「、副課長」を同条第７項中「事務局に事務局長」の次に「、病院審議員」を加える。

第４条中第２７号を第２８号とし、第１９号から第２６号までを１号づつ繰り下げ、同条第１８号の次に次の１号を加える。

(19)　副課長　課長の基本的職能に係る事項及びその他の決定事項について全般的に課長と連携協力して取り組むとともに、あらかじめ定められた事項について代行し、並びに課の所管事務事業に関する事項の企画及び立案に参画し、並びに進行管理を行う。

第５条を次のように改める。

（事務分掌）

第５条　事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

熊本市民病院

医療安全感染対策部

医療安全対策室

(1)　医療安全対策に関すること。

(2)　危機管理に関すること。

(3)　前２号に掲げるもののほか、医療安全に関すること。

感染対策室

(1)　感染対策に関すること。

地域医療連携部

地域医療連携室

(1)　病診連携に関すること。

(2)　総合相談窓口に関すること。

がん相談支援センター

(1)　がん相談機能の推進及び向上に関すること。

(2)　がんサロンの運営等に関すること。

機能支援部

医療情報室

(1)　電算システムの開発及び管理に関すること。

(2)　医学情報の収集及び管理に関すること。

(3)　診療記録の管理に関すること。

医療の質向上支援室

(1)　病院機能評価に関すること。

(2)　医療の質を向上させる施策の企画立案等に関すること。

施設基準等調査室

(1)　施設基準の取得及び変更等における企画立案並びに院内調整に関すること。

(2)　診療報酬制度の新設改正等の情報収集や研究等に関すること。

(3)　診療行為分析、ＤＰＣ分析等の実施と院内への情報提供及び周知に関すること。

診療各科

(1)　患者の診察に関すること。

(2)　病理組織の診断及び病理解剖に関すること。

(3)　医務に属する諸検査及び鑑定に関すること。

(4)　診療統計に関すること。

(5)　付添人、看護人及び面会人に関すること。

(6)　前各号に掲げるもののほか、医務に関すること。

中央手術部

(1)　手術に関すること。

集中治療部

(1)　救急重症患者の集中治療に関すること。

救急診療部

(1)　救急患者の診察に関すること。

中央放射線部

(1)　放射線による診療に関すること。

中央検査部

(1)　臨床検査に関すること。

医療技術部

薬剤課

(1)　調剤及び製剤に関すること。

(2)　薬品の試験検査に関すること。

(3)　薬品の出納及び保管に関すること。

(4)　処方箋の整理及び保管に関すること。

(5)　所管器具の管理に関すること。

(6)　前各号に掲げるもののほか、薬務に関すること。

放射線技術室

(1)　放射線機器等及び放射性医薬品による画像検査に関すること。

(2)　放射線照射機器等による放射線照射に関すること。

(3)　中央放射線部との連携に関すること。

検査技術室

(1)　生化学、血液、細菌等の医学的検査に関すること。

(2)　その他診療上必要な検査に関すること。

(3)　輸血に関すること。

(4)　中央検査部との連携に関すること。

生理検査センター

(1)　生理検査等に関すること。

病理検査センター

(1)　病理解剖の補助等に関すること。

(2)　病理解剖の医学的検査に関すること。

リハビリテーション技術室

(1)　機能回復訓練に関すること。

栄養管理技術室

(1)　給食に関すること。

(2)　栄養指導に関すること。

臨床工学技術室

(1)　医療機器及び生命維持管理装置等の操作、保守、点検及び管理に関すること。

視能訓練士技術室

(1)　視能訓練の計画及び実施に関すること

看護部

(1)　患者の看護に関すること。

(2)　看護師の勤務統制に関すること。

(3)　看護師の研修に関すること。

(4)　前３号に掲げるもののほか、看護業務に関すること。

(5)　病棟の整理整頓に関すること。

事務局

総務課

(1)　病院局内の総合的調整に関すること。

(2)　病院局内事務の連絡調整に関すること。

(3)　条例、規程等の制定改廃に関すること。

(4)　病院局職員の任用、服務及び研修に関すること。

(5)　病院局職員の給与及び退職手当に関すること。

(6)　労務管理、労働安全及び衛生管理に関すること。

(7)　職員の公務災害に関すること。

(8)　前各号に掲げるもののほか、他課に属しない事項に関すること。

施設管理室

(1)　病院の維持管理及び工事等に関すること。

経営企画課

(1)　病院事業経営の企画調整及び調査、分析並びに改善に関すること。

(2)　病院局の予算に関すること。

(3)　企画、財政計画及び資金計画に関すること。

(4)　企業債、補助金、治験等の収入に関すること。

(5)　工事等の請負契約及びそれに係る検査に関すること。

(6)　物品の購入及び修理並びにそれらの支出の統括に関すること。

(7)　物品等の管理に関すること。

(8)　職員の被服貸与に関すること。

(9)　決算に関すること。

(10)　収入金に関すること。

(11)　支払の審査及び執行に関すること。

(12)　現金及び有価証券の保管並びに出納に関すること。

(13)　監査に関すること。

(14)　財産の所有、管理及び処分に関すること。

医事課

(1)　患者の受付及び入退院に関すること。

(2)　診療報酬請求等に関すること。

(3)　患者の諸証明に関すること。
(4)　医事統計に関すること。
(5)　未収金に関すること。
(6)　施設基準に関すること。（他課の所管に属するものを除く。）
(7)　前各号に掲げるもののほか、医事に関すること。

診療所

(1)　患者の診療に関すること。
(2)　医務に属する諸検査及び鑑定に関すること。
(3)　調剤及び薬品の保管に関すること。
(4)　診療統計に関すること。
(5)　前各号に掲げるもののほか、医務に関すること。

植木病院

診療部

診療各科

(1)　患者の診療に関すること。
(2)　救急患者の診察に関すること。
(3)　医務に属する諸検査及び鑑定に関すること。
(4)　付添人、看護人及び面会人に関すること。
(5)　前各号に掲げるもののほか、医務に関すること。

地域医療連携室

(1)　地域医療連携に関すること。
(2)　保健医療福祉の連携に関すること。

健診部

(1)　健診に関すること。

診療放射線部

(1)　放射線に関すること。

リハビリテーション室

(1)　機能回復訓練に関すること。

薬剤部

(1)　薬務に関すること。

検査部

(1)　臨床検査に関すること。

栄養管理室

(1)　栄養指導及び給食に関すること。

診療情報管理室

(1)　診療記録の管理に関すること。
(2)　診療統計及び分析に関すること。

看護部

(1)　患者の看護に関すること。
(2)　看護師の勤務統制に関すること。
(3)　看護師の研修に関すること。
(4)　病棟の管理に関すること。
(5)　前各号に掲げるもののほか、看護業務に関すること。
(6)　手術に関すること。
(7)　医療用備品、材料及び消耗品の整備に関すること。
(8)　医療用備品、材料及び消耗品の滅菌に関すること。

事務局

(1)　文書事務に関すること。
(2)　職員の人事及び給与に関すること。
(3)　予算に関すること。
(4)　決算に関すること。
(5)　土地及び建物に関すること。
(6)　物品等に関すること。
(7)　患者の受付及び入退院に関すること。
(8)　診療報酬請求等に関すること。
(9)　医事に関する諸統計に関すること。
(10)　前各号に掲げるもののほか、植木病院の庶務に関すること。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

---

病院局規程第４号
平成２６年３月２８日

熊本市病院局事務決裁規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市病院事業管理者　　髙　田　明

熊本市病院局事務決裁規程の一部を改正する規程

熊本市病院局事務決裁規程（平成２１年病院局規程第４号）の一部を次のように改正する。

第７条中「医療情報部長」を「機能支援部長」に改める。

第８条中「中央検査部長」の次に「、央臨床工学部長」を加える。

第１０条経営企画課長専決事項の項第１０号を１３号とし第９号の次に次の３号を加える。

(10)　科目振替に関すること。
(11)　預り金の支払いに関すること。
(12)　不用品の処分に関すること。

第１１条中出納室長専決事項の項を削る。

第１７条第６項中「当該事務の所管の」の次に、「副課長、」を加え、第７項中「課長」の次に「、副課長」を加える。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

---

病院局規程第５号
平成２６年３月２８日

熊本市病院局職員被服貸与規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市病院事業管理者　　髙　田　明

熊本市病院局職員被服貸与規程の一部を改正する規程

熊本市病院局職員被服貸与規程（平成２１年病院局規程第２０号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（第 2 条関係）の表中

「

| | | |
|---|---|---|
| 医師女性 | ズボン又はスカート | 1 |

」を「

| | | |
|---|---|---|
| 医師女性 | ズボン | 1 |

」に、

「

| | | |
|---|---|---|
| 看護師男性 | 白衣（上着・ズボン） | 1 |
| | 予防衣 | 1 |

」を「

| | | |
|---|---|---|
| 看護師男性 | 上着 | 1 |
| | ズボン | 1 |

」に、

「

| | | |
|---|---|---|
| 看護師女性 | 白衣（上着・ズボン）又はワンピース型白衣 | 1 |
| | 予防衣 | 1 |

」を「

| | | |
|---|---|---|
| 看護師女性 | 上着 | 1 |
| | ズボン | 1 |

」に、

「

| | | |
|---|---|---|
| 薬剤師男性 | 診察衣 | 1 |

」を「

| | | |
|---|---|---|
| 薬剤師男性 | 上着又は診察衣 | 1 |

」に、

「

| | | |
|---|---|---|
| 薬剤師女性 | 白衣（診察衣・スカート）、白衣（上着・ズボン）又はワンピース型白衣 | 1 |

」を「

| | | |
|---|---|---|
| 薬剤師女性 | 上着又は診察衣 | 1 |
| | ズボン | 1 |

」に、

「

| | | |
|---|---|---|
| 歯科衛生士 | ワンピース型白衣 | 1 |

」を「

| | | |
|---|---|---|
| 歯科衛生士 | 上着 | 1 |
| | ズボン | 1 |

」に、

「

| | | |
|---|---|---|
| 技師女性 | 白衣（診察衣・スカート）、白衣（上着・ズボン）又はワンピース型白衣 | 1 |

」を「

| | | |
|---|---|---|
| 技師女性 | 上着又は診察衣 | 1 |
| | ズボン | 1 |

」に改める。

別表第 2（第 2 条関係）表中

「

| | | |
|---|---|---|
| 看護師男性 | 予防衣 | 1 |

」を削り、

「

| | | |
|---|---|---|
| 看護師女性(病棟看護師及び患者を固定する業務がある者) | 白衣（上着・ズボン）又はワンピース型白衣 | 1 |
| | 予防衣 | 1 |

」を削り、

「

| | | |
|---|---|---|
| 看護師女性 | ワンピース型白衣 | 1 |
| | 予防衣 | 1 |

」を「

| | | |
|---|---|---|
| 看護師女性 | 上着 | 1 |
| | ズボン | 1 |

」に、

「

| | | |
|---|---|---|
| 看護助手 | ワンピース型白衣 | 1 |

」を「

| | | |
|---|---|---|
| 看護助手 | 上着 | 1 |
| | ズボン | 1 |

」に、

「

| | | |
|---|---|---|
| 歯科衛生士 | ワンピース型白衣 | 1 |

」を「

| | | |
|---|---|---|
| 歯科衛生士 | 上着 | 1 |
| | ズボン | 1 |

」に、

「

| | | |
|---|---|---|
| 技師（患者を固定する業務がある者） | 上着又は診察衣 | 1 |
| | ズボン | 1 |

」を「

| | | |
|---|---|---|
| 技師、薬剤師、視能訓練士 | 上着又は診察衣 | 1 |
| | ズボン | 1 |

」に、

「

| | | |
|---|---|---|
| 技師、薬剤師、視能訓練士及び診療録管理室に勤務する職員 | 診察衣 | 1 |

」を「

| | | |
|---|---|---|
| 診療録管理室に勤務する職員 | 診察衣 | 1 |

」に改める。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

---

# 教育委員会

教委規則第１号

平成２６年３月２７日

熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市教育委員会委員長　　﨑　元　達　郎

熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則（昭和４１年教委規則第６号）の一部を次のように改正する。

第２条中「次長　首席教育審議員」を「次長　首席審議員　首席教育審議員」に、「室長　教育審議員　課長補佐　室長補佐　政策調整主幹　主幹」を「室長　副課長　審議員　教育審議員　政策審議員　課長補佐　主幹」に、「社会教育主事　係長　主査」を「社会教育主事　主査」に、「主任技師副主任」を「主任技師　副主任」に、「技師　技師（業務）」を「技師」に改める。

第４条中「主事　主事補　技師　技師補　技師（業務）　技師補（業務）　給食技師　給食技師補」を「主事　技師　給食技師」に改める。

第５条中「、課長」の次に「、副課長」を加える。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

---

教委規則第２号

平成２６年３月２７日

熊本市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市教育委員会委員長　　﨑　元　達　郎

熊本市教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

熊本市教育委員会事務局等組織規則（平成２４年教委規則第３号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「課長補佐、係に係長」を「主査」に改め、同条第５項を削り、同条第４項中「及び主査」を削り、同項を同条第５項とし、同条第３項中「及び室長補佐」を削り、同項を同条第４項とし、同条第２項中「総括審議員、」の次に「首席審議員、」を加え、「政策調整主幹」を「政策審議員」に改め、「課に」の次に「審議員及び」を、「教育審議員、」の次に「課及び教育相談室に」を、「参事」の次に「その他必要な職員」を加え、同項を同条第３項とし、同項の前に次の１項を加える。

２　教育委員会が別に定める課に副課長を置く。

第５条を次のように改める

（各職位の基本的職能）

第５条　各職位の基本的職能は、次のとおりとする。

(1)　総括審議員の基本的職能

ア　上司の命を受け、特に重要な施策に関する特命事項について企画し、及び立案し、並びに関係事務を統理する。

(2)　次長の基本的職能

ア　教育長を補佐し、事務局内の事務を統理するとともに、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、教育長の職務を代行する。

イ　事務局の基本方針及び基本計画の決定に基づき、所管事務事業の執行方針及び執行方針実現のための実施計画を立案する。

ウ　所属職員の指導、教育及び監督を行い、所管事務事業の執行方針、実施計画及び上司の指示事項等の周知徹底を図る。

エ　所管事務事業の運営について常に留意し、重要事務事業の進行管理及び方針計画の変更並びに異例事項等について報告し、教育長の指示を受けて事務局の調整を図る。

オ　所管事務事業の執行体制に係る重要な人事、組織、制度等に関する上申及び改善の提案を行う。

(3)　首席審議員及び首席教育審議員の基本的職能

ア　上司の命を受け、事務局の主要施策に関する特定の事項について企画し、及び立案し、並びに関係事務を統括整理する。

(4)　課長（人権教育指導室長、熊本市教育センター所長、熊本市立図書館長及び熊本博物館長を含む。以下この条において同じ。）の基本的職能

ア　第２号の執行方針及び実施計画の決定及び推進について、所管事項に係る提案、助言等により、上司を補佐する。

イ　第２号の執行方針及び実施計画の決定に基づき、所管事務事業の個別計画を具体的に設定し、及び立案する。

ウ　所属職員の指導、教育及び監督を行い、課の個別計画及び上司の指示事項等の周知徹底を図る。

エ　所管事務事業の執行状況を常に把握し、進行管理及び計画の変更並びに異例事項等について上司に報告し、その指示を受けて課の調整を図る。

オ　所管業務の事務改善に留意し、有効かつ適切な執行能力を確保するために、最善の努力を払う。

(5)　副課長の基本的職能

ア　課長の基本的職能に係る事項及びその他の決定事項について全般的に課長と連携協力して取り組むとともに、あらかじめ定められた事項について代行する。

イ　課の所管事務事業に関する事項の企画及び立案に参画し、並びに進行管理を行う。

(6)　審議員及び教育審議員の基本的職能

ア　上司の命を受け、特命事項の企画及び立案に参画し、並びに関係事務を統括整理する。

(7)　政策審議員の基本的職能

ア　上司の命を受け、事務局の基本方針及び基本計画の決定及び推進に関する特命事項の企画、立案及び調整に参画し、並びに関係事務を統括整理する。

(8)　かいの長（かい相当機関の長を含む。）の基本的職能

ア　直属上司の命を受け、所属職員を指揮監督して、所管の事務を処理するとともに、直属上司に協力して所属職員の指導及び教育に当たり、執行能力の養成及び開発に努める。

イ　所管事務事業の細目的実施スケジュールを立案する。

ウ　所管事務の事務改善に留意し、有効かつ迅速な執行能力を確保するため最善の努力を払う。

(9)　課長補佐の基本的職能

ア　直属上級職位の基本的職能に係る事項及びその他の決定事項について全般的に補佐し、あらかじめ定められた事項について代行する。

(10)　主幹及び技術主幹の基本的職能

ア　直属上司の命を受け、課の主要施策に関する特定の事項の調査、研究及び実施に携わる。

イ　直属上司の基本的職能に係る事項及びその他の決定事項について補佐し、あらかじめ定められた事項について代行する。

(11)　主査の基本的職能

ア　課の個別計画の具体的設定及び推進について、所管事項に係る提案等により、課長を補佐する。

イ　課の個別計画の具体的設定に基づき、所管事務事業の細目的実施スケジュールを立案する。

ウ　課長の命を受け、指示された特定の事項の企画、調査、研究及び実施に携わる。

エ　課長の命を受け、所属職員を指揮監督して、班の事務を処理するとともに、課長に協力して所属職員の指導及び教育に当たり、執行能力の養成及び開発に努める。

オ　所管事務の事務改善に留意し、有効かつ迅速な執行能力を確保するため最善の努力を払う。

(12)　参事及び技術参事その他専門職位の基本的職能

ア　直属上司の命を受け、指示された専門事項その他特定の事務事業の調査、研究及び実施に携わる。

イ　直属上司の基本的職能に係る事項及びその他の決定事項のうち、あらかじめ定められた事項について代行する。

別表１教育政策課の項事務分掌の欄に次の１号を加える。

(17)　特別支援学校に関すること。

別表１中「別表１」を「別表１（第２条関係）」に改め、同表係の欄を削る。

別表２中「別表２」を「別表２（第３条関係）」に改める。

附　則

（施行規則）

１　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の第４条の規定にかかわらず、平成３１年３月３１日までの間に限り、教育長が別に定める課に課長補佐を置くことができる。

---

教 委 規 則 第 ３ 号

平成２６年３月２７日

熊本市教育委員会事務局事務専決規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市教育委員会委員長　　﨑　元　達　郎

熊本市教育委員会事務局事務専決規則の一部を改正する規則

熊本市教育委員会事務局事務専決規則（昭和４１年教委規則第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第７号中「県費負担の教職員及び市費負担の教育職員の給与の決定」を「職員の給与の決定

（熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成２４年教委規則第４号）第２条の表総務局次長の項に規定する事務を除く。）」に改める。

第４条第１項に次のただし書を加える。

ただし、課長共通専決事項の項第６号（照会及び回答に係る部分に限る。）に掲げる事項については、副課長によりこれらの事項に係る権限が行使されない場合に限る。

第４条課長共通専決事項の項第６号中「経由進達」を「経由、進達」に、「通知及び許可並びに取消し」を「通知並びに許可及びその取消し」に改める。

第７条第２項中「前項」を「前２項」に改め、「、教育政策課長の合議を経て」を削り、同項を同条第３項とし、同条第１項に後段として次のように加え、同項を同条第２項とする。

この場合においては、あらかじめ、教育政策課長に協議しなければならない。

第７条に第１項として次の１項を加え、同条を第１０条とする。

副課長を置く課の課長は、課長専決事項について、副課長と協議の上、当該専決事項に係る決裁権限を副課長に付与し、調整を図ることができるものとする。

第６条第１項中「事務を」を「事務について」に改め、同条第２項中「教育長、次長ともに」を「教育長及び次長に」に、「急施を要する事務に限りその事務の所管の課長が」を「緊急を要する事務に限り、所管の課長がその事務について」に改め、同条第３項中「課長補佐」を「副課長」に、「事務を」を「事務について」に改め、同条第４項を次のように改める。

４　前項に規定する場合において副課長に事故があるとき又は副課長を置かない課において課長に事故があるときは、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者がその事務について代決する。

(1)　かい（かい相当機関を含む。）の所管する事務　当該かいの長

(2)　前号に掲げる事務以外の事務　課長の直属下級職位（課長補佐、主幹（主査を兼ねるものに限る。）又は主任指導主事（主査を兼ねるものに限る。）に限る。）にある者

第６条に次の２項を加え、同条を第９条とする。

５　前項に規定する場合において、代決する者に事故があるとき又は代決する者を欠くときは、定例かつ軽易で緊急を要するものに限り、所管の主査（代決する者の直属下級職位にある者が主査以外の者である場合にあっては、当該者）がその事務について代決する。

６　代決した事項については、速やかに後閲を受けるものとする。

第５条中「第４条」を「第４条まで」に、「次の各号の一に」を「、次の各号のいずれかに」に改め、同条を第８条とする。

第４条の３の見出しを「（主査専決事項）」に改め、同条中「係長及び」を削り、同条を第７条とする。

第４条の２を第６条とし、同条の前に次の１条を加える。

（副課長専決事項）

第５条　次の事項は、副課長の専決とする。

(1)　定例的な所管事務に係る照会及び回答に関すること。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

（熊本市教育センター条例施行規則の一部改正）

２　熊本市教育センター条例施行規則（昭和６２年教委規則第３６号）の一部を次のように改正する。

第４条中「事務長」を「主査」に改める。

第６条第２項中「第５条」を「第８条」に改め、同条第３項中「事務長」を「主査」に、「第４条の３」を「第７条」に改める。

（熊本市立図書館設置条例施行規則の一部改正）

３　熊本市立図書館設置条例施行規則（平成１３年教委規則第１９号）の一部を次のように改正する。

第２６条第２項中「第５条」を「第８条」に改め、同条第４項中「第４条の３」を「第７条」に改める。

（熊本博物館条例施行規則の一部改正）

４　熊本博物館条例施行規則（昭和４１年教委規則第７号）の一部を次のように改正する。

第８条中「第４条の３」を「第７条」に改める。

第９条中「第５条」を「第８条」に改める。

（熊本市立野外教育施設条例施行規則の一部改正）

５　熊本市立野外教育施設条例施行規則（昭和５３年教育委員会規則第１０号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「第４条の３」を「第７条」に改める。

---

教委規則第４号

平成２６年３月２７日

熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市教育委員会委員長　崎　元　達　郎

熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成２４年教委規則第４号）の一部を次のように改正する。

第２条の表総務局次長の項中「教育職員を除く。）の給与の決定」を「臨時的任用の教育職員を除く。）の給与の支給」に改める。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

---

教委告示第４号

平成２６年３月２０日

熊本市教育委員会会議を次のとおり開催する。

熊本市教育委員会委員長　崎　元　達　郎

１　日時

平成２６年３月２５日（火）　午後２時から

２　場所

マスミューチュアル生命ビル　７階　会議室

３　議事

(1)　熊本市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正について

(2)　熊本市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

(3)　熊本市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

(4)　熊本市教育委員会事務局事務専決規則の一部改正について

(5)　熊本市教育振興基本計画の見直しについて

(6)　熊本市教育振興基本計画第２期実施計画の策定について

(7)　平成２６年度熊本市教育方針の制定について

(8)　熊本市立特別支援学校小・中学部整備基本計画の策定について

(9)　「熊本市いじめ防止基本方針」の策定について

(10)　熊本市生涯学習指針の中間見直しについて

(11)　熊本市西南戦争遺跡群調査検討委員会委員委嘱について

４　協議

(1)　熊本市立幼稚園基本計画（素案）について
(2)　平成２６年度事務事業点検評価の実施方法について
５　報　告
(1)　平成２７年度学校事務職の採用について
(2)　第２回熊本市わくわくチャレンジ長なわとびフェスタについて
(3)　熊本城マラソンの実施状況及び調査結果の報告について
(4)　第７回・第８回タウンミーティングの意見交換内容について
(5)　第７回・第８回スクールミーティングの意見交換内容について
(6)　広報・広聴関係について

---

# 監　　査

監委規程第１号
平成２６年３月３１日

熊本市監査事務局規程の一部を次のように改正する。

熊本市代表監査委員　　平　塚　　孝　一

熊本市監査事務局規程の一部を改正する規程

熊本市監査規程（昭和５０年監委規程第１号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「　主事　技師　」を削り、同条第２項中「首席監査審議員、監査審議員」を「首席審議員、審議員」に、「技術参事、主任」を「技術参事」に、「及び主任技師」を「、主任技師、主事及び技師」に改め、同条第３項中「首席監査審議員、監査審議員」を「首席審議員、審議員」、「技術参事、主任」を「技術参事」に、「及び主任技師」を「、主任技師、主事及び技師」に改める。

第８条第２項中「首席監査審議員」を「首席審議員」に、「、監査審議員」を「、審議員」に、「、技術参事及び主任」を「及び技術参事」に、同条第３項中「、技師」を「及び技師」に改める。

第９条第３項中「雇用」を「任用」に改める。

第１０条第２項中「補佐」を「副事務局長の直属下級職位（補佐又は主幹（主査を兼ねるものに限る。）に限る。）にある者」に改め、

第１０条の２中「決定の事務」を「支給事務」に改める。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

---

監委公告第６号
平成２６年３月２８日

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の３７第５項の規定に基づき、包括外部監査人から平成２５年度包括外部監査の結果につき、次のとおり報告があったので、同法第２５２条の３８第３項の規定により公表する。

熊本市監査委員　　田　尻　清　輝
熊本市監査委員　　竹　原　孝　昭
熊本市監査委員　　平　塚　孝　一
熊本市監査委員　　坂　本　邦　彦

第１　監査の概要
１　外部監査の種類

地方自治法第２５２条の３７第１項及び熊本市外部監査契約に基づく監査に関する条例第２条に基づく包括外部監査

２　選定した特定の事件（テーマ）

(1) 監査対象

行政組織の統制システムの整備運用状況について、以下の統制システムを対象とした。

・歳入及び債権管理の統制システム
・歳入歳出外現金等の統制システム
・公金外現金等の統制システム
・情報セキュリティーの統制システム

以下、登載省略

---

## 選挙管理委員会

選 管 告 示 第 ７ 号
平成２６年３月３１日

平成２６年３月２４日、熊本市定例市議会により、熊本市選挙管理委員会委員及び同補充員が、新たに選挙され、次のとおり就任した。

熊本市選挙管理委員会事務局

任期　第１９回　平成２６年３月２９日～平成３０年３月２８日

委　員

| 氏　　名 | 住　　所 |
|---|---|
| 委員長　　田代　芳郎 | 熊本市中央区京町一丁目７－１９ |
| 職務代理者　　佐々木　亮 | 熊本市東区東本町２１－４－５０１ |
| 馬場　　啓 | 熊本市東区画図町重富７３５－３３ |
| 西岡　　博 | 熊本市南区砂原町３４６－３ |

補充員

| 氏　　名 | 住　　所 |
|---|---|
| 田中　満生 | 熊本市東区秋津町秋田３４４５－３７ |
| 西村　建治 | 熊本市北区龍田陳内一丁目２－１ |
| 山下　初男 | 熊本市西区花園六丁目４１－２５ |
| 島田　俊六 | 熊本市東区新外一丁目３－８１ |

## 人事委員会事務局

人 委 規 則 第 ２ 号

平成２６年３月３１日

熊本市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会委員長　　森　山　義　文

熊本市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

熊本市職員の任用に関する規則（平成６年人委規則第８号）の一部を次のように改正する。

本則中「係長級昇任試験」を「主査級昇任試験」に、「係長級」を「主査級」に「課長補佐級」を「主幹級」に、「係長」を「主査」に、「課長補佐」を「主幹」に改める。

別表第１、別表第３及び別表第４中「課長補佐級」を「主幹級」に、「係長級」を「主査級」に、「課長補佐」を「主幹」に、「係長職」を「主査職」に、「課長補佐職」を「主幹職」に、「係長」を「主査」に改める。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

---

人 委 規 則 第 ３ 号

平成２６年３月３１日

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会委員長　　森　山　義　文

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

熊本市一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成１９年人委規則第１号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項中「２２号給」を「２６号給」に改める。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

---

人 委 規 則 第 ４ 号

平成２６年３月３１日

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会委員長　　森　山　義　文

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成７年人委規則第２号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１条を加える。

（高遊原南消防組合の消防事務の移管及び宇城広域連合からの脱退に伴う経過措置）

第６条　平成２６年４月１日前に、旧高遊原南消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成７年規則第１号）又は宇城広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成１９年宇城広域連合規則第１１号）の規定に基づきなされた週休日及び勤務時間の割振り等の決定その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定に基づいて行われたものとみなす。

別表第２の２４の項事由の欄中「第１条第３項第４号」を「第２条第４号」に改め、同項期間の欄中「第３条第１号」を「第４条第１項第１号」に、「同条第２号」を「同項第２号」に改める。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

---

人 委 規 則 第 ５ 号

平成２６年３月３１日

営利企業等の従事制限に関する規則の一部の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会委員長　　森　山　義　文

営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則

営利企業等の従事制限に関する規則（平成６年人委規則第１１号）の一部を次のように改正する。

附則に次の１項を加える。

（高遊原南消防組合の消防事務の移管及び宇城広域連合からの脱退に伴う経過措置）

５　平成２６年４月１日前に高遊原南消防組合又は宇城広域連合（以下「旧組合等」という。）の職員であった者で引き続き本市の職員となったもののうち、同日前に旧組合等の任命権者より法第３８条第１項の規定に基づく許可を受けた者については、本市の任命権者の許可を受けたものとみなす。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

---

人委規則第６号

平成２６年３月３１日

熊本市住居手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会委員長　　森　山　義　文

熊本市住居手当支給規則の一部を改正する規則

熊本市住居手当支給規則（平成６年人委規則第１８号）の一部を次のように改正する。

第３条中「第５条第２号に掲げる住宅並びに」を削る。

第４条中「第１３条第１項第３号」を「第１３条第１項第２号」に改める。

第５条及び第６条を次のように改める。

第５条及び第６条　削除

第７条中「第１３条第１項第３号」を「第１３条第１項第２号」に改める。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

---

人委規則第７号

平成２６年３月３１日

熊本市単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会委員長　　森　山　義　文

熊本市単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則

熊本市単身赴任手当支給規則（平成６年人委規則第２６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第４号中「熊本市住居手当支給規則（平成６年人委規則第１８号）第５条に掲げる」を「人事委員会が別に定める」に改める。

第４条の見出しを「（加算額等）」に改め、同条第１項中「額は、別表のとおりとする」を「交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者等の住居までの経路の長さについて、人事委員会の定めるところにより行うものとする」に改め、同条第２項中「第１６条第１項の職員たる要件を具備するに至った職員で、新たに勤務することとなった勤務公署又は配偶者等の住居の所在する地域が別表に掲げられていない場合には、人事委員会の承認を得て、人事委員会の定める額を支給することができる」を「第１６条第２項の人事委員会規則で定める距離は、１００キロメートルとする」に改め、同条に次の１項を加える。

３　条例第１６条第２項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、

当該各号に定める額とする。

(1)　１００キロメートル以上３００キロメートル未満　６，０００円

(2)　３００キロメートル以上５００キロメートル未満　１２，０００円

(3)　５００キロメートル以上７００キロメートル未満　１８，０００円

(4)　７００キロメートル以上９００キロメートル未満　２４，０００円

(5)　９００キロメートル以上1，１００キロメートル未満　３０，０００円

(6)　1，１００キロメートル以上1，３００キロメートル未満　３５，０００円

(7)　1，３００キロメートル以上1，５００キロメートル未満　４０，０００円

(8)　1，５００キロメートル以上　４５，０００円

別表を削る。

様式第１号を次のように改める。

様式第１号（第６条関係）

（表）

# 単　身　赴　任　届

年　月　日　提出

| 任命権者 様 | 所属課名 | 職名 | 職員コード | 氏名 印 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

| 勤務公署名 | | 所在地 | |
|---|---|---|---|
| 届出の理由 | □1　新規　□2　異動　□3　転居(□本人　□配偶者)<br>□4　その他(　　) | 左記事実の発生年月日 | 年　月　日 |

熊本市単身赴任手当支給規則第6条の規定に基づき、配偶者等との別居の状況等を届け出ます。

| 異動直前の居住状況等 | | |
|---|---|---|
| | 本人の住居 | |
| | 同居者 | □配偶者　□子(　年　月　日生)　□子(　年　月　日生)<br>□子(　年　月　日生)　□子(　年　月　日生) |

| 異動発令年月日 | 年　月　日 | 配偶者と別居した年月日 | 年　月　日 |
|---|---|---|---|

| 異動後の居住状況等 | | |
|---|---|---|
| | 配偶者と別居した事情 | □熊本市一般職の職員の給与に関する条例第16条第1項第1号に該当<br>□1　配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員の父母、配偶者の父母又は同居の親族を介護すること<br>□2　配偶者が学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること<br>□3　配偶者が引き続き就業すること<br>□4　配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること<br>□5　その他(　　)<br>□熊本市一般職の職員の給与に関する条例第16条第1項第2号（権衡職員）に該当<br>〔　　〕 |
| | 本人の住居 | 入居年月日　年　月　日 |
| | 住居における同居者 | □子(　年　月　日生)　□子(　年　月　日生)　□子(　年　月　日生)<br>□その他(続柄　・　年　月　日生)　□その他(続柄　・　年　月　日生) |
| | 配偶者の住居 | 異動直前の本人の住居と　□　同じ<br>□　異なる(住所　入居年月日　年　月　日) |
| | 配偶者の住所と職員の新たな住所までの距離 | □100km未満　□100km以上～300km未満　□300km以上～500km未満<br>□500km以上～700km未満　□700km以上～900km未満　□900km以上～1,100km未満<br>□1,100km以上～1,300km未満　□1,300km以上～1,500km未満　□1,500km以上<br>※ 主要都市との距離は裏面参照 |

| 所属長確認印 | | 庶務担当者確認印 | |
|---|---|---|---|

確認及び決定欄　　年　月　日　受理

| 単身赴任手当支給確認欄 | |
|---|---|
| 届出内容の確認日 | 年　月　日 |
| 異動発令年月日 | 年　月　日 |
| 別居年月日 | 年　月　日 |
| 別居事由 | 1　2　3　4　5／権衡職員 |
| 異動先 | |

| 支給決定年月日・金額 | 改定 | 改定 |
|---|---|---|
| | 年　月　日 | 年　月　日 |
| 年　月　日 | 円 | 円 |
| | 改定 | 改定 |
| | 年　月　日 | 年　月　日 |
| 円 | 円 | 円 |

熊本市一般職の職員の給与に関する条例第16条及び同条に基づく熊本市単身赴任手当支給規則の規定に従い上記のとおり確認し決定する。

年　月　日

課長

| | | |
|---|---|---|
| | | |

（裏）

記　入　上　の　注　意

（単身赴任届）

1　太線枠内及び提出年月日のみ記入すること。

2　「届出の理由」欄には、該当する理由の□中にレ印を付し（新規の場合は理由1のみにレ印を付する。）、理由4に該当する場合はその内容を（　）内に記入すること。

3　「届出の理由」欄中「2異動」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に勤務公署を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「3転居」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、更に住居を移転した場合の当該転居をいう。

4　配偶者のない者にあっては、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」と読み替えて記入する。

5　「届出の理由」の1以外に該当する場合は、「異動直前の居住状況等」欄の記入は要しない。

6　「配偶者と別居した事情」欄には、該当□の中にレ印を付し、理由5又は権衡職員に該当する場合は、（　）内にその理由を記入すること。

7　「住居における同居者」欄には、該当□の中にレ印を付し、（　）内に生年月日を記入し、その他に該当する場合は、職員との続柄についても記入すること。

8　「配偶者の住居」欄には、該当□の中にレ印を付し、異なる場合は（　）内に住所及び入居年月日を記入すること。

9　単身赴任手当を受けていた職員が、要件を欠いた場合には、「届出の理由」欄中「2異動」、「3転居」又は「4その他」の該当□の中にレ印を付し、「2異動」の場合には、異動発令年月日のみを、「3転居」の場合には、転居年月日のみを、「4その他」の場合には（　）内に（要件の喪失）とのみ記入すること。

10　「配偶者の住所と職員の新たな住所までの距離」欄には、該当□の中にレ印を付すること。参考までに熊本市（熊本駅）から福岡市（博多駅）までの距離は 118ｋｍ、同じく広島市（広島駅）までの距離は 399ｋｍ、同じく岡山市（岡山駅）までの距離は 560ｋｍ、同じく大阪市（大阪駅）までの距離は 744ｋｍ、同じく名古屋市（名古屋駅）までの距離は 927ｋｍ、同じく東京都（東京駅）までの距離は 1,293ｋｍ、同じく千葉市（千葉駅）までの距離は 1,332ｋｍ、同じく東松島市（矢本駅）までの距離は1,686ｋｍである。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

人委規則第８号
平成２６年３月３１日

熊本市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会委員長　　森　山　義　文

熊本市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

熊本市職員特殊勤務手当支給規則（平成６年人委規則第２８号）の一部を次のように改正する。

第７条を第１１条とし、第３条から第６条までを４条ずつ繰り下げる。

第２条中「熊本市職員特殊勤務手当支給条例（昭和２８年条例第２２号。以下「条例」という。）」を「条例」に、「第２号」を「第３号」に改め、同条を第６条第３項とし、同条に第１項及び第２項として次の２項を加える。

条例別表９の項第１号に規定する財政局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるもの及び額は、次の各号に掲げる職員及び当該各号に掲げる額とする。

(1)　納税課　日額２９０円

(2)　税制課、課税管理課及び各税務課　日額２３０円

２　条例別表９の項第２号に規定する健康福祉子ども局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるものは、国保年金課に勤務する職員とする。

第１条の次に次の４条を加える。

（特別作業手当）

第２条　熊本市職員特殊勤務手当支給条例（昭和２８年条例第２２号。以下「条例」という。）別表３の項第５号に規定する健康福祉子ども局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるものは、精神保健福祉室に勤務する職員とする。

２　条例別表３の項第６号に規定する各区役所に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるものは、各区役所保健子ども課及び城南総合出張所保健福祉課に勤務する職員とする。

３　条例別表３の項第１０号に規定する都市建設局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるものは、各土木センターに勤務する職員とする。

（清掃等作業手当）

第３条　条例別表５の項第１号に規定する環境局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるものは、各環境工場、扇田環境センター又は秋津浄化センターに勤務する職員とする。

２　条例別表５の項第２号に規定する環境局又は各区役所に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるものは、各クリーンセンター又は北区役所まちづくり推進課に勤務する職員とする。

３　条例別表５の項第３号に規定する都市建設局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるものは、各土木センターに勤務する職員とする。

４　条例別表５の項第４号に規定する観光文化交流局又は都市建設局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるものは、熊本城総合事務所又は各土木センターに勤務する職員とする。

（特殊清掃作業手当）

第４条　ごみ焼却炉、ごみピット若しくは汚水槽の内部点検清掃作業又はクレーン上の点検作業に直接従事したときに特殊清掃作業手当を支給する条例別表６の項の環境局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるものは、各環境工場に勤務する職員とする。

２　投入槽、消化槽又は市が管理する浄化槽の内部点検清掃作業に直接従事したときに特殊清掃作業手当を支給する条例別表６の項の同局に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるものは、秋津浄化センターに勤務する職員とする。

（福祉業務手当）

第５条　条例別表８の項第１号に規定する各区役所に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるものは、各区役所保護課に勤務する職員とする。

別表中「別表」を「別表（第８条関係）」に改める。

附則第３項中「第３条」を「第７条」に改める。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

---

人 委 規 則 第 ９ 号

平成２６年３月３１日

熊本市人事委員会委員長及び事務局長等の専決等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会委員長　　森　山　義　文

熊本市人事委員会委員長及び事務局長等の専決等に関する規則の一部を改正する規則

熊本市人事委員会委員長及び事務局長等の専決等に関する規則（平成２２年人委規則第１８号）の一部を次のように改正する。

第３号第２項第１５号を次のように改める。

(15)　削除

第３条第２項に次の１号を加える。

(21)　その他前各号に準ずる事務の処理に関すること。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

---

人 委 規 則 第 １ ０ 号

平成２６年３月３１日

熊本市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会委員長　　森　山　義　文

熊本市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

熊本市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成６年人委規則第１４号）の一部を次のように改正する。

別表第２ア行政職員給料表級別標準職務表４級の項中「係長」を「主査」に改め、同表５級の項中「課長補佐」を「主幹」に改める。

別表第２ウ医療職員給料表級別標準職務表２級の項第１号中「課長補佐」を「主幹」に改め、同項第２号中「係長」を「主査」に改める。

別表第３ア行政職員給料表初任給基準表中

「

<table>
<tr><td rowspan="2">一般</td><td rowspan="2">正規の試験</td><td>職員採用試験<br>（上級職）</td><td></td><td>１級２５号給</td></tr>
<tr><td>職員採用試験<br>（初級職）</td><td></td><td>１ 級 ５ 号 給</td></tr>
<tr><td>保育士</td><td colspan="2" rowspan="7"></td><td>短大卒</td><td>１級１５号給</td></tr>
<tr><td>獣医師</td><td>大学６卒</td><td>１級３８号給</td></tr>
<tr><td>薬剤師</td><td>大学６卒</td><td>１級４０号給</td></tr>
<tr><td></td><td>大学卒</td><td>１級２５号給</td></tr>
<tr><td>管理栄養士</td><td>大学卒</td><td>１級２５号給</td></tr>
<tr><td></td><td>短大卒</td><td>１級１５号給</td></tr>
<tr><td>保健師<br>助産師</td><td>大学卒</td><td>１級２５号給</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>短大３卒</td><td>１級２１号給</td></tr>
</table>

| | | | |
|---|---|---|---|
| 看護師 | 短大３卒 | １級１９号給 |
| | 短大２卒 | １級１５号給 |
| 診療放射線技師<br>臨床検査技師<br>理学療法士<br>作業療法士<br>言語聴覚士<br>臨床工学技士<br>視能訓練士 | 大学卒 | １級２４号給 |
| | 短大３卒 | １級２０号給 |
| 歯科衛生士 | 短大３卒 | １級２０号給 |
| | 短大２卒 | １級１５号給 |
| | 高校専攻科卒 | １級１１号給 |
| 学芸員 | 大学卒 | １級２５号給 |
| その他 | 大学卒 | １級２５号給 |
| | 短大卒 | １級１５号給 |
| | 高校卒 | １　級５号給 |

」

を

「

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 一般 | 正規の試験 | 職員採用試験<br>（上級職） | | １級２９号給 |
| | | 職員採用試験<br>（初級職） | | １　級　９　号　給 |
| 保育士 | | | 短大卒 | １級１９号給 |
| 獣医師 | | | 大学６卒 | １級４２号給 |
| 薬剤師 | | | 大学６卒 | １級４２号給 |
| | | | 大学卒 | １級２９号給 |
| 管理栄養士 | | | 大学卒 | １級２９号給 |
| | | | 短大卒 | １級１９号給 |
| 保健師<br>助産師 | | | 大学卒<br>短大３卒 | １級２９号給<br>１級２５号給 |
| 看護師 | | | 短大３卒 | １級２３号給 |
| | | | 短大２卒 | １級１９号給 |
| 診療放射線技師<br>臨床検査技師<br>理学療法士<br>作業療法士<br>言語聴覚士<br>臨床工学技士<br>視能訓練士 | | | 大学卒 | １級２８号給 |
| | | | 短大３卒 | １級２４号給 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 歯科衛生士 | | 短大３卒 | １級２４号給 |
| | | 短大２卒 | １級１９号給 |
| | | 高校専攻科卒 | １級１５号給 |
| 学芸員 | | 大学卒 | １級２９号給 |
| その他 | | 大学卒 | １級２９号給 |
| | | 短大卒 | １級１９号給 |
| | | 高校卒 | １　級９号給 |

」

に改め、同表備考２中「２９号給」を「３３号給」に、「２２号給」を「２６号給」に改める。

別表第３イ消防職員給料表初任給基準表中

「

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 上級消防職 | 正規の試験 | 消防職員採用試験（上級職） | | １級３３号給 |
| 初級消防職 | | 消防職員採用試験（初級職） | | １級１３号給 |

」

を

「

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 上級消防職 | 正規の試験 | 消防職員採用試験（上級職） | | １級３７号給 |
| 初級消防職 | | 消防職員採用試験（初級職） | | １級１７号給 |

」

に改める。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

---

人委規則第１１号

平成２６年３月３１日

熊本市管理職員特別勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会委員長　　森　山　義　文

熊本市管理職員特別勤務手当支給規則の一部を改正する規則

熊本市管理職員特別勤務手当支給規則（平成６年人委規則第２５号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

| |
|---|
| 熊本市事務決裁に関する訓令（平成８年訓令第３号）別表第３に掲げる課及びかい等（法制室、コンプライアンス推進室、男女共生推進室、特別滞納対策室、保護管理室、精神保健福祉室、一時保護所、温暖化対策室、事業ごみ対策室、企業立地推進室、担い手推進室、国際室、マイス推進室、にぎわい推進室、埋蔵文化財調査室、建築審査室、建築物安全推進室、建築保全室及び自転車対策室を除く。）の長並びに市立高等学校事務長、学校給食共同調理場長及び植木図書館長で職務の級が５級の職員 |

」

を

「

| |
|---|
| 熊本市事務決裁に関する訓令（平成８年訓令第３号）別表第３に掲げる課及びかい等（コンプライアンス推進室、男女共生推進室、社会保障・税番号制度推進室、特別滞納対策室、精神保健福祉室、一時保護所、温暖化対策室、事業ごみ対策室、企業立地推進室、担い手推進室、国際室、マイス推進室、にぎわい推進室、埋蔵文化財調査室、建築審査室、鉄道高架関連整備室、建築物安全推進室、建築保全室及び自転車対策室を除く。）の長並びに市立高等学校事務長、学校給食共同調理場長及び植木図書館長で職務の級が５級の職員 |

」

に改める。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

---

人委規則第１２号

平成２６年３月３１日

熊本市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会委員長　　森　山　義　文

熊本市人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

熊本市人事委員会事務局の組織等に関する規則（平成６年人委規則第２号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「首席総務審議員」を「首席審議員」に、「総務審議員」を「審議員」に改める。

第４条第５項中「首席総務審議員」を「首席審議員」に改め、同条第６項中「総務審議員」を「審議員」に改める。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。

---

人委規則第１３号

平成２６年３月３１日

熊本市扶養手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会委員長　　森　山　義　文

熊本市扶養手当支給規則の一部を改正する規則

熊本市扶養手当支給規則（平成６年人委規則第１７号）の一部を次のように改正する。

第４条に次の１項を加える。

４　任命権者は、第１項の規定により届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定したときは、その認定に係る事項を職員情報システムに記録するものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。